

じゅう さん ぼう づか

史跡十三宝塚遺跡

1992

じゅうさんぼうづか
史跡十三宝塚遺跡

1992

群馬県教育委員会
財團法人群馬県埋蔵文化財調査事業団

序

十三宝塚遺跡は、伊勢崎・佐波工業団地造成に伴い発見されました。昭和49年度から3ヶ年にわたって発掘調査され、基壇を有する瓦使用建物跡2棟、それを取り囲む柵列跡、掘立柱建物跡群等貴重な遺構が調査されました。

工業団地へ進出した、土地所有者の沖電線株式会社・サンデン株式会社の理解と協力のもとに、遺跡の保存がなされ、全国的にも極めて貴重な遺跡として昭和63年1月11日に史跡に指定されました。

発掘調査報告については、諸般の事情で遅っていましたが、調査関係者の熱意と努力により、全国的にも著名な当遺跡の報告書作成業務が群馬県教育委員会より平成2年度に当事業団に委託されました。そして、2ヶ年をついやして、業務を終了させ、ここに「史跡十三宝塚遺跡」の発掘調査報告書を上梓することができました。

本報告書を刊行するに際し、本書刊行のため努力した調査関係者の皆様に衷心より感謝の意を表し、併せて、埋蔵文化財発掘調査への理解と協力をお願いし、本書が群馬県の歴史を解明するため、広く活用されることを願い序とします。

平成4年3月

財団法人 群馬県埋蔵文化財調査事業団

理事長 小寺弘之

例　　言

1. 本書は過年度公共整理事業に伴う県委託事業であるとともに、文化財保護法とその施行令等に基づき作成した報告書である。
2. 本遺跡の記録保存資料および出土資料並に整理清書図等資料は、群馬県埋蔵文化財調査センターに保管されているが、今後、史跡整備の実施主体者（未決定事項）が整った施設に一括保管すべきである。
3. 発掘調査体制は次のとおりである。
- (1) 試掘調査
調査主体　伊勢崎市・佐波郡境町教育委員会
調査担当　松村一昭・大沢京之七・中澤貞治（伊勢崎市教育委員会）
調査員　井上唯雄・桜場一寿・真下高幸（群馬県教育委員会文化財保護課）細野雅雄・細野昭子・原島利枝・横沢克明・村田喜久雄
指導員　群馬県教育委員会
協力　伊勢崎・佐波工業団地造成組合
調査期間　昭和48年6月1日～10日・昭和48年8月1日～11月2日
- (2) 昭和49年度調査
調査主体　群馬県教育委員会・佐波郡境町教育委員会
調査担当　井上唯雄（群馬県教育委員会）・小林敏夫（境町教育委員会）・大沢京之七
調査員　桜場一寿・下城正・原田恒弘（群馬県教育委員会）・中澤貞治（伊勢崎市教育委員会）・原島利枝・松村一昭・浜川啓史・須田茂
調査期間　昭和49年7月22日～10月24日
- (3) 昭和50年度調査
調査主体　群馬県教育委員会
調査担当　井上唯雄・前沢和之・桜場一寿・下城正（群馬県教育委員会）
調査員　小林敏夫（境町教育委員会）・坂爪久純・原島利枝
調査期間　昭和50年6月1日～9月25日
4. 整理体制と整理期間
整理主体　群馬県教育委員会・健群馬県埋蔵文化財調査事業団
期間　平成2年4月1日～平成4年3月31日
整理補助員　金子恵子・細井敏子・小久保トシ子・阿部幸恵・矢島三枝子・本田等恵・飯野幸子・近藤若菜・西沢智代・ほかに大塚とし子・馬場千鶴・南雲素子の援助を受けた。
遺物保存のための化学処理　関邦一（当団普及資料課）・小林浩一　遺物写真撮影　佐藤元彦（当団普及資料課）・拡大・赤外写真　大江による。
遺物固形化　当団調査研究部第一課　スリーピース（3次元測定）土器実測班　担当真下高幸（当団調査研究部第一課長）・岡晴彦（当団普及資料課）・長沼久美子・佐藤美代子・高梨房江・尾田正子・千代谷和子・八幡美津子
整理担当　大江正行
事務・接客　松本浩一・田口紀雄・神保健史・佐藤勉・巾隆之（本報告の涉外主務・調査研究第3課長）・小林昌嗣・船津茂・笠原秀樹・須田朋子・吉田有光・柳間良宏
5. 本書の作成・編集は大江正行がこれに当たった。本報告のうち調査時点の内容は概報の記述を基にして、整理結果から得られた所見を加えて記述した。
6. 本書の作成にあたり、次の機関、諸先生、諸兄の教示・協力を受けた。
図面監査　井上唯雄（勢多郡墨小学校）・坂爪久純（境町教育委員会）
遺物監査　平野進一・川合道子・唐沢至朗（群馬県立歴史博物館）・津金吉茂（群馬県教育委員会文化財保護課）・坂爪久純（境町教育委員会）
分析・鑑定　群馬県試験場並びに化学課の皆さんと小沢達樹氏。　石材鑑定　飯島静雄（群馬地質研究会）
資料・情報収集　当団職員と真下在住の文化財担当職員、関係者の皆さん。
遺跡保存協力　沖電線株式会社・サンデン株式会社
7. 遺跡名称および所在地　遺跡名称は（史跡）十三宝塚遺跡で小字名に基づく。所在地は佐波郡境町伊与久小字上十三宝塚・上壽初にある。小字上十三宝塚は明治14年に編さんされた「小字名調書一佐位郡部」（群馬県）には上十三房塚とある。
8. 本書の凡例は次のとおりである。
(1) 遺構方位は記録調査座標の磁北（国土座標に対して7°30'西偏）を用いたが、およそ磁北は地理院「伊勢崎」1:25,000によれば、座標北に対し、磁北は6°50'西偏する。
(2) 縮率は基準・既立柱建物跡図を1:160、住居跡図を1:60とし、そのほかは各遺構図に縮小率を標記してある。遺物実測図は瓦類を1:5、土器について1:3を原則とし、そのほかの種は遺物図に縮小率を標記してある。
(3) 遺構写真是、調査担当および調査員による。遺物類は土器についておおむね1:3で、瓦類を1:6でそのほかは写真の傍に標記した。なお写真図版中扉に写真の凡例、例言について触れた。参照されたい。
(4) 遺構・遺物に係る細かな凡例は、各篇の冒頭で示し、そのほかトーンなどは図傍に示した。

本文目次

第1篇 調査に至る経緯と経過	
第1章 遺跡発見から第2次調査に 至る経緯と経過	9
第2章 第3次調査以降について	10
第2篇 調査方法と基本層位	
第1章 調査方法	11
第2章 調査と平成2・3年度 整理との関係	15
第3章 基本層位	16
第3篇 周辺遺跡	
第1章 周辺遺跡と歴史的環境	17
第2章 周辺の瓦出土遺跡	21
第4篇 検出された遺構と遺物(近世・中世)	
第1章 江戸時代以降	24
第2章 室町・鎌倉時代	24
掘立柱建物跡L号	26
土壤09号	27
第5篇 検出された遺構と遺物(古代)	
第1章 寺跡と内郭	30
1. 南縁	30
2. 東縁	31
3. 西縁	31
4. 北縁	32
第2章 基壇遺構	32
基壇1号・掘立柱建物跡32	32
基壇2号	62
基壇3号	91
基壇4号	94
第3章 掘立柱建物跡	98
掘立柱建物跡A号～E号	104～107
第4章 住居跡	132
住居跡1号～5・6・8・9号	132～133
同 07号～10号	136～139
同 11号～15号	139～143
同 16号～20号	144～146
同 21号～25号	146～150
同 27・28号～30号	153～158
同 31号～35号	166～173
同 36号～40号	173～186
同 41-1・2号～48号	188～201
第5章 井戸跡	
井戸跡01号～08号	202～203
第6章 溝跡	204～211
第7章 土壌	
土壤01号～11号	212～216
第8章 金属製品生産関連遺構	218
第9章 出土遺物	220～258
第10章 遺物観察	259～297
第6篇 化学分析	298～305
第7篇 考察	
第1章 土地利用の変遷	306
第2章 瓦類	306
第3章 遺跡の性格と遺構の機能	309
第4章 遺構の変遷	313
第5章 古代氏族との関係	314

図 版 目 次

第 1 図	既刊の「十三宝塚道路発掘調査概報 I ~ III」	10
第 2 図	試掘・第 1 次調査に至る間の全体概念図	12
第 3 図	第 1・2 次調査遺構全図	13
第 4 図	北接地域既調査区図	14
第 5 図	第 2 次調査の遺物台帳	15
第 6 図	群馬県における完新世示標テフラ層の分布	16
第 7 図	基本層位図	16
第 8 図	周辺道路と周辺地形	19
第 9 図	周辺の瓦出土遺跡	22
第 10 図	周辺の瓦出土遺跡	23
第 11 図	近世・中世遺跡位置と遺物出土点	25
第 12 図	掘立 L 号概念図	26
第 13 図	中世灰陶器遺物図	27
第 14 図	中世磁器遺物図	27
第 15 図	土壤 09 (整) 号遺構図	27
第 16 図	中世陶器遺物図	28
第 17 図	碁石・石板遺物図	28
第 18 図	近代・近世灰質陶器	29
第 19 図	近代・近世陶・磁器遺物図	29
第 20 図	近代瓦遺物図	29
第 21 図	十三宝塚道路全体図	33・34
第 22 図	寺院区画南東縁遺構図	35・36
第 23 図	寺院区画東縁遺構図	37・38
第 24 図	寺院区画東縁建物群遺構・建物推定図	39・40
第 25 図	寺院区画西縁遺構図	41・42
第 26 図	寺院区画北縁遺構図	43・44
第 27 図	基壇 1 号・掘立柱建物跡 32 (整) 号遺構図	45
第 28 図	基壇 1 号遺構図	46
第 29 図	基壇 1 号遺物図 (基壇上の柱穴)	47
第 30 図	基壇 1 号遺物図 (地盤開通土壤・基壇上)	48
第 31 図	基壇 1 号遺物図 (基壇上およびその周囲)	49
第 32 図	基壇 1 号遺物図 (基壇外南縁瓦集中部)	50
第 33 図	基壇 1 号遺物図 (基壇外南側)	51
第 34 図	基壇 1 号遺物図 (基壇外南側)	52
第 35 図	基壇 1 号遺物図 (基壇外南側)	53
第 36 図	基壇 1 号遺物図 (基壇外南側)	54
第 37 図	基壇 1 号遺物図 (基壇外南側)	55
第 38 図	基壇 1 号遺物図 (基壇外西南側)	56
第 39 図	基壇 1 号遺物図 (基壇外西南側)	57
第 40 図	基壇 1 号遺物図 (基壇外西南側)	58
第 41 図	基壇 1 号遺物図 (基壇外西南側)	59
第 42 図	基壇 1 号遺物図 (基壇外東南側)	59
第 43 図	基壇 1 号遺物図 (基壇外東から北東側)	60
第 44 図	基壇 1 号遺物図 (基壇外北から西南側)	60
第 45 図	基壇 1 号遺物図 (基壇外西から西南側)	61
第 46 図	基壇 1 号遺物図 (出土地詳細不明)	61
第 47 図	基壇 2 号遺構図	63
第 48 図	基壇 2 号遺構図 (基壇規模の推定と遺物出土状態)	64
第 49 図	基壇 2 号遺物図 (南西側)	65
第 50 図	基壇 2 号遺物図 (南西側)	66
第 51 図	基壇 2 号遺物図 (基壇外南側)	67
第 52 図	基壇 2 号遺物図 (基壇外南側)	67
第 53 図	基壇 2 号遺物図 (基壇外南側)	68
第 54 図	基壇 2 号遺物図 (基壇外南側)	69
第 55 図	基壇 2 号遺物図 (基壇外南側)	70
第 56 図	基壇 2 号遺物図 (基壇外南側)	71
第 57 図	基壇 2 号遺物図 (基壇外南側)	72
第 58 図	基壇 2 号遺物図 (基壇外南側)	73
第 59 図	基壇 2 号遺物図 (基壇外南側)	74
第 60 図	基壇 2 号遺物図 (基壇外南側)	75
第 61 図	基壇 2 号遺物図 (基壇外南側)	76
第 62 図	基壇 2 号遺物図 (基壇外南東側)	77
第 63 図	基壇 2 号遺物図 (基壇外南東側)	78
第 64 図	基壇 2 号遺物図 (基壇外南東側)	79
第 65 図	基壇 2 号遺物図 (基壇外東側)	80
第 66 図	基壇 2 号遺物図 (基壇外東側)	81
第 67 図	基壇 2 号遺物図 (基壇外北東側)	81
第 68 図	基壇 2 号遺物図 (基壇外北東側)	82
第 69 図	基壇 2 号遺物図 (基壇外北東側)	83
第 70 図	基壇 2 号遺物図 (基壇外北東側)	84
第 71 図	基壇 2 号遺物図 (基壇外北東側)	85
第 72 図	基壇 2 号遺物図 (基壇外北東側)	86
第 73 図	基壇 2 号遺物図 (基壇外北側)	87
第 74 図	基壇 2 号遺物図 (基壇外西側)	87
第 75 図	基壇 2 号遺物図 (基壇外西側)	88
第 76 図	基壇 2 号遺物図 (基壇外西側)	89
第 77 図	基壇 2 号遺物図 (基壇 2 号間連と補足)	89
第 78 図	基壇 2 号遺物図 (基壇 2 号間連と補足)	90
第 79 図	基壇 2 号遺物図 (基壇 2 号間連と補足)	91
第 80 図	基壇 3 号遺構図	92
第 81 図	基壇 3 号遺物図 (周辺・北土壠含む)	93
第 82 図	基壇 4 (整) 号遺構図	94
第 83 図	基壇 4 (整) 号遺物図	95
第 84 図	寺遺構東北隅部周辺遺物図	96
第 85 図	寺遺構西北隅部周辺遺物図	97
第 86 図	寺遺構 J 17 北東部遺物図	97
第 87 図	台地東縁調査区図	102
第 88 図	N トレンチ遺物図	102
第 89 図	掘立南門遺構図	103
第 90 図	掘立南門遺物図 (周辺含む)	103
第 91 図	掘立 A・B 号遺構図	104
第 92 図	掘立 C 号遺構図	105
第 93 図	掘立 D 号遺構図	105
第 94 国	掘立 E 号遺構図	106
第 95 国	掘立 F 号遺構図	107
第 97 国	掘立 G 号遺構図	108
第 98 国	掘立 H 号遺構図	109
第 99 国	掘立 I 号遺構図	110
第 100 国	掘立 J 号遺構図	110
第 101 国	掘立 K 号遺構図	111
第 102 国	掘立 L 号概念図	112
第 103 国	掘立 M 号遺構図	112
第 104 国	掘立 N 号遺構図	113

第 105 図 握立01号遺構図	114	第 163 図 住居跡20号遺物図	148
第 106 図 握立02号遺構図	115	第 164 図 住居跡21号概念図	149
第 107 図 握立03・18号遺構図	116	第 165 図 住居跡21号遺物図	149
第 108 図 握立03・18号遺物図	116	第 166 図 住居跡22号概念図	150
第 109 図 握立04号遺構図	117	第 167 図 住居跡22号遺物図	150
第 110 国 握立04号遺物図	117	第 168 国 住居跡23号概念図	150
第 111 国 握立06・23号遺構図	118	第 169 国 住居跡23号遺物図	150
第 112 国 握立07・08・25号遺構図	120	第 170 国 住居跡24号概念図	151
第 113 国 握立09・26号遺構図	121	第 171 国 住居跡25号遺構図	152
第 114 国 握立09号遺物図	121	第 172 国 住居跡25号遺物図	152
第 115 国 握立10・27号遺構図	122	第 173 国 住居跡25号遺物図	153
第 116 国 握立11号遺構図	123	第 174 国 住居跡26号遺構図	153
第 117 国 握立11号遺物図	123	第 175 国 住居跡26号遺物図	154
第 118 国 握立12号遺構図	124	第 176 国 住居跡27・28号遺構図	155
第 119 国 握立13・24号遺構図	124	第 177 国 住居跡27号遺物図	155
第 120 国 握立14号遺構図	125	第 178 国 住居跡27号遺物図	156
第 121 国 握立15・17号遺構図	125	第 179 国 住居跡27号遺物図	157
第 122 国 握立15号遺物図	125	第 180 国 住居跡28号遺物図	158
第 123 国 握立16号遺構図	126	第 181 国 住居跡29号遺構図	159
第 124 国 握立21号周辺遺物図	127	第 182 国 住居跡29号遺物図	159
第 125 国 握立22・28号遺構図	128	第 183 国 住居跡29号遺物図	160
第 126 国 握立22号遺物図	128	第 184 国 住居跡29号遺物図	161
第 127 国 握立29(差)号遺構図	129	第 185 国 住居跡30号遺物図	162
第 128 国 握立30(差)号・西線関連遺構図	130	第 186 国 住居跡30号遺構図	163
第 129 国 握立31(差)号遺構図	131	第 187 国 住居跡30号遺物図	163
第 130 国 ピット関連遺物図	131	第 188 国 住居跡30号遺物図	164
第 131 国 住居跡01号遺構図	132	第 189 国 住居跡31号遺構図	165
第 132 国 住居跡02・03号遺構図	133	第 190 国 住居跡31号遺物図	166
第 133 国 住居跡02号遺物図	134	第 191 国 住居跡32号遺構図	167
第 134 国 住居跡03号遺物図	134	第 192 国 住居跡32号遺物図	168
第 135 国 住居跡04号遺物図	135	第 193 国 住居跡32号遺物図	169
第 136 国 住居跡04号遺物図	135	第 194 国 住居跡33・47号遺構図	170
第 137 国 住居跡05・06・08・09号概念図	136	第 195 国 住居跡33号遺物図	171
第 138 国 住居跡06号遺構図	137	第 196 国 住居跡33号遺物図	172
第 139 国 住居跡08号遺物図	137	第 197 国 住居跡34号遺構図	173
第 140 国 住居跡09号遺物図	137	第 198 国 住居跡34号遺物図	174
第 141 国 住居跡07号遺構図	138	第 199 国 住居跡35号遺構図	174
第 142 国 住居跡07号遺物図	138	第 200 国 住居跡36号遺構図	175
第 143 国 住居跡10号遺構概念図	139	第 201 国 住居跡36号遺物図	175
第 144 国 住居跡10号遺物図	139	第 202 国 住居跡36号遺物図	176
第 145 国 住居跡11号遺構図	140	第 203 国 住居跡37号遺構図	177
第 146 国 住居跡11号遺物図	140	第 204 国 住居跡37号遺物図	177
第 147 国 住居跡11号遺物図	141	第 205 国 住居跡37号遺物図	178
第 148 国 住居跡12号遺構図	141	第 206 国 住居跡37号遺物図	179
第 149 国 住居跡13号遺構図	142	第 207 国 住居跡37・38号遺物図	179
第 150 国 住居跡13号遺物図	142	第 208 国 住居跡38号遺物図	180
第 151 国 住居跡14号遺構図	142	第 209 国 住居跡38号遺物図	181
第 152 国 住居跡14号遺物図	142	第 210 国 住居跡39号遺構図	182
第 153 国 住居跡15号概念図	143	第 211 国 住居跡39号遺物図	183
第 154 国 住居跡15号遺物図	143	第 212 国 住居跡40号遺構図	184
第 155 国 住居跡16号概念図	144	第 213 国 住居跡40号遺物図	184
第 156 国 住居跡16号遺物図	144	第 214 国 住居跡40号遺物図	185
第 157 国 住居跡17号概念図	145	第 215 国 住居跡41号遺構図	186
第 158 国 住居跡18号概念図	146	第 216 国 住居跡41号遺物図	187
第 159 国 住居跡19号概念図	147	第 217 国 住居跡42号遺構図	188
第 160 国 住居跡19号遺物図	147	第 218 国 住居跡42号遺物図	189
第 161 国 住居跡19号遺物図	148	第 219 国 住居跡42号遺物図	190
第 162 国 住居跡20号概念図	148	第 220 国 住居跡42号遺物図	191

第 221 図 居居跡42号遺物図	192	第 279 図 格子印種別不明類	235
第 222 図 居居跡43号遺構図	193	第 280 図 圓印種別一覽図	236
第 223 図 居居跡43号遺物図	194	第 281 図 作瓦技法痕ほか	236
第 224 図 居居跡44号遺構図	195	第 282 図 塑像と関連遺物図	237
第 225 図 居居跡44号遺物図	195	第 283 図 土管様遺物図	237
第 226 図 居居跡44号遺物図	196	第 284 図 瓦片遺物図(集成)	238
第 227 図 居居跡44号遺物図	197	第 285 図 土器類遺物図(古墳時代須恵器例)	239
第 228 図 居居跡45・46号遺構図	198	第 286 図 土器類遺物図(埴輪例)	239
第 229 図 居居跡45号遺物図	198	第 287 図 土器類遺物図(再加工円形製品)	239
第 230 国 居居跡46号遺物図	199	第 288 国 土器類遺物図(推定笠原窯群製の須恵器例)	239
第 231 国 居居跡45・46号遺物図	200	第 289 国 土器類遺物図(推定幕内製の土器器例)	240
第 232 国 居居跡48(整)号概念図	201	第 290 国 土器類(土器器・須恵器技法の共存個体例)	240
第 233 国 井戸跡01(整)号遺構図	202	第 291 国 土器類(内火施灰の例)	240
第 234 国 井戸跡02(整)号概念図	202	第 292 国 土器類(笠原窯跡群製と隣接県産と不明類の須恵器例)	
第 235 国 井戸跡03(整)号概念図	203	第 293 国 土器類遺物図(兼附・觀音丘段製か隣接県製か不明類の須恵器例)	241
第 236 国 井戸跡04(整)号概念図	203	第 294 国 土器類遺物図(崎玉県末野宮跡群製の須恵器例)	241
第 237 国 井戸跡05(整)号概念図	203	第 295 国 土器類遺物図(隣接県製の須恵器例)	241
第 238 国 井戸跡07号遺構図	203	第 296 国 土器類遺物図(隣接県製の須恵器例)	242
第 239 国 井戸跡08号遺物図	203	第 297 国 土器類遺物図(東海地方以西製の須恵器例)	242
第 240 国 溝跡01(西溝)遺物図	204	第 298 国 土器類遺物図(東海地方以西か隣接県製か不明類の須恵器例)	243
第 241 国 溝跡02号(北溝)遺物図	205	第 299 国 土器類遺物図(隣接県製か土器器の例)	243
第 242 国 南限大溝遺構図	206	第 300 国 土器類遺物図(浄瓶集成)	243
第 243 国 溝跡03号(南限大溝)遺物図	207	第 301 国 土器類遺物図(灰釉陶器の例)	243
第 244 国 溝跡03号(南限大溝)遺物図	208	第 302 国 三彩陶器の分布	244
第 245 国 溝跡03号(南限大溝)遺物図	209	第 303 国 三彩陶器遺物図	245
第 246 国 溝跡04号(寺北東溝・寺北東溝・L字溝)遺物図	210	第 304 国 三彩陶器遺物図	246
第 247 国 溝跡05(整)号遺物図	211	第 305 国 三彩陶器の器種	247
第 248 国 土壙01(整・焼土壙)号遺構図	212	第 306 国 淬製遺物図	247
第 249 国 土壙01(整・焼土壙)号遺物図	212	第 307 国 鉄地鍍金製造物図	247
第 250 国 土壙03(整・大ビット3)号遺構図	213	第 308 国 土器類遺物図(転用器とその関連集成図)	248
第 251 国 土壙03(整・大ビット3)号遺物図	213	第 309 国 電道遺物図	249
第 252 国 土壙02(整)号概念図	214	第 310 国 視・墨土器・暗文土器の分布	250
第 253 国 土壙04(整)号概念図	214	第 311 国 墨書き集成図	251
第 254 国 土壙05(整)号概念図	214	第 312 国 墨書き・鉛筆成図	252
第 255 国 土壙06(整・大穴)号遺構図	214	第 313 国 刻書土器図	252
第 256 国 土壙06(整・基II北大穴)号遺物図	215	第 314 国 塗・油焼付の坏・腕輪の分布	253
第 257 国 土壙07(整)号概念図	216	第 315 国 土器類遺物図(土器器暗文と須恵器針書文集成)	254
第 258 国 土壙07(整)号関連遺物図	216	第 316 国 土器類遺物図(油塗・煤付着)	254
第 259 国 土壙11(整)号遺物図	217	第 317 国 金属製品・生産関連遺物図	255
第 260 国 土壙10(整)号遺構図	218	第 318 国 浴槽型遺物図(浴槽1)	256
第 261 国 土壙10(整)号遺物図	218	第 319 国 浴槽型遺物図(浴槽2)	256
第 262 国 I 17h 05室遺物図	218	第 320 国 火打石と火打金遺物図	256
第 263 国 金属生産関連と鉄製造物分布図	219	第 321 国 鉄器類遺物図	257
第 264 国 寺跡関連遺物の分布	223	第 322 国 鐵器類遺物図	258
第 265 国 龍瓦と関連遺物図(全個体集成)	224	第 323 国 砥石遺物図	258
第 266 国 宇瓦遺物図(全個体集成)	225	第 324 国 紗垂車遺物図(集成)	258
第 267 国 男瓦・女瓦遺物図	226	第 325 国 窓瓦の同窓關係と型式別図	308
第 268 国 女瓦遺物図	227	第 326 国 各遺構の距離関係図	311
第 269 国 男・女瓦遺物図(稀少種ほか)	228		
第 270 国 特殊瓦(2種の格子叩と男瓦に格子叩)遺物図	229		
第 271 国 特殊瓦(有段男瓦)遺物図	229		
第 272 国 特殊瓦(遺瓦瓦と共通胎土の瓦傾)遺物図	229		
第 273 国 格子印種別一覽図	230		
第 274 国 格子印種別一覽図	231		
第 275 国 格子印種別一覽図	232		
第 276 国 格子印種別一覽図	233		
第 277 国 格子印種別一覽図	234		
第 278 国 格子印種別一覽図	235		

写 真 図 版 目 次

写真図版 1	2次調査全景と周辺地形の垂直	4段左	掘立柱建物跡 8	
写真図版 2	寺跡・区画と北東掘立柱建物跡群	右	掘立柱建物跡 8柱穴N棗	
写真図版 3	1段左 基壇1号全景 右 基壇1号の試掘時点 2段 基壇1号東半部 3段左 基壇1号柱穴S 1・栗石 右 基壇1号柱穴S 3 4段左 基壇1号地表の北東溝 右 基壇1号地表の北西溝	写真図版12	1段左 右 2段左 3段左 4段左	掘立柱建物跡 9・26 掘立柱建物跡 10・27 掘立柱建物跡11 掘立柱建物跡12 掘立柱建物跡14 掘立柱建物跡15・17 掘立柱建物跡16 掘立柱建物跡19・20・21
写真図版 4	上 基壇2号全景 左下 基壇2号南・東側地覆石列近景 右中 基壇2号上面 右下 基壇2号東縁の金網押出出土状況	写真図版13	1段左 右 2段左 3段左 4段左	掘立柱建物跡22・28 掘立柱建物跡29(整)号 掘立柱建物跡30(整)号 掘立柱建物跡31(整)号 掘立柱建物跡門 南門の検出当初 右 南門性穴集中
写真図版 5	1段 基壇2号南北の状況 2段 基壇2号東辺下の状況 3段左 基壇2号北辺の切石 右 基壇3号中央部 4段左 基壇4(整)号 右 基壇4(整)号	写真図版14	1段左	住居跡1号全景 右 住居跡1号電跡 2段左 住居2・3号全景 右 住居跡2・3号近景 3段左 住居跡4号全景 右 住居跡4号電跡 4段左 住居跡5号 右 住居跡5号電跡
写真図版 6	左上 南櫛列跡全景 右上 南櫛列跡全景 左中 南櫛列跡 右中 南・西櫛列との交点 下 南櫛列と東櫛列との交点	写真図版15	1段左 右 2段左 右 3段左 右 4段左	住居跡5・6・8・9号遺物出土状況 住居跡5・6・8・9号掘方 住居跡7号 右 住居跡7号電跡 住居跡8号 右 住居跡8号電跡 住居跡9号 右 住居跡9号電跡
写真図版 7	1段左 西櫛列跡と溝跡1号(西溝) 右 西櫛列跡と溝跡1号(西溝) 2段左 西櫛列跡と溝跡1号(西溝) 右 北東隅能登跡と北溝 3段左 北溝と溝跡2号(北溝) 右 北辺土塁・北溝と西溝の交点 4段 左 南東掘立柱建物跡群	写真図版16	1段左	住居跡10号 右 住居跡10号電跡 2段左 住居跡11号 右 住居跡11号電跡 3段左 住居跡12号 右 住居跡12号電跡と貯蔵穴 4段左 住居跡12・22・14号 右 住居跡12・22・20号
写真図版 8	上 寺跡調査区造景と東櫛列・東北隅地跡周辺 状況 中 寺跡調査区と北東掘立柱建物群 下 南東掘立柱建物群	写真図版17	1段左	住居跡13号 右 住居跡13号電跡 2段左 住居跡14号 右 住居跡14号貯蔵穴 3段左 住居跡15号 右 住居跡15号電跡 4段左 住居跡16号 右 住居跡16号電跡
写真図版 9	1段 堀立柱建物A～I群 2段左 堀立柱建物A～D 右 堀立柱建物跡E～I 3段左 堀立柱建物跡D 右 堀立柱建物跡K 4段左 堀立柱建物跡L 右 堀立柱建物跡M	写真図版18	1段左	住居跡17号 右 住居跡17号 2段左 住居跡18号 右 住居跡18号電跡 3段左 住居跡19号 右 住居跡19号
写真図版10	1段左 堀立柱建物跡M 右 堀立柱建物跡1 2段左 堀立柱建物跡1 右 堀立柱建物跡1 3段左 堀立柱建物跡2 右 堀立柱建物跡3 4段左 堀立柱建物跡5 右 堀立柱建物跡6・23			
写真図版11	1段左 堀立柱建物跡6・23 右 堀立柱建物跡6柱穴N 3 2段左 堀立柱建物跡6・23柱穴 右 堀立柱建物跡7・25 3段左 堀立柱建物跡7柱穴S 2 右 堀立柱建物跡7柱穴N 1			

4段左	住居跡20号	3段左	井戸跡8
右	住居跡20号	右	井戸跡8
写真図版19	1段左 住居跡20号	4段左	井戸跡8
右	住居跡20号電跡	右	井戸跡8
2段左	住居跡21号	写真図版27	1段左 溝跡2(北溝)
右	住居跡22号		右 溝跡3(南限大溝)
3段左	住居跡22号電跡	2段左	溝跡3
右	住居跡24号	3段右	溝跡3
4段左	住居跡24号	4段左	溝跡4
右	住居跡24号		右 溝跡6
写真図版20	1段左 住居跡24-1号電跡	写真図版28	1段左 土壙1(整・焼土塊)
右	住居跡24-1号電跡		右 土壙1
2段左	住居跡25号	2段左	土壙1
右	住居跡25号電跡	右	土壙2(整)
3段左	住居跡26号	3段左	土壙2
右	住居跡26号	右	土壙3(整)
4段左	住居跡26号電跡	4段左	土壙9(整)
右	住居跡26号電跡	右	土壙10(整)
写真図版21	1段左 住居跡27-28号電	写真図版29	中世以降の遺物団
右	住居跡27-28号電	写真図版30	近代瓦期・基壇1号の遺物
2段左	住居跡29号	写真図版31	基壇2・3号の遺物
右	住居跡29号電跡	写真図版32	寺北東隅・西北隅、南門、掘立柱建物跡関連、住居跡(02~04号)の遺物
3段左	住居跡30号	写真図版33	住居跡の遺物(06~25号)
右	住居跡30号電跡	写真図版34	住居跡の遺物(25~27号)
4段左	住居跡31号	写真図版35	住居跡の遺物(27~29号)
右	住居跡32号	写真図版36	住居跡の遺物(29~30号)
写真図版22	1段左 住居跡32号	写真図版37	住居跡の遺物(30~33号)
右	住居跡32号	写真図版38	住居跡の遺物(33~36号)
2段左	住居跡33-47号	写真図版39	住居跡の遺物(36~38号)
右	住居跡33号電跡	写真図版40	住居跡の遺物(39~40号)
3段左	住居跡33-47号	写真図版41	住居跡の遺物(42~44号)
右	住居跡33号電跡	写真図版42	住居跡の遺物(44~46号)
4段左	住居跡34号	写真図版43	井戸、溝跡の遺物
右	住居跡34号電跡	写真図版44	溝跡、土壙、金属製品生産関連の遺物
写真図版23	1段左 住居跡35号	写真図版45	鐵・芋瓦
右	住居跡36号	写真図版46	瓦期(男瓦と技法痕)
2段左	住居跡36号	写真図版47	瓦期(女瓦格子印痕、「佐」、「仇」、「九」、「酒」、「潤」左)
右	住居跡36号電跡	写真図版48	瓦期(女瓦格子印痕、「雀」、「茂」、「反」、文字不明1(古)・1(新))
3段左	住居跡37号	写真図版49	瓦期(男・女格子類、「人」、文字不明1・2・3型、格子1型)
右	住居跡37号電跡	写真図版50	瓦期(女瓦格子印痕、2種の格子印、格子印2~5型)
4段左	住居跡38号	写真図版51	瓦期(女瓦格子印痕、格子印6~12型)
右	住居跡38号電跡	写真図版52	瓦期(女瓦格子印痕、格子印13~19型)
写真図版24	1段左 住居跡39号	写真図版53	瓦期(女瓦格子印痕、格子印20~24型、男瓦有段、變火瓦)
右	住居跡39号電跡	写真図版54	塑像、土管、瓦塔、土師・須恵器、古墳時代須恵器、土器の製作地別
2段左	住居跡40号	写真図版55	内黒処理の土器、土器の製作地別
右	住居跡40号電跡	写真図版56	撫子須恵器・陶器、硯、甕
3段左	住居跡40号	写真図版57	三彩陶器
右	住居跡40号	写真図版58	三彩陶器、網・鉄製品、塑像、甕
4段左	住居跡41号	写真図版59	墨書きのある土器
右	住居跡41号電跡	写真図版60	土器暗文ほか、漆付着・油煙付着土器、金属製品生産関連、火打石、磁石
写真図版25	1段左 住居跡42号	写真図版61	鉄器類
右	住居跡42号	写真図版62	金属製品生産関連
2段左	住居跡42号		
右	住居跡43号		
3段左	住居跡44号		
右	住居跡44号電跡		
4段左	住居跡44号電跡		
右	住居跡48(盤)号		
写真図版26	1段左 井戸跡1(盤)		
右	井戸跡2(盤)		
2段左	井戸跡6(盤)		
右	井戸跡7		

第1篇 調査に至る経緯と経過

第1章 遺跡発見から第2次調査に至る経緯と経過

1. 発見から試掘調査に至るまで（第2図）

昭和48年3月、伊勢崎佐波第一工業団地を伊勢崎佐波工業団地造成組合（昭和39年結成）が造成中であった。その造成区画内において、文化財パトロールは布目瓦の散布を確認し、伊勢崎市・境町教育委員会に、報告が入った。その連絡を受けた両教育委員会は同組合事務局と協議のうえ、遺跡規模の確認を目的とする予備調査を計画し、群馬県教育委員会の指導体制を得て、下記のとおり実施され、本書では試掘調査とよぶ。

調査主体 伊勢崎市教育委員会、佐波郡境町教育委員会

調査担当者 大沢亥之七・松村一昭・中沢貞治（伊勢崎市教育委員会）

調査員 井上唯雄・桜場一寿・真下高幸（群馬県教育委員会文化財保護課）、横沢克明・細野雅雄・細野昭子・原島利枝・村田喜久雄

指導 群馬県教育委員会 協力 伊勢崎佐波工業団地造成組合

調査期間 昭和48年6月1日～10日、同年8月1日～11月2日

予備調査は試掘の性格を持つ調査と拡張し、遺構を確認する調査が実施された。対象区は南北350m、東西250mで、その中を10m毎に2m幅のトレーナーを設けて行なわれ、その結果、二つの基壇、掘立柱建物群、古墳時代から平安時代の堅穴住居跡約50などが確認され、遺物類は、土師器・須恵器・瓦・瓦塔・奈良三彩陶器・灰釉陶器・古錢などが得られ、南半に基壇・掘立柱建物跡など集中地区があり、それらは地域における奈良・平安時代の主要遺跡の内容であることが判明した。重要性を認識した県教育委員会は、継続指導を行なうこととし、両教育委員会、団地造成組合と善後策を講じた。団地造成組合は早急に土地分譲を開始したい希望があり、そのため造成は遺跡の範囲を避けて整地し、分譲を行なうこと、次年度に本調査を実施することなどが決められ、さらに本調査の計画立案が協議された。12月には進出企業が決定され、遺跡北半をリバースチール株式会社、南半を沖電線株式会社が落札した。次年度を迎えるについて、文化庁に国庫補助を申請、また境町教育委員会は沖電線株式会社に対し、企業負担分の調査費計上を交渉し、次年度に至る。

2. 昭和49年度調査

昭和49年度に至り、国庫補助事業として許可され、県費・企業負担金を含めた調査経費は確保され、協議に基づく体制も整い、調査実施の運びとなった。体制は下記のとおりで、本書では、第1次調査とよぶ。

調査主体 群馬県教育委員会・佐波郡境町教育委員会

調査担当者 井上唯雄（群馬県教育委員会）・小林敏夫（境町教育委員会）・大沢亥之七（伊勢崎市教育委員会）

調査員 原田恒弘・桜場一寿・下城正（群馬県教育委員会）、中沢貞治（伊勢崎市教育委員会）、松村一昭、原島利枝、渋川啓史、須田茂

調査期間 昭和49年7月22日～同年10月24日

昭和49年度調査の力点は、①遺構南限を区切るとみられた大溝の確認。②大溝の北側に検出された掘立柱建物跡群の発掘調査。③二つの基壇を含む寺院跡状遺構の四至の確認などに置かれたが、調査中より経費・期間の不足と、当該年度のみでは掘り上がらない見通しが立てられ、さらに、重要遺跡として保存を講ずる考え方に基づいて、未了個所を次年度とする計画が立案された。

第2章 第3次調査以降について

1. 昭和50年度調査（第3図）

前年度まで明らかにされた遺跡の重要性により、国庫補助事業および企業負担による経費が捻出され、下記の体制で調査が実施された。本書では、それを第2次調査と呼称し、当資料整理はこの調査までである。

調査主体 群馬県教育委員会

調査担当者 井上唯雄・前沢和之・桜場一寿・下城正（群馬県教育委員会文化財保護課）

調査員 小林敏夫・坂爪久純・原島利枝

調査期間 昭和50年6月1日～同年9月25日

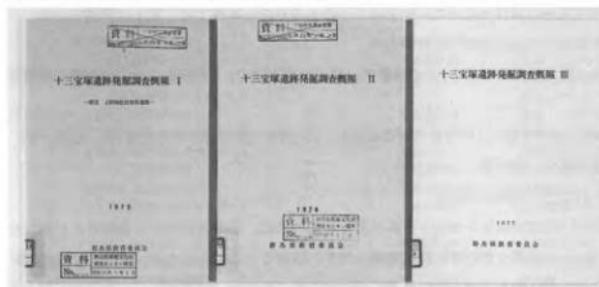
調査は寺院状遺構を中心に行なわれ、全国的に類例の少ない官衙的な性格をも有する遺跡として注目を集め、そのため県教委員会は、主体地域の用地取得者であった沖電線に対して対象工区の設計変更を申し入れ、沖電線は、それを受け、ここに初めて永久保存が可能な状態が生まれた。昭和51年3月26日、国の文化財保護審議会は文部大臣にて十三宝塚遺跡を史跡指定することの答申をした。それに伴ない、北部の未調査関連地域も史跡指定地域に編入することが望ましいとの文化庁の指導があり、昭和51年度調査へと続く。

2. 昭和51年度以降（第3図）

北部未調査地域について、県教委員会は、国庫補助事業として申請し、内示を得たので急速8月2日～24日までの間、調査担当者を井上唯雄（県教委員会）、小林敏夫（境町教委員会）とし、調査員に坂爪久純氏を委嘱して行なわれ、「十三宝塚遺跡発掘調査概報III」（群馬県教委員会）1977の既報があり、堅穴住居跡5、溝・土壙が検出された。（第3図中の第4次調査）

この後、北部地域の用地取得者の変更があり、サンデン株式会社の所有となった。同社の排水管設置の工事のため昭和56年1月、境町教委員会の手で発掘調査が実施され、堅穴住居跡2、土壙1について調査が行なわれ、土壙からは三彩陶器托の出土があった。5次調査である。

昭和60年に入り、サンデン株式会社が工場団地の基本構想をまとめたことについて、境町教委員会、群馬県教委員会の三者は協議を行ない、工事範囲、発掘調査の実施、発掘調査費の負担、同社用地にかかる史跡指定予定部分の指定に同意などからなる協定書を、境町教委員会と同社間で締結し、同年6月5日～9月10日まで第3図中の第6次調査区を対象に調査が行なわれた。調査は、予算編成期を逸していたため十三宝塚遺跡発掘調査団が編成され実施された。なお史跡に指定されたのは、昭和63年11月のことである。



第1図 既刊の『十三宝塚遺跡発掘調査概報 I ~ III』

各B5判

左の3冊は、年次調査が実施された間の概報である。今回の整理に直結するのはI・IIである。
Iは、全頁43、挿図14葉、写真9頁である。内容は、試掘調査結果、並渠を行なった南東掘立柱建物群、住居跡23棟などに触れ、遺跡の性格は「上野国佐位郡の都街道跡と推定する」とある。IIは、全頁91頁、挿図25葉、写真14頁である。二重柵列と溝に囲まれた基壇を有する区画の調査と北東掘立柱建物群、住居跡23棟の調査概要など。

第2篇 調査方法と基本層位

第1章 調査方法

1. 試掘調査から第1次調査

この間の成果である「十三宝塚遺跡発掘調査概報I」(群馬県教育委員会)1975には、この項目がないため、残された記録保存図、写真類を基に辿ると、調査区座標は第2図のとおり、国土座標北に対し、約7°30'西偏した磁北と考えられる方向を指向し、50m毎の大区の呼称に方位のSとEが用いられる。その内で遺跡地の中央は、E 8 S 5 のあたりであるので原点の0位置は、北へ250m、西へ400m進んだ地点に相当し、設定の背景は、第一工業団地の造成域全体を被い得るよう名称をあたえたらしい。小区は、その中を10等分し、南北にa・b・cを、東西にイ・ロ・ハを、また別に、両者を(1)・(2)・(3)と算用数字で表現する2種の呼称法が用いられている。

試掘の範囲は、当時の全体概念図である第2図と写真版1中にトレーナー痕が残されて見える外は、概報Iの1頁に「台地東側縁辺の走行方向に長さ350m、幅250mに10m間隔のトレーナーを設定した」とあり、第2図のS 4 ラインより15cm上方まで、E 7 ラインより左へ12cm進んだ場所まで延びていたようである。トレーナーは2m幅であった。水準値は標高ではない。遺構名称は、住居跡は算用数字で1~23まであたえられ、掘立柱建物跡は、調査時点では片仮名を用い、概報Iの段階ではA・B・Cが用いられている。当報告では概報Iの名称に従った。

記録保存図は1:10、1:20図が用いられ、平板測図を主に、水糸による遺方オフセットも場合により使用されている。記録保存図は、当整理時点まで多年に亘る歳月が存在し、その間、資料保管場所の変更が数度あった。そのことに起因するか定かではないが、探し出せなかった資料が多く存在する。境町教育委員会の文化財担当である坂爪氏を通じ、境町資料の中を探していただいたが見い出せなかった。

記録写真是6×9cm判白黒、35mm判白黒・カラースライドが存在する。

2. 第2次調査

調査概報IIの2・3頁に調査の方法が記述されている。調査座標は、座標指向は同一であるが、3m格子に変更され、同時に呼称点も北西隅が南東隅に変更された。理由は「今後、周辺の調査に当っては、この区割りで統一し、遺構相互の関連を理解し易くすることを意図している。」というが、調査工程を過半にしての変更は、数次に亘る調査内容と合成をより複雑化に導き、「理解し易い」とは何のための理解で、眞意は何にあったのだろうか。この新・旧座標の照合は第2図に示した。第3図には、2次調査の新座標の大・小区の呼称法を示した。標高はB.M.I (59.735m)を引照点に用いたという。そのほか派生点2・3からの引照も行なわれている。なお概報IIでは、座標軸の南北軸はTNとの表現が見えるが、照合の結果、それは、磁北に近似値であった。つまり、前述のように国土座標より約7°30'西偏してある。

遺構種名称は、略称が用いられた場合もあり、Bは掘立柱建物跡、S Eは井戸跡である。基壇はI~IIIとローマ数字で表現されている。住居跡は25~47号まで、掘立柱建物跡はB12までが2次調査分である。

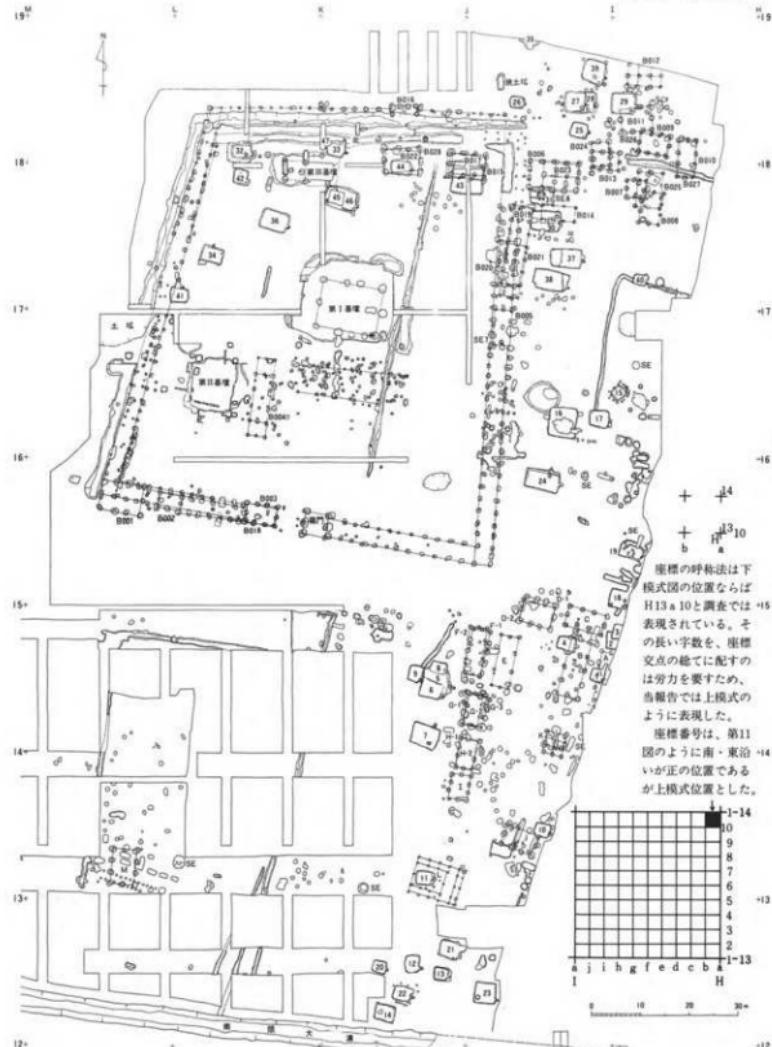
記録保存図は1:20を基本として、測図は遺方とそのオフセットの両者が用いられ、写真に見える。

記録写真是6×9cm判白黒、35mm判白黒・カラースライド、アジア航測株式会社製10寸垂直白黒写真1葉が存在する。

遺物類は取り上げ台帳(第7図)が存在して行なわれたが水準値の記入は図面中である。

第2篇 調査方法と基本層位





上図は、平成の整理の基本図として重用した図である。Bは掘立柱建物跡、SEは井戸跡、A～Mは掘立柱建物跡の各号を、数字は住居番号を表わしている。座標は、縦北を指向し、上図のように30m格子の大区画中をさらに10等分し、上図右側（編者作成）のように小区画が設けられている。調査区の呼称点は、番号の元（若番号）側のため、南東隅にある。当報告では右側の模式のように各図中に示した。

第3図 第1・2次調査構造全体図(『十三宝塚遺跡発掘調査概報』(群馬県教育委員会)1976別図1を転載1:1000)

第2篇 調査方法と基本層位

右図は、第1～三次、第6次概報の計4箇の全体合成図である。

道路の広がりは台地東縁に沿ってあり、下図中に寺院区画、孤立柱建物群の、南東群、北東群、北群も台地縁に沿って並んで、群単位に存在することがわかる。

▲ 全体合成図(1:2500)
▼ 史跡申請地(1:6000)

「十三宝道跡(北辺)全体制
第6次発掘調査」
より

左図
トーンは
国指定史跡
申請地

第4図 北接地域既調査区図

本図は既調査と当報告の関係を知る目的で作成。左下は国指定史跡として申請した地域。
上図中に孤立柱建物群があり、以降北群と呼びたい。



第2章 調査と平成2・3年度整理との関係

平成2・3年度整理は、群馬県教育委員会から過年度公共出土品等整理事業の委託を御群馬県埋蔵文化財調査事業団が受けた実施した。当団は、群馬県埋蔵文化財調査センター建物を社屋とし、センター建物である2つの収蔵庫に2万箱を越えるコンテナ遺物ケースが収められている。その遺物類は、県文化財保護課が担当職員派遣で行なった緊急調査遺物、もしくは直営事業として行なわれた時期の遺物と、御群馬県埋蔵文化財調査事業団が発足して以来の2種がある。保管形態の2種である。過年度公共出土品等整理事業は、前者の一群を整理し、資料を広く一般に共する目的で実施されている。

整理の範囲は、概報IIまでに扱われた地域を対象(第3図)としといいる。整理当初、図面類・遺物類の存在を調べたところ、2次調査図面・遺物の大半は群馬県埋蔵文化財調査センター収蔵庫に収められていた。その遺物類は一部に1次調査遺物が混じて存在していたものの、1次調査の遺物類の大半は不足(概報Iによれば「一括して境町教育委員会が整理保管している」とあり、概報IIによれば2次調査の遺物類は「一括して群馬県教育委員会で整理保管している」とある)していた。そのことは、発掘原因が一つであるのを、群馬県教育委員会が調整・指導しているながら、調査組織の差をもって、同一遺構出土遺物を分離して保管すること(遺物類の保管は一方づける必要あり)であり、整理結果は並んだ内容となること必定であった。そのため県教育委員会を通じ、境町教育委員会の了解の基に、境町教育委員会資料を加えた形で今回の整理を行なった。

遺物類は、両教育委員会資料とも、概報作成時に接合したためか、遺構の内容に合せて詰めされていた感は薄く、2次調査資料は混り合っていた。さらに資料の扱いを複雑にしたのは、2次調査の遺物台帳(第7図)であった。その台帳には2種の通番と、記録保存図中にも、どちらかの番号か、場合によっては、数字の1から始まる番号が付されており、照合は大変な労力であった。

写真類は、ネガアルバムに貼られ、遺構名称未記入の小間が大多数で、概報I・IIおよび記録保存図と照合しながら、全小間の照合を行なった。当報告刊行後は記録写真カード(遺構別)を索引簿とし、ネガを引出されたい、なお記録写真カードも永久保存されたい。

図面類は、正方眼を用いる合成の基本にのっとり、総ての遺構図に下図を作成、それも永久保存されたい。



第5図 第2次調査の遺物台帳

遺構番号	日付	遺構名	位置	種別	出土件数	備考
1	2月7日 2月9日	291-1	表土	貝	2	2月7日
2	1月22日 1月23日	318 320	表土	貝	2	1月22日
3	1月25日 1月26日	324 325 326 327 328 329	表土	貝	3	1月25日
	1月27日	330	表土	貝	1	1月27日
	1月28日	331	表土	貝	1	1月28日
	1月29日	332	表土	貝	1	1月29日
	1月30日	333	表土	貝	1	1月30日
	1月31日	334	表土	貝	1	1月31日
	2月1日	335	表土	貝	1	2月1日
	2月2日	336	表土	貝	1	2月2日
	2月3日	337	表土	貝	1	2月3日
	2月4日	338	表土	貝	1	2月4日
	2月5日	339	表土	貝	1	2月5日

今回の整理では、現品不明の個体を多く生じさせてしまった。その理由は、整理前の詰め状態が乱雑で、混り合っていたこと、遺物台帳と遺物注記の関係が複雑であつたことに一因がある。左、上方に示したのは2次調査の遺物台帳である。遺物1は遺物注記291、2は同1025で、台帳と照合すると、遺構名と層位名が不足し、単独の注記だけでは不明確な例である。また遺物取り上げ、実測図と台帳の関係を3に示してある。実測図は住居跡36号のNo363・364である。同番号は台帳では、全体通番と遺物番号通番の両方にあり、しかも取り上げでは両方の番号を各々使用しているため、遺物と照合する際は、両方の番号を調べないと確定的な点は判り出せないようになっている。今回の整理中、2次調査物、記録図面、写真照合する際には、その作業がつきまとい、時間の最大損失であった。2年間の整理期間は終りに近づいたが、今後、長大な整理機会があったとしても有効な台帳内容とは云えず、不合理であった。

第3章 基本層位

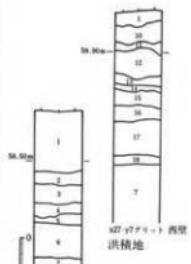
基本層位は、標式地点を定めて行う方法と、複数の地点から得られた層順を合成して概念化する方法があり、前者は単調な場合に、後者は複雑な場合に用いられる。当遺跡の場合、標準土層は、概報IIの挿図2(第6図下方)と、3次調査以降では、第6次の『十三宝塚遺跡第6次発掘調査』(十三宝塚遺跡発掘調査団・サンデン株式会社)1987年の第6図(第6図上方)を転載した。

- 1層 暗褐色土(10Y R 4/4)表土層。本層は人为的に入れられた土である。粒子が細かく、ソフトでフカフカし粘性の欠けた土層。
- 2層 黒褐色土(10Y R 2/3)ジャリジャリするやや粒度の荒い土層。田表土と思える。やわらかい土層で粘性は無い。
- 3層 黒褐色土(10Y R 2/1)Bスコリアが混土され、ジャリジャリする。しまりあり。若干鉄分などが含まれている。H-106・107住居の埋土上部に近似する。
- 4層 黒色土(7.5Y R 7/1)強い粘性があり、ペトペトする。上層のBスコリアは混土されない。D-9号溝が切り込まれている。
- 5層 黒褐色土(10Y R 3/2)強い粘性があり、ペトペトする。明黄褐色ロームが2mmの大粒状で1%含まれる。ローム堆積後の土層。
- 6層 黒褐色土(10Y R 3/1)上層よりしまりが強い。やはり粘性が強くペトペトする。若干明黄褐色のローム粒が含まれる。
- 7層 暗褐色土(10Y R 3/3)本層よりわずかに水溶する。非常にカナカナで固くしまり、ややザザザする土層だが粘性はある。1~2mm大のローム粒が入る。
- 8層 黄褐色土(10Y R 7/8)しまりが強く、粒子の荒いジャリジャリする土層。固くひきしまったローム質土。明黄褐色のロームがブロック状に入っている。上の標準土層では見られない。
- 9層 明黄褐色土(10Y R 6/8)ミスの含まれたとても強い土層。乾燥するとひびが入る。本層は東へずっと低くなっている。
- 10層 明黄褐色土(10Y R 6/8)粘性の欠けたしまりのやや強い土層。上部に若干バミスが含まれている。
- 11層 黄褐色土(10Y R 5/6)<2mmが10%含まれるが、非常に細かいものである。しまりが非常に強く粘性に欠ける。
- 12層 明黄褐色土(10Y R 6/8)<2mmが15%含まれるが、上層よりやや多い。本層もしまりが非常に強くカチンカンで粘性に欠ける。
- 13層 黄褐色土(10Y R 5/6)<2mmが上層同様見られるがやや少ない。粘性に欠け、しまりが強い。
- 14層 暗褐色土(10Y R 4/6)弱い粘性があり、よくしまり緻密である。バミスは無い。下層とやや不整合的な面である。
- 15層 暗褐色土(10Y R 4/4)粘性があり、ややマリマリし、しまりは強く緻密である。黒色帶である。本遺跡の住居は本層面まで達するものもあり、井戸を除き本層上部まで切り込んでいる。
- 16層 暗褐色土(10Y R 4/6)更に粘性がありペトペトする。しまりが強く緻密な土層である。
- 17層 黄褐色土(10Y R 5/6)非常にペトペトする土層になり、非常に固くしまっている。18層のバミスがごくわずか見られる。
- 18層 黄褐色土(10Y R 5/6)石美などの見られるミスが1mmの大粒状になり、帯状に含まれる。本層も強くひきしまり、粘性が強い。
- I層 表土(暗褐色砂質土) II層 黒褐色砂質土(ロームブロックを含む。遺物包含層) III層 暗褐色土(3~4cm大のロームブロックを含む。硬くしまる。弱い粘性を持つ。) IV層 黄褐色土(ソフトローム。大型ロームブロックを多く含む。粘性をもつ。遺物包含層。)



左図は群馬県
新井房夫による等
厚線図である。当
道路と直角する的
は浅間山日向下輪
石層で、史料上か
らは天仁元年(1108)
の論説が優れ
ており、考古学上
では12世紀初頭と
考えられる。

▶上、下は異なる
年次の標準土層と
された層である。
注記は15層の上半
がそれで、IとI、
2~3とII、4と
IIIとが比較しうる
関係にある。



『十三宝塚遺跡第6次発掘調査』(十三宝塚遺跡発掘調査団・サンデン株式会社)1987より



『十三宝塚遺跡発掘調査概報II』(群馬県教育委員会)1976を加除筆
第7図 基本層位図

第3篇 周辺遺跡

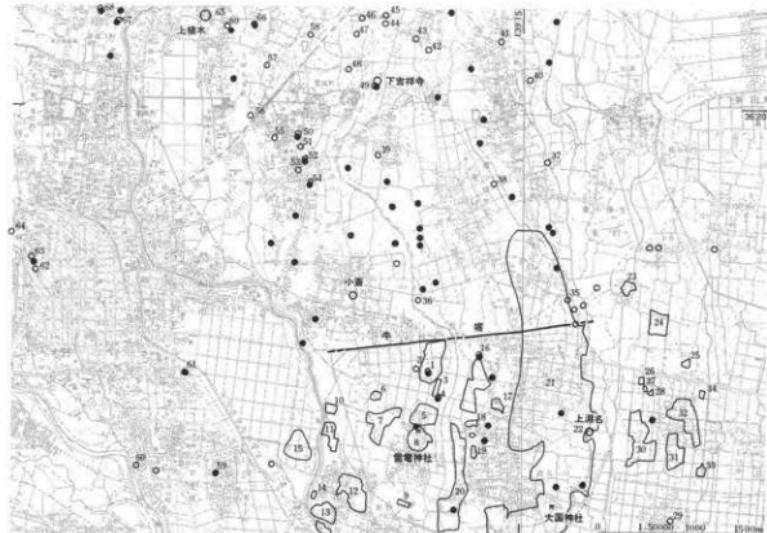
第1章 周辺遺跡と歴史的還境

十三宝塚遺跡は、現在、佐波郡境町伊与久小字上十三宝塚・上蒔初に存在する。佐波郡は、明治29年に佐位、那波郡の両郡を合併し佐波郡とし、以前の旧郡は廃された。この当時、上十三宝塚・上蒔初は伊與久村に属し、明治22年の町村制の実施により、伊與久、木島、百々の三ヶ村聯合と上淵名、下淵名、東新井の三ヶ村聯合とも合併し、采女村となり同村が現境町に合併されたのは昭和30年のことであった。近世における伊與久村は元和2年観橋藩（前橋）領となり、宝永14年に伊勢崎領となって維新に至る。中世の当地は当初藤原秀郷流藤原氏の後裔である淵名氏の時代をへて赤堀氏、那波氏、やがて文明年間には太田金山城を有する戦国の武将、由良氏の影響下に置かれた。淵名氏は淵名庄を基盤とし、莊園淵名庄は立庄について、それを研究した峰岸純夫によれば「大治5年（1130）、鳥羽上皇の中宮侍賢門院璋子（藤原公実の娘）が御室の仁和寺の一つの御堂の一つとして、法金剛院を建立した。（中略）淵名庄はこの時点で法金剛院を維持經營していく御料所として立庄（莊園として成立）寄進されたと考えられる。」（『古代の東村』『東村誌』（東村誌編纂委員会）1979）と説明し、現伊与久はその中に含まれていたようである。地名淵名は『和名抄』（930年代頃）によれば「高山寺本」では多橋、雀部、美侖、佐井、淵名の五郷、古活字本では名橋（奈波之）、雀部（佐久伊部）、美侖、佐井、淵名（布地奈）、岸新、反治、駅家の六郷があり、淵名の郷名が見える。ただし、淵名庄と古代の淵名郷とは地界を同等とすることはできない。古代郷と近代以降との関連性はその間に大巾な土地利用の改変、土地制度の改変や地域居住者の移動、土地支配者による地名の改変などを大巾に行なわない限り、伝承されると考えられ、その意味で佐位郡は東に隣接の新田庄（古代の新田郡を主体とする）内に古代の郷名の残存が極めて少ないと傾向が異なる。地名を研究した吉田東伍（『大日本地名辞書』1861）によれば名橋郷は小頂立てがなく、雀部郷は境（現境町）を訛かとし、美侖郷は「美万作を美作」に改めた例を示し、「美侖は美茂侖の中略（後略）」であり茂呂（伊勢崎市茂呂地区）にあて、佐井郷は「今詳ならず、植木の東に小保方村あり、コホ方に、郡家の地歟。即郡家の所在によって、佐位の名を命ぜらしなに想はる」とあり、現伊勢崎市上・下植木地区を推定している。淵名郷は「采女村と云うにあたる」とし、采女村は前述のとおりである。岸新郷は小頂立てがなく、反治郷について「今蓮村」とあり現伊勢崎市植蓮地区である。駅家郷は「太田村にあたるか。」（現伊勢崎市太田地区）と説明している。この研究の後、地域で古代史に貢献した尾崎喜左雄は、反治郷をハジと読み、伊勢崎市渡志江地区を駅家郷を伊勢崎市上植木地区の植木を駅の転訛と捉えるなど、郷名推定は深化しながら現状に至る。

奈良・平安時代の官衙、寺院を理解する場合、地域氏族の自然神・氏神を祀ったであろう古社の存在、特に、「国帳」中の各郡の筆頭社格社が郡衙位置の推定には欠くことのできない存在となる。まず『延喜式卷十』「神名下」に「佐位郡一座少^{サシナシ}大國^{タケニ}・神社^{カミノミ}」が見える。続いて、成立、中途変異の過程は明瞭でないものの社格列位の国帳となる「上野国神名帳」に佐位郡として、「從一位大國玉明神 從三位八田女明神 從四位上郡玉明神 従四位上都奈明神 待五位上於神 待五位上穗積明神 餘社六座」（一之宮賀前神社所蔵本・總社本より後出の写本、現在の富岡市）とあり、平安時代に置かれた上野国總社神社（前橋市）の總社神社所蔵本（永仁6年の奥書あり）には、前出の從四位都奈明神を郡都奈明神とする外は一致する。そのうち第一に掲げられた大國玉明神は同名社を探すと大正13年（1924）に群馬県神職会佐波郡支部が纏めた『佐波郡神社誌』に采女の項郷社大國神社（第8図参照）が唯一見え、由緒も「延喜式神名帳に上野國大國神社とあり、（中略）

即ち當社なり、(中略) 称徳天皇の御宇神護景雲元年從五位上佐位采女勅を奉して上毛に來り今地に社殿を修造し國の造神と号し瀬名の莊三十六郷の惣鎮守とす又數世を経て文化之甲子年現在の社殿に改築し明治七年に至り熊谷縣北第十六大區(佐位那波)両郡四十二ヶ村の郷社に列せらる」とあり、上代の信憑性は別として、内・外ともに認める來歴と社格を有しており、後に神社を研究した尾崎喜左雄もこれを認めている。十三宝塚遺跡の南方約700mの位置に存在する雷電神社は同書によれば「上野國神名帳」の從五位上神明神であるという。

十三宝塚遺跡周辺は、1・2次調査担当であり、地域において多年に亘り発掘に携った井上唯雄の記述を次に借りたい。出典は『十三宝塚遺跡発掘調査概報Ⅰ』「遺跡の歴史的環境」である。「本遺跡の周辺には多くの遺跡が密集しており、特に古墳時代から平安時代にかけての遺跡が頗著である。西北西6kmほどには、お富士古墳を中心とする古墳群があり主墳は前方後円墳で5世紀末ごろの様相を示し、他は角閃石安山岩を使用した後期の小円墳の群集墳である。西北方船川流域には波志江、五目牛古墳があり、前者は小円墳の群集で後期に属し、後者は前方後円墳を含めて各期の古墳が連続してとらえられる。この傾向は船川をまたいで東に及び丸塚山古墳周辺の古墳群へ連続していたが今はほとんど平夷された。北から東へかけての台地には更に土器使用の住居跡、集落が認められ、小斎・県園芸試験場遺跡は十三宝塚遺跡と同時期のもので発掘調査された。更に上植木庵寺は県下に仏教が浸透していく時期のものとして注目される。東の台地は測名部落があるが、ここには測名双児山を中心とした古墳群が存したが今は無い。下測名には延喜式内社大国神社があり古代からの崇敬を集めており、周辺には奈良-平安期の住居跡が瓦窯跡がみとめられる。特に瓦窯跡の存在は從来知られていないかたものだけに、十三宝塚遺跡との関連として注目されるものである。境町南部の利根川、船川流域にも古墳群集落跡があり、古くから開けた地域である。十三宝塚遺跡の周辺には北に接して伊与久住居跡、南に連続して台地東縁沿いに百戸以上の集落が確認されている。これら遺跡は前年度の調査で多少内容も分明になりつつあり、十三宝塚遺跡と関連するものであることは墨書き器、住居型態、出土遺物等から明白である。更に本遺跡南側には和泉期の集落が現在でも20基程確認されており一部は調査された。更に部落の北に鎮座する雷電神社敷地は、角閃石安山岩使用の横穴式石室を有する古墳上にあり7世紀中葉頃に比定されている。尚、この古墳周辺にも数基の古墳が存在した。これらの遺跡はまだその全ぼうか把握されていないが、本遺跡との関連をみると取り上げざるを得ないもののみであり、今後これら遺構との関連は綿密に追求されなければならないであろう。」と説明している。第8図は氏が作成した周辺遺跡地図より拡大した図のため、文中の遺跡で外れたものも多い。そのため補足すると、伊勢崎市安堀町お富士山古墳は西北西6.1kmにあり、墳丘長約180mの前方後円墳で、近年、墳頂部にある長持型石棺は五世紀頃の畿内色が強いとされ注目(白石太一郎・杉山晋作・車崎正彦「群馬県お富士山古墳所在の長持型石棺」『国立民俗博物館研究報告第三集』1984)を集めた。同古墳群は終末期に大巾な展開は薄い。波志江古墳群は西北西約5kmの伊勢崎市波志江町一帯にある。五目牛古墳群は西北約4kmの佐波郡赤堀町にある。丸塚山古墳(第8図66)は墳丘全長81mの前方後円で組合の箱形石棺が3基調査され5世紀末頃と考えられている。この周辺に第8図上植木庵寺が存在し、同庵寺については次章で触れるが、近接して北北西約1kmの位置に上原古墳がある。調査の結果、径約12mの円墳と推定され、主体部は全長5.6mの両袖型石室で、豪手刀、小形の帶金具、大刀子、鉄鎌などが出土している(桜場一寿「上原古墳」『群馬県史資料編3』1981)。帶金具は丸薬3、巡方3で、最長部2.5cm以下を測り、8世紀初頭頃(制式化の慶雲四年(707)以前)における郡司層級の被葬像が特定される。また同庵寺から800mの船川の対岸側に祝堂古墳がある。上植木庵寺調査の概報によれば「直径70mで2重の周堀をめぐらした円墳、祝堂古墳がある。この古墳の石室は、角閃石安山岩を使用



▲上図は（国土地理院 1:25,000）「大胡」・「伊勢崎」・「桐生」・「上野原」を合収、部分使用。概報Ⅰ版下再使用。緯北角西偏約7°で調査で使用された緯北とは30°のひらきがあるが、本書は調査時のN7°30'Wをそのまま使用。周辺遺跡は豊富で、溜池、湧水点が多く存在。○と線輪郭は聚落地・散布地・包蔵地を、●は古墳を示す。



第8図 周辺遺跡と周辺地形

▲上図は大木伸一郎による地形図（「周辺の地形と関連遺跡」、「上湖名表神谷道路・三室間ノ谷道路」（群馬県埋蔵文化財調査事業団）1991である。両道路間の谷地形から浅間山B軽石下水田（12世紀初頃）が検出された。

▲左図は大木伸一郎による地形図（「周辺の地形と関連遺跡」、「上湖名表神谷道路・三室間ノ谷道路」（群馬県埋蔵文化財調査事業団）1991である。両道路間の谷地形から浅間山B軽石下水田（12世紀初頃）が検出された。

第3篇 周辺遺跡

番号	名 称	種 別・時 代	出典	番号	名 称	種 別・時 代	出典
1	十三宝塚遺跡	寺院跡。古墳。中世	3. 4	36	下原遺跡	包蔵地。縄文	1
2	十三宝塚遺跡	郡衙跡。9世紀~	5	37	大東神社遺跡	館跡。中世~近世	1. 5
3		古墳後期。奈良・平安	2	38	下ノ西遺跡	住居跡。奈良	1
4		包蔵地。墳墓。古墳	1	39	鬼ヶ島遺跡	包蔵地。縄文	1
5	雷電神社	集落跡。古墳前、後期	2	40	宝藏寺跡	寺院跡。鎌倉	1
6		散布地。古墳後期	2	41		包蔵地。縄文	1
7		散布地。古墳。奈良・平安	2	42	八幡付遺跡	包蔵地。縄文中期	5
8	伊与久古墳群	古墳	2	43		住居跡。縄文	1
9		散布地。奈良・平安	2	44	西小保方中西原遺跡	集落。住居跡。縄文	1
10		散布地。奈良	2	45	中西原遺跡	集落。縄文。古墳	5
11		散布地。縄文。平安	2	46		包蔵地。縄文	1
12		散布地。居館跡。古墳	1	47	下吉祥寺遺跡	寺院跡	4
13		散布地。奈良・平安	2	48	原之城遺跡		4
14		散布地。古墳前期	2	49	大道上遺跡	包蔵地。縄文。古墳	4. 5
15		散布地。墳墓。	2	50	権現山古墳群	墳墓。古墳	1
16	上潤名遺跡	集落跡。古墳。中世	5	51	権現山遺跡	包蔵地。先土器	1. 4
17		散布地。奈良・平安	2	52	権現山北古墳群	墳墓。古墳	1
18		散布地。古墳址	1. 2	53	大道西古墳群	墳墓。古墳	1
19		散布地。奈良・平安	2	54	権現山南古墳群	墳墓。古墳	1
20	采女小学校庭跡	集落。住居跡	1. 2	55	荷輪山古墳	古墳	4
21	瀬名古墳群	古墳	3	56	茂呂城遺跡	城館跡。戦国	1
22	上潤名	窑跡。奈良・平安	6	57	恵下遺跡	包蔵地。縄文	1. 5
23		散布地。縄文中・後期	2	58	天野沼遺跡		4. 5
24		散布地。奈良・平安	2	59		墳墓。古墳	1
25		散布地。古墳。奈良・平安	2	60	雷電神社古墳	墳墓。古墳	1
26		散布地。奈良・平安	2	61	三室古墳群	墳墓。古墳	1
27		散布地。古墳。奈良・平安	2	62	金蔵院古墳	墳墓。古墳	1
28		散布地。古墳。奈良・平安	2	63	北小学校庭遺跡	集落。住居跡。古墳	1
29	東村No51号墳	墳墓。古墳	1	64	タキシブノ遺跡	包蔵地。縄文	1
30		散布地。古墳。奈良・平安	1. 2	65	上植木庵寺	寺院跡。奈良	1. 4
31		散布地。奈良・平安	2	66	丸塚山古墳	墳墓。古墳	1. 4
32		散布地。古墳。奈良・平安	2	67	間之山古墳群	墳墓。古墳	1
33		散布地。奈良・平安	2	68	台所山古墳群	墳墓。古墳	1
34		散布地。奈良・平安	2	69	恵下古墳	墳墓。古墳	5
35	下谷遺跡	包蔵地。縄文	5				

出典 1「群馬県遺跡図録」(群馬県教育委員会) 1973. 2「境町の遺跡」(境町教育委員会) 1986. 3「境町古代遺跡」(境町役場) 1978. 4「原之城遺跡発掘調査報告書」(伊勢崎市教育委員会) 1988. 5「佐波郡東村鬼ヶ島遺跡」(群馬県佐波郡東村教育委員会) 1980. 6「明神遺跡発掘調査報告書-附上潤名出土瓦・調査報告一」(境町教育委員会) 1975 ※22は窯跡の可能性は微弱

した載石組積で、この石室下には約1mの厚さの版築が施されている。その版築の状態は、まるで寺院の基壇の版築を見るかのようである。」(『上植木庵寺-昭和60年度発掘調査概要』(伊勢崎市教育委員会) 1985)と説明し、同庵寺の造立背景を示唆しようとしているのであるが発掘調査報告(『牛伏第1号墳・祝堂古墳・大沼上遺跡』(伊勢崎市教育委員会) 1981)によれば、70mは周堀を含め、載石組とは、角閃石安山岩の5面削を主体とし、版築とは三段築成の石室構築地業に外ならず、上植木庵寺の背景を考えるなら、上原古墳と併せての関係がまず要である。近年、牛堀(第8図中)という8世紀以降の古代用水と並走して大規模古道の存在が知れ、当遺跡内の南限大溝の取付け位置も牛堀からとの推定もある。なお、佐位郡の氏族について考察で触れた。小斎遺跡は十三宝塚遺跡より北北西約1kmの伊勢崎市上諏訪町にあり市教育委員会により発掘が行なわれ、奈良・平安時代の住居跡が検出されている。地名称小斎は小字名で古佐位の転化であると解釈され、十三宝塚遺跡を含めた一帯が佐位郷であるとの根拠の一つともなった地名である。

第2章 周辺の瓦出土遺跡

群馬県で古瓦出土地を一見する際、尾崎喜左雄「上野国上代寺院についての一考察」『史学会報第三輯』(群馬師範男子部史学会) 1949、「第3回 関東古瓦研究会研究資料No.3」群馬県の部(群馬県同人) 1982とがあり、周辺地域では須田茂「律令体制の展開と上植木庵寺」「伊勢崎市史 通史篇1」(伊勢崎市) 1987が詳しく、瓦窯跡、消費地併せて130カ所以上の出土・既出地があり、近接の遺跡に触れる。

上植木庵寺—伊勢崎市上植木本町にあり(第8図参照)、昭和57~62年度まで発掘調査が実施された。金堂、塔(西)・講堂・中門、講堂から中門に取り付く廻廊、僧房もしくは食堂が一部・全掘で確認されている。伽藍配置は法隆寺式の亞式(市史は「紀寺式」を左右反転と説明)で、創建は7世紀中頃から始まる(市史は7世紀後半という)。出土瓦類は第9図のとおり、多種あり、配列や補注は編者の視点からである。使用尺は唐尺と35cm(旧来の高麗尺、編者測定)尺で100尺単位の完尺が得られた。建立背景は、建立前代に周辺古墳の発展的構造は薄く、佐位地域の有力氏族であった檜前氏の氏寺とするには、前章の上原古墳や祝堂古墳が郡司層級に相当すると考えられるので、無理があろう。やはり、東毛地域に分派した上毛野氏や檜前氏の援助の基での国家的設置を考えるべきである。

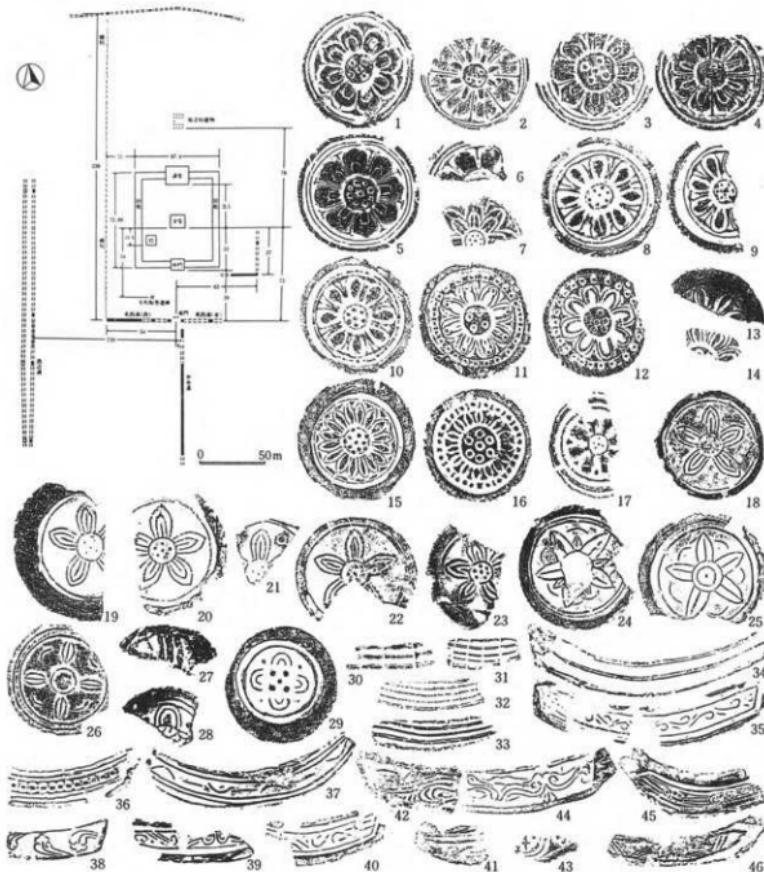
上瀬名遺跡—境町上瀬名にあり(第8図参照)、第9図1~4は工事発見の遺物類で、十三宝塚遺跡には未見の製品種類が存在している。この窯は上野国分寺中間地域B区54号住居跡出土と酷似形(『上野国分僧寺・尼寺中間地域5』(群馬県埋蔵文化財調査事業団) 1991)にあり製品種類の希薄な東毛地域の中にあって官衙や寺院の存在が示唆される。さらに南方約500mに存在する大国神社は、佐位郡における社格筆頭であること認めれば、郡衙の存在も考慮する必要があろう。なお周辺から瓦塔の出土があり、庵寺も検討の必要がある。18頁中、下測名所在の瓦窯跡とは本遺跡のことである。

備足山遺跡—伊勢崎市末広町。十三宝塚から北西約6kmの位置に、小泥流丘が存在していたが削平された。前出尾崎の瓦出土地に、その各称が見える。出土瓦については伊勢崎市相川考古館において鎧瓦の拓本を見せていただいたことがあり、国分寺前代の意匠で極めて古様であった。昭和40年代踏査したことがあったが立地は小丘上で、大規模な堂宇を構えるのには不適のように思えた。上植木庵寺の創建期を理解するうえで重要な遺跡である。

小斎遺跡—伊勢崎市上諏訪町(第8図参照)にある。未発掘遺跡で、本遺跡の既出資料に詳しい須田茂(前出『伊勢崎市史』)によれば「未発掘調査のため詳細は不明であるが、古墳時代から平安時代にかけて土器の分布も認められる。瓦は現在、10片ほどが採集されている。明らかに二種(A類、B類)に分けられる。(中略)年代としてはA類は7世紀後半から8世紀、B類は10世紀から11世紀に置けよう」とある。瓦類(第9図)の下限はもう少し遡らせる必要がある。

下吉祥寺遺跡—伊勢崎市豊城町にある(第8図参照)にある。発掘調査により(『原之城・下吉祥寺遺跡』(伊勢崎市教育委員会) 1982)鎧瓦と瓦塔が出土していて、集落が主体である。鎧瓦は上野国分寺式の单弁五葉鎧瓦で、8世紀中頃の製作である。前出の中で須田は「一般集落内に小規模な寺院ないし、仏堂が営まれたことを推測させるものである。」としている。

上植木庵町田遺跡—伊勢崎市三和町、第8図から外れ、北北西4.1kmにある。上武道路の建設に伴ない同遺跡から12点の瓦の出土があり、8世紀初頭を前後する古様の瓦である。8・9世紀の住居跡・掘立柱建物跡3棟がまとめられている(『書上下吉祥寺遺跡・書上上原之城遺跡・上植木庵町田遺跡』(群馬県埋蔵文化財調査事業団) 1988)。上植木庵寺と1kmの関係にあるが小谷が2つ入る。

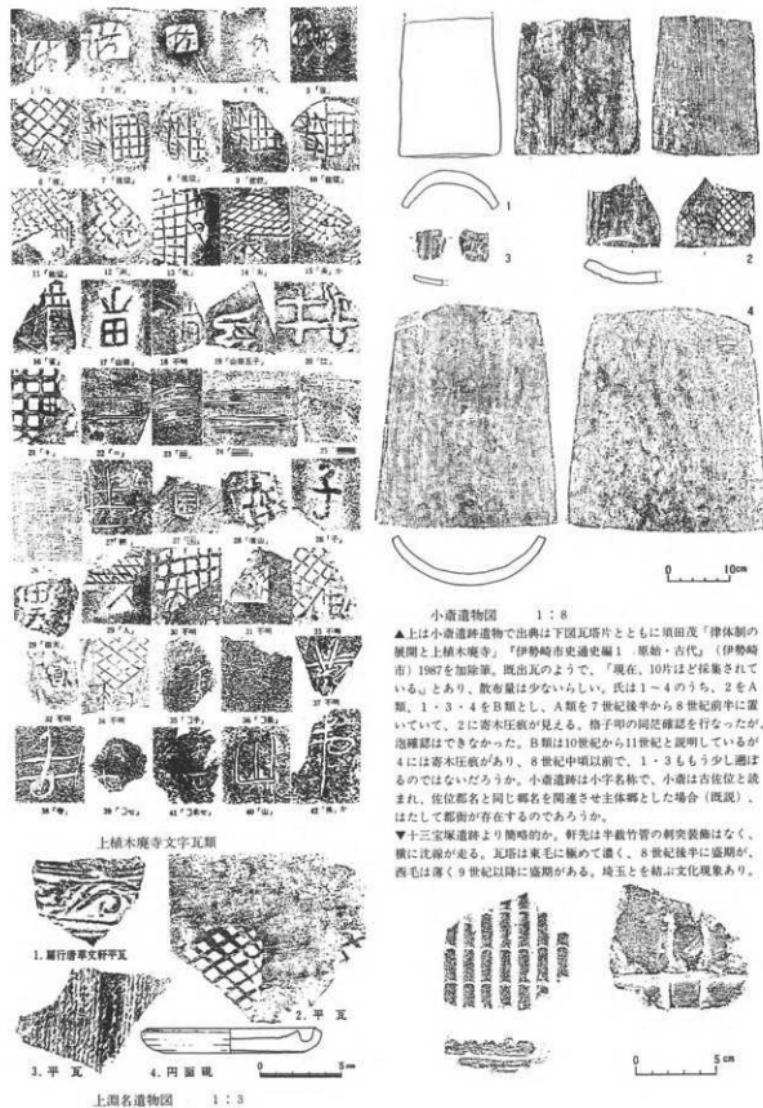


上植木庵寺調査現況（昭和62年度）と出土の瓦類 1:8

第9図左上は上植木庵寺の最終年調査にあたる昭和62年度の構造概念図である。瓦類は既調査の集約であり、次頁の文字瓦も同じ。典拠は「上植木庵寺—昭和62年度発掘調査概報」（伊勢崎市教育委員会）1988による。次頁の文字瓦番号が重複している気になるが、そのまま掲載した。第9図中の番号は発見者が付したもので型式名ではない。伽藍配置は法隆寺式伽藍式で、講堂・金堂・中門と並ぶ心向は35cm尺各100尺と概数では換算でき、飛鳥時代末期に遡る古刻を認める（大・小尺の使い分け）。金堂・塔基壇の版築は皆土の単位が5cm前後と薄く古相である。創建期は第9図1～5、（6）の窓瓦、30～34の宇瓦があり、30～32は重羅文中に筋を持つ有筋重羅文である。創建期窓瓦の茫種数とそうち古刻を認めれば、7世紀中頃に着手され、完成までに長年月を要したと推定される。末葉の一群は28・29の時期で9世紀後半～10世紀前半の間と考えられるが、出土土器群からすればなにか整理が待たれる。格子・文字印は第10図左上に示した。当遺跡との関連では11「佐佐」・12「測」・13「反」・15「美」・29「人」が同花特徴と一致する。などを15は「美」ではなく「茂」である。

第10図左下は境町上源名の遺物群で、工事発見による。典拠は「明神山跡発掘調査報告書—附上源名出土古瓦、磚調査報告書」（境町教育委員会）1975である。1の宇瓦は荒筋重羅群で同窓群を除いても出土量の少ない種行重羅文である。2の格子目は十三宝塚跡例とは不一致であった。3の平瓦は格状の縁目であり、十三宝塚跡肥斗瓦2類と同じ手法を用い、東毛地域には極めて少ない。4の円面瓦も東毛地域では稀少例である。小工事から、これらの遺物群の組合せが得られたことは、その地に官衙・庵寺の存在を充分示唆するであろう。

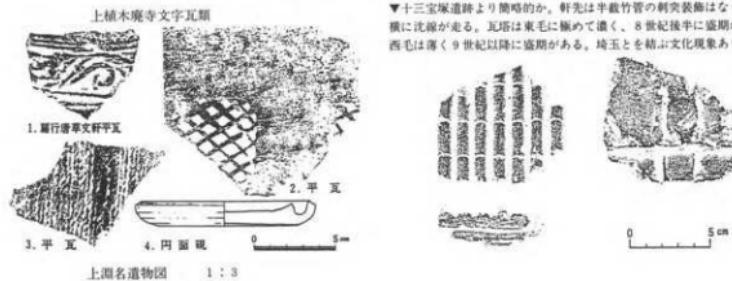
第9図 周辺の瓦出土遺跡



小堀遺物図 1:8

▲上は小堀遺物で出典は下図瓦片とともに須田茂「律体制の展開と上植木庵寺」伊勢崎市史通史編1 原始・古代。(伊勢崎市) 1987を加除重。既出瓦のようだ。「現在、10片ほど採集されている」とあり、散布量は少ないらしい。氏は1~4のうち、2をA類、1・3・4をB類とし、A類を7世紀後半から8世紀前半に置いていて、2に寄木圧痕が見える。梅子印の同范認定を行なったが、治確認はできなかつた。B類は10世紀から11世紀と説明しているが4には寄木圧痕があり、8世紀中頃以前で、1・3ももう少し遡るのではないかどうか。小堀遺跡は小字名称で、小堀は古佐位と読まれ、佐位都名と同じ綱名を間違させ主体解とした場合(既説)、はたして都格が存在するのであろうか。

▼十三宝塚遺跡より簡略的。軒先は牛筋竹管の刺突装飾ではなく、横に沈線が走る。瓦端は東毛に極めて強く、8世紀後半に盛期が、西毛は薄く9世紀以降に盛期がある。埼玉と結ぶ文化現象あり。



第10図 周辺の瓦出土遺跡

第4篇 検出された遺構と遺物（近世・中世）

第1章 江戸時代以降

近世遺構に關し、1・2次調査の時点は今日の発掘調査のように各時代に亘る調査が一般的になる以前のため、調査記録中に、近世以降の遺構の指摘は基壇1号の中央の短長方形の土壤群と住居跡30号中の土壤にイモ穴との注記があるほかはなく、土地利用の全体変遷を語るには根拠が薄い。しかし遺物類は、第20図に示したように多時期に亘り存在しており、当遺跡の当該期が空白であった訳ではない。さらに十三宝塚という地名には、群馬県が明治14年に県下全域を纏めた「字名調査」佐位郡の部、伊東久村の項に上十三宝塚、下十三宝塚として字名が見え、少なくとも江戸時代に遡る地名であることがわかる。十三宝塚が、十三塚信仰に係わるとすれば、江戸時代になってからと考えられるが、その場合には、基壇1～3号を塚に転化したのかもしれないが、他の塚は調査前の現形図（第2図）では等高線が荒く判読できない。また出土遺物中に信仰を示唆する個体は明瞭でなかった。遺物類を見ると、17世紀代の美濃・瀬戸窯系製品が、第20図1・2があり、18世紀代として、同窯系の飴釉碗5・6がある。19世紀代として7・10・11などに益子窯もしくは影響を受けた個体が見られる。軟質陶器の類は、焰作りを中心に、近代には多くの器種が製作され、小泉焼（邑楽郡大泉町）が名高い。しかし、現状では変遷観の把握が困難で、個体別に時期を明瞭にすることはできない。第18図2～7がその類で、5・7は火鉢で、7は養蚕火鉢に見え、養蚕県群馬の地域色のある遺物である。軟質陶器と近似の製品に瓦類がある。近代には千能瓦（第20図補注）として、横瓦に似た組み合せの葺き方の地方型瓦が焼造され、第20図2～4がそれで、出土点数は近世遺物總体を含めても少ない。

第2章 室町・鎌倉時代

群馬県の古代と中世を画する場合に、浅間山噴火の浅間山B軽石層の存在は、その下城下において火山灰層分離（広域一次元の文化層分離と同等の意味がある）を行なうことができ、降下年代は、史料上の検討（石川正之助「下小鳥町大八木地区」「上越新幹線地域発掘調査概報Ⅰ」（群馬県教市委員会）1975ほか）から元仁元年（1108）の論正が優れ、考古学上からは12世紀初頭頃（中沢悟「出土土器の分類と編年」「清里・陣場遺跡」（筑波群馬県埋蔵文化財調査事業団）1981）とされ、古代・中世分離には欠くことのできない存在となっている。その軽石層について、記録保存図の注記中にはほとんど見えず、概報Ⅰ・Ⅱ中において、南限大溝の埋土上方、台形状区画の西溝を切って掘られた大穴（土壤2（整）号のことか）の埋土中に認められるという。中世遺構の指摘としては、概報Ⅰ、溝、井戸状遺構等の項中に「道路沿いのトレンチ北方で井戸の中から貞和三年銘の板碑や宋銭の出土をみている。」とあり、遺構名称がはっきりしないが、記録写真に板碑が見え、道路沿いに位置する土壤9（整）であろう。概報Ⅱの中では、その他の遺構の項中に7号井戸の記述があり「中世に近い時期のものとみられる」とあり、小溝の項に、「第I基壇東に接して南北に走る小溝は（中略）中世の溝とみられる。」とあり、溝5（整）のことである。また「東北建物群の南に「L」状に走る溝も新しいとみられ」とあり、溝7（整）のことと考えられる。このほか中世遺構を知るための手懸りは、「十三宝塚遺跡第6次発掘調査」中に、土壤を形態上分別（坂爪久純「土壤」「前出」1987）しての記述がなされ、要約すると1貯蔵用土壤—隅丸短長方形で、元地主からの聞込みでは「イモ類を保存した穴を検出された位置付近に長年作った」という。2長方形土壤・方形土壤—性格不明、3円形土壤—性格の記述はない。このうち1については、近年の貯蔵用としての説明があり、基壇1号の短長方形土壤群、住居跡30号中の土壤の注記に「イ



上図は、中世以降と推測される遺構と出土注記のある中世遺物との関係を見るために作成した。概報では窓5・7、掘立しについて後世遺構との推定がなされている。遺物については地点を特定できない個体が多いため、遺構との関わりは明瞭でない。全体的には北半部に片寄る傾向があるが散在的である。遺構については長方形土壙の大半を中世以降の所産として考えた。それは東縁に集まる傾向を認める。

第11図 近世・中世遺構位置と遺物出土地点

第4篇 検出された遺構と遺物（近世・中世）

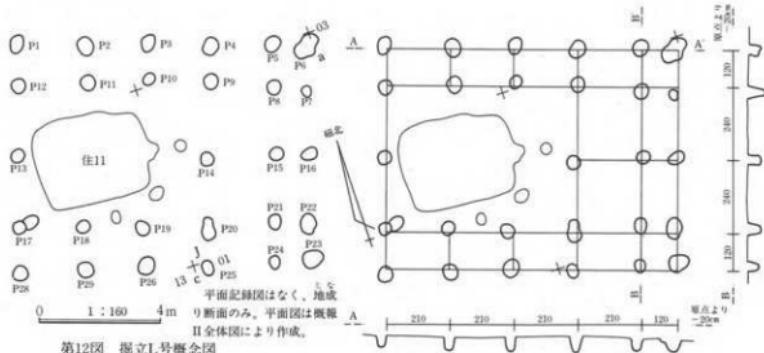
「穴」とあり形態上近似を見せ、性格は同一と考えられる。2長方形土壙は、かつて土地利用の変遷を検討した結果（拙稿「土地利用の変遷」『歌舞伎遺跡』（歴史文化財調査事業団）1982、「長方形土壙」・「土地利用の変遷」『日高遺跡』（同前）1982）からすれば農耕に係わり、長大な場合は中世の可能性が高い傾向があった。それらの理由に基づいて、第11図を作成し、黒綱の遺構がそれを示し、土壙は台地東縁辺に多い。

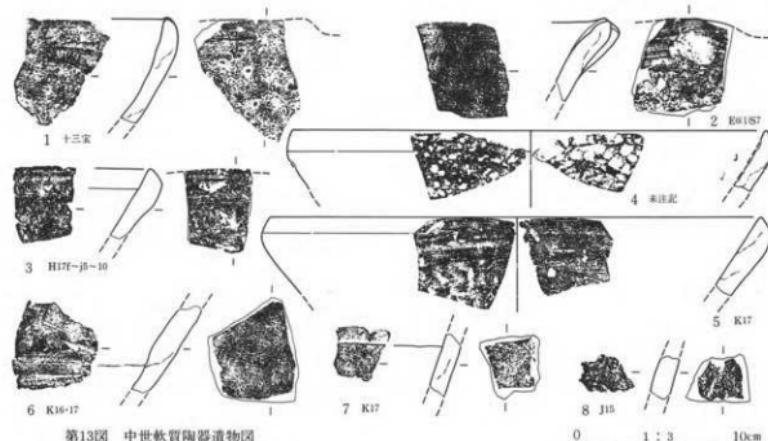
遺物類は、第13・14・16図に中世関連の総てを掲げ、第11図に分布を示した。軟質陶器類は中世後半の内耳鉢形が認められず、第13図は擂鉢が主体で、口作りの形状から鎌倉時代～南北朝にかけての間と考えられる。第14図の青磁類は13世紀を主とする鎌手蓮弁文碗（4～7）のほか同図1の皿もとの頃で、鎌倉時代に相当する。焼締陶器は第16図2が、常滑窯の13世紀後半から14世紀前半頃の製品と考えられる。

掘立柱建物跡L号

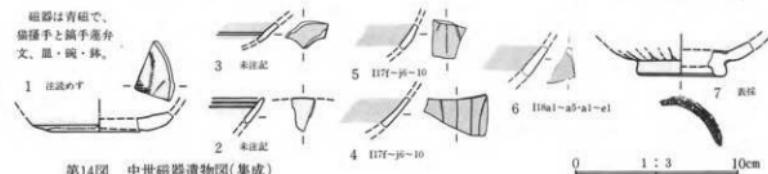
『概報I』に「方形に囲繞するA～K棟の南西隅に検出された特殊な建物で2間3間の身舎に西を除く3面に庇をつけ、東面には孫庇を付した建物である。身舎の柱間は桁行7尺、梁間8尺の等間で、三面庇は北南側は4尺、東は7尺、更に4尺の孫庇を付す。柱穴は径30cm内外で深さ40～60cm内外と浅い。時間的にもやや前述の建物より下がるものとみられる。なお、10号竪穴住居の上につくられている」さらに「（前略）ただL棟は一見妻入り屋根の向拝様のものを受けた神社建築様のものが想定でき、他の一群のものと異質なものとして捉えざるを得ない。」と建物観推定がある。前述の建物とは南東掘立柱建物跡群建物を指す。

整理所見一中世の項にL号を置いた理由は、柱穴直後が古代の柱穴に比べ極めて小さいことがある。古代の掘立柱建物の柱穴は群馬県地域では、径40cm以下は極めて限定され、明らかに中世以降と明言される場合は、館跡の中心的建物であっても40cm前後であるため、本例を中世建物跡と推定した。柱間数値は、第12図に示した通りで、調査所見とも一致する。建物観の推定については東側の孫庇部分を向拝様としたため神社建築様に至ったと解釈されるが、群馬県地域の中世建物の側柱内に束柱を持つ類例（間仕切か入母屋か）はあり、さらにL号は北東と南東隅に、隅柱穴があるため庇とともに縁の存在も考慮する必要がある。ただ梁行・梁長に対して桁数・桁長が短かい点に建物機能の特殊性があろう。構築年代に関し、当地域の中世前半の建物跡は不明瞭のため、露面近くを基面とし、土居組を多用した建物が推定（拙稿「中世上野国の中世遺構の傾向」『群馬文化222号』1992）され、14世紀後半頃より掘立柱建物跡が多出の傾向があり、L号もそれ以降と推定される。





第13図 中世軟質陶器遺物図

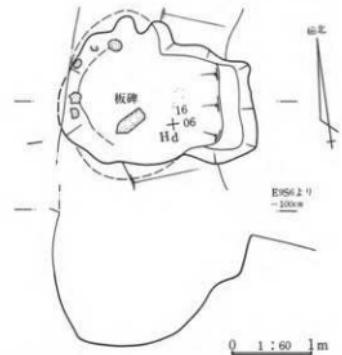


第14図 中世磁器遺物図(集成)

土壤09号

『概報I』中に当遺構を指してと推定される記述がある。その他の遺構として「他に道路沿いのトレンチ北方で井戸の中から貞和三年銘の板碑や宋銭の出土をみている。」とあり、記録写真によると道路沿いのN3トレンチ内の深い土壤に板碑に見える物体(写真図版28)が写されて見えるため、土壤9号の内容と推定された。

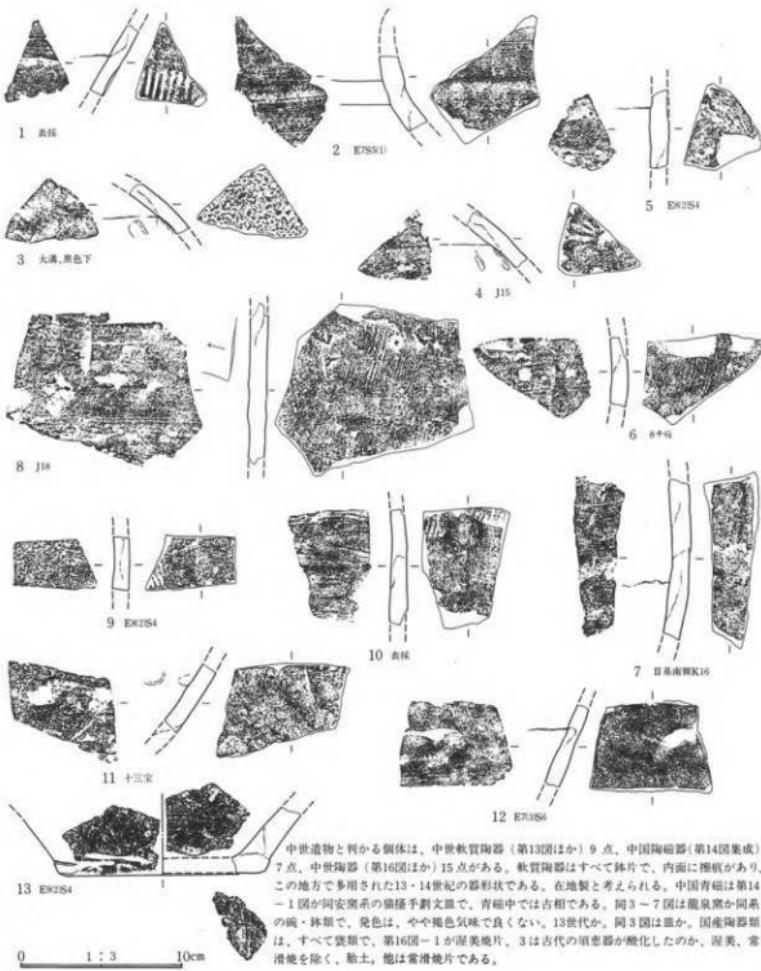
整理所見一写真によれば底面は掘り上がっておらず、調査では井戸と推測したのかもしれない。第15図は写真と記録図中にある露面高値を基に横断面図を作成した。長軸長2.4m、幅2.07m、深さ1.62+2m、長軸方向N80°~85°Wを指向し、形態は地下式坑である。存在の場所が台地東縁辺(第37図参照)であるので他例とも共通する要素もある。板碑は現品不明であり、出土状態は、最深部より大きく浮いて写真に見えるので、同時性は薄い。



概報では触れられていない。記録図はN3トレンチ内にあり、成り断面図は、写真と調査時の露面高を基に作成。記録写真には、地下式壁の崩落天井と崩落入口部が見え、さらにその上方に石製板碑の出土がある。板碑は整理始点で所在不明、概報I.P.19中に「他に道路沿いのトレンチ北方で井戸の中から貞和三年銘の板碑や宋銭の出土をみている。」とあり、この遺構のことか。

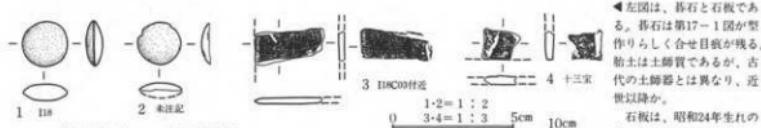
第15図 土壤09(整)号遺構図

第4篇 検出された遺構と遺物（近世・中世）



中世遺物と判かる個体は、中世執政陶器（第13図はか）9点、中国青磁器（第14図集成）7点、中世陶器（第16図はか）15点である。執政陶器はすべて柱型で、内面に横樋があり、この地方で多用された13-14世紀の器形である。在地製と考えられる。中国青磁は第14-15図が阿南窯系の彌手手割文皿で、青磁中では古相である。同3-7団は龍泉窯から同系の碗、瓶類で、発色は、やや褐色気味で良くない。13世紀か。同14図は皿か、同15図は器皿類は、すべて表模で、第16図-1が涅美焼片。3は古代の須恵器が變化したのか、涅美、常滑焼を除く、胎土、他は常滑焼片である。

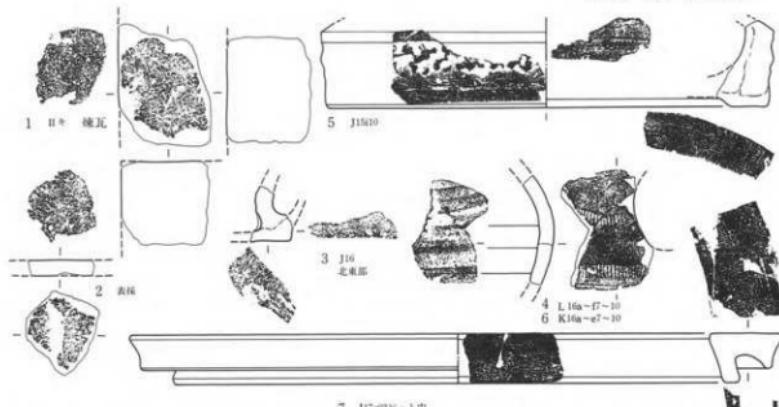
第16図 中世陶器遺物図



第17図 菩提石・石板遺物図

左図は、菩提石と石板である。菩提石は第17-1図が型作りらしく合せ目跡が残る。胎土は土師質であるが、古代の土師器とは異なり、近世以降か。

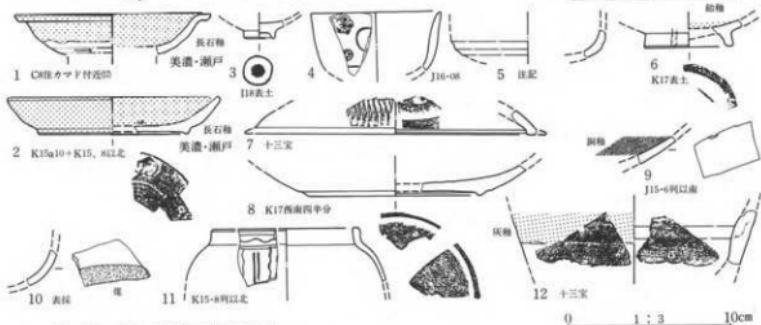
石板は、昭和24年生れの人気絶滅中に残る文具。



第18図 近代・近世軟質陶器

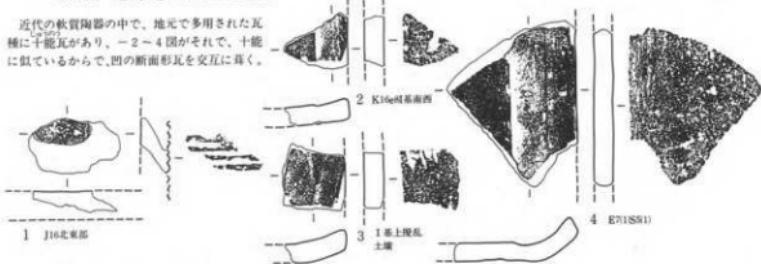
上州の近世は、軟質陶器（始期はか多種）の生産は活発で小泉焼（邑楽郡）が名高い。

0 1 : 3 10cm



第19図 近代・近世陶・磁器遺物図

近代の軟質陶器の中で、地元で多用された瓦種に十能瓦があり、1～4図がそれで、十能に似ているからで、四の断面形瓦を交互に葺く。



第20図 近代瓦遺物図

0 1 : 3 10cm

第5篇 検出された遺構と遺物（古代）

第1章 寺跡と内郭

遺跡の性格の野定は考察で行なうべきであるが、本書の構成上の必要性から特定した。内部は基壇1～4号の存在する内部を囲む迴廊や溝について、外界と区分・遮蔽の機能を持つことは明らかで、さらに迴廊、柵、溝などが並列・重複することは、長年月に亘り、内部側を同一目的に則して維持しようとする意図に基づく行為の結果であり、内部の性格が寺であった場合に、それらは内郭機能と解釈される。次にそれらは方位を意識して設けられているので方位に則して南縁→東縁→西縁→北縁の順で触れる。それと重複の掘立柱建物跡南門・1・2・3・5・7・16・18・19・20・21・29(整)号郭内の掘立柱建物跡15・17・22・24号については掘立柱建物跡の項で、また建物観図の作図法は、掘立柱建物の項、98頁で説明したい。

1. 南縁

南縁は掘立柱建物跡南門1・2(整)、同1号、同3・18、同2—3・4(整)号と南廻廊跡西半(整)・東半(整)および同柵列1条が存在する。それらの重複関係は第22図の補注も参照されたい。古い側から掘立(18→3号)→掘立2—2・3(整)号→南廻廊跡西半(整)の順で、また南門2(整)号→南回廊跡東半(整)の順で新しい。新、古の関係は柱穴土層断面を根拠としているが、各建物観の柱穴撰査によっては新、古の関係は異なってくるし、建替の場合は同一柱穴を用いることなど掘立柱を用いた建築物相互の重複関係は前提条件が多い。概報II表1の伝えるところの関係は、掘立1→南柵列(新、古を示す土層断面がない中、貴重な指摘である)、掘立2→南柵列の新、古の関係が示めされ、後例は整理所見とも一致する。建物跡の段階的構成は南門より西側は、柱穴重複と建物相互の意識関係において掘立柱建物跡1、同2号、および3・18号のどちらかが南廻廊跡西半(整)の構築に先立って存在していた可能性がある。しかし南廻廊跡東半は南門と同列に指向する南廻廊跡柵列1(整)号を除くと、重複の建物跡はなく、前者の一群が存在していた時に、南廻廊跡東半(整)は存在したか判然としないが東廻廊跡柵列1(整)号は唯一の土層断面である第22図に実線で結んだ廻廊建物と後出重複し、さらに内郭側廻廊跡柱穴列も、二つの重複柱穴に見える東西に長い形態を呈しており、その柱穴状態と柵列1(整)号の柱穴位置とを結ぶと相互の間に直角、対の関係が得られるので、第22図に示した廻廊は後に同規模(部分的に柱間長は異なるかもしれないが)の建替えが行なわれたと推定される。その場合、西方の建物跡3棟と古い段階の南廻廊跡東半とは共存の考え方もありうる。

南廻廊跡東半・西半(整)、南廻廊柵列跡1(整)号

概報Iでは廻廊と表現され、概報IIでは南柵列(外)・(内)と表現されている。概報IIの遺構説明表によれば「南柵列(外)、方位E11°S、長さ78.0m、柱穴数一門以東13・以西14。東端より2本目から西端柱穴まで全長とする。東より約30mに南門が構えられており、西より約30mにはB003が建てられている。西端近くにB001・B002が重複する。柱間は2.1～3.0m測る。」、「南柵列(内)、方位E11°S、長さ74.3m、柱穴数一門以東13、以西13。東端より2本目から西端より2本目柱穴までを全長とする。門以西では全体にわたり造り替えがなされている。内外の間隔は門以東では3.6m、門以西では3.3および2.7mである。柱間は1.8～2.4mを測る。」とある。

整理所見一当整理では、その2条の柵列を廻廊跡とした。何故廻廊なのか理由は2つある。1点目は、内・外柵列の各柱穴間に直角の関係が得られるからで、2点目は2条の柵列が長大な距離に亘り平行状態を保つ

て並走することである。この2点は建物としての基本条件で、仮りに内、外2条の柵列に新、古関係があつたとして、古い柵列位置に合せ新しい柵列を直角に配し、結果的に2条の柵列となつたとする考え方は、編者自身、当整理において全建物観を構成した体験感からすれば、十三宝塚の建築工人の技量は、そこまで高くなかったと云い得る。不捨いになることが必定である。

柱間の総間数は西半13間、東半13間である。南廻廊跡柵列1(整)号は、前述のように頭初の廻廊柱穴の可能性がある。概報II内容は西半も造り替えの説明があるが、どの柱穴を指すのか図示がなく不明であり、さらに西半の廻廊柱穴は単独、円形に近く、掘立柱建物跡2-3・4(整)の柱穴を用いてかもしれない。柱穴数の不一致は、数え始と末尾柱穴の位置認定の問題であり、概報の内容と当整理の結果とは齟齬がある。

2. 東 縁

東縁は、第22図下段~24図を作図し、補注に掘立柱建物跡5・20、同19・21号などの重複関係、考え方を説明し、重複建物は掘立柱建物跡の項を参照されたい。次に結果の要点を再度繰り返すと、建物の新、古の関係は、発掘現場で建物跡を一棟づつ纏める際、柱穴とともに決定(第22図左上補注)されていなければならぬが、その実行はないと判断された今回の整理は飽くまでも机上案に過ぎず、建物観の信頼度は薄く、読者に東縁の推奨はできない。再度発掘調査の機会に恵まれたら、14列以北の調査が必要である。

東廻廊跡、東廻廊柵列跡1・2(整)号

概報Iでは廻廊、IIでは柵列として扱われている。枕報II説明表によると「東柵列(外)、方位N 4°E、長さ73.5m柱穴数24、南端から北端柱穴までを全長とする。南端より45.0mTB005、57mにB020が建てられている。B005・020以北では3.9mと広くなる。柱間は2.1~2.7mを測る。東柵列(内)、方位N 4°E、長さ73.5m、柱穴数31、南柵列(外)との交点までを全長とする。幅には多少の変化がある。南端から北柵列東端まで92.1mを測る。内外の門隔は3.6mであるが、B020以降では3.9mと広くなる。柱間は2.1~2.8mを測る。」

整理所見一東廻廊の建物観設定の基準は、概報II全体図中の東柵列(外)の線引きを基準に、西柵列側も、両端部は同じ柱穴位置を用いた。東柵列(外)は、1列目(第24図最上段中の柱穴列番号は調査時が概報II作成時、使用番号)から16列目まで第24図3段目の土層断面があり、それによると重複建物の少ない柱穴列1~8列までの間、3穴に、新、古関係が得られ、建替えが示唆された。その一方で南縁は廻廊として成立することが明らかであり、同様に検討したところ、東柵列(外)1~8列までの古い段階の柱穴を用いて、西柵列を結ぶと直角の関係は得られず、新出の柱穴を結ぶと可能で、それを廻廊跡と認めた。そのため東廻廊柵列跡1(整)号は柵列としての認定である。東廻廊跡16列以北は柱穴相互に直交、対の関係が得られるが幅も急に広くなり、柱間を1尺分西に広げて以北の延長を認めたが、16列以北の外列は概報IIの線引とは別に東廻廊柵列跡2号(第22図下段)を認めうるので、西側と同様に柵列跡2号を用い以北の東側も1尺分延びうる考え方もある。第21図の全体図を見た場合、東門があつても良さそうな場所がこのあたりで、東廻廊跡30間の間数上からは16列目が中点である。建物観と各柱穴相互の重複関係と概報IIの建物観の線引き位置とを比較すると、同一柵列中の柱穴に平面上新、古関係を無視して線引きされているように見える個所があり、その場合には、平面上、新しい柱穴の下に古い柱穴が存在したと解釈した。

3. 西 縁

西縁は、第25図に示した。同図は、概報IIの建物観を求めた線引きを拠所に作成したが、結果からすれば、同図左上の補注どうり、発掘の機会があれば、全面柵列の再調査が望まれる。西溝は溝跡項を参照されたい。

西柵列跡1-1・2・3号、西柵列跡2-1・2・3号、西柵列跡3号

概報IIの遺構説明表に「西柵列(外)、方位N16°E、長さ82.0m、柱穴残存数19、南端から北柵列西端柱穴までを全長とする。柱穴の中には西により破損しているものが多く、残存するものは傾斜にかかっているため、小さく浅い。柱間は1.8~3.0mを測る。西柵列(内)、方位N14°16' E、長さ73.8m、柱穴残存数30、南柵列(内)との交点から北辺土塁北側柱穴までを全長とする。南端より51.9mの地点から、西へ2°ぶれている。北端では北辺土塁にとりつくとみられる。内、外の間隔は南端で3.0m、北端で2.1mである。柱間は1.8~3.0mを測る」とある。

整理所見一概報の柵列観2条の他に、残数の柱穴から4条が認められるため、内、外柵列を基本とし、沿う列は枝番号、中間位置の列には新番号を付した。西溝との新・古・共存関係は明瞭でなく、調査上の迷いのためか未検出柱穴が多く存在すると考えられること、内、外2条の柵列は平行状態でないにしろ、最北より、10穴目まで9間分に直交・対の関係が求めうるので廻廊の推定を全面否定することはできない。

4. 北縁

北縁は、第26図に示した。同図は概報IIの柵列観に基づいて作成した。掘立柱建物跡16号、北溝（溝跡2号）は、掘立柱建物、溝跡項の個別説明を、北東隅築地は、95頁の寺跡北東隅部を参照されたい。

北柵列跡（東半・西半）

概報IIの遺構説明表によれば「北柵列 方位E 0°S一柱穴数B016以東8、方位E 4°S一柱穴数B016以西18、長さ60.9m、東端からB016東妻側、そこより西端までの合計を全長とする。東端より、18.6mに、B16が建てられている。B016以東では南へ4°ぶれを生ずる。柱間は1.8~2.7mを測る。」とある。

整理所見一第26図を作成した結果、旧所見との矛盾点は、ほとんどなく、同図中の補注を参照されたい。あえて、掘立柱建物跡16号との関係を示せば、同建物と北柵列とは、柵列方向の変換部に同建物があり、両者の接続点では構造上連結しており、共存の時間帯が存在したことは確実である。

北辺土塁、北東隅築地跡

概報IIの遺構説明表に「北辺土塁、方位E 0°S、長さ55.0m、基底幅2.3m、上幅約1.5m、東端では、築北塀に、西端では西柵列(内)にとりつくと見られる。33号住を埋めた上に造られている。」とある。

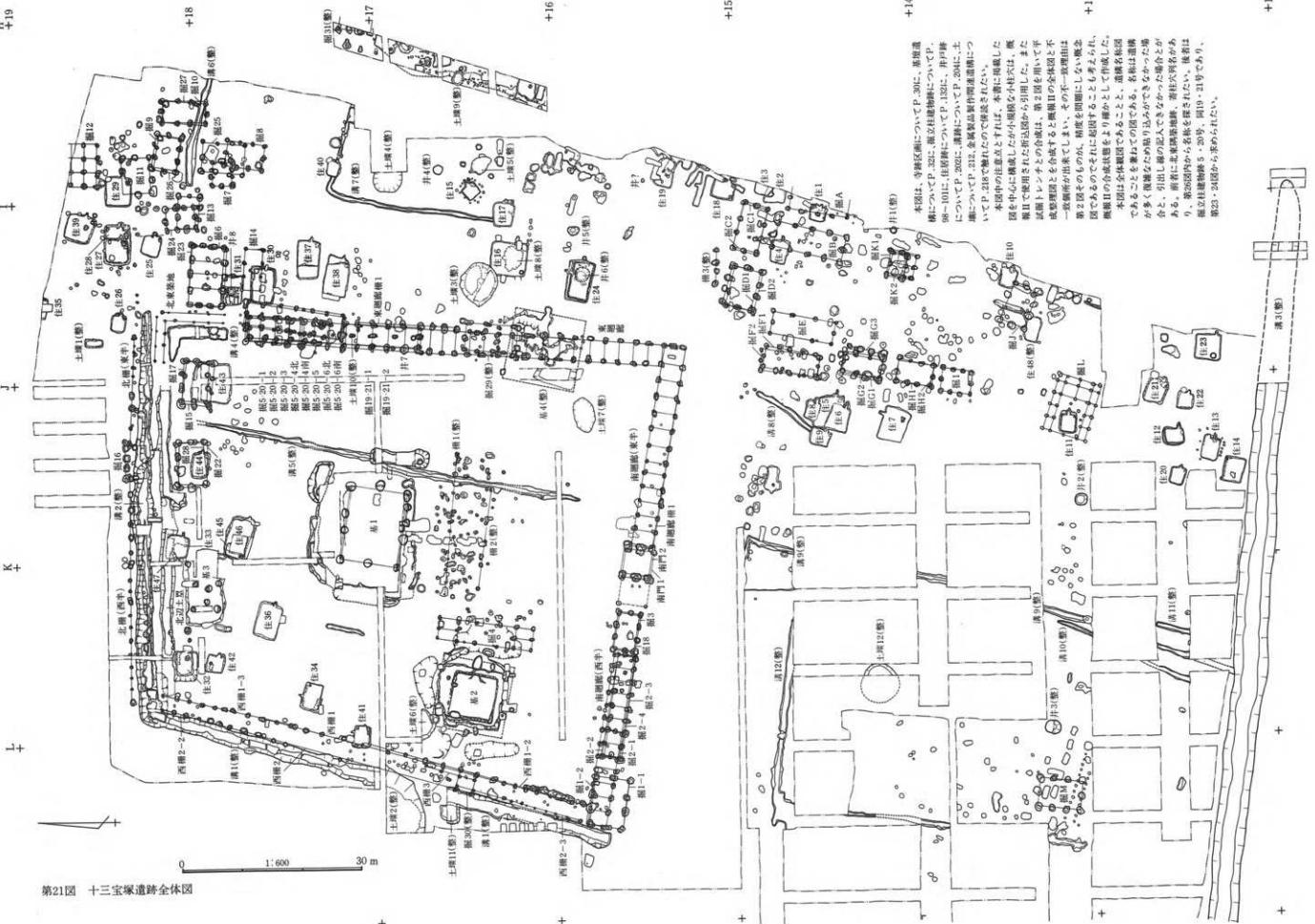
整理所見一北柵列・北溝・北辺土塁は、相互の共存関係が問題であるが、調査時点は第26図H-1土層断面の図化延長不足を見るように、意識は薄かったようである。概報IIでいう、土塁との取り付きは良いとしても、西柵列との関係は破線での記録しかなく、現実には不明瞭か掘り過ぎと考えられる。土塁規模に関して、住居跡33・47号の土層断面からすれば、上端が巾広であれば192cm、下端も広ければ320cmを測る。同33号との重複関係は、第194図のとおり、概報内容は逆で土塁が先行し、同33号の廃棄後、再び築土されたような感がある。北東隅築地跡は寄柱状の柱穴が検出され、寄柱間の1間は北側で148cm、東側で145cmを測る。以下築地跡に関しては再び寺跡北東隅施設の項、95頁で触れる。

第2章 基壇遺構

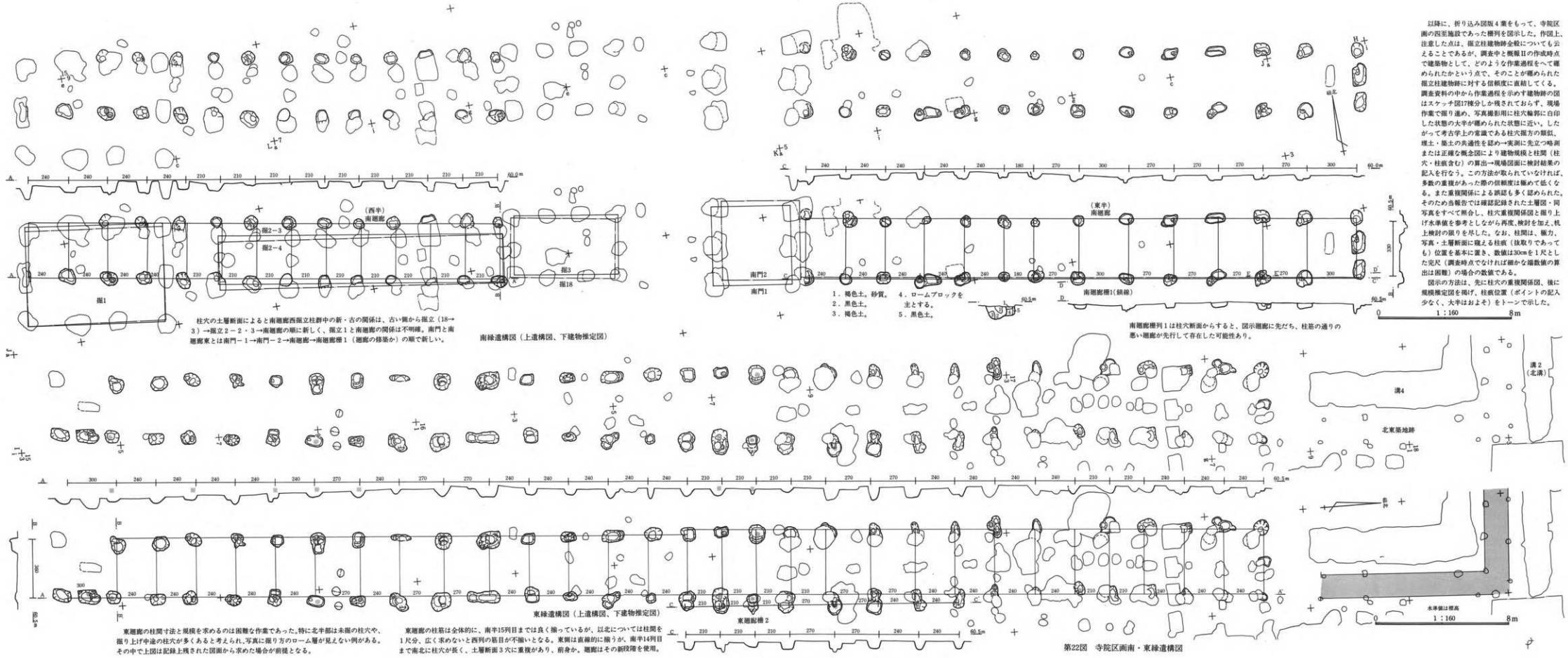
基壇遺構は概報中にはI~III号があり、当報告は未指摘、未掲載の同4号(整)を加えた。

基壇1号・掘立柱建物跡32-2・2号

基壇1号の遺構図の作成は、調査記録図、記録写真を試掘時点を含めて用いた。そのため第27図は概報に掲載された状態と異なる部分もある。遺構名称は概報Iには長方形基壇、概報IIは第I基壇と呼称されてい



第21図 十三宝塚遺跡全体図



以降に、折り込み図版4葉もって、寺院区画の西三施設であった柱列を掲示した。併せて、注目した点は、掘立柱跡物跡一般についても云えることではあるが、調査中と調査II作成時点で建築として、どのような作業過程をへて確められたかという点で、そのことを明らかにした。掘立柱跡物跡に対する信頼性は直接的に直結している。

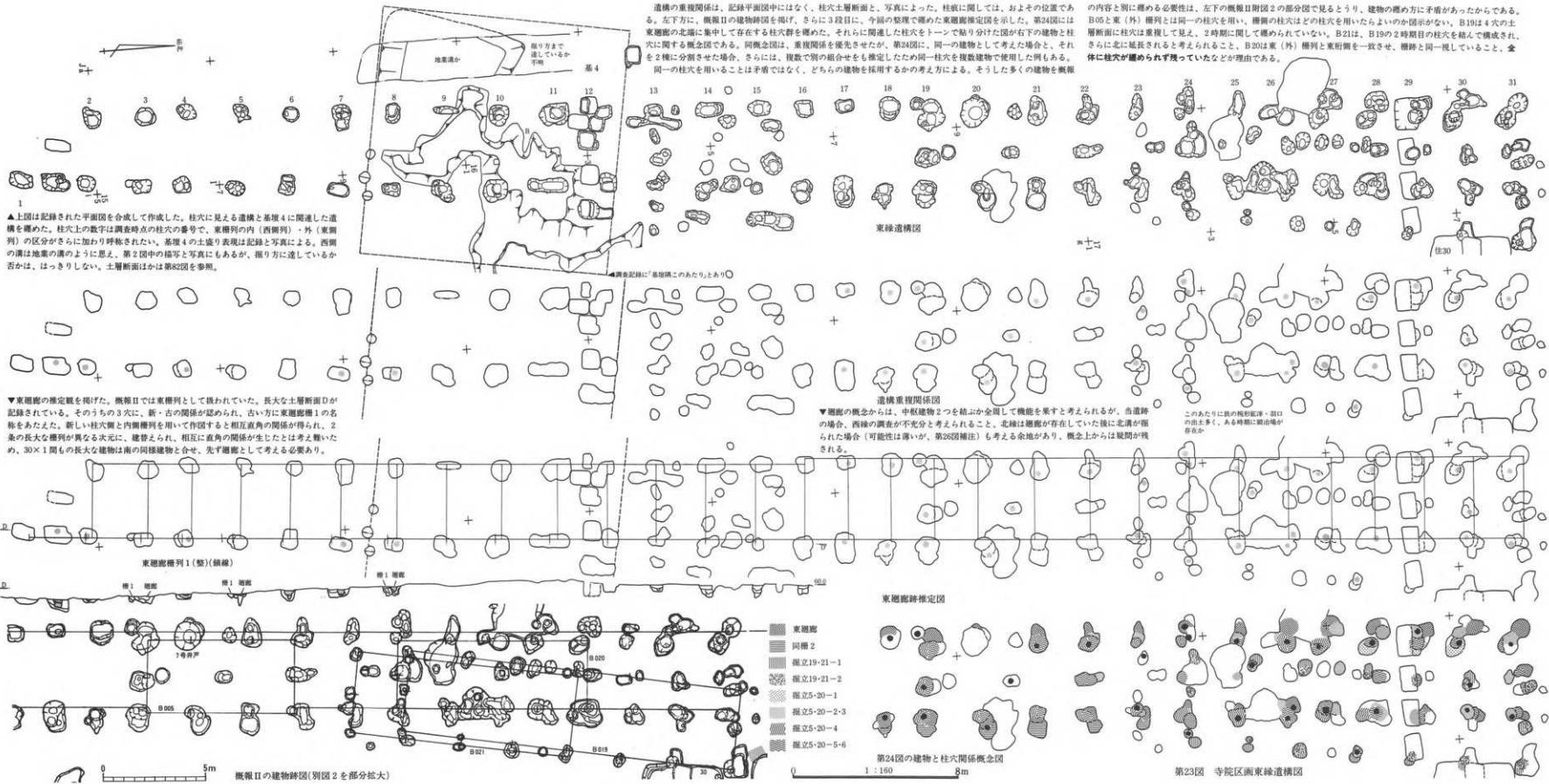
調査資料の中から作業過程を示すもの跡の図はスケッチ7回分しか残されておらず、現場作業で取り進み、写真撮影用支柱大部が白印した状態の大半が確認された状況といい、したがって古大字の常識である柱穴の類似、埋土、墨土の共通性をもって実測に充立・実測または標準的な概念により建設規模と柱間(柱穴・柱合含む)の算出・現層断面に実測結果の記入を行なう。この方法がなれていないければ、多数の柱穴があるため個別記述は極めて底にならざる。また実測結果による誤差も認められた。そのため当報告では種別記述された柱層図・同写真をすべて併せし、柱穴重複関係図と現層図・水平準標を参考としながら再検討を試み、机上検討の結果を示した。なお、柱間は、幅員、柱数・柱層断面に残る柱跡(抜取柱であっても)位置を基に置き、数値は1尺とした。実尺(調査時)がなければ能く数値の算出は困難の場合はある。

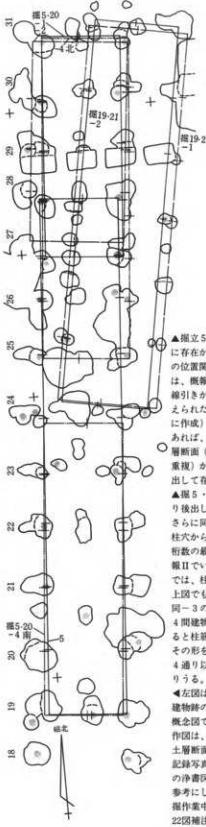
図示の方法は、先に柱穴の柱層関係図、後に重複検定図を掲げ、柱跡位置(ポイントの記入少なく、大半はよそ)をトーンで示した。

図示の方法は、先に柱穴の柱層関係図、後に重複検定図を掲げ、柱跡位置(ポイントの記入少なく、大半はよそ)をトーンで示した。

1 : 160 8m

第22図 寺院区画南・東縁造構図



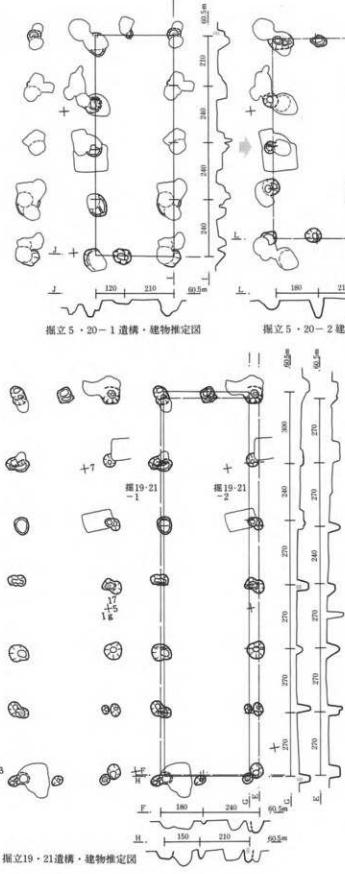


▲掘立5・20-1は、往時に柱が立たれており、柱穴の位置関係から上図(東廻廊)の東廻廊外側の壁引が黒合に適当と考えられたので、それを示す。それと並んで、柱穴の位置関係から、東廻廊より後出て存する。

▲掘立5・20-2(同上)1より突出した柱穴を重ねて、さらに同-3は、最後に柱穴から認められた。同-3は柱穴の最も奥を捉えたが、概観ⅡでいうB05の南廻廊までは、柱が通つたら、上部でも修理が多い。また同一-3の柱行9番柱を2分し、4根建物、2棟として認めると柱筋の通りは良くなく、その形を含めて3段段、4段以上以上の建築推定がある。

◀左図は、第24図に掲げた建築物の作成図、いわば概観Ⅱである。各建築物の作成は、記述図の平面、土層断面、構造の手順、記述図を参考して、概観Ⅱの構造(第23図見参照)を参考して作成したが、発掘調査結果(第22図参照)の薄い資料は、いかなる建築物の作成に参考にならなかった。

各建築物合成図



◀概観Ⅱで認められた東廻廊

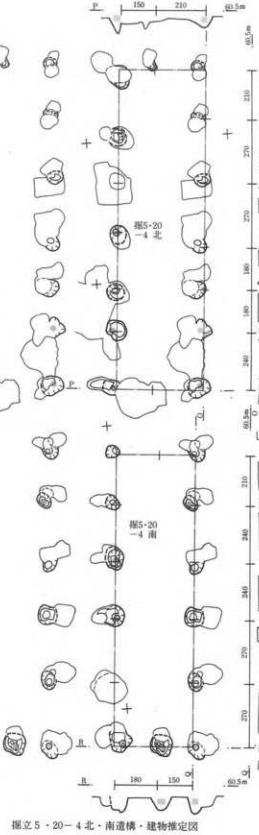
に沿う柱立建物跡の相数を最少限に捉えて表現されている傾向がある中で、B18は6×2間の長い建物跡として認められ、奥の2間は黒柱穴の土層断面があり、概観ⅡのB05はその他の柱穴で構成され、柱の目次も違っているが、全体を削り切ることなく、柱穴の位置関係が保たれている。

上図は、主に重複建物上に新しい穴跡を示す。それが作成上、既に残された柱穴群であり、作図では最も複雑である。柱穴は必ずしも実際の柱穴ではなく、柱の間に各柱、後出投石を用いて複数少しだけ柱穴が認められる。東西指向の土層断面数が少なく、確定を難しくするところである。

▲掘立5・20-3は、掘立5・20-2より突出の柱穴を用いて作成したが、全体的には柱筋通りが多く、北半の柱筋を、2種類として、別に捉えた場合は、通りが良くなり、その場合の可能性がある。

▶掘立5・20-4は最初、柱筋を通し、12間の大きな建物として復元したが無理が多く、北・南廻廊に分して處理した。しかし、その過程で、柱穴重複の範囲が狭く、それが建物上、既に残された柱穴群であり、作図では最も複雑である。柱穴は必ずしも実際の柱穴ではなく、柱の間に各柱、後出投石を用いて複数少しだけ柱穴が認められる。東西指向の土層断面数が少なく、確定を難しくするところである。

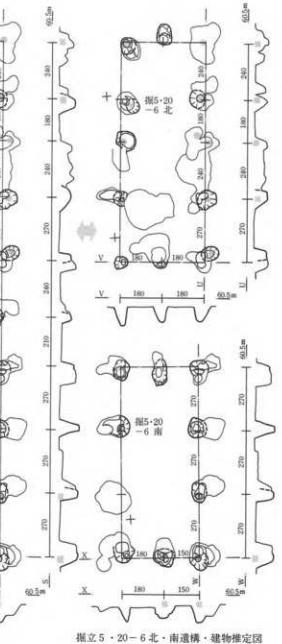
▲掘立5・20-5は同上と2分したときに、柱の形の場合で



第24図 寺院区東廻廊建物群

第24図は、検討作業の解説上を固定化したもので、總てが建っていたといふ訳ではないが、建物として地盤で復元された以上に、建物跡が存在していたことは明確である。結果は、もう一度、測量の機会に恵まれたら、未開拓の穴や、掘立上の中柱跡(写真と柱穴の位置が異なるローム層かはっきりしない穴が多く)の穴を調査し、第24図の再検討が可能であることは云うまでない。さらには、東廻廊の東門、北廻廊地と廻廊との間連構の存在、東廻廊の北半部の殿庭構造(調査中に楕円形瓦筒、漆器の出土、第263図)の可能性など、それらについても検出される余地はあると考えられる。

遺点としては、南廻廊は、長大な建物群立より廻廊が新しいのに対し、東廻廊では、古い段階が廻廊であり、気にかかる。

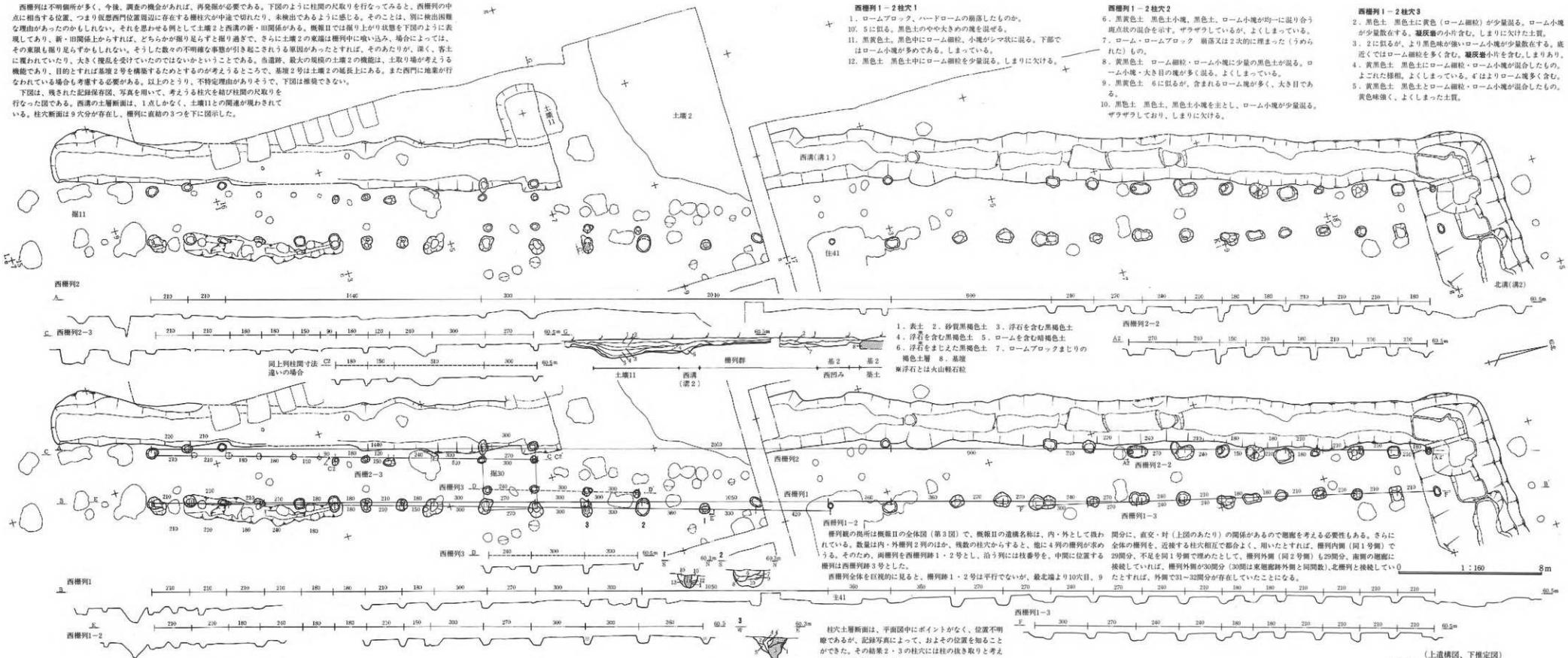


第24図 寺院区東廻廊建物群

0 1:160 8m

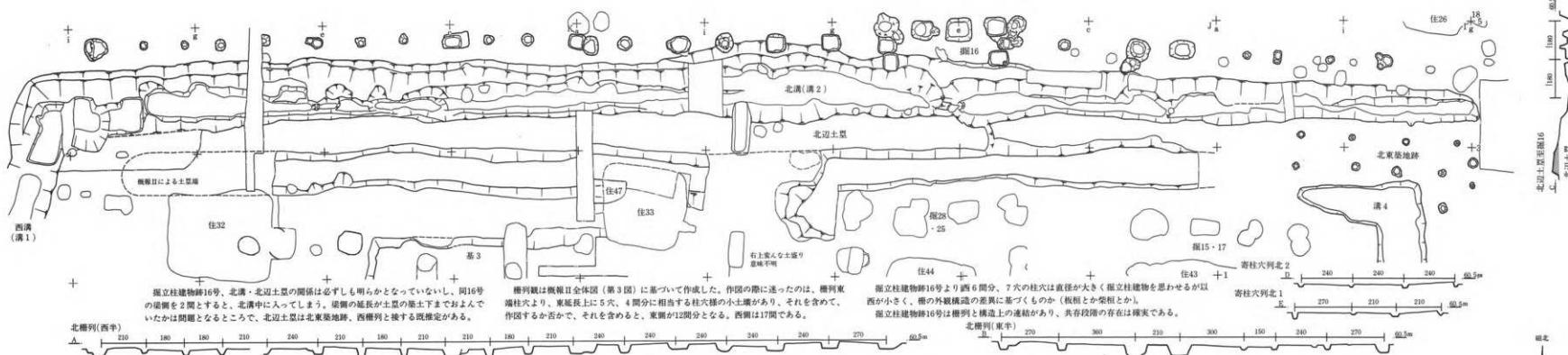
西柵列は不明瞭所が多く、今後、調査の機会があれば、再発掘が必要である。下図のように柱間の穴を取り除いてみると、西柵列の中点に相当する位置に黒色土の柱穴が中途で切たたり、未施出であるように感じた。そのことは、別に神出困難な理由があつたのかもしれない。それと思われる例として、土壌2と田舎道の、田舎道がある。概要図では欄り上がり状態で下図のように表現してあり、新・旧関係上ならばね、どちらかが埋り足すと振り過ぎで、さうに土壌2の隙端は柵列中心に張り込み、場合によっては、その隙間も埋り足すしかしない。そして数々の不明瞭な事態が引き起こさうる原因があったとすれば、そのあたは、渠ぐ、客土に覆われていたり、大きめの塊石を受けているのではないかということである。当然、最大の機能の「土壌2の機能は、土盛り場を考うる機能」であり、目的2は基礎2号を構築するために考うることである。基礎2号は土壌2の延長上にある。また西門に地蔵が行なわれている場合も考慮する必要がある。以上の通り、不確定理由がありそうで、下図は推測できない。

下図は、残された記録保存図、写真を用いて、考うる柱穴を柱間の尺取りを行なった図である。西溝の土層断面は、1点しかなく、土壌11との隙間が現わされている。柱穴断面は9穴分が存在し、柵列に直結の3つを下に図示した。



西柵列 1-2 柱穴 3

- 黒土、黒色土に黄色(ローム細粒)が少量混る。ローム小塊が少數散在する。
- 黒色土の片含む。しまりに欠ける。
- 2に似るが、より黒色土が強く、ローム小塊が少量散在する。底近くではローム細粒を多く含む。
- 黒黄土、ローム細粒を多く含む。
- 黒黄土、大塊の塊がよく混る。よしまっている。
- 黒黄土、6に似るが、含まれるローム塊が多く、大き目である。
- 黒色土、黒色土とローム細粒、ローム小塊が混じたもの。黄色強く、よくしまった土質。

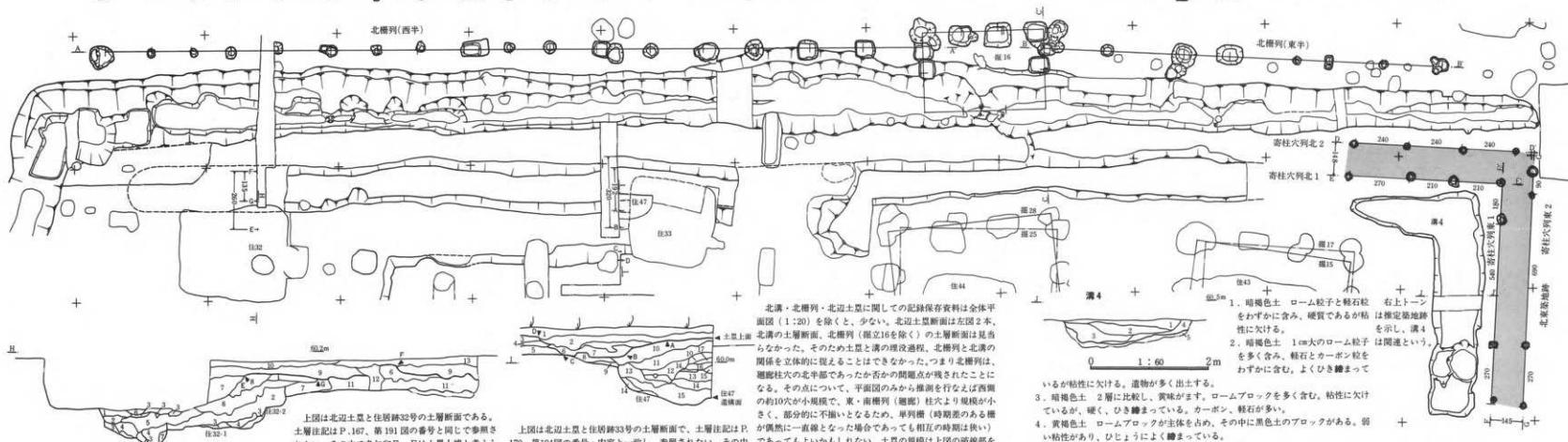


掘立柱建物跡16号、北溝・北辺土堤の関係は必ずしも明らかとなっていない。同16号の基礎を2間とする。北溝中に入ってしまう。基礎の延長が土堤の基礎下までおよんでいたかは問題となるところで、北辺土堤は北東施設地帯、西傾斜と接する既推定がある。

柱列観は概報II全体図(第3図)に基づいて作成した。作図の際に迷ったのは、柱列東端柱穴より東延長上に5穴、4間分に相当する柱穴数の小土壙があり、それを含めて、作図するか否かで、それを含めると、東側が12間分となる。西側は17間である。

掘立柱建物跡16号より西6間分、7穴の柱穴は直径が大きく掘立柱建物を思わせるが以西が小さく、柱の外観構造の差異に基づくものか(板根とか枠根とか)。

掘立柱建物跡16号は柱列と構造上の連続があり、共存段階の存在は確実である。



上図は北辺土堤と住居跡32号の土層断面である。土層注記はP.167、第191図の番号と同じで参照されたい。その中で各柱E-F-Eは土層上端と考えられる個所を土層注記、土層変換の様子によって求めた。平面図と照合するとF-Gが近い位置である。

上図は北辺土堤と住居跡33号の土層断面で、土層注記はP.170、第194図の番号、内容と一致し、参考されたい。その中で各柱A-B-Aは土層上端、C-Dは基礎3号の下、下端に見える変換部位置で、平面図上位、計測規範は上図の如き。

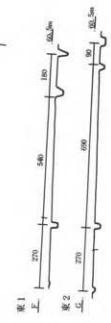
いるが粘性に欠ける。遺物が多く出土する。

3. 順色土 2層に比較し、異なる。ロームブロックを多く含む。粘性に欠けておりが、硬く、ひき裂している。カーボン、鉄石が多い。

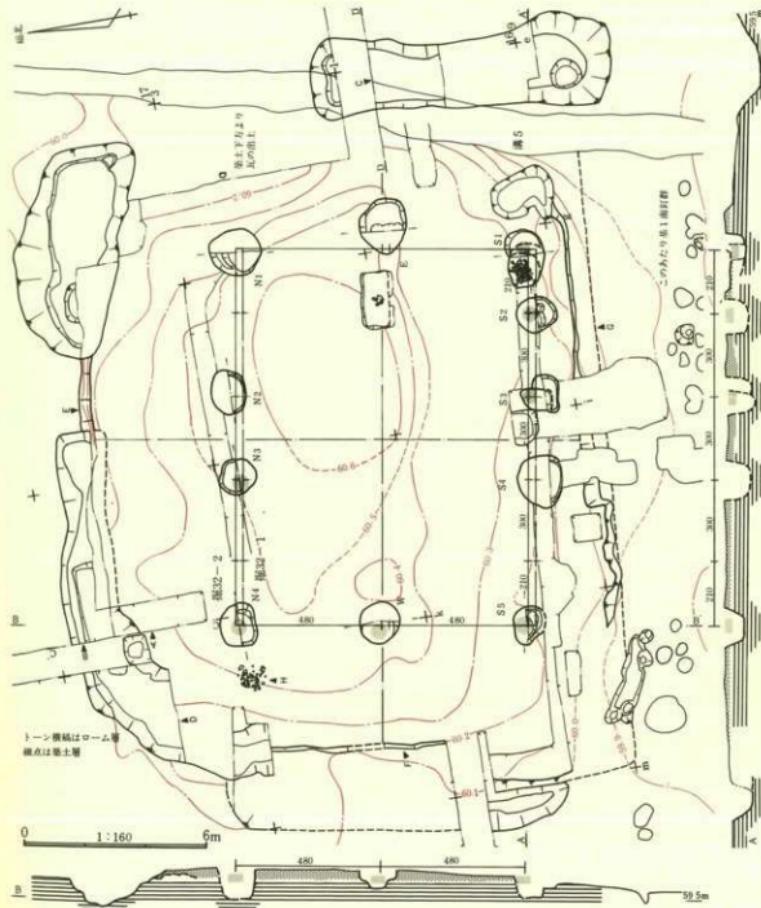
4. 黒褐色 ロームブロックの生体を含む、その中に黒色土のブロックがある。弱い粘性があり、Dのようによく縛まっている。

5. ハードーム。

第26図 寺院区画北辺土堤構図(上縦構図、下推定図)



1 : 160



記録写真、1:20平面、各柱穴土層断面、C・D土層断面が残る。左下図は概報II・拵図3の平面図である。概報によれば、基壇上掘立柱建物跡は3×2間の建物とまとめられ、基壇規模は約20×16mである。上図は残された全資料を合成し、A・Bは土層断面Cに見える溝（基土を切る）の縦込み土層Aと、塗土と思える層の末端Bである。Dは写真に見える塗土上端、E・Fは2次調査の基礎底部。Gは1次調査の端部で第2次の概念図と写真(写真図版3上段右)を見て記入したが、およその位置である。Cは土層断面図D中に見える基壇の基土末端近くを思わせる変換部位置を示す。柱穴については、写真と土層断面により、およその推定柱軸位置をトーンで示した。規模と柱間については、人を迎い入れる建物構造が寄居間であったとする。上図のとうり5間が考えられ、掘32-1が古、-2が新建物である。トーン貼りの柱軸位置(写真図版3-3段目参照)は新建物。掘立はS1の最上の掘り方に栗石が置かれ、礎石建物に替わる。Hについて栗石であったか注記なく不明。古い段階は瓦を使用。

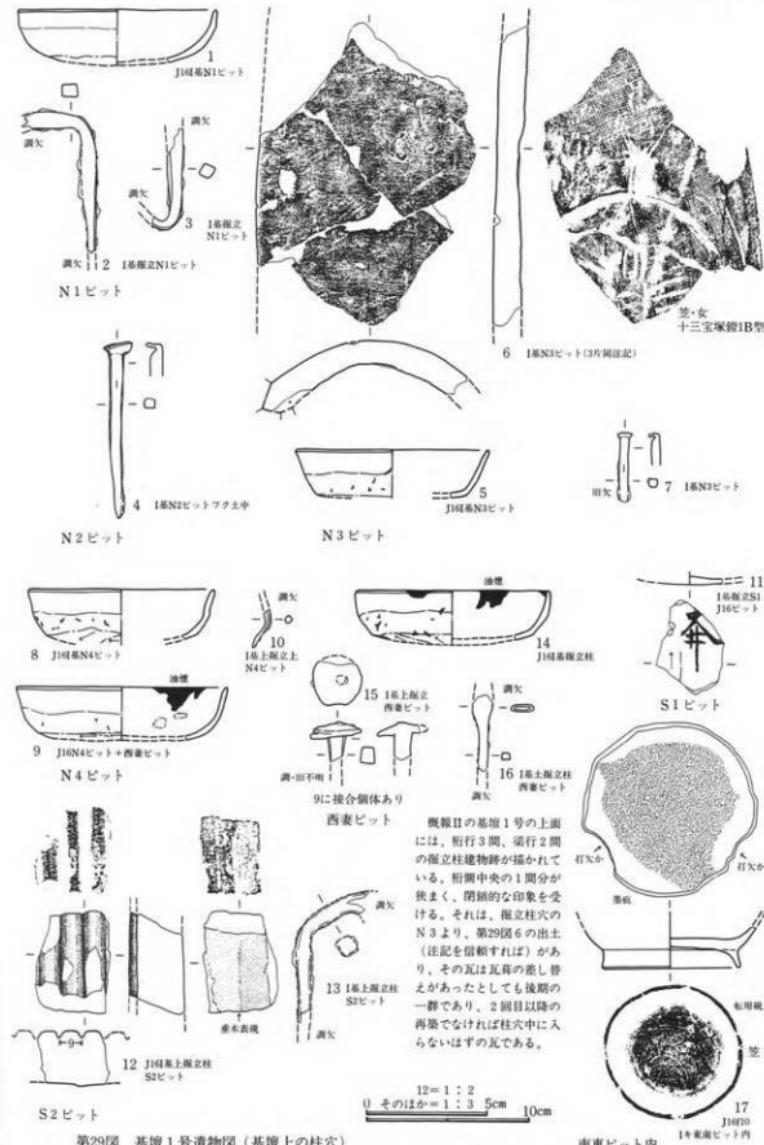
第27図 基壇1号・掘立柱建物跡32(整)遺構図

「概報II」・拵図3より

第5篇 検出された遺構と遺物(古代)

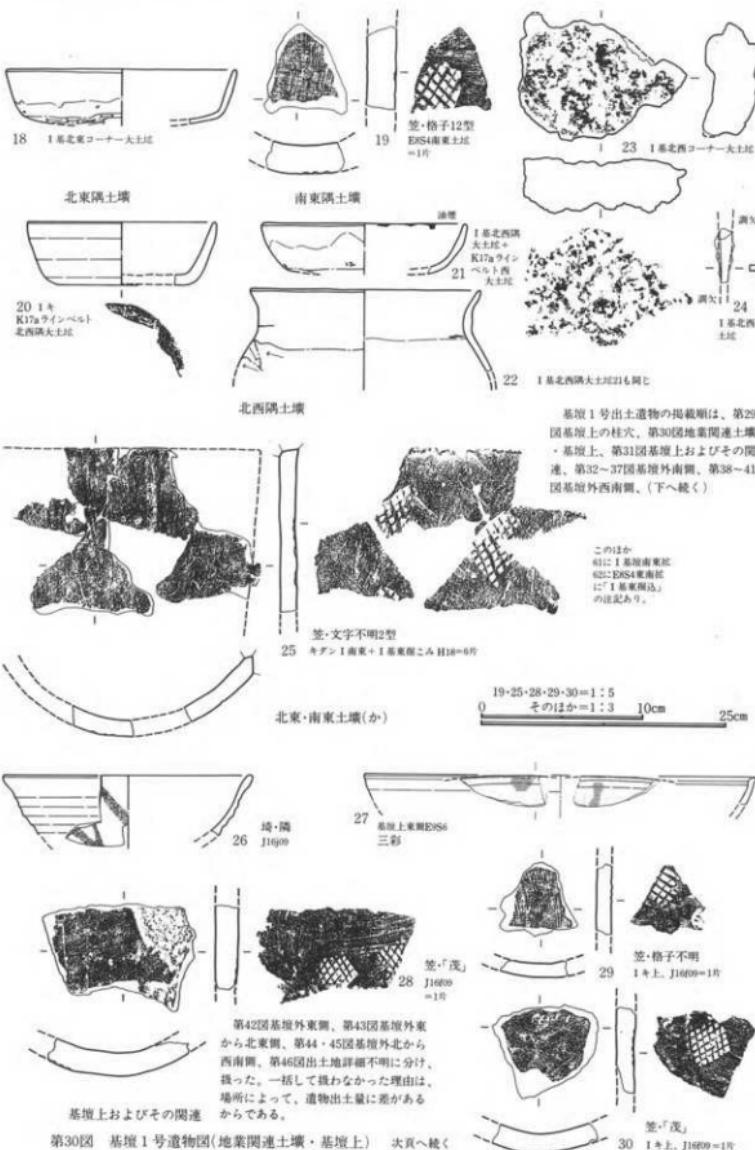


第28図 基壇1号遺構図

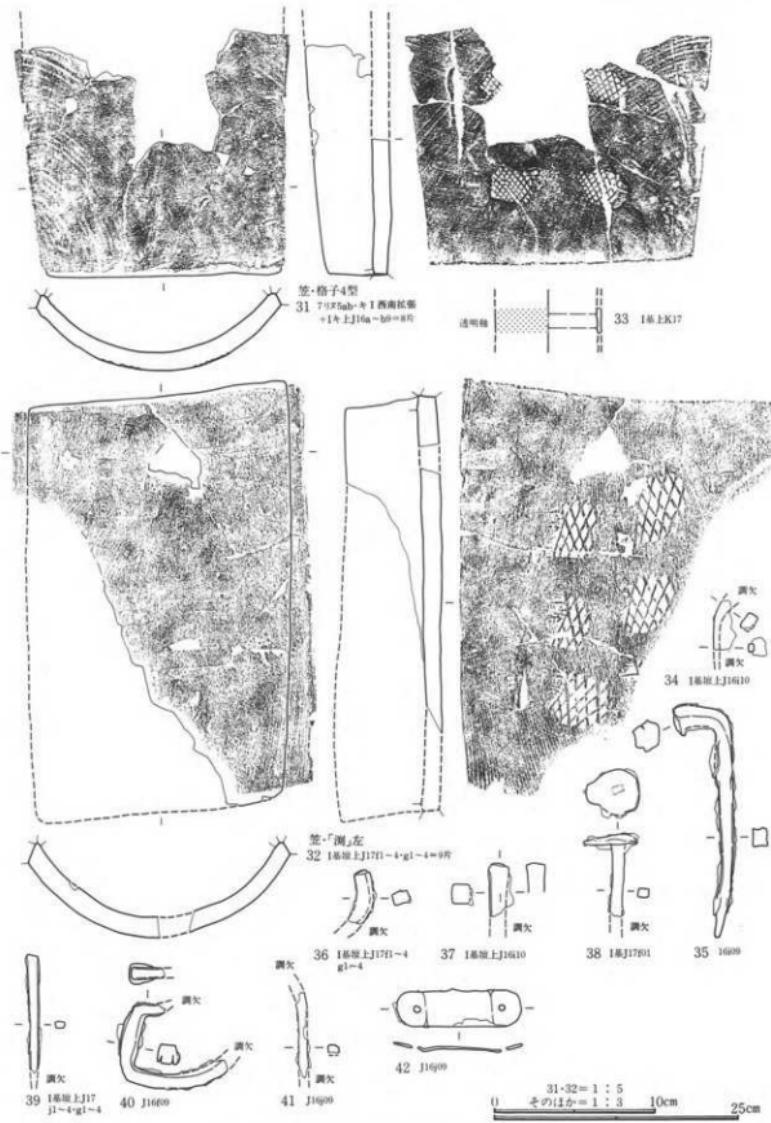


第29図 基壇1号遺物図（基壇上の柱穴）

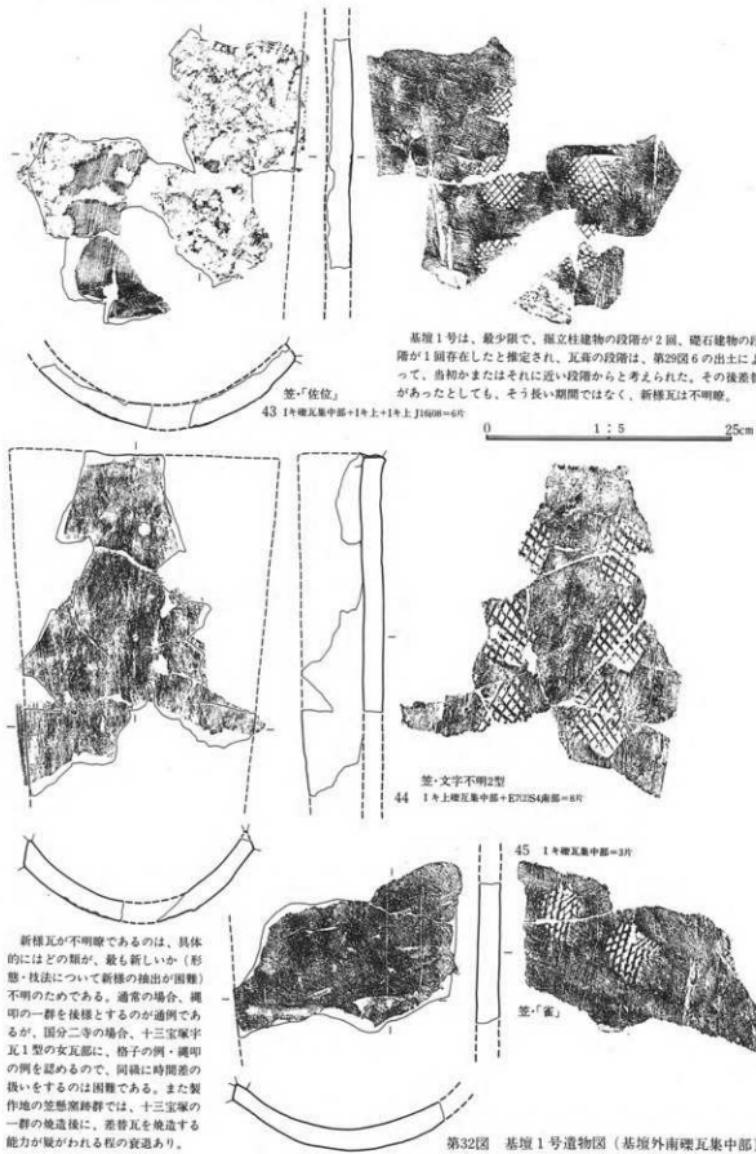
第5篇 検出された遺構と遺物（古代）



第30図 基壇1号遺物団(地業関連土壤・基壇上) 次頁へ続く

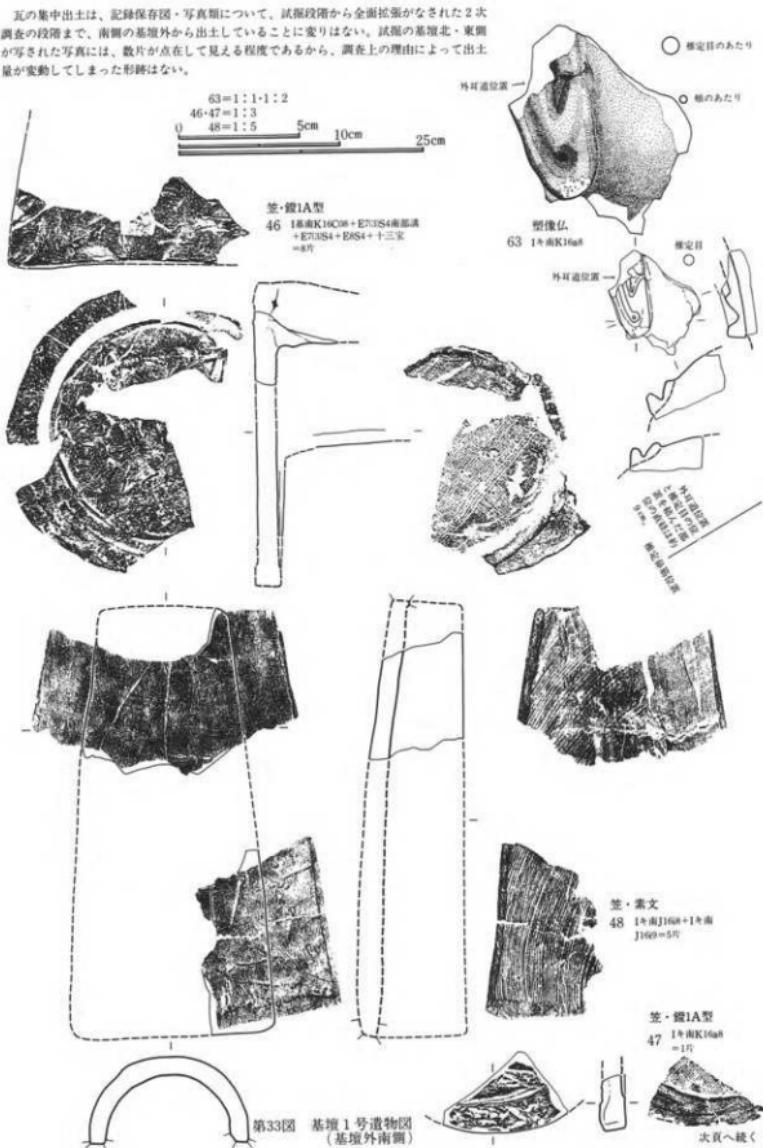


第31図 基壇1号遺物図(基壇上およびその関連)

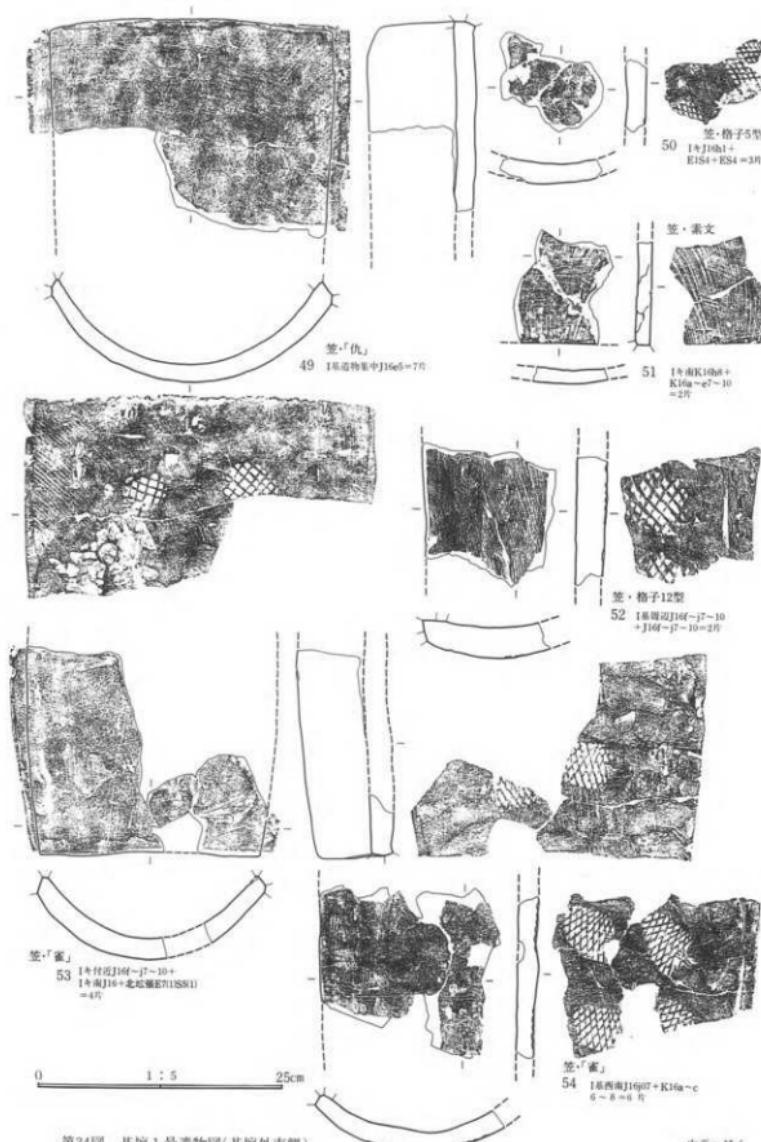


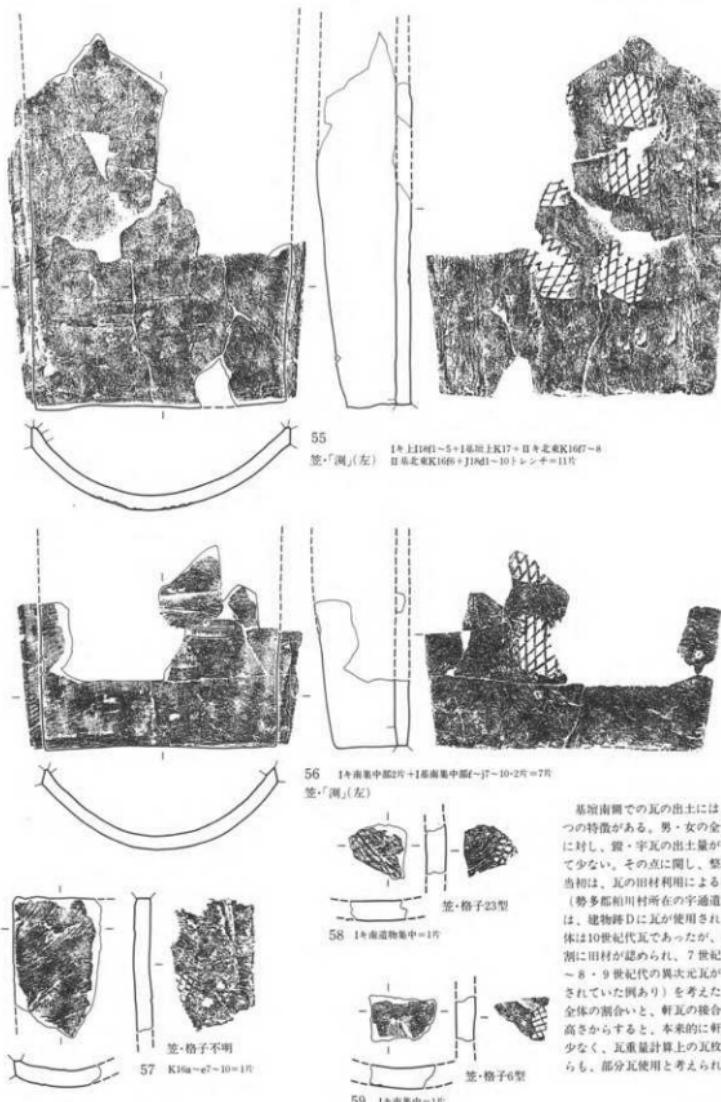
新様瓦が不明瞭であるのは、具体的にはどの類か、最も新しいか（形態・技法について新様の抽出が困難）不明のためである。通常の場合、埴印の一群を後様とするのが通例であるが、国分二寺の場合、十三宝塲半瓦1型の女瓦部に、格子の例・埴印の例を認めるので、同様に時間差の扱いをするのは困難である。また製作地の笠懸瓦群では、十三宝塲の一群の焼造後に、差替瓦を焼造する能力が疑がわれる程の衰弱あり。

瓦の集中出土は、記録保存図・写真類について。試掘段階から全面拡張がなされた2次調査の段階まで、南側の基壇外から出土していることに変りはない。試掘の基壇北・東側が写された写真には、数片が点在して見える程度であるから、調査上の理由によって出土量が変動してしまった形跡はない。



第5篇 検出された遺構と遺物(古代)



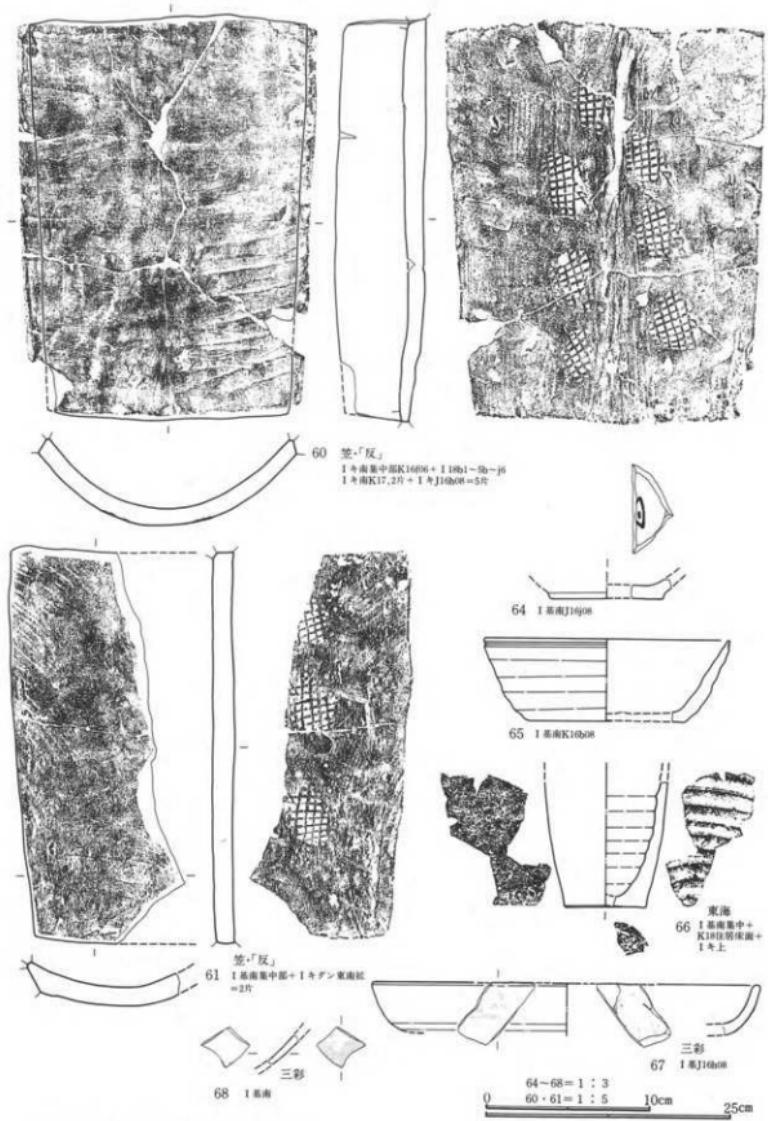


第35図 基壇1号遺物図(基壇外南側)

基壇南側での瓦の出土には、一つの特徴がある。男・女の全体量に対し、錠・宇瓦の出土量が極めて少ない。その点に関し、整理の当初は、瓦の粗材利用による軒用(勢多柏川村所在の字通道跡では、建物跡Dに瓦が使用され、主体は10世紀代であったが、約2割に旧材が認められ、7世紀後半~8・9世紀代の異次元瓦が使用されていた例もあり)を考えたが、全体の割合といと、軒瓦の接合部の高さからすると、本来的に軒瓦は少なく、瓦重量計算上の瓦枚数からも、部分瓦使用と考えられた。

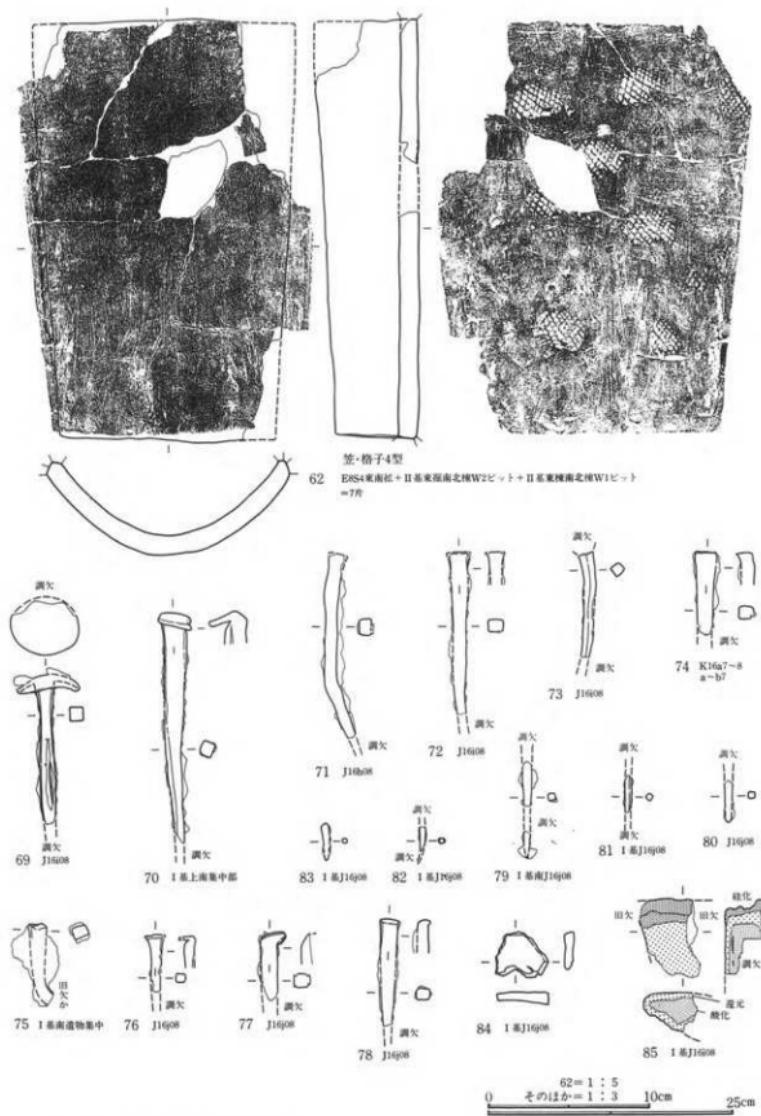
次頁へ続く

0 1:5 25cm



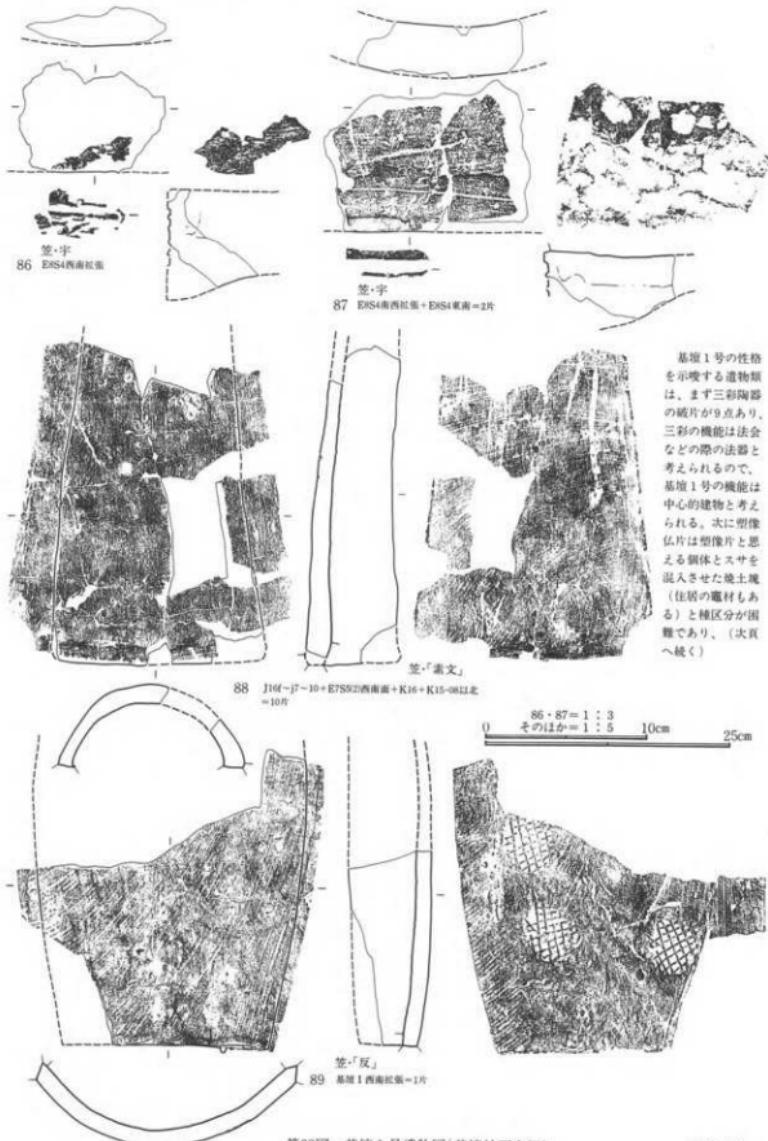
第36図 基壇1号遺物団(基壇外南側)

次頁へ続く



第37図 基壇1号遺物図(基壇外南側)

第5篇 検出された遺構と遺物（古代）



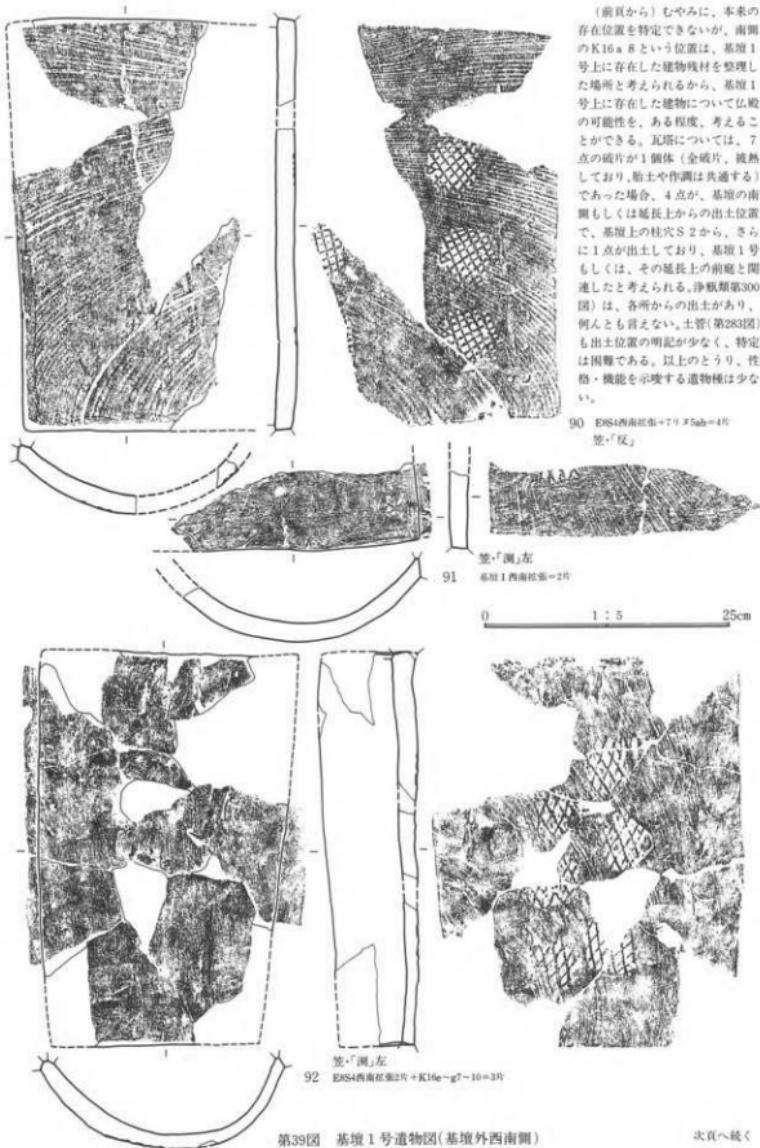
基壇1号の性格を示唆する遺物類は、まず三彩陶器の破片が9点あり、三彩の機能は法会などの際の法器と考えられるので、基壇1号の機能は中心的建物と考えられる。次に塑像仏片は塑像片と思える個体とスサを混入させた燒土塊（住居の電材もある）と種区分が困難であり。（次頁へ続く）

第38図 基壇1号遺物図(基壇外西南側)

次頁へ続く

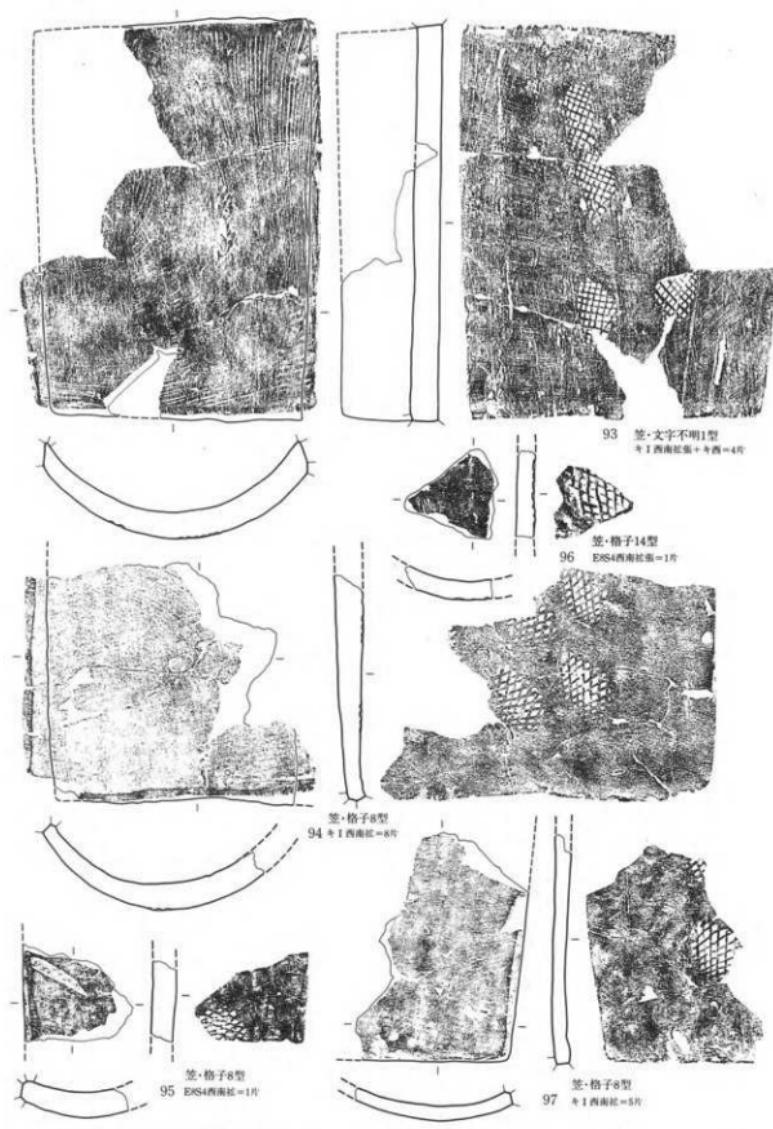
第2章 基壇遺構

(前頁から) むやみに、本来の存在位置を特定できないが、南側のK16a 8という位置は、基壇1号上に存在した建物を整理した場所と考えられるから、基壇1号上に存在した建物について仮説の可能性を、ある程度、考へることができる。瓦片については、7点の破片が1個体(全破片、被焼しており、胎土や作調は共通する)であった場合、4点が、基壇の南側もしくは延長上からの出土位置で、基壇上の柱穴S 2から、さらに1点が出土しており、基壇1号もしくは、その延長上の前庭と関連したと考えられる。淨瓶類(第300図)は、各所からの出土があり、何んとも言えない。土管(第283図)も出土位置の明記が少なく、特定は困難である。以上のとおり、性格・機能を示唆する遺物種は少ない。



第39図 基壇1号遺物図(基壇外西南側)

次頁へ続く



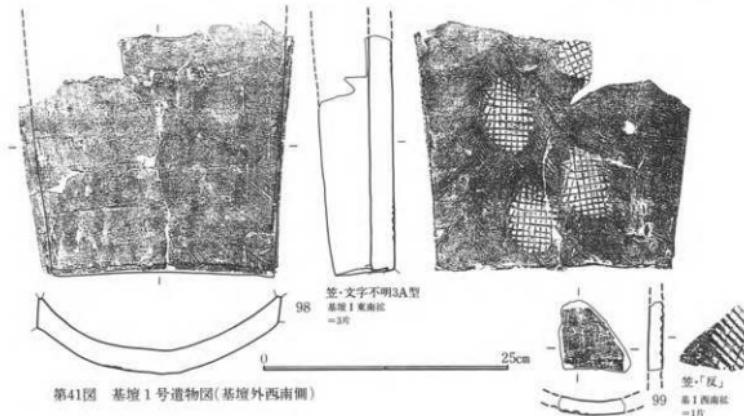
第40図 基壇1号遺物図(基壇外西南側)

次頁へ続く

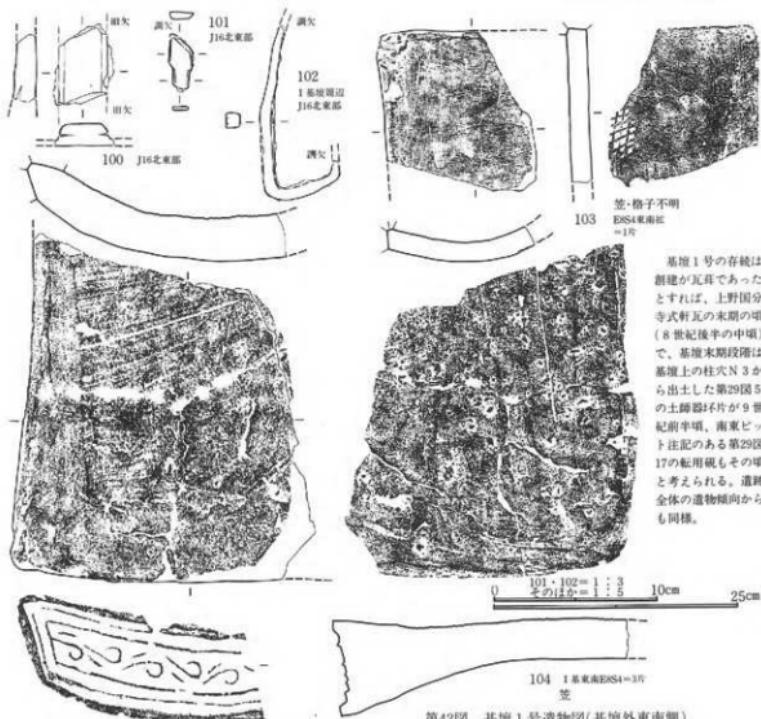
0

1 : 5

25cm



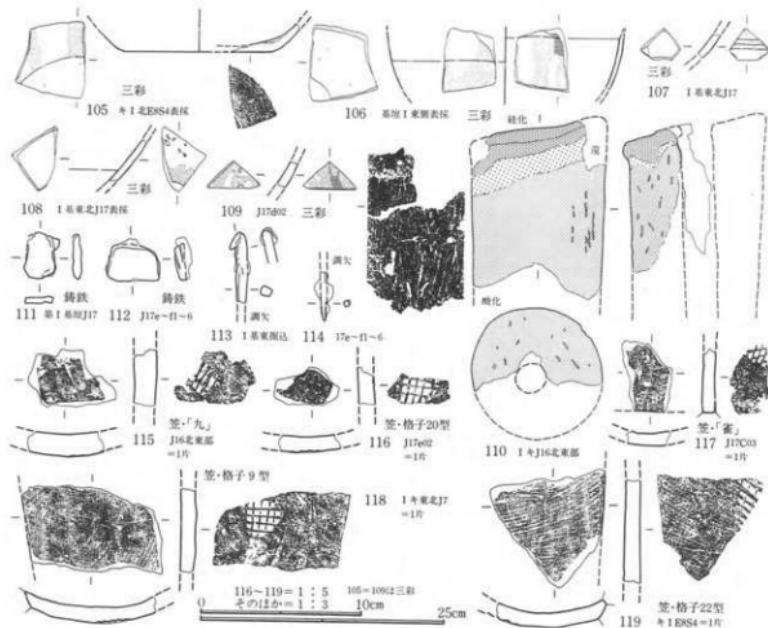
第41図 基壇1号遺物図(基壇外西南側)



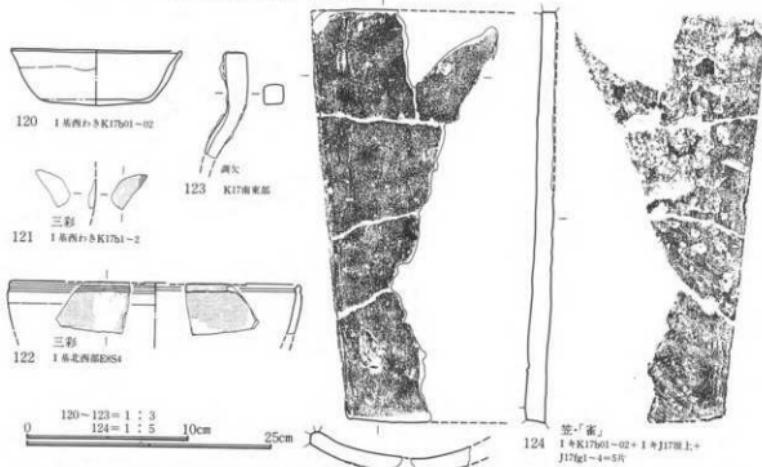
第42図 基壇1号遺物図(基壇外東南側)

基壇1号の存続は
創建が瓦葺であった
とすれば、上野国分
寺式軒瓦の末期の頃
(8世紀後半の中頃)
で、基壇末期段階は、
基壇上の柱穴N 3から
出土した第29図5
の土師器2片が9世
紀前半頃、南東ピッ
ト注記のある第29図
17の軒用瓦もその頃
と考えられる。道路
全体の遺物傾向も
同様。

第5篇 検出された遺構と遺物(古代)

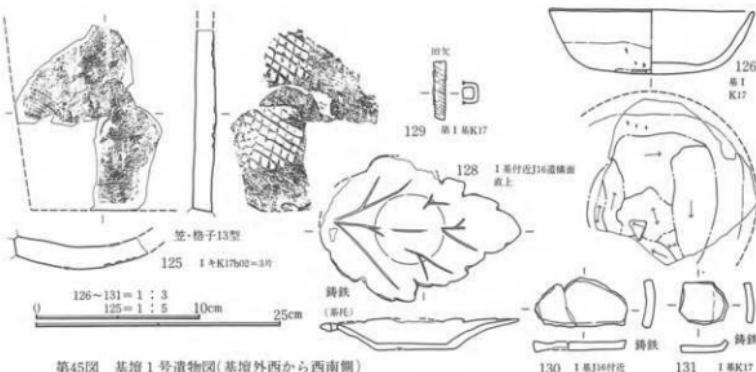


第43図 基壇1号遺物図(基壇外東から北東側)

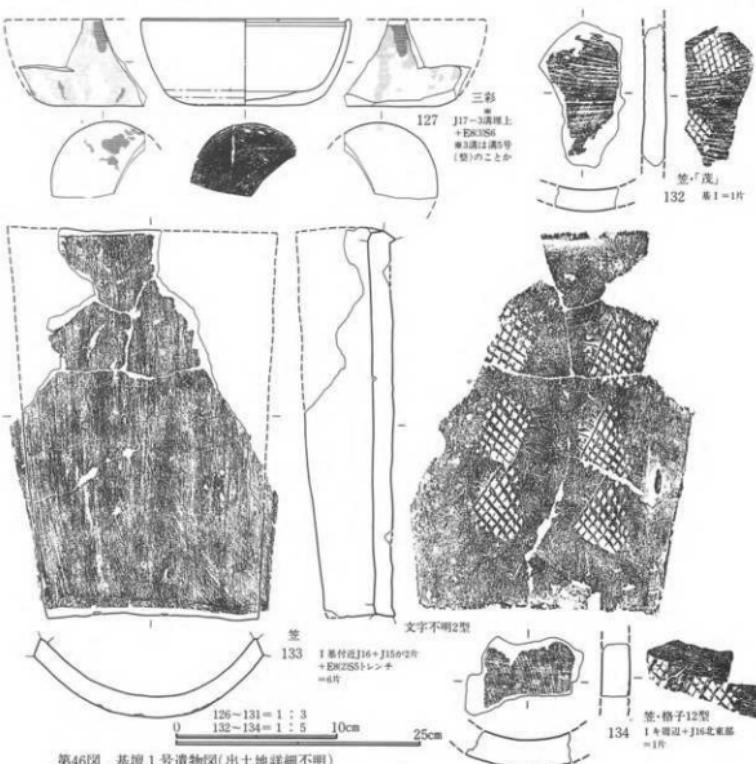


第44図 基壇1号遺物図(基壇外北から西南側)

次頁へ続く



第45図 基壇1号遺物図(基壇外西から西南側)



第46図 基壇1号遺物図(出土地詳細不明)

る。概報IIの遺構説明には「ほぼ中央、僅かに東寄りに在る。基壇は損壊が進んでおり、原状を窺うことは困難であるが東西に長く20×16m前後の長方形を呈する。四隅は「の溝状に掘り込まれ、この底から暗褐色粘土質・黄褐色土・黒褐色土を互層に積みあげて版築し、ハードロームを基盤とする基壇主体部を覆う作業をなしている（編者注、ここに写真見よの指定あり、小間は異なるが写真図版3下段でも可）。これをカットして、基壇の形状を整えていたものとみられる。石・瓦などを使用して、化粧を施した痕跡は認められない。現状では、遺構検出面より基壇上面まで約40cmを測るが版築は厚さ約15cmで2層を残すのみである。

この四隅にある溝状の掘り込みについては、版築の本来の機能によってみると不明な点が多い。具体的には何如なる機能を目的として設けられたのかについては、さらに検討が必要である。

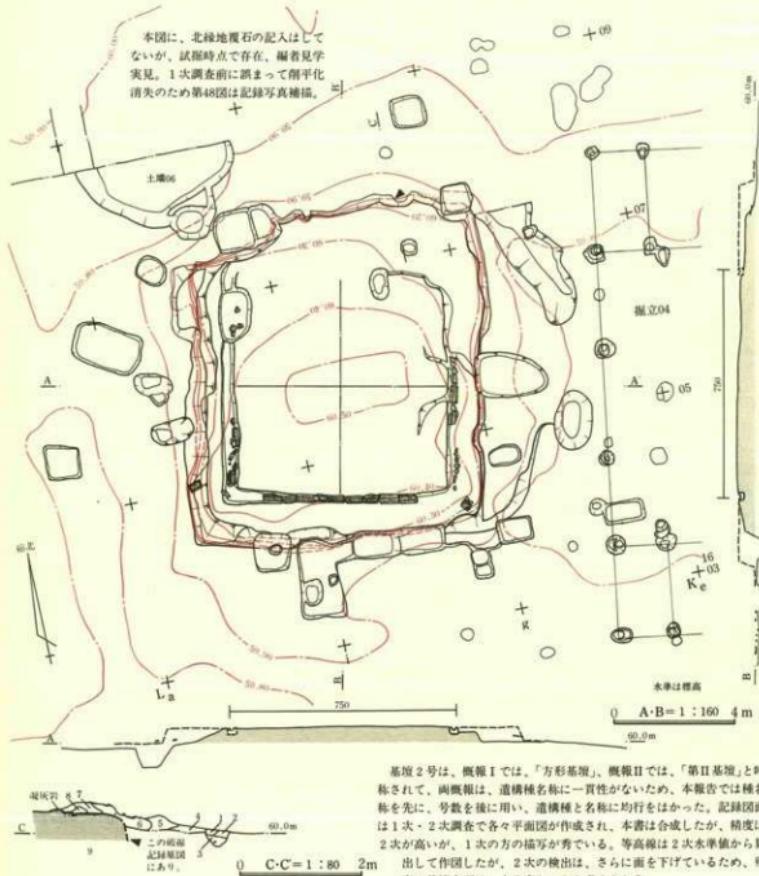
建物は、3×2間の東西陳で、本遺跡中最大規模のものである。桁行において、両側に比べ中央柱間が著しく狭くなっている点、特異な形状をもつ、この南北中軸線はN11°Eで南門の中軸線を西へ1.2mずれて、平行する。また、建物南側柱通りから前面まで42.0mを測る。基壇の出は、東・西・南の3面で約3m、北が広く約5mである。周辺に瓦が密集して出土したことから、これが瓦葺であったことは間違いないところである。柱穴は、径1.2~1.5mの円形で、ほとんど垂直に掘り込まれる掘形を持つ。その深さは現状で約1mを測る。これに径30~40cmの柱を据え、その周囲をローム混りの暗褐色土で版築状に固めていたことが窺える。埋土の歩況からみて、柱は抜き取られた可能性が強い。南側通り東端の柱穴では、埋土上部に皿状の堆積がみられ、この上に拳大~人頭大の河原石が集中して置かれていた。このすぐ南側からは、大石を破碎した際に生ずる鋭い稜をもつ破片が多く出土している。基壇の版築、および柱穴埋土より出土した土器に、やや古い所に分類できるものが見られることなどから、この建物が掘立柱から、有礎へと改築されたことも考えられる。

基壇前面では、多数の穴が検出された。しかし、形状も不整形で浅いものが多く、建物としてのまとまりを持つには至らない。ただ数条の小規模な掘立柱列のあることが認められる。これが、建物に伴なうものであるのか、造営に関係するものであるのかについては明らかでない」とある。

整理所見一掘立柱建物跡32-1・2(整)が基壇上の主体建物である。建物観の纏めは側柱列S 1・3(調査時番号)の重複柱穴を拠所とすると、5×2間(3×2間は誤認)建物が成立し、同一1が先、同一2が後に出る。桁側の中央側3間が広く300cm、東、西隅1間分が210cmあり、中央3間分を開放的な構造としている。梁行は2間で480cmを測り、南門桁と同等で当遺跡最長の柱間である。概報中の有礎建物とは、S Iの最大部の栗石(第28図)を根拠とするが、その位置は同一32-1・2のS Iより80cmほど西にある。それが有礎建物の南東隅柱位置で、有礎建物も同規模であったとすると第27図N 4面にある集石(H)を北西隅礎石の栗石としても良い位置と考えられる。基壇規模について、南前面に広がる小穴群を旧來の遺構とすると、その末端は基壇端部を示唆すると考えられ、その場合は4.3~4.5mが測知でき、四方向の側柱からの出は、ほぼ均等になる。出を約4.5m(15尺分)とすると、基壇規模は東西22.2m、南北18.6mとなる。この出の長さは、梁側1間分弱を有する長大なもので、切妻建物であった場合、妻端の出が基壇上にかかり不合理で、寄棟・入母屋造りの想定と同時に、西妻柱穴から1間分内側の柱穴確認が最少限で望まれ、最大限では内陣の確認が必要である。また基壇高は50cmあるが、旧表土の有無は不明である。瓦は部分使用である。このほか、出土遺物から、基壇南側での残材整理が釘類の多出(第263図)から推定された。

基壇2号

概報Iでは方形基壇、概報IIでは第II基壇と呼称されている。概報Iに「区画の西側にある基壇は一辺長2cm、高さ50cmを算する方形で、その土壇上の四周を限る凝灰岩切石の基壇化粧の地覆石が埋設されている。



第47図 基壇 2号遺構図 本図は1・2次調査の記録保存のみを使用・基にして作図

補注は次頁へ続く

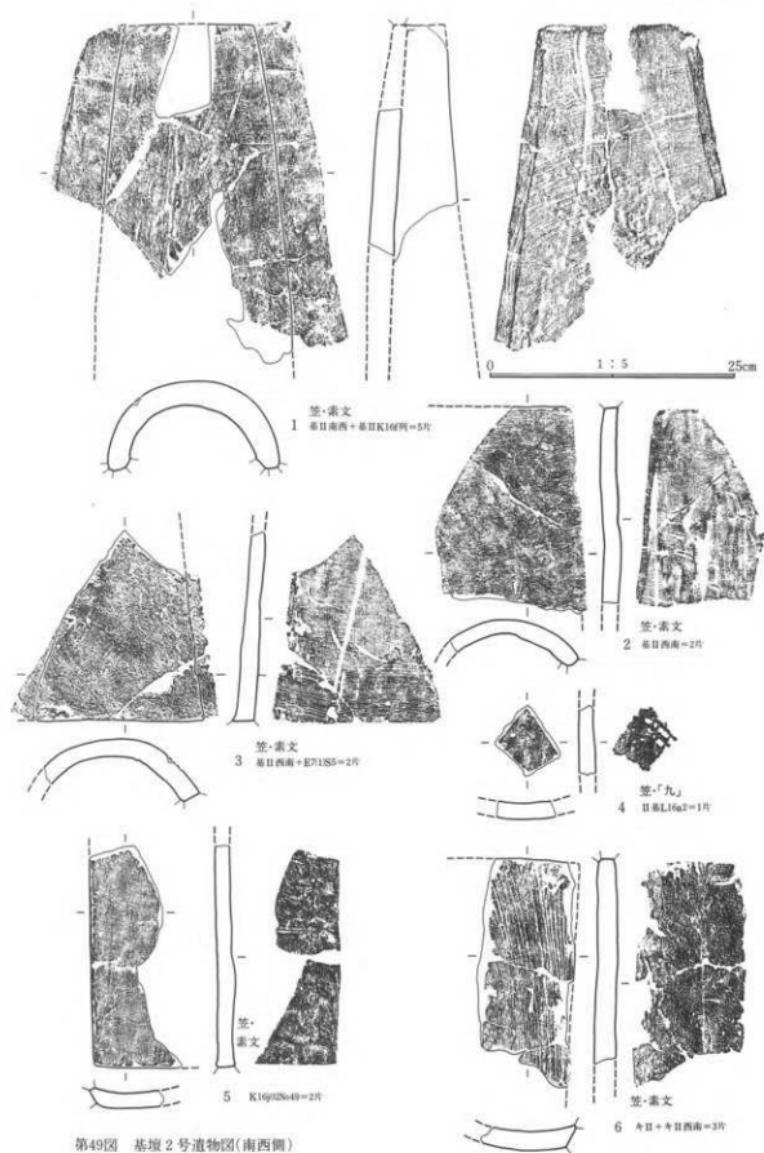
第5篇 検出された遺構と遺物(古代)

右圖Aは、第47図中央印位置。Bは唯一の北側地盤石残存(1次写真より)。Cは石階を思わせる扁平石材。Eは押出仏位置。



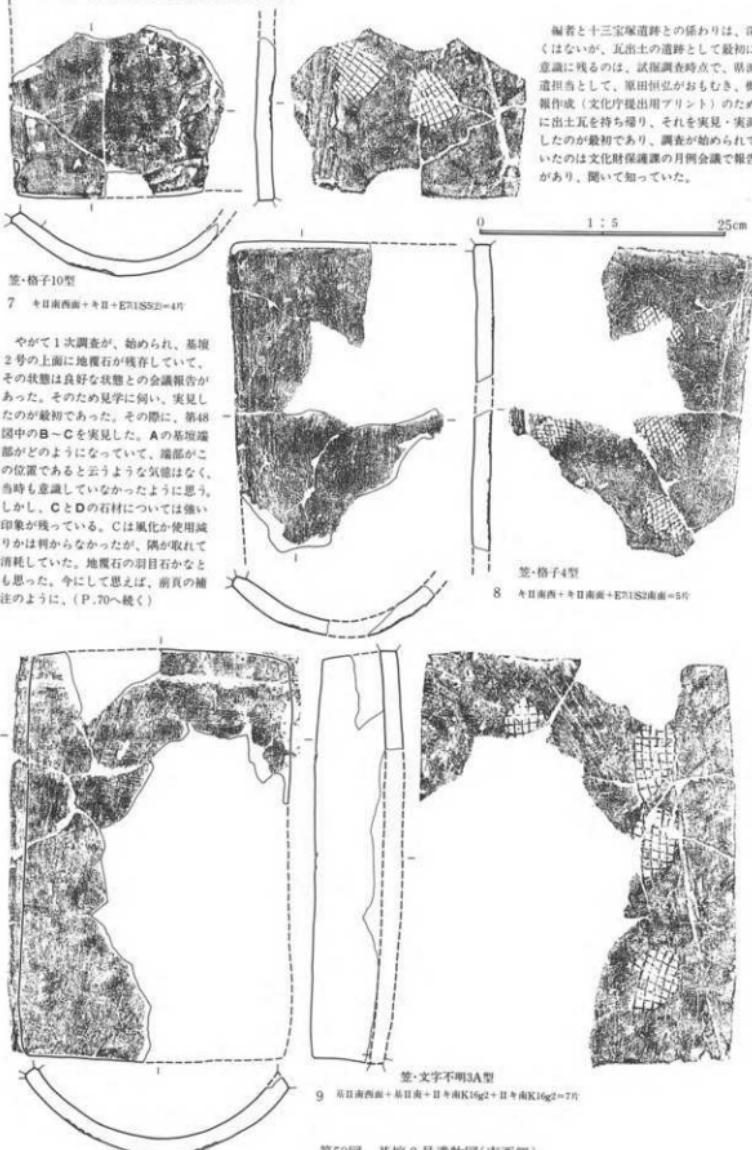
第48図 基壇2号遺構図(基壇規模の推定と遺物出土状態)

補注は次頁へ続く



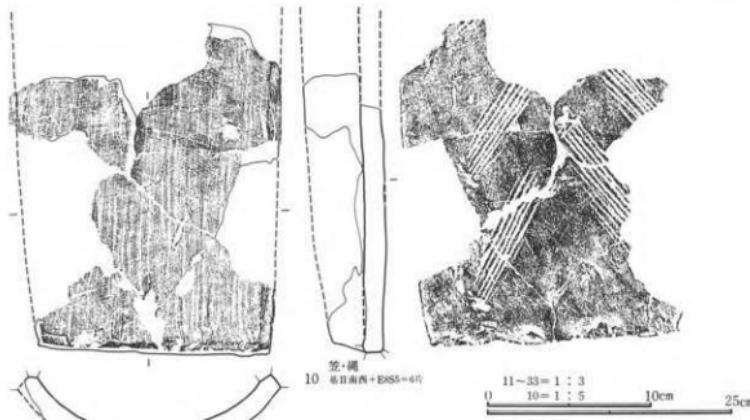
第49圖 基壇 2號遺物圖(南西側)

第5篇 検出された遺構と遺物(古代)

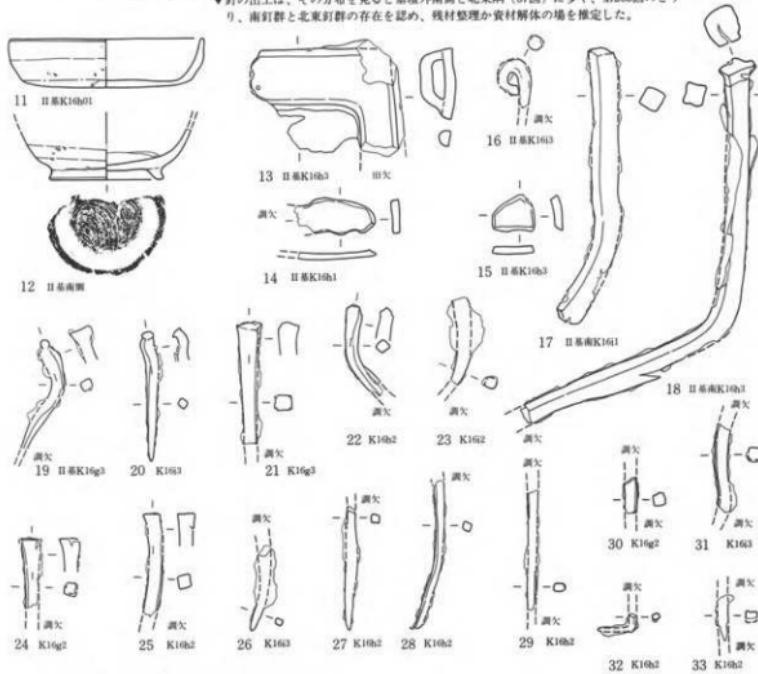


第50図 基壇2号遺物図(南西側)

編者と十三宝塚遺跡との係わりは、深くはないが、瓦出土の遺跡として最初に意識に残るのは、試掘調査時点での、県調査担当として、黒田恒弘がおもむき、概報作成(文化庁提出用プリント)のために出土瓦を持ち帰り、それを実測したのが最初であり、調査が始められたのは文化財保護課の月例会議で報告があり、聞いて知っていた。

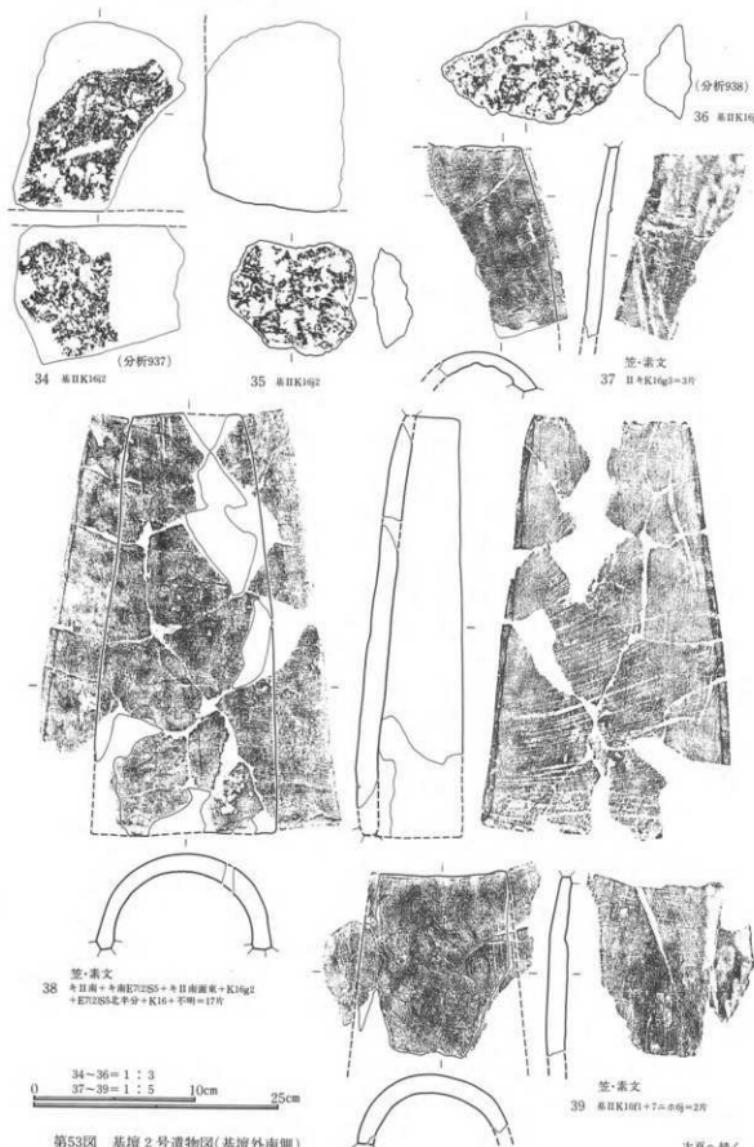


▼釘の出土は、その分布を見ると基壇外南側と北東隅(67図)に多く、第263図の通り、南町群と北東町群の存在を認め、残材整理が資材解体の場を推定した。



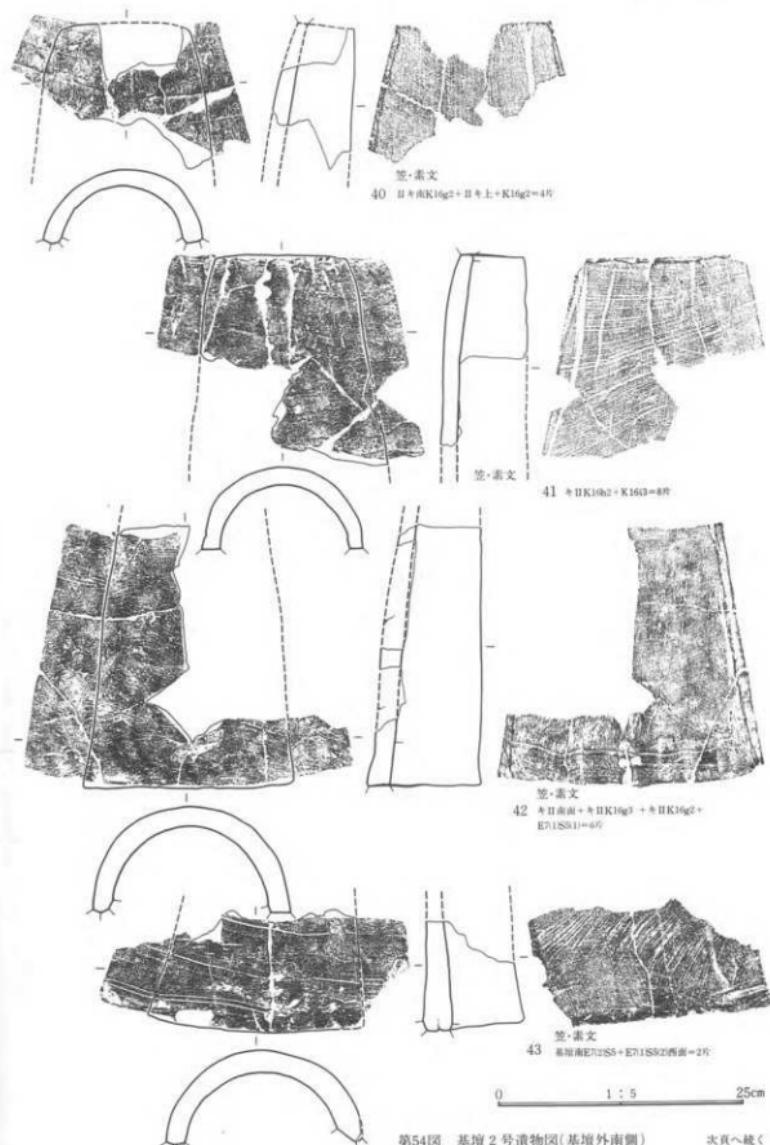
第52図 基壇2号遺物図(基壇外南側)

第5篇 検出された遺構と遺物（古代）



第53図 基壇 2号遺物図(基壇外南側)

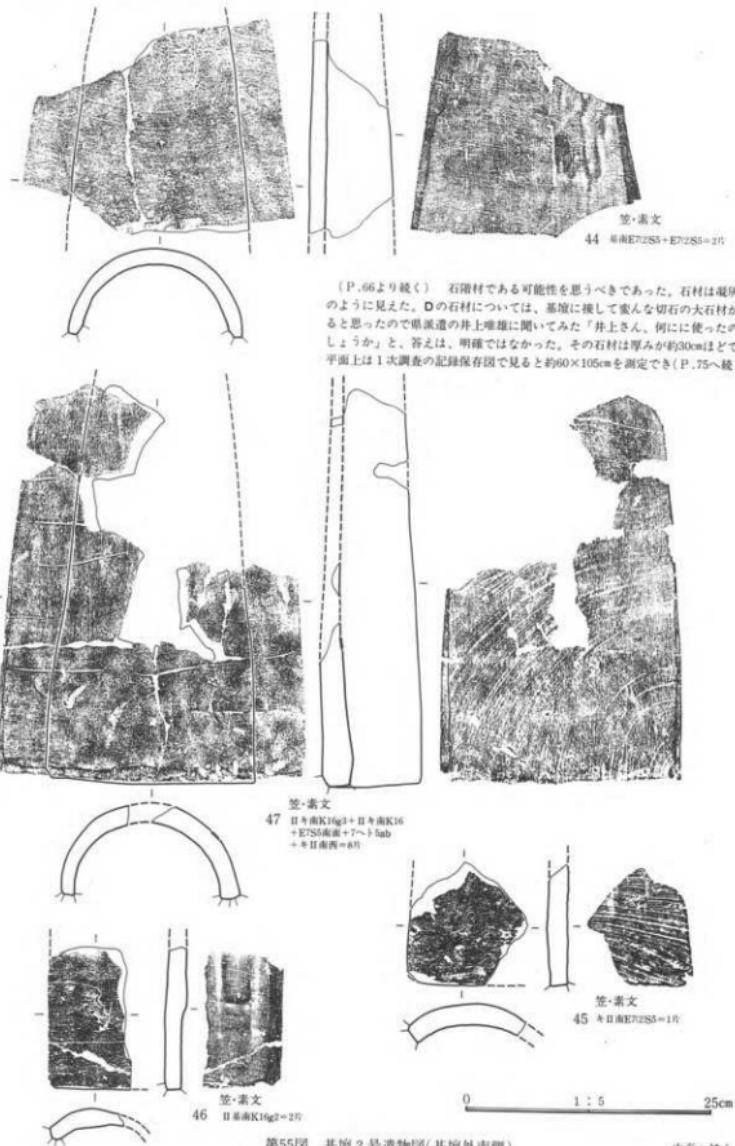
次頁へ続く



第54図 基壇2号遺物図(基壇外南側)

次頁へ続く

第5篇 検出された遺構と遺物（古代）

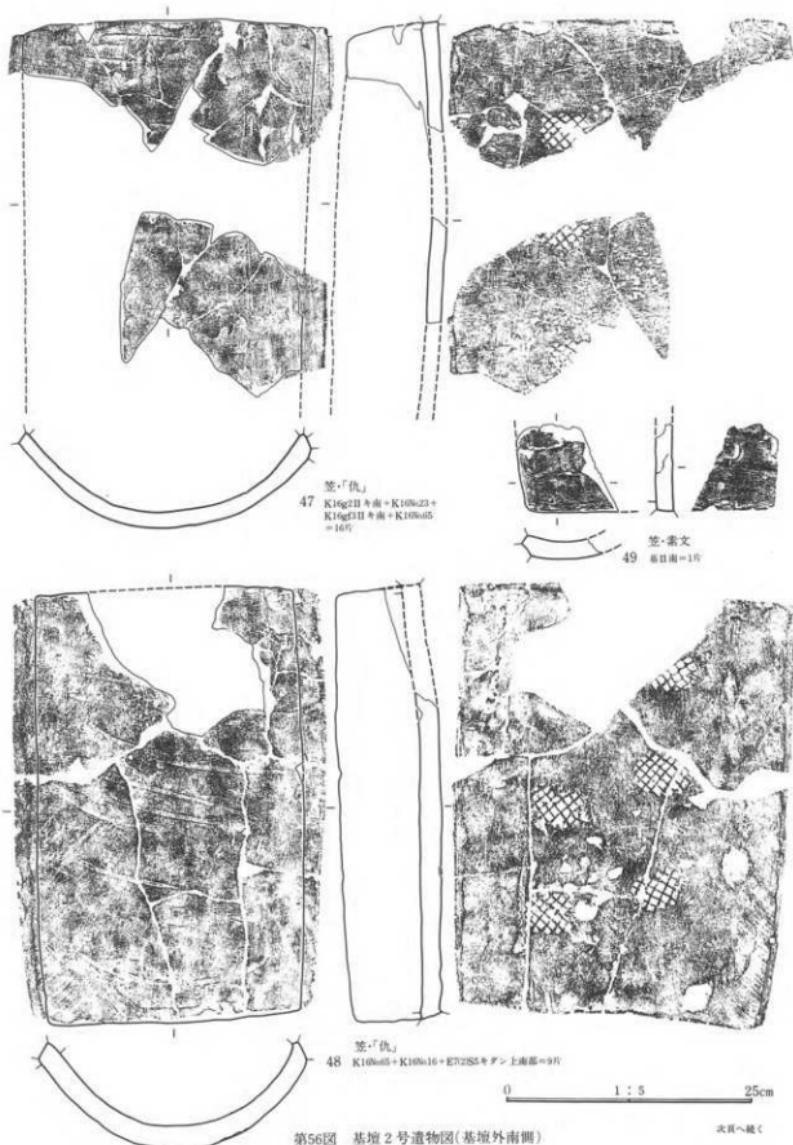


(P.66より続く) 石隕材である可能性を思うべきであった。石材は凝灰岩のように見えた。Dの石材については、基壇に接して重な切石の大石材があると思ったので県派遣の井上唯雄に聞いてみた「井上さん。何に使ったのでしょうか」と、答へは、明確ではなかった。その石材は厚みが約30cmほどで、平面上は1次調査の記録保存図で見ると約60×105cmを測定でき(P.75へ続く)

47 筒・素文
石E72S5+石E72S5+7~5ab
+石E72S5=8片

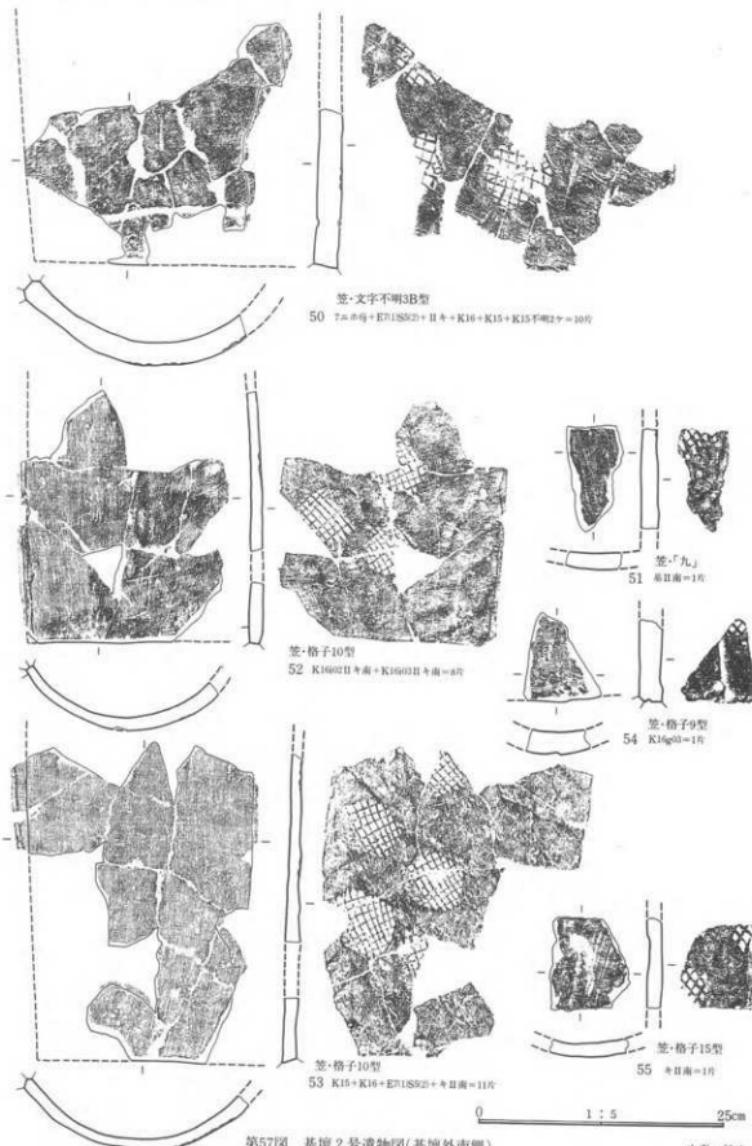
第55図 基壇2号遺物団(基壇外南側)

次頁へ続く



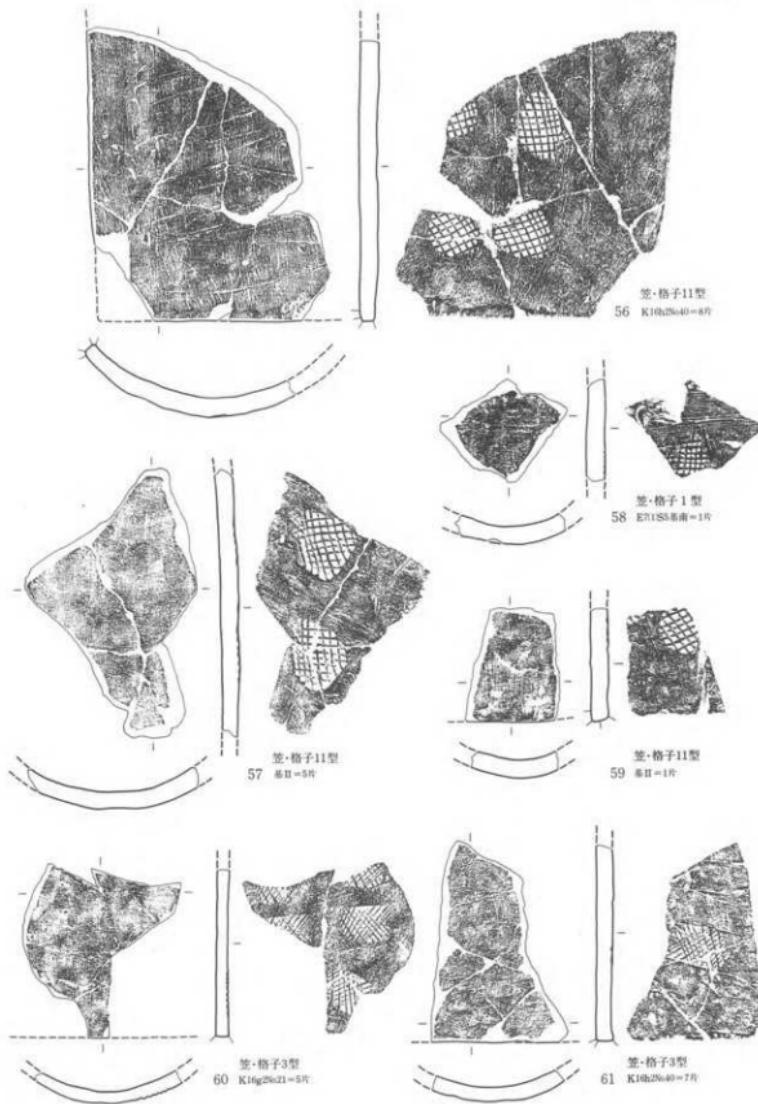
第56図 基壇2号遺物図(基壇外南側)

次頁へ続く



第57図 基壇2号遺物図(基壇外南側)

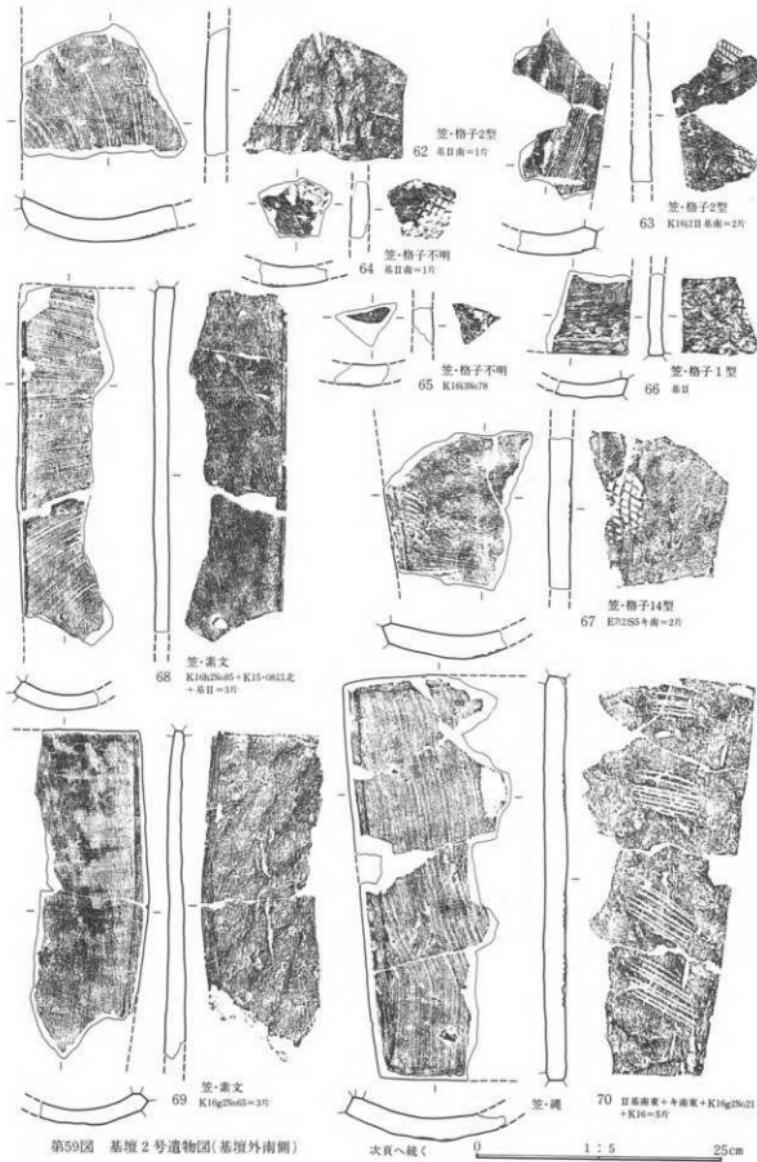
次頁へ続く



第58图 基壇2号遺物図(基壇外南側)

0 1 : 5 25cm 次頁へ続く

第5篇 検出された遺構と遺物(古代)

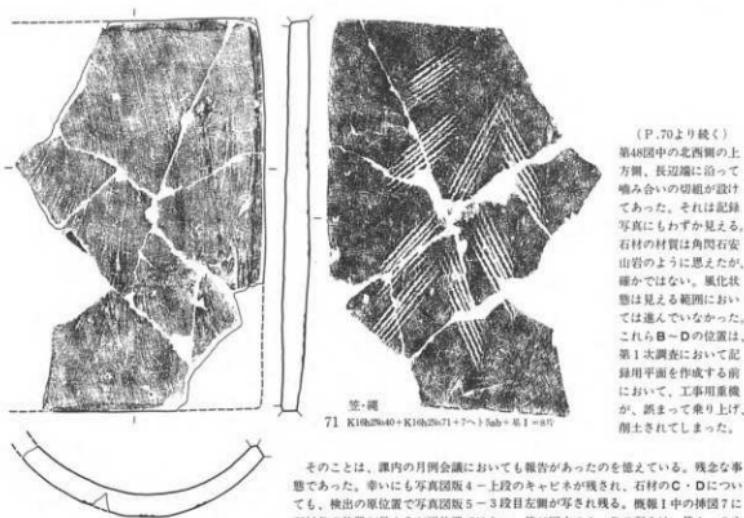


第59団 基壙 2号遺物群(基壙外南側)

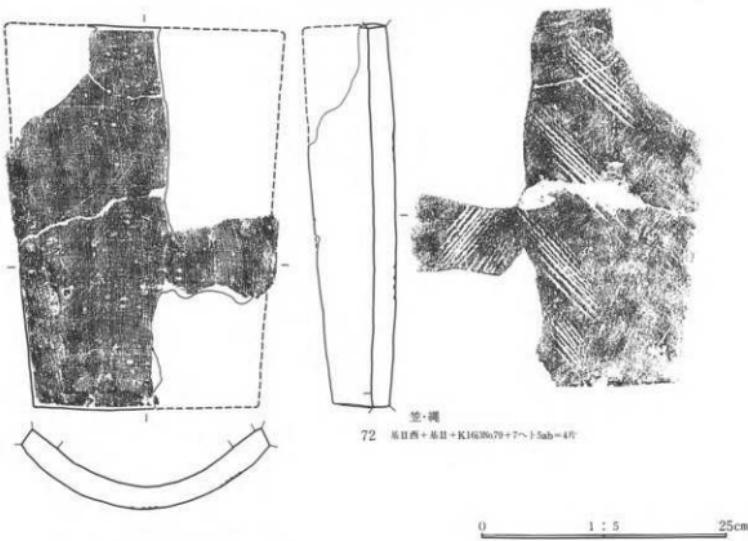
次頁へ続く

1 : 5

25cm

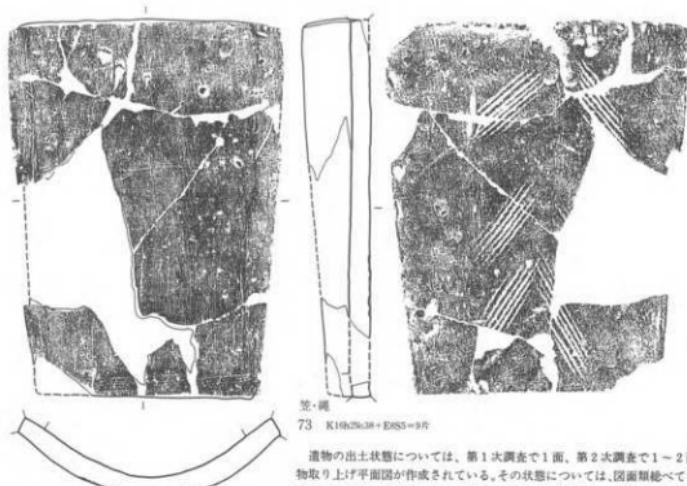


そのことは、課内の月例会議においても報告があったのを感じている。残念な事態であった。幸いにも写真図版4-上段のキャビネが残され、石材のC・Dについても、検出の原位置で写真図版5-3段目左側が写され残る。概報1中の挿図7に石材Dの位置が見えるが原位置ではない。第48図中のA～Dの記入は、第1・2次調査の平面図を基にして、A～Dが写されている小間に見える土層觀察壁や目立つ物体と、さらに重機乗り上げ前の情景写真で確認しながら補描作図した。

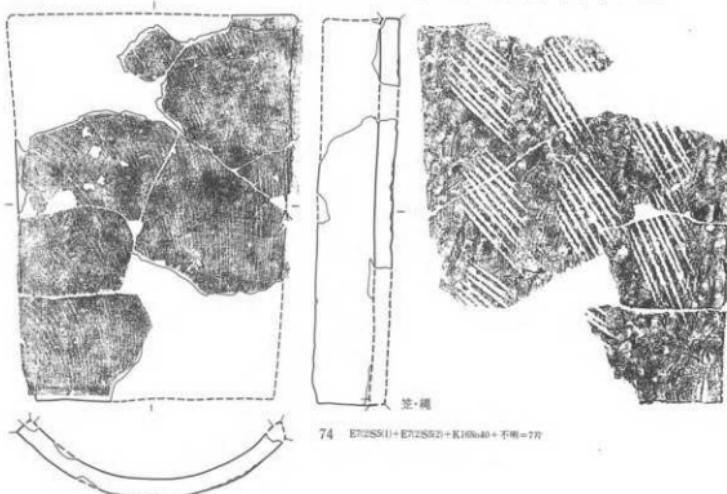


第60図 基壇2号遺物団(基壇外南側)

次頁へ続く

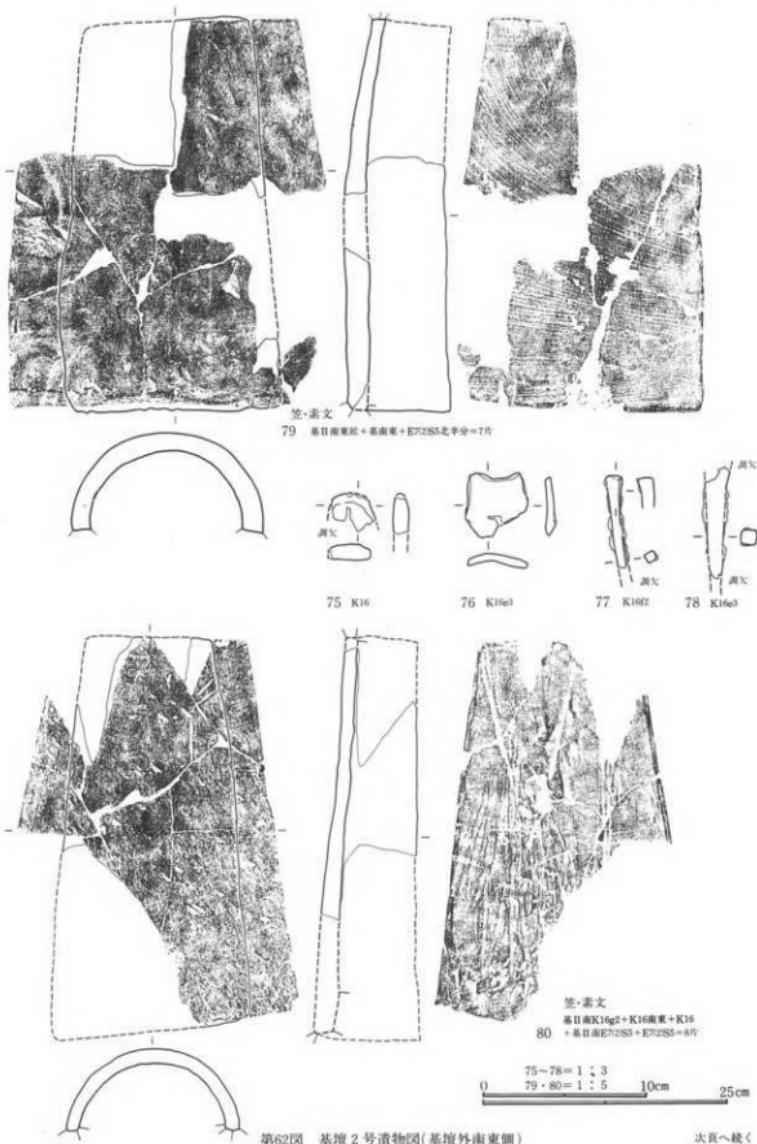


遺物の出土状態については、第1次調査で1面、第2次調査で1～2面の遺物取り上げ平面図が作成されている。その状態については、図面類総べてを合成して第48図中に示した。合成は、深い出土は下側へ。1次調査の資料は上側へ合成し、考古学的には、上から見た場合の重複状況を表現し、重さなって見えない個体は表現していない。合成してみると、上成基境外と下成基境外との間に瓦がおよんできている。考古学上、本来、下に存在した物質が上側から出土した場合は、その間に人為による力が、(P. 78へ続く)



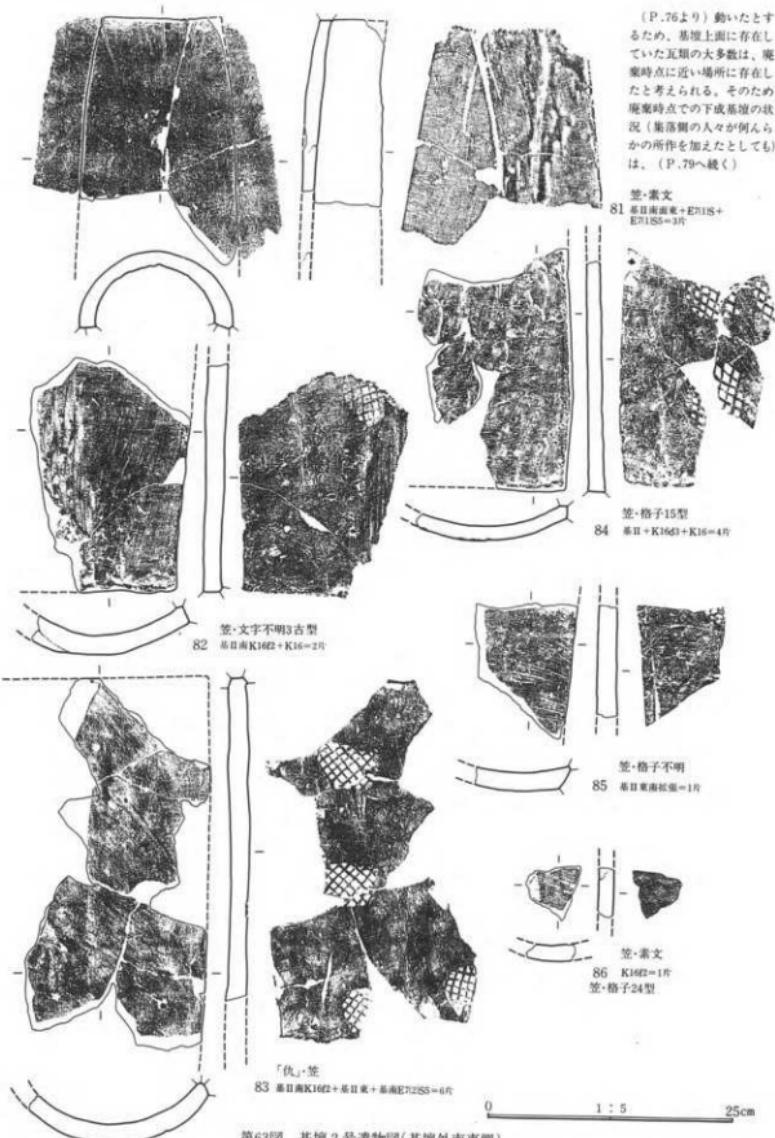
第61図 基壇2号遺物図(基境外南側)

0 1:5 25cm



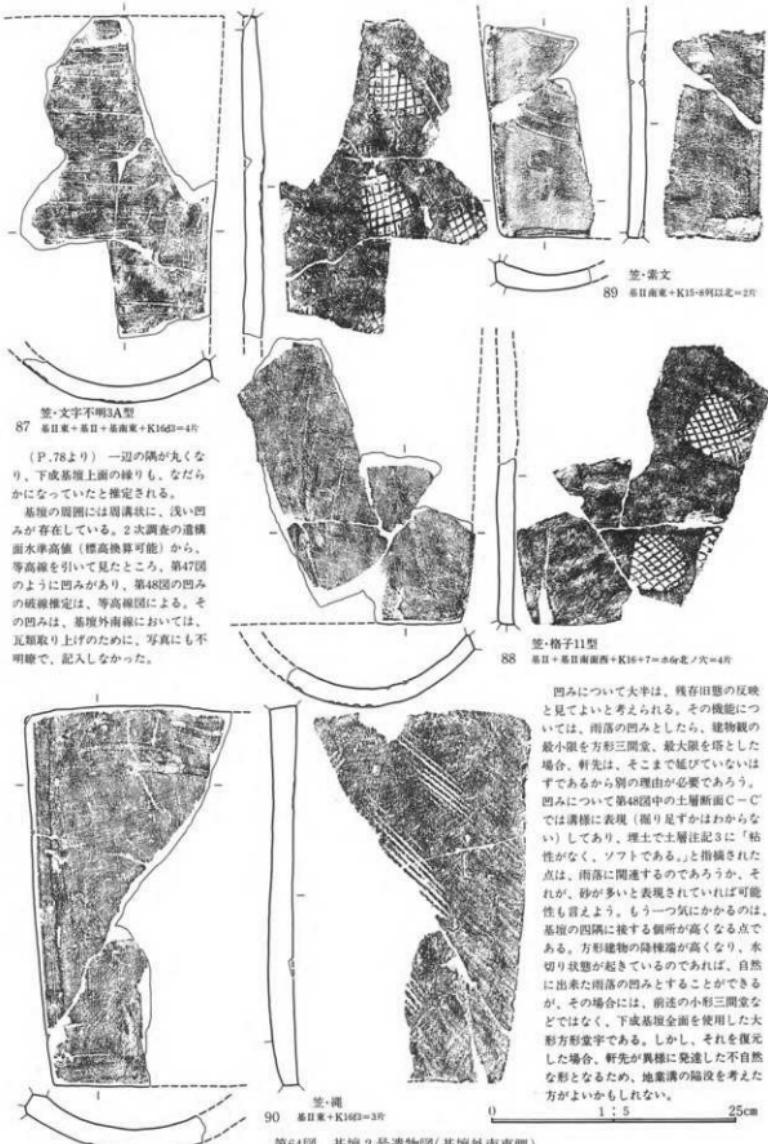
第62図 基壇2号遺物図(基壇外南東側)

次頁へ続く



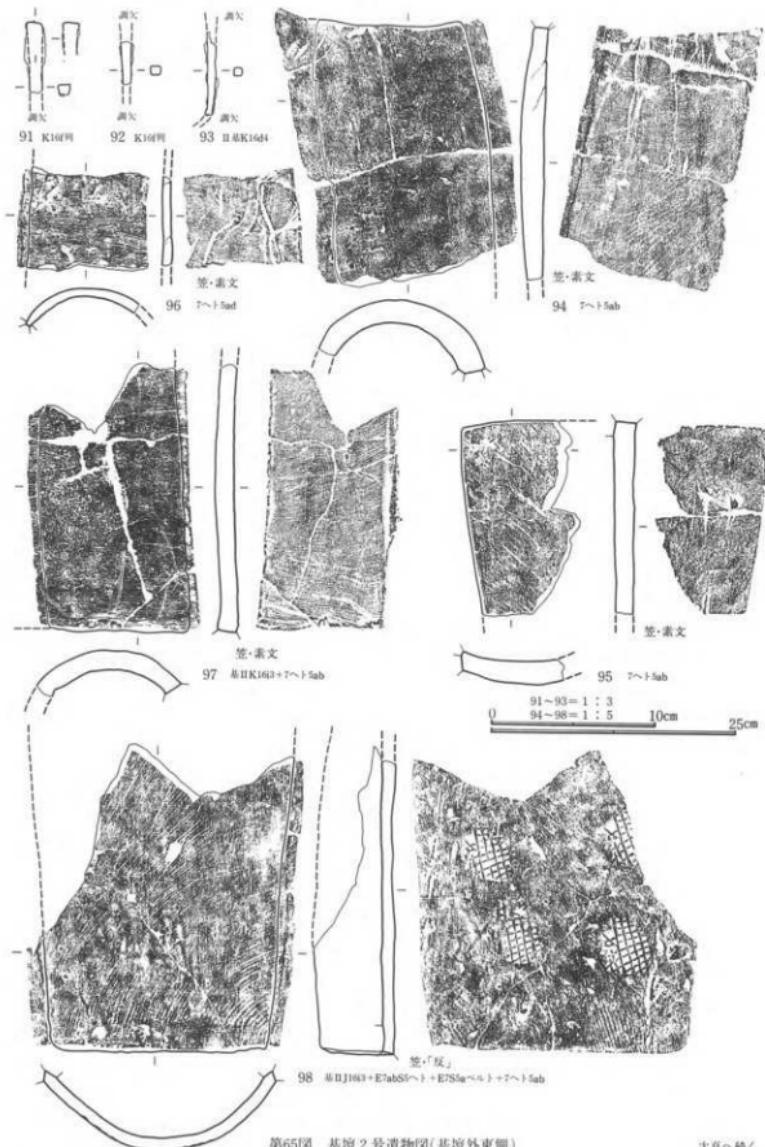
第63図 基壇2号遺物団(基壇外南東側)

(P. 76より)動いたとするため、基壇上面に存在していた瓦類の大多数は、廃棄時点に近い場所に存在したと考えられる。そのため、廃棄時点での下成基壇の状況（集落樹の人々が何んらかの所作を加えたとしても）は。(P. 79へ続く)



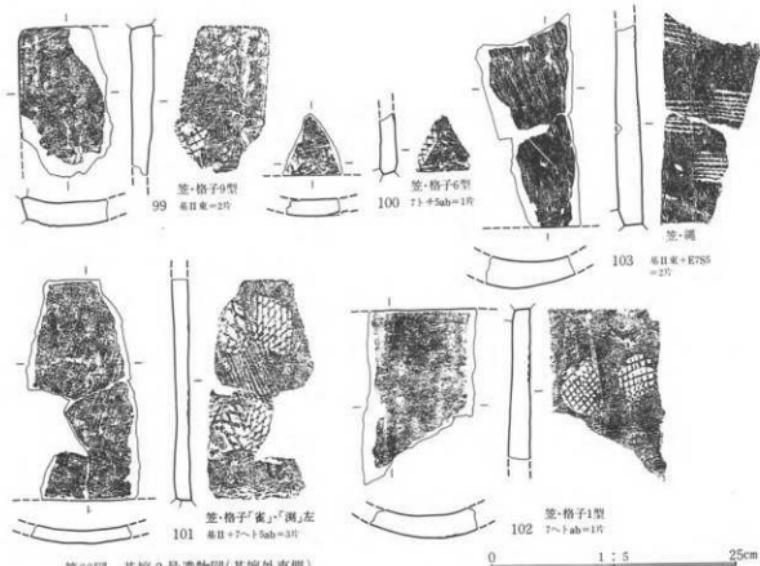
第64図 基壇 2号遺物図(基壇外南面)

第5篇 検出された遺構と遺物(古代)

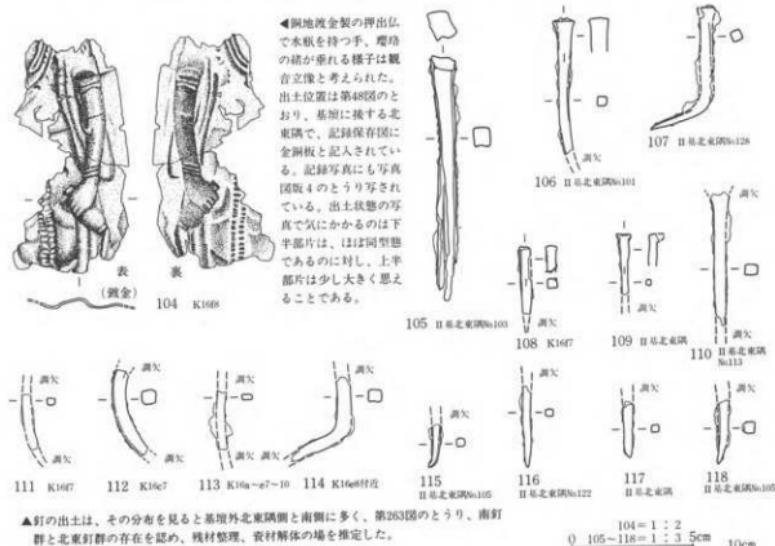


第65図 基境2号遺物図(基境外東側)

次頁へ続く

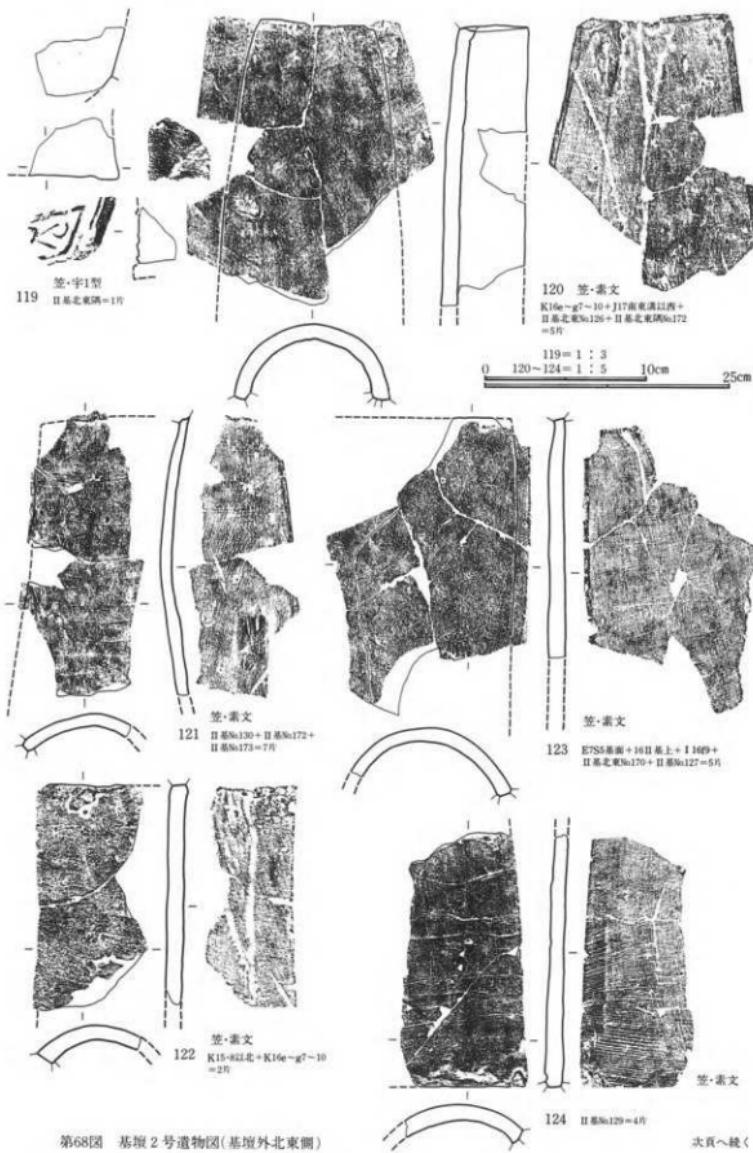


第66図 基壇2号遺物図(基壇外東側)

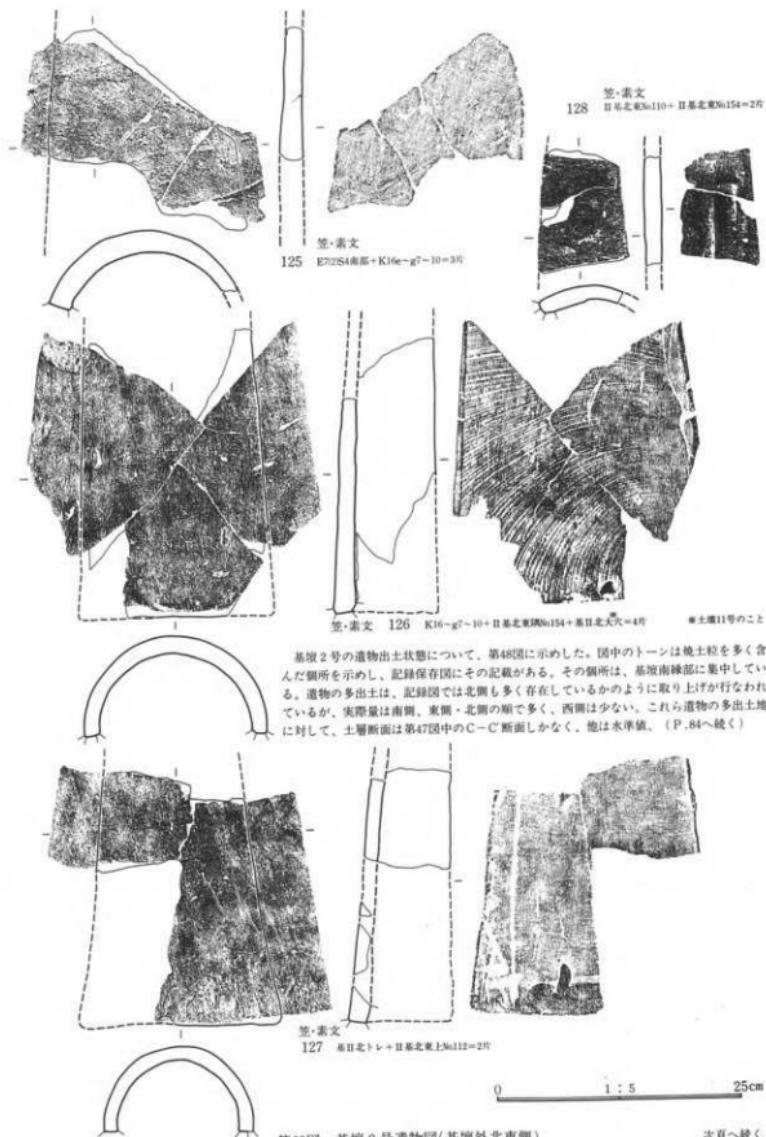


第67図 基壇2号遺物図(基壇外東側)

第5篇 検出された遺構と遺物（古代）

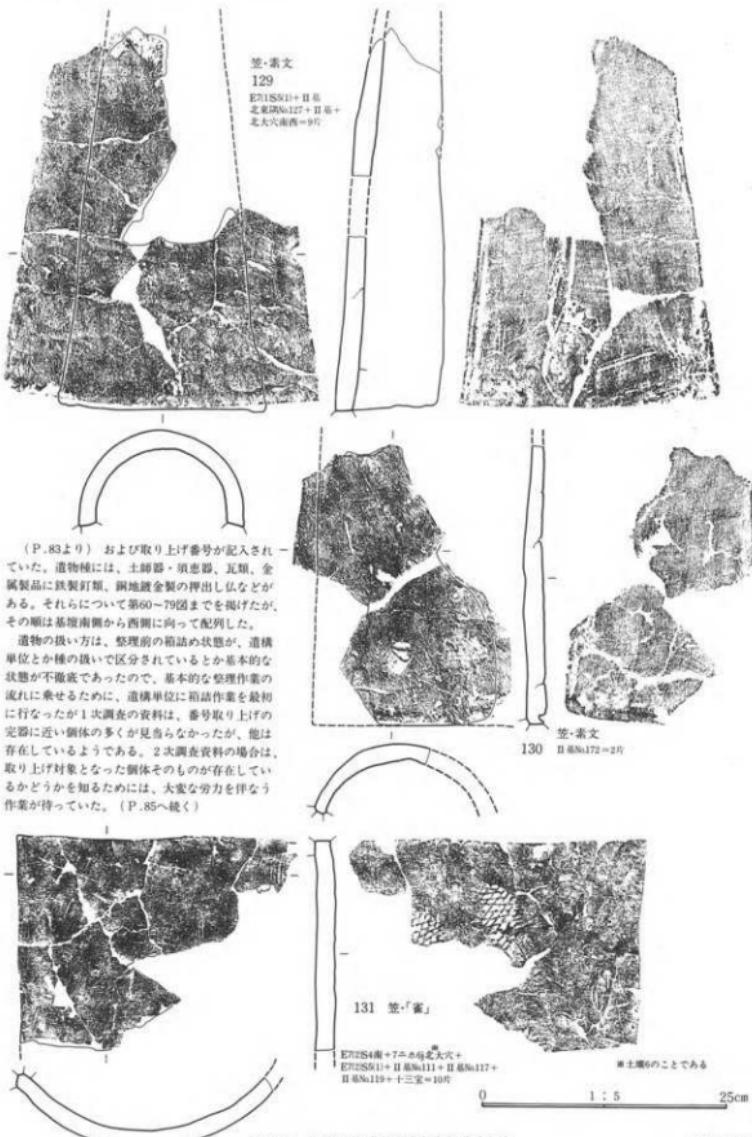


第68図 基塀2号遺物図（基塀外北東側）



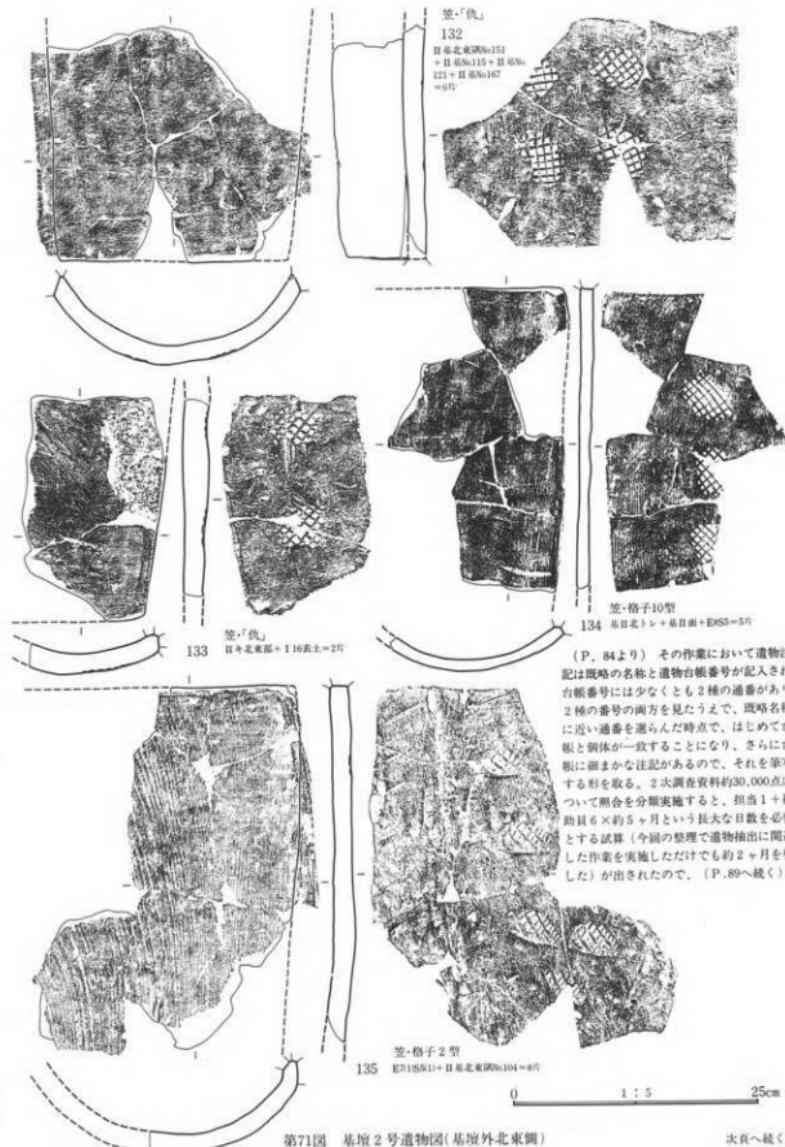
第69図 基壇2号遺物団(基壇外北東側)

第5篇 検出された遺構と遺物（古代）



第70図 基壙 2号遺物図（基壙外北東側）

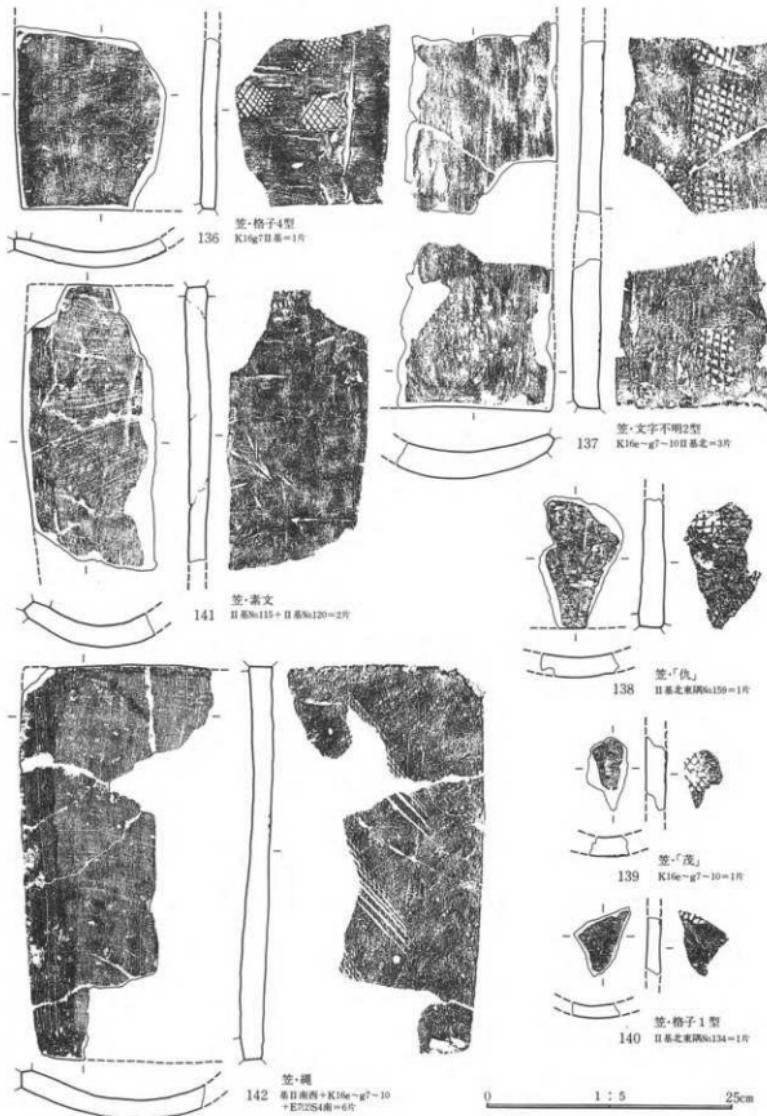
次頁へ続く



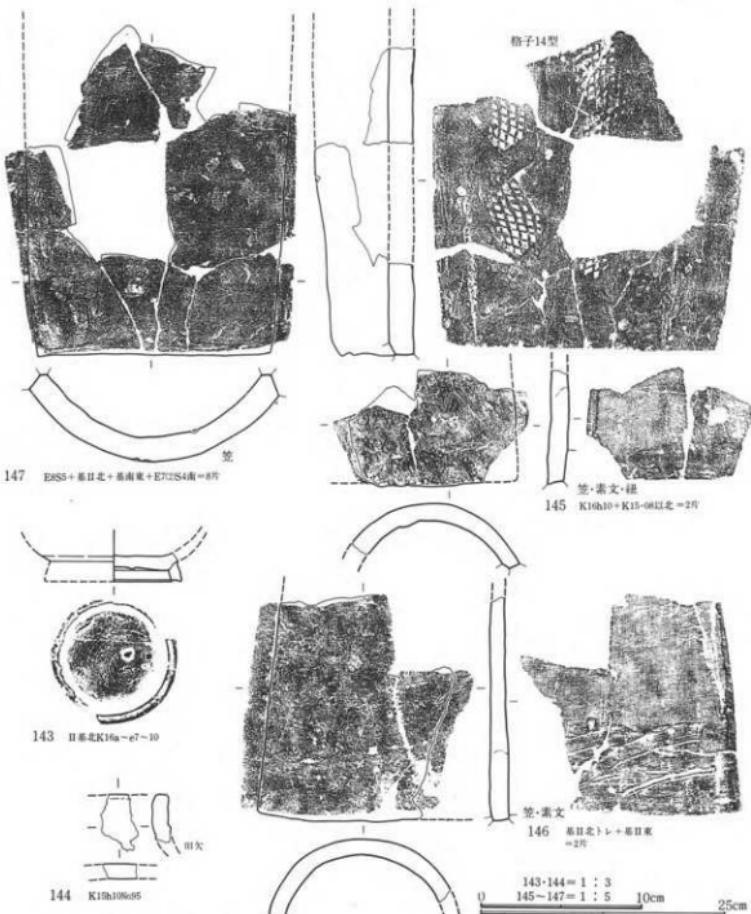
第71図 基壇2号遺物図(基壇外北東隅)

次頁へ続く

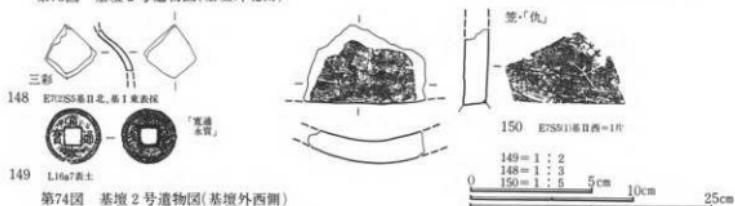
第5篇 検出された遺構と遺物（古代）



第72図 基壇2号遺物図(基壇外東側)

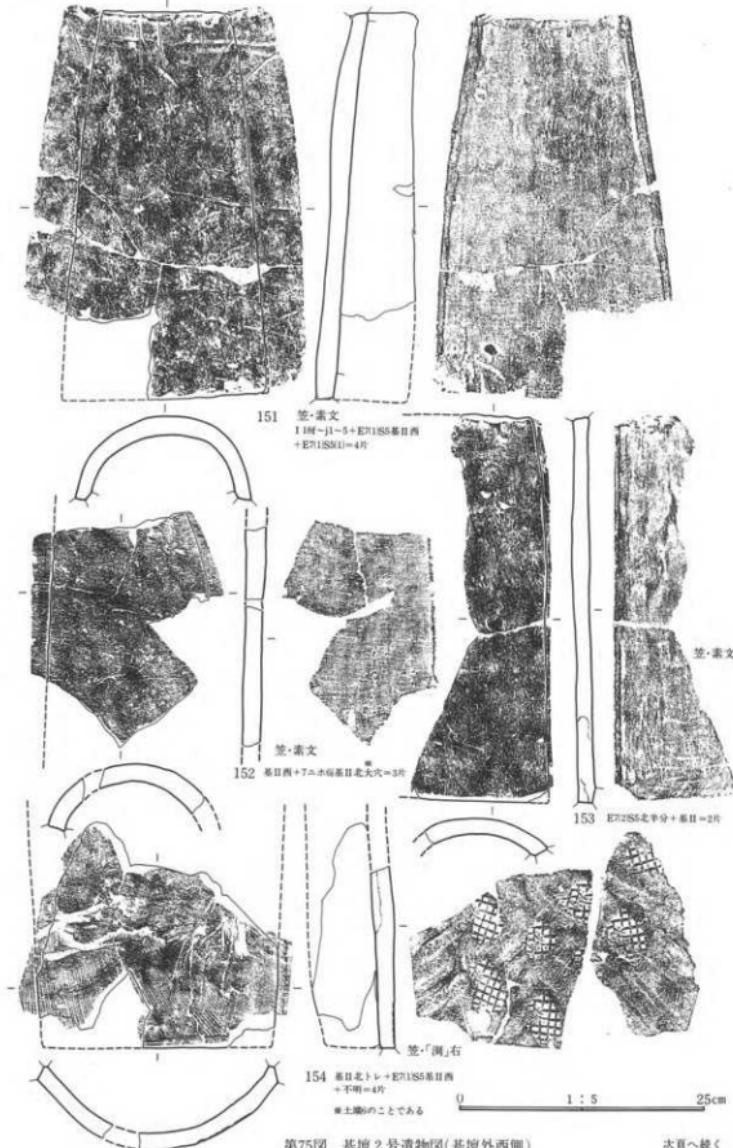


第73図 基壇2号遺物図(基壇外北側)



第74図 基壇2号遺物図(基壇外西側)

第5篇 検出された遺構と遺物（古代）

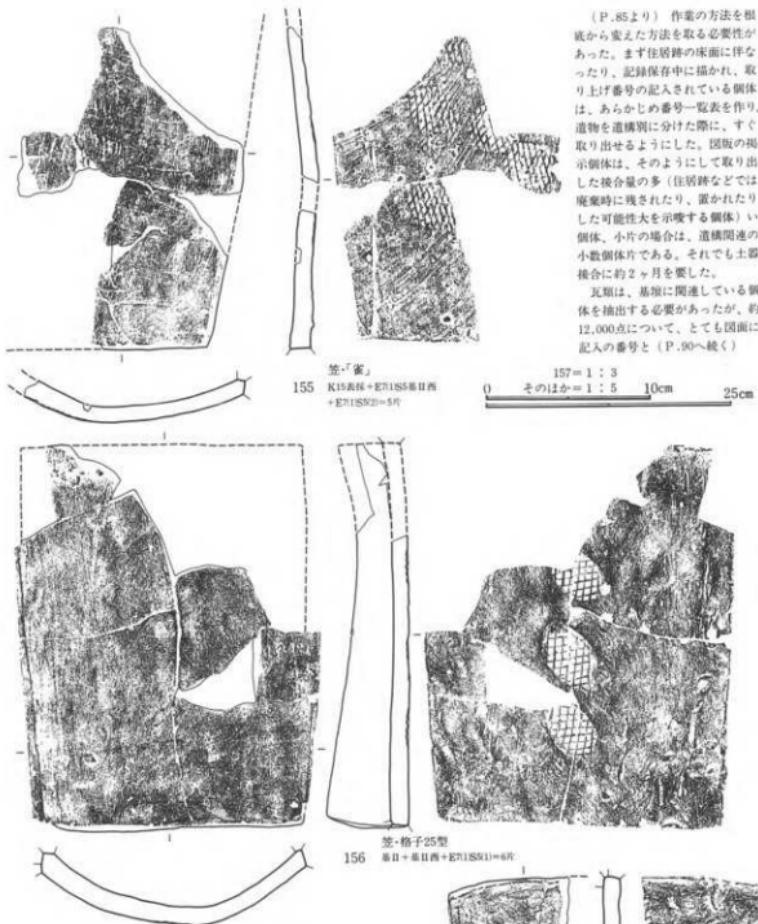


第75図 基壇2号遺物図(基壇外西側)

次頁へ続く

(P. 85より) 作業の方法を根底から変えた方法を取る必要性があった。まず住居跡の床面に併なつたり、記録保存中に描かれ、取り上げ番号の記入されている個体は、あらかじめ番号一覧表を作り、遺物を遺構別に分けた際に、すぐ取り出せるようにした。図版の掲示個体は、そのようにして取り出した後合量の多(住居跡などでは廃棄時に残さざり、置かれたりした可能性大を示唆する個体)い個体、小片の場合は、遺構間連の小数個体片である。それでも土器複合に約2ヶ月を要した。

瓦類は、基壇に開通している個体を抽出する必要があったが、約12,000点について、とても図面に記入の番号と(P. 90へ続く)

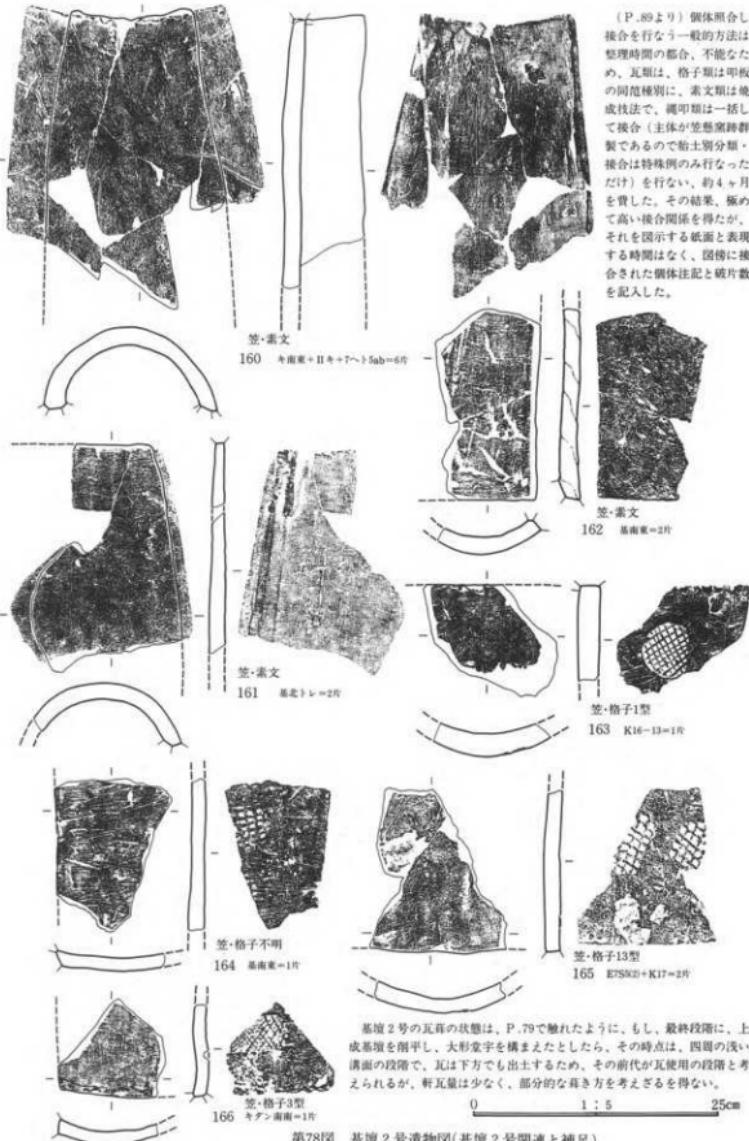


第76図 基壇2号遺物図(基壇外西側)

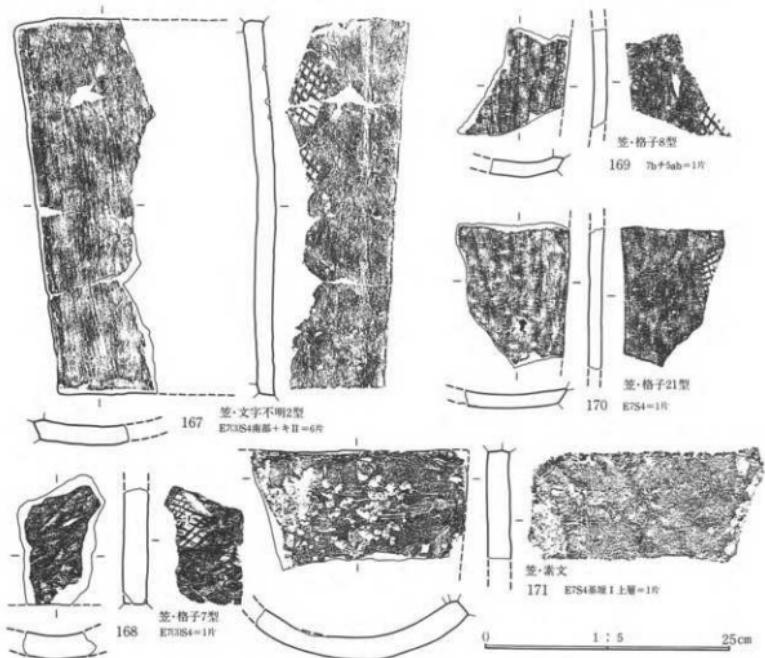


第77図 基壇2号遺物図(基壇2号関連と補足)

第5篇 検出された遺構と遺物(古代)



第78図 基壇2号遺物図(基壇2号関連と補足)



第79図 基壇2号遺物図(基壇2号関連と補足)

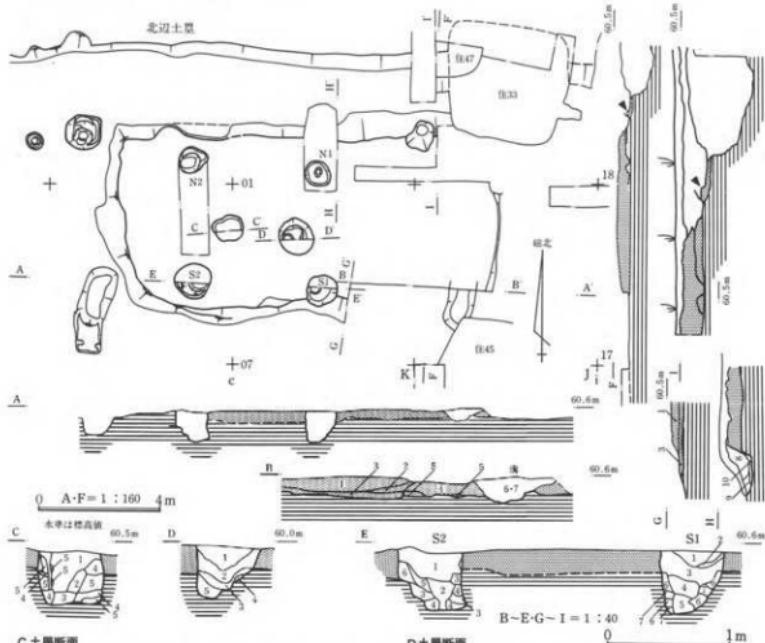
地覆石は長さ10~40cm、巾30cm、厚さ20cm内外あり、これに巾12cm、深さ3cmの羽目溝を切っている。溝の芯心での計測値は7.5cmである。

これでみると、上部は耕作のためかなり削平されたことは明白である。地覆の外側は90cmほどの犬走りが走り角錐台状にきれているがその傾斜は45°と急である。従って下端では1.5mほどになるとみられるが、周辺から出土する凝灰岩(蘇塗石)、瓦片処理のための土壙が掘られてかなり乱れている。基壇の走行はN-15°-Eで西側を走る西限の溝の走行とほぼ合致している。』とある。

整理所見一所見については第47~90図の補注を参照されたい。基壇の構成は地覆石より内側を上成、外側を下成とする二重基壇で、上成の羽目溝間の7.5mは、羽目溝芯々ではなく、溝外側間である。規模は第48図どおりである。地業について基壇の截ち割り(調査が望まれる)はなく記録図・写真にはローム層が小間の各所に見えず、相当深かそうで、築成は相当に入念らしい。基壇外の各辺に沿って凹みが存在していて、図中の補注では、後出建物の雨落の凹みも想定したが、地業溝の陥没であれば、基壇1号の四隅の隅溝と異なる形となる。建物について180cmを1間とする方形三間堂を推定したが塔の場合も無視できない。

基壇3号

第2次調査の発見で、第III基壇と呼称された。概報IIに「北端に近く、中央やや西寄りに在る。東西に

**C 土層断面**

- 黄褐色土。ローム粒子が非常に多く、軽石も僅かに入る。粘性に欠けるが、硬さのよい土層。
- 暗褐色土。ローム粒子の割合が少なく、粘性がややあり締る。
- 暗褐色土。1より黒味があり、2よりローム粒子、ブロックが多い。粘性が強く、ひき締った土層。
- 黒褐色土。僅かに大形ローム・ブロックが入り、非常に強くひき締った土層。粘性に欠ける。(S 2 の3に類似)。
- 暗褐色土。ほとんどローム・ブロックでなる。粘性が強く非常に硬くひき締った土層。(S 1 の6に類似)。

S 2 土層断面

- 黄褐色土。多量のローム粒子・軽石を含む。粘性に欠け軟かい。
- 黄褐色土。1よりやや黒味がある。やや大きめのローム粒子を含み、ソフトで粘性に欠ける土層。
- 黒褐色土。黒色土を基調とし、大きめのローム・ブロックを僅かに含み、やや硬く粘性に欠ける土層。
- 黄褐色土。ローム・ブロックを基調とし、やや粘性が有り、硬くひき締った土層。
- 暗褐色土。2に類似するが、大形ローム粒子を含まず。多量のローム粒子を含み、ふかふかした土層。粘性に欠ける。
- 暗褐色土。ローム粒子の含有が少なく、硬くひき締り粘性欠く。

B・G・H 土層断面

- 黒褐色土。非常に微細な軽石を多量に含み、僅かにローム粒子も散見される。粘性がなく非常に硬く、ひき締る。
- 黒褐色土。1の重層ともいいくらいで僅かにローム粒子多い。
- 黄褐色土。大形ロームと褐色土の混合。ソフトローム的。
5. 黄褐色土。後世の擾乱。黒味強い。

D 土層断面

- 黄褐色土。1cm大的ローム粒子を多量に含み、硬く、ひき締っているが粘性に欠ける。
- 暗褐色土。ローム粒子の量が僅かになり、軽石を僅かに含む土層。非常に弱い粘性があり、硬くひき締った土層。
- 暗褐色土。基調は2に同じだが大形ロームブロックの量が多い。
- 黄褐色土。ローム・ブロックを基調にし、僅かに黒色土が入る土層。粘性があり、硬い。
- 暗褐色土。やや強い粘性をもち、2cm大的ローム・ブロックを含み、ややソフトな土層。

S 1 土層断面

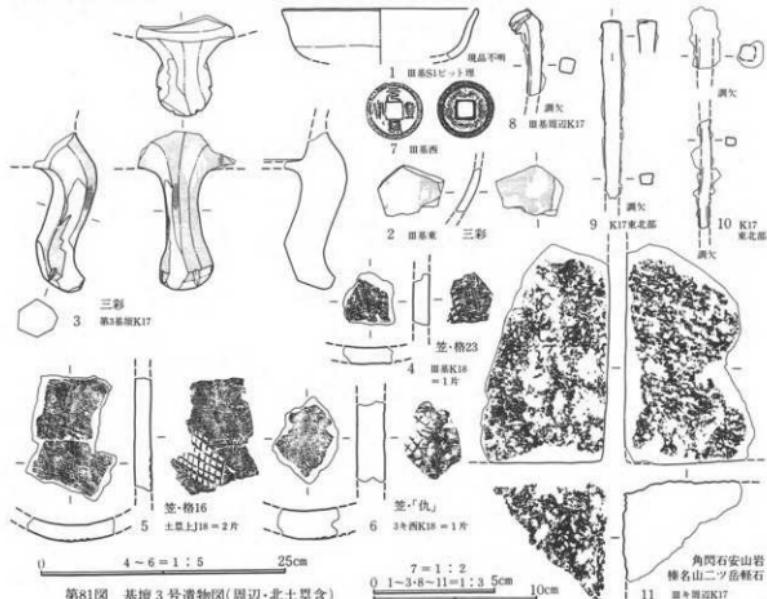
- 黄褐色土。黄味の強い土層。ローム・ブロックを多量に含む。
- 黄褐色土。黒味が強い。ローム・ブロックは含まれていない。基調は1と同じ。バサバサした硬い土層。
- 暗褐色土。多量のローム粒子と僅かに軽石粒を含む土層。比較的バサバサし、ソフトな堆積の土層。
- 褐色土。2~3cm大的ローム・ブロックを多く含む。3より弱りがあり、弱粘性である。
- 暗褐色土。黒色土のブロック。粘性が強く、ソフトな堆積。
- 黄褐色土。ローム・ブロック土層。粘性があり、硬い土層。
- 黒褐色土。3cm大ロームブロックを僅かに含み粘性強く硬い土層。
- 黒褐色土。僅かな大形ロームと微細軽石を多く含む。1と似る。
7. 黑褐色土。暗褐色土主体。ローム・ブロック多。粘性に欠ける。
8. 黄褐色土。僅かに崩れたロームを含む。1に非常に近似。
9. 暗褐色土。8よりロームブロック多く。粘性に欠け締りがよい。
10. 黄褐色土。ローム・ブロック主体。褐色土・ローム軽石混入。

第80図 基壇3号遺構図

長い 12×6 mの長方形基壇で、遺構検出面からの高さは約35cmである。ローム層を浅く掘り込み、その底から黄褐色土・黒褐色土を互層に積み上げて基壇を造るが、作業は丁寧でない。現在では損壊が進んでいる。

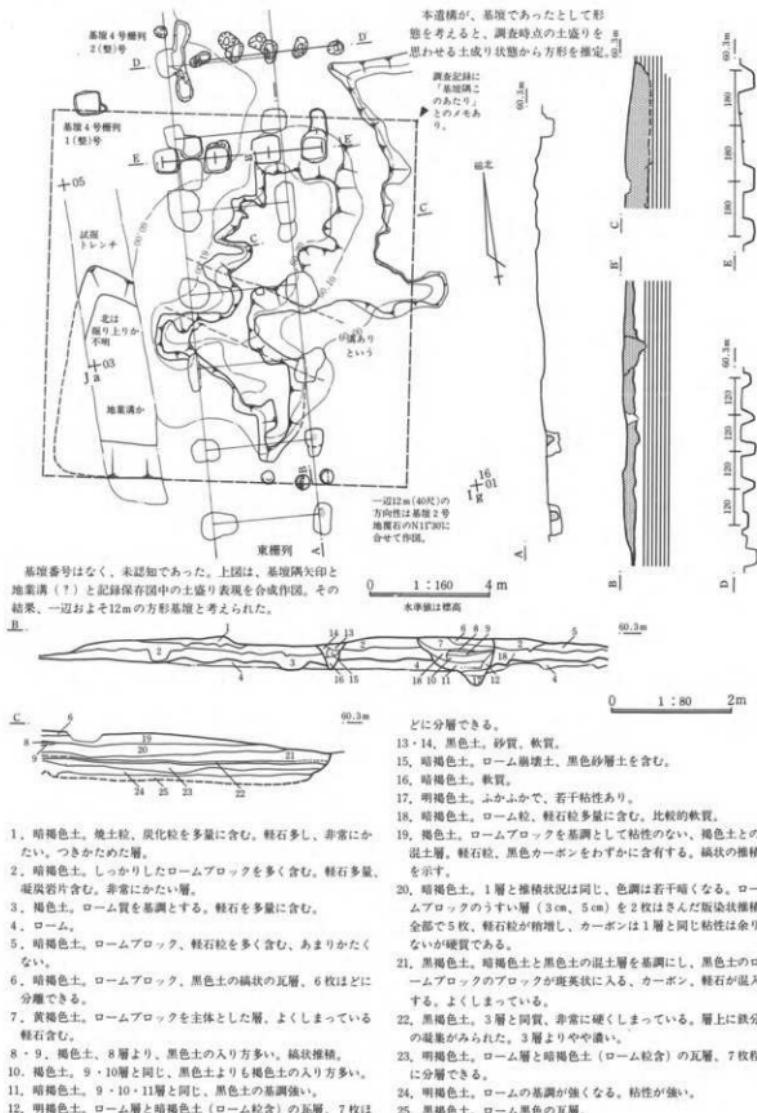
建物は基壇の西寄りにあり、 1×1 間の小規模な東西棟である。基壇の出は、南1m・北1.4m・東6m・西2mを測る。方位は、第I・II基壇建物とは相違し、北柵列・北辺土壁に近似する。柱穴は径1mの円形で、底が狭くなる掘形をもつ。埋土の状態から、柱は抜き取られたものと見られるが、一部に柱痕および周囲の根固め作業の痕跡を残す。』とある。

整理所見—第80図は、記録保存図・記録写真を基に合成を行なった。概報IIとの大きな相違は、第3図と異なるように、主体建物観を求める点にある。それは前出の概報所見以前に基壇とする高まりが基壇か否か、 1×1 間の掘立柱建物が、基壇に伴なう主体建物であったか否か、その場合、周囲には柱穴様の土壙が未だあり、それらとの関係を考慮して纏めた 1×1 間建物であったのか否かなど、疑問点多過ぎるので建物観を示唆しなかった。基壇であるか否かは、第80図の土層断面B 6、7は平面図によれば小溝様の凹み位置に相当しているながら、平面図中に溝跡輪郭の記入が無い。その溝の東側の輪郭と思えるのが基壇東縁である。その溝の埋土6、7は、後世の擾乱土層である4、5を切って存在している。そのため基壇の東半約5mは不確定要素が重み調査の信頼度が問われるところである。柱穴を見ると、基壇上のN1、N2は、トレンチ様に掘り下げたか後世の土壤中の底面で発見した柱穴と考えられ、基壇上の他の柱穴とは発見面が異なり、その深さの発見面で柱穴が得られたのなら、柱穴相互の延長上にも小トレンチを設定して残りの柱穴検出に努める必要があり、平面発掘の基本的なルールは尊重すべきである。なお基壇3号の土層断面中、旧表土である黒色土の存在は見えない。写真にも、築土下方にローム層が写される。



第81図 基壇3号遺物図(周辺・北土塁含)

第5篇 検出された遺構と遺物（古代）



第82図 基盤4(整)号遺構図



基壇4号(整)、同周辺棚列1・2(整)号 (写真図版5)

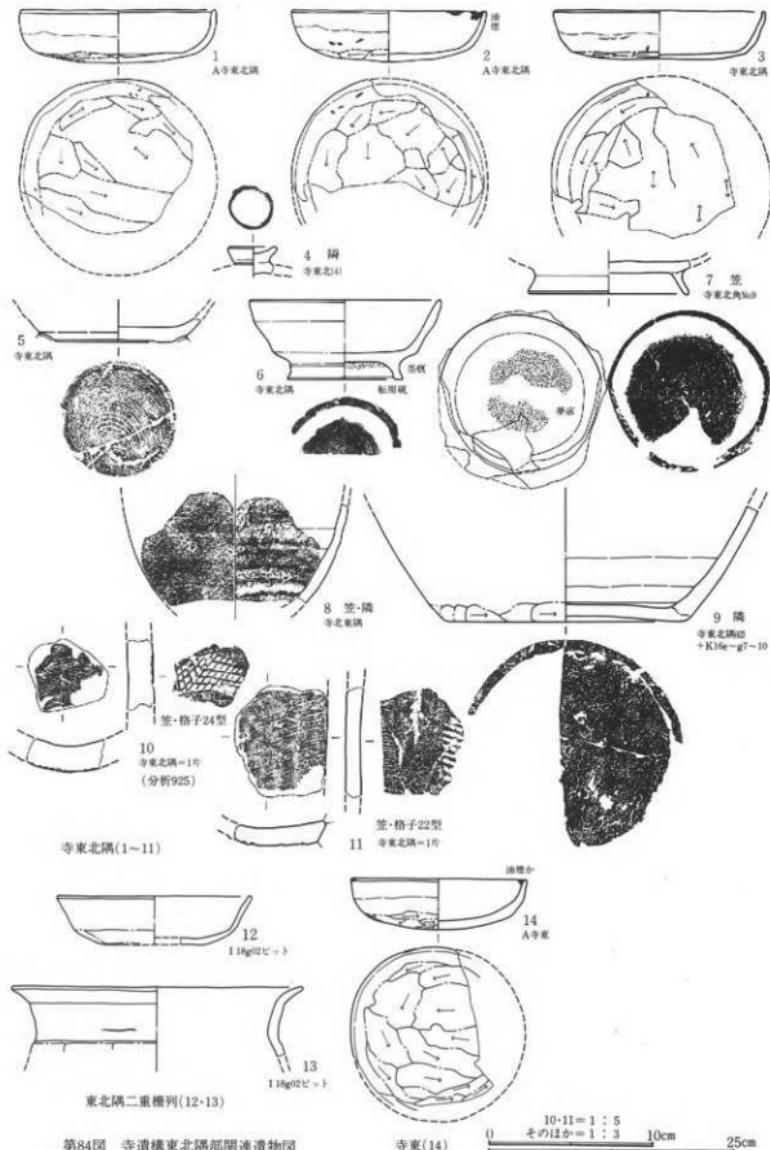
整理所見一概報中に説明なく、概報II全体図(第3図)中に、わずかに土盛り表現がなされていた。記録保存図の土層断面の標題には、東棚列土壇とあり記録メモには「基壇隅このあたり」とあり、調査中に問題を投げかけていた遺構らしい。何故基壇の項に取り上げたかの理由は、土層断面は第82図のとおり2本あり、それを見ると土層はほぼ水平に堆積していく。土層注記には、「つきかためた層」、「非常にかたい層」など、一般的な状態の限度を越えた表現が取られ、さらにその中に上幅約1.2m、横断面V字形の溝状掘方中の土層堆積も薄く締まった層を含み、丁寧に水平状態を重ねながら構成(断面C)されており、特殊な遺構の存在を示唆していた。特殊とは、基壇とか土壇の注記に結局は影響されてしまうのであるが、他に古墳の築土(残欠)の存在(遺物全体中に古墳時代後期輪輪2点あり、第288図)を考えた場合、封土は、前期古墳でもない限り、締っていてもそれ以上の状態は考え難い。したがって当遺跡の性格から最も可能性のある建物基壇を推定した。規模については、「基壇隅このあたり」を目安に、南限を試掘調査の、しいて言えば地業の掘込らしき凹み表現(第2図)の南端をとらえた。その結果、偶然にも、12m前後の長さとなり、その長さは、基壇2号の一辺長と匹敵する長さで、さらに本遺構は、基壇2号の東延長線上に当っていることから、方形を想定した場合が、第82図である。ここで改めて全体の基壇配置を知るために、第21図を参照されたい。読者は直感的に基壇1号を仏堂に、同2号を塔機能を持った建物に、同様に基壇4号は東に位置する塔機能ではないかと推定されるかもしれない。しかし、写真図版5下段の小間で見る限り、基壇4号の地業は、同2号に比べ、深くはなく(東・西同時施工、同一機能であれば同4号の地業はもっと深いはず)別の機能目的で構築されたと考えられる。それを二仏堂の小仏堂とするには飛鳥、白鳳の時代に遡りうる遺物類は稀少で、可能性としては薄く、二塔式の考え方を再燃させて、群馬県内は塔式が多く、東・西二塔式の伽藍(関東地方では茨城県の複数例が片寄る)は未見の状態で、いずれにせよ、寺の伽藍配置のみから推考を重ねれば、当地域における伽藍様式、容受の在り方まで発展する問題であり、今後、発掘の機会に恵まれたら、確認を必要とする遺構である。

基壇4号を纏める際2条の棚列らしき遺構が、記録保存図中に見えた。東廻廊跡と並走せず、直交しているので、別扱いとし、基壇4号周辺棚列1・2(整)号と名称をあたえた。基壇4号周辺棚列1(整)号は、同規模の棚列柱穴5穴、4尺間4間を捉えたが、西1穴目は浅く、疑問である。同2(整)号は同規模の棚列柱穴4穴(1穴は平面図中、輪郭のみで未掘か)6尺間3間を捉えた。ともに机上の纏めである。

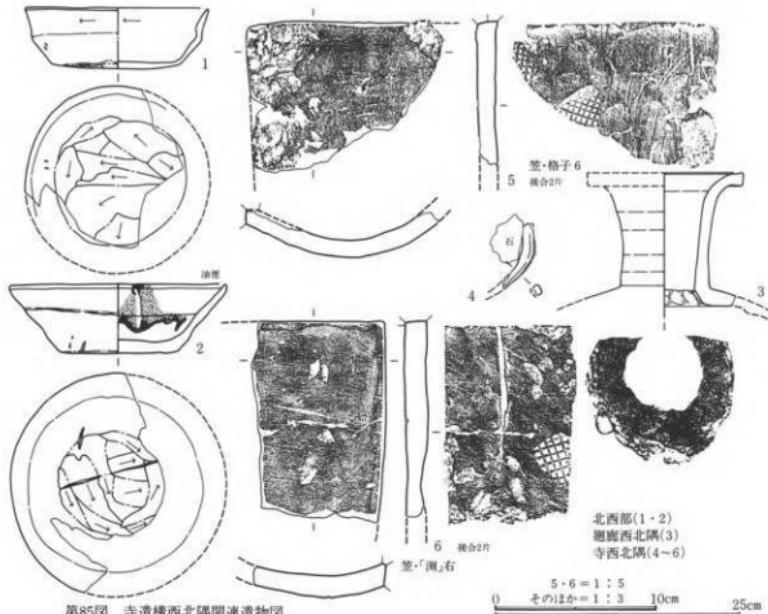
5. 寺区画北東施設 (写真図版7)

同地には溝跡4(整)号、北東隅築地跡および同跡と東廻廊の通路的空間があり、第84・85図に遺物を示した。この一角は概報に「東棚列は内・外とも北棚列に接するまで延びておらず、この間に18.9mの間隔をもつ。この東棚列北端から、小円形の柱穴が2列で北へ連なり、やがて西へ直角に折れ約8.5mの所まで続く、この柱穴は径25~35cm・底径13~20cm・深さ14~40cmの小さなもので、内・外側列とでは対になっており、その間隔は1.5mである。また柱間2.1~3.0mを測る。外側南北柱列は、東棚列(外)の延長線にほと

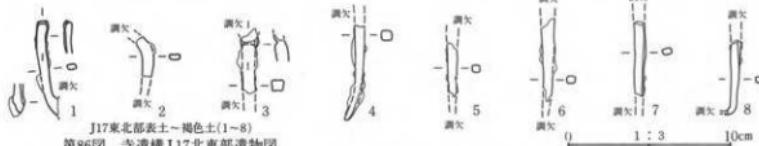
第5篇 検出された遺構と遺物（古代）



第84図 寺遺構東北隅部関連遺物図



第85図 寺造構西北隅関連遺物図



第86図 寺造構J17東北部遺物図

んど揃い、方位も同じである。また、北溝がこの延長線の位置まで伸びていることは既に述べた。この柱穴列の内側にあって平行する「ト」型の溝が検出された。幅2.3m、底巾1.8mのもので、流れ・漏水の痕は認められない。埋土中より、墨書き土器などの出土が多い。この南北部分の西岸は、東柵列（内）の延長線上に、また東西部分の北岸は北辺土塁の延長線上にほぼ揃う。さらに西端は、柱穴列西端と並ぶ位置にあり、B015東妻側柱通りとほぼ一致する。この柱穴列のあり方は、築地塀の寄柱を想起させるものである。現在、明瞭な痕跡を確認するに至ってはいないが、ここに「ト」型に折れる築地塀の設けられていたことを考えてよいようである。以上の点から、北東隅には築地塀がめぐらされており、これは、南では東柵列（外）につながり、西では土塁の北側に張り出した個所につながっていたことが想定できる。内・外にある溝の性格・機能および設置時期については詳らかでない。』とある。

整理所見一「ト」型の溝跡は4（整）号でそれは第246・309図のとおり、祭祀様相の遺物を含み、土器類は8世紀中頃で寺造構の、創建段階に相当し、第84、85図に示した一群より古相である。同溝の性格は溝跡項で触れた。築地塀の西端と土塁との取り付きは、通路的空間のようで、東廻廊とも通路的空間がある。

第3章 掘立柱建物跡

掘立柱建物跡は、当遺跡内に、大きく3群があり、第21図中のように北東群、南東群と、第2次調査の北調査区（第4図、H21周辺、境町教育委員会調査区）中の北群がある。その群構成中、既概報未記載の個所に、北東群の東縁に相当する可能性のある掘立柱建物跡様の遺構（掘立柱建物跡30(整)号）があり、しかも、その一角は台地の東縁に相当するとも考えられるため、第87図を作成し、状態を示した。

掘立柱建物の縦めに当り、およその建物觀を柱間寸法を各々示めた。柱間寸法は本来であれば発掘調査の段階で建物觀を縦めていなければ正確な値は得られないのが本当のところで、記録保存図のみで寸単位の算出は、結果に責任が持てず、大多数を、1尺、30cmを単位とした値で算出し、一辺の総和を桁行長、梁行長とした。側柱線を求める作業工程は、①30cmを単位とする方眼に、②柱穴全体の1：20鉛筆トレース図(A)を貼り、およその柱間、全体の直角、平行の関係を調らべ、③別に柱間、側柱線を引いた建物觀を鉛筆トレース(B)し、この③の工程を何回か繰返し、④遺構図と鉛筆トレース図(B)を合成、清浄を行なう。このようにして、各々作図した。使用した柱穴は、概報II全体図中の建物觀の線引を基本としたが、その全体図は柱穴の新旧関係が誤まっていると思える場合もあり、変更した場合は本文中に記した。また考古学の基本が同質・同等の比較を行なうことの原則としていることを思えば、各柱穴形状・埋土状況が同質であったとは、調査時点を実見したことではないので言い切れない。したがって柱間単位、建物規模、建物觀は机上のものでしかなく、作成した側柱線推定の平面図も、推測しうる性格のものではないので、本書はあえて側柱線の未記入図を付載した。二種の平面図は、その意味からの作成である。

十三宝塚遺跡の掘立柱建物群は全体を大きく捉えて群構成をみると、2次調査で境町教育委員会が実施した調査区中に存在するS B 4・5・6・7の北群（第4図）、2次調査で寺跡区画の東北隅に集まる北東群、1次調査によるA～K掘立遺構の南東群がある。次に概報の記述を基にして、そのまとまりをみたい。

北群—既況は『十三宝塚遺跡発掘調査概報III』に、「北部の遺跡の面積は約20,000m²である。ここでは、昭和48年の予備調査時に調査区の北東隅に近いところで8軒の竪穴式住居跡が発掘されている。8軒のうち4軒は鬼高期、他は国分期である。昭和50年度の調査は7月1日から翌年2月21日までに行われた。この結果、竪穴式住居跡8軒、掘立柱建築遺構7棟、火葬墓4基、石碑1基、井戸跡13基、土壤25基、溝跡4条を発見した。」とあり、北群の説明に「掘立柱建築遺構は2グループある。一つは調査区中央の南寄りのところに発見された3棟からなるグループで、もう一つは後述する東側溝の東にこれと平行及び直交して発見された4棟からなるグループである。前者は直径35～40cm、深さ50～60cmの小さな柱穴のものであり、2間×2間が2棟、3間×2間が1棟ある。後者は長径1m、短径60～70cm、深さ70～80cmもある大きな柱穴の、しかも建物全体の規模も大きいもので、南部に発見された掘立柱建築遺構群と規模、方向が酷似しており、これらと関連があると思われるものである。」とあり、前回までの概況説明が加わり、さらに概報IIIの昭和51年度調査で検出されたS B 08の調査所見が述べられている。

北東群—『同概報II』の調査経過の中で概況が知れる「東北建物群では、既調査部分からの知見により、多数の掘立柱遺構の存在が予測されていたが、掘立柱建物20棟が複雑な状態で重複し合っており、その間に多數の竪穴住居の在ることが明らかになった。中でも東柵列北端の東側に位置する4×3間の東西棟（B 006）は、東柵列と同一の方位をもち、また柱穴掘形も柱通りに沿う長方形を呈する。周辺にあって方向を同じくする数棟の建物の中でも、規模・柱穴形状などで他を圧しておらず、主要建物の1つであるとみられた。掘立柱建物については、方位を同じくするものにより数グループに類別できることが認められた。これ以外

に、調査区域北端にかかるて総柱式建物（B012）のあること、31号住居中央部に方形の井戸（8号井戸）の設けられていること、焼土壙とみられるものの所在などが明らかとなった。以上のようにこの部分は、先年度に確認された東南建物群と対比される一群を形成するものであって、東北建物群と称することとした。」とある。遺構の項に「北東部には、掘立柱建物14棟を主として、竪穴住居・井戸などが散在する。柵列区画内と有機的関連をもつ一群とみられる（東北建物群）。」とある。

南東群一概報Iに「この内、12棟の掘立柱群は、ほぼ方形に広場を囲繞して配置されており、官衙的様相を呈している。從って4棟の棟の走向は東西で他は南北方向である。」と概要をのべ、概報IIはそれを補足し、遺構の項に「南東部は、先年度調査が実施された所で、掘立柱建物17棟を主とし、竪穴住居・井戸などが検出されている。東北建物群に類した機能をもつ一群とみられる（東南建物群）。」とある。

寺跡区画その内部一概報IIの調査の経過の中で概況が知れる「I 17～L17・I 18～L18の調査により、柵列区画の全容とその構造が明らかとなり、掘立柱建物群および竪穴住居との関連についても一定の理解を得るに至った。柵列は南・東・西では二重に在ることが、北辺では土壙・溝が東西方向に並列し、その外側に一列の柵列のあることが確認できた。また、二重柵列の外側と内側との間隔が三辺それぞれに僅かの相違をみせている点、西柵列外側の柱穴が西溝により削りとられている点、それぞれの取りつきの形状などから、区画構造物の設置についての考察をするまでの資料を得た。ただ、東柵列が北溝までのびずに途切れしており、この北端からは寄柱柱穴とみられる小ピットが連続して、U型に曲って土壁にとりつくといった特異な構造を示しており、これの理解について苦慮することになった。区画の形状についても各辺の長さ・方向・四隅の角度がそれぞれ異なる不規則な台形を呈しており、その配置についての理解に混乱を生じた。柵列区画内においては、寺院址であることの有力な根拠となる講堂・僧房などは確認されず、北辺土壙に沿って、小規模な墓塚（第III基壙）、東北建物群（B006）と柱通りを描える掘立柱建物（B015・022）が検出された。このことから、柵列区画内建物と東北建物群とのある段階における有機的関連を具体的に考える資料を得た。また、区画内には10軒（重複分を含む）の竪穴住居が検出されたが、このほとんどは掘立柱建物および土壙に先行するものであることが確認された。この中のいくつかは、カマドに瓦を使用しており、その配置状況と併せて竪穴住居の性格・存続期間について1つの示唆を与えるものとみられた。」とある。

次に掘立柱建物跡群の概要と、索引となるよう一覧を作成した。本文と合せて参照されたい。

下表は作図した建物観、柱間をそのまま一覧化したもので、細かな前提条件は本文によられたい。遺構番号を検索する際は第21図を、遺構図の索引は下表中の図版番号によられたい。なお概報中の所見と不一致箇所が多く生じているが、それについては本文および図中の補注を参照されたい。

位置	遺構名稱	規 模				圖版 番号
		柱 間	桁行・梁行長	桁 行	柱 間	
寺 跡	基壙01	基壙長22.2m、幅18.6m（推）、基壙上に掘立32-1号				第27・28図
	掘立32-1号	5×2間	13.2×9.6m	(W)2.1-3.0-3.0-3.0-2.1(E)m	4.8-4.8m	〃
	掘立32-2号	5×2	13.2×9.6	(W)2.1-3.0-3.0-3.0-2.1(E)	4.8-4.8	〃
	基壙02	基壙1辺長12.0m、上成基壙1辺長9.5m、建物は3×3間を推定、1.8-1.8-1.8m				第47・48図
区 域	基壙03	基壙長13.28+x m、幅6.96m				第 80 図
	基壙04	基壙1辺長12.0m（推定）				第 82 図
	同 柵列01号	3	5.4			〃
	〃 柵列02号	4	4.8			〃
内	寺区面内柵列01号	11	23.5			第 21 図
	〃 柵列02号	4	16.6			〃
	掘立04号	5×2	15.9×3.6	(S)3.0-3.0-3.6-3.0-3.3(N)	3.0-3.3	第 109 図
	掘立15号	3×2	7.2×4.8	(W)2.4-2.4-2.4(E)	2.4-2.4	第 121 図
	掘立17号	3×2	6.9×4.2	(W)2.4-2.1-2.4(E)	2.4-2.4	〃

第5篇 検出された遺構と遺物（古代）

位置	遺構名稱	規				圖版番号
		柱間	桁行・梁行長	桁行柱間	梁行柱間	
寺跡 区内内	掘立22号	3×2間	7.2×4.8m	(W)1.8-3.0-2.4(E)m	1.8-2.4m	第 125 図
	掘立28号	3×2	7.5×4.8	(W)2.4-2.7-2.4(E)	2.4-2.4	II
南 縁	南廻廊(西半)	13×1間	28.5×3.3m	第22図参照	2.4-2.1m	第 22 図
	南廻廊(東半)	13×1	33.3×3.3	第22図参照	2.4-3.0	II
	南廻廊棚列01号	6×1	16.8×3.3	(W)3.0-2.7-2.7-2.7-2.7-3.0(E)m	3.0-3.0	II
	南門01号	2×1	4.8×4.8	(S)2.4-2.4(N)	2.4-2.4	第 89 図
	南門02号	2×1	4.8×4.8	(S)2.4-2.4(N)	2.4-2.4	II
	掘立01号	3×2	8.4×6.0	(W)3.0-2.7-2.7(E)	3.0-2.7	第 105 図
	掘立02-1号	2×2	4.5×3.0	(W)2.4-2.1(E)	2.4-2.1	第 106 図
	掘立02-2号	2×2	4.5×3.0	(W)2.4-2.1(E)	2.4-2.1	II
	掘立02-3号	8×1	16.8×x	(W)2.1-2.1-2.1-2.1-2.1-2.1-2.1-2.1(E)	2.1-2.1	II
	掘立02-4号	8×1	16.8×x	(W)2.1-2.1-2.1-2.1-2.1-2.1-2.1-2.1(E)	2.1-2.1	II
東 縁	掘立03号	3×2	6.3×3.6	(W)2.1-2.1-2.1(E)	2.1-2.1	第 107 図
	掘立18号	3×2	6.3×3.6	(W)2.1-2.1-2.1(E)	2.1-2.1	II
	東廻廊	30×1間	72.3×3.6m	第22図参照		第 22 図
	東廻廊棚列01	15	37.5mか	第23図参照	3.0-2.4m	第 23 図
	東廻廊棚列02	7	16.5	(W)2.1-2.1-2.1-2.7-2.7-2.4-2.4(E)m	2.1-2.4	第 22 図
	掘立05-20-1号	4×2	9.3×3.3	(S)2.4-2.4-2.4-2.1(N)	2.4-2.1	第 24 図
	掘立05-20-2号	4×2	8.4×3.9	(S)2.1-1.8-2.4-2.1(N)	2.1-2.1	II
	掘立05-20-3号	9×2	20.1×3.6	(S)2.1-2.4-2.1-2.4-2.7-2.1-2.8-2.1-2.4(N)	2.1-2.4	II
	掘立5-20-4(北)	6×2	13.5×3.6	(S)2.4-1.8-1.8-2.7-2.7-2.1(N)	2.4-2.1	II
	(南)	5×2	12.3×3.3	(S)2.7-2.7-2.4-2.4-2.1(N)	2.7-2.1	II
緑 縁	掘立05-20-5号	9×2	23.7×3.3	(S)2.7-2.7-2.7-2.1-2.4-2.7-2.4-1.8-2.4(N)	2.7-2.4	II
	掘立5-20-6(北)	4×2	9.3×3.6	(S)2.7-2.4-1.8-2.4(N)	2.7-2.4	II
	(南)	3×2	8.1×3.3	(S)2.7-2.7-2.7-2.7(N)	2.7-2.7	II
	掘立19-21-1号	6×2	16.2×3.6	(S)2.7-2.7-2.7-2.7-2.7-2.4-3.0(N)	2.7-3.0	II
	掘立19-21-2号	6×2	15.9×4.2	(S)2.7-2.7-2.7-2.4-2.7-2.7(N)	2.7-2.7	II
	掘立29号	4×2	8.7×4.5	(S)3.0-2.1-3.6(N)	3.0-3.6	第 127 図
	北東脇地跡	第26図参照				第 26 図
	寄柱穴列北01号	3	6.9	(W)2.7-2.1-2.1(E)	2.7-2.1	II
	寄柱穴列北02号	3	7.2	(W)2.4-2.4-2.4(E)	2.4-2.4	II
	寄柱穴列東01号	3	9.9	(S)2.7-5.4-1.8(N)	2.7-1.8	II
西 縁	寄柱穴列東02号	3	10.5	(S)2.7-6.9-0.9(N)	2.7-0.9	II
	西棚列01号	27間	72.3m	第25図参照	2.1-2.1m	第 25 図
	西棚列01-2号	13	30.9	第25図参照	2.1-3.6	II
	西棚列01-3号	10	24.5	第25図参照	3.0-2.1	II
	西棚列02号	16	54.0	第25図参照	2.1×1.8	II
	西棚列02-2号	8	22.5	(W)2.4-2.1-1.8-1.8-2.1-2.1-2.1-1.8(E)	2.4×1.8	II
	西棚列02-3号	11	21.3	第25図参照	2.1×2.7	II
	西棚列03号	3	8.4	(W)2.4-3.0-3.0(E)	2.4×3.0	II
	掘立30号	3×1	3.6×3.0	(W)0.9-1.5-1.2(E)	0.9-1.2	第 128 図
	北棚列(西半)	17間	34.8m	第26図参照	2.1-2.7m	第 26 図
北 縁	北棚列(東半)	7	18.0	(W)2.7-3.6-2.1-3.0-1.5-2.4-2.7(E)	2.7-2.7	II
	掘立16号	3×x	5.4×3.6	(W)1.8-1.8-1.8(E)	1.8-1.8	第 123 図
	掘立06号	4×3間	9.9×5.4m	(W)2.7-2.4-2.1-2.7(E)m	2.7-2.7m	第 111 図
	掘立07号	3×2	3.9×3.3	(W)1.5-1.2-1.2(E)	1.5-1.2	第 112 図
	掘立08号	3×2	6.3×4.2	(S)2.1-2.1-2.1(N)	2.1-2.1	II
	掘立09号	3×2	5.4×4.2	(W)1.8-1.8-1.8(E)	1.8-1.8	第 113 図
	掘立10号	3×2	7.2×3.6	(S)2.4-2.4-2.4(N)	2.4-2.4	第 115 図
	掘立11号	3×2	6.0×4.8	(W)2.1-1.8-2.1(E)	2.1-2.1	第 116 図
	掘立12号	3×x	7.2×4.2	(W)2.1-2.7-2.4(E)	2.4-2.4	第 118 図
	掘立13号	3×2	5.4×3.6	(W)1.8-1.8-1.8(E)	1.8-1.8	第 119 図
東 縁	掘立14号	3×1	6.9×3.0	(W)2.4-2.1-2.4(E)	2.4-2.4	第 120 図
	掘立23号	3×2	7.5×6.0	(W)2.7-2.4-2.4(E)	2.7-2.4	第 111 図
	掘立24号	3×2	4.8×3.6	(S)1.5-1.8-1.5(N)	1.5-1.5	第 119 図
	掘立25号	3×2	7.2×4.8	(S)2.4-2.4-2.4(N)	2.4-2.4	第 112 図
	掘立26号	3×2	6.0×3.9	(W)2.1-1.8-2.1(E)	2.1-2.1	第 113 図
	掘立27号	3×2	7.2×3.6	(S)2.4-2.4-2.4(N)	2.4-2.4	第 115 図
	掘立31号	3+σ×x	5.4×x	(S)1.8-1.8-1.8-	1.8-	第 129 図

位置	遺構名稱	規				図版番号
		柱間	桁行・梁行長	桁行	柱間	
南 東 群 そ の ほ か	掘立A号	4×x間	9.9×1.8m	(S)2.4-2.7-2.4-2.4(N)m	2.4-2.4m	第91図
	掘立B号	4×2	11.7×4.2	(S)3.0-3.0-2.7-3.0(N)	3.0-3.0	II
	掘立C-1号	3×2	7.4×4.2	(W)2.7-2.4-2.7(E)	2.7-2.7	第92図
	掘立C-2号	3×2	7.8×4.2	(W)2.7-2.4-2.7(E)	2.7-2.7	II
	掘立D-1号	3×2	6.6×4.8	(W)2.4-2.1-2.1(E)	2.4-2.1	第94図
	掘立D-2号	3×2	6.6×4.8	(W)2.4-2.1-2.1(E)	2.4-2.1	II
	掘立E号	3×2	10.5×3.6	(S)3.3-3.9-3.3(N)	3.3-3.3	第95図
	掘立F-1号	4×2	9.3×3.6	(S)3.0-2.1-2.1-2.1(N)	3.0-2.1	第97図
群 そ の ほ か	掘立F-2号	4×2	9.9×3.6	(S)2.4-2.4-2.4-2.7(N)	2.4-2.7	II
	掘立G-1号	3×2	6.3×3.6	(S)2.1-2.4-2.1(N)	2.1-2.1	第98図
	掘立G-2号	3×2	6.6×3.6	(S)2.1-2.4-2.1(N)	2.1-2.1	II
	掘立G-3号	3×2	6.3×4.2	(S)2.1-2.1-2.1(N)	2.1-2.1	II
	掘立H-1号	3×2	6.0×3.6	(S)2.4-1.8-1.8(N)	1.8-1.8	第99図
	掘立H-2号	3×2	6.0×3.6	(S)1.8-2.1-2.1(N)	1.8-1.8	II
	掘立I号	3×2	5.1×3.9	(S)1.8-1.5-1.8(N)	1.8-1.8	第101図
	掘立J号	3×2	6.3×4.2	(W)2.1-2.1-2.1(E)	2.1-2.1	第102図
その他の ほか	掘立K-1号	3×2	4.5×x	(S)1.5-1.5-1.5(N)	1.5-1.5	第103図
	掘立K-2号	2×1	3.9×2.7	(W)2.1-1.8(E)	2.1-1.8	II
その他の ほか	その他棚列01号	12間	11.4m			第21図
	その他棚列02号					II
	掘立L号	5×4	7.5×7.2	(W)2.1-2.1-2.1-2.1-1.2(E)	2.1-1.2	第12図
	掘立M号	3×2	7.2×4.8	(S)2.4-2.4-2.4(N)	2.4-2.4	第104図

次に掘立柱建物跡について触れるが、順は、南門跡からはじめり、A～K号、1～31(整)号の順で、掘立柱建物群の構成順ではない。重複のおびただしい個所については、ぜひ近接の遺構についても併読されたい。なお遺構名稱中の(整)は概報所見と大きな所見差のある時もしくは追加の遺構番号を示す。

遺構の残存状況は記録平・断面図を中心に、写真類とも対照しながら作業を進めた。その結果、概報中に記載のない、建替が多く認められ、その際は、枝番号を付して名称をあたえ、名称中の(整)は平成の整理名称であることを示す。また柱穴番号に各様の名称が記入されているが調査時の名称で、極端な改変を行なわなかつた理由は、今後に向けてと、記録図とを再び照合する場合、不利を導びくからである。

南門 (写真図版13)

概報IIによれば、「外部施設で門が確認されたのは、南棚列に伴う1所のみである。南棚列東端(2本目の柱穴)より約30m、同西端より約42mの所に在る。間口1間・奥行2間の掘立柱四脚門で、規模は間口4.8m、奥行4.5mを測る。前面は棚列(外)より、0.3m南へ出る。ここから第I基壇建物南側までは42.0mである。門の中軸線はN11°Eで、第I基壇建物のそれと1.2m東にずれて平行する。この延長線を南にとると、南限大溝の西屈折点と東端とのほぼ中央を通る。この間は心々で約104mを測る。門の東側には棚列がとりつくが、西側はB003との間に6.0mの間隙がある。柱穴の形状は客一ではないが、いずれも大形で深い掘形をもつ。ほとんど垂直に掘り込まれ、深さは90cmを測る。柱を据え、その周囲は黒色土とロームを含む粘質土とを互層となし、つき固めて、固定している。柱底のあたっていた部分は浅くほんのり、非常に固くしまった状態となっていた。柱痕から、柱は径25cm前後のものであると見られる。」とある。

整理所見—記録保存図中の土層断面によると、4穴に柱痕が示されており、平面図では少なくとも2回の柱穴重複が認められる。第89図中の新・古の関係は土層断面による。それより建物観を把握すると、最終的には480×480cmの規模をもつ四脚門であり、概報と規模が異なる。概報に新・古の建物番号はなく、今回の整理において南門1(新)、南門2(古)の枝番号を付した。古い南門2は梁行について4.5mで作図しても可能で、さらに柱穴E1、E3中に南廻廊の柱穴が取り付き、両者の新旧は、現われていて良いはずのE1で、同時に見え、少なくとも南門の古い段階に廻廊は存在していたことになろう。

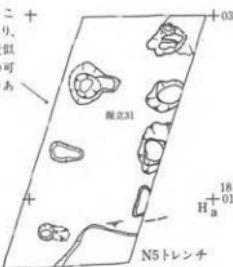
第5篇 検出された遺構と遺物（古代）



第87図 台地東縁調査区図

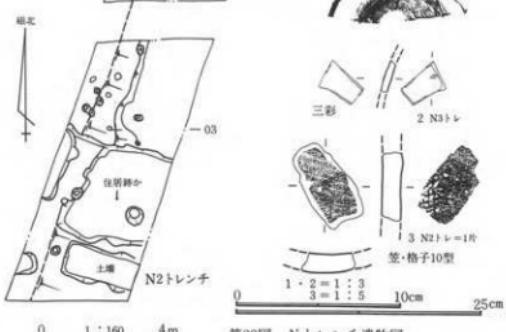
▶概報では触れられていないが、このあたりから台地上面化がはじまり、その中に深さ、規模（直径）が近似した土壠があり、掘立柱建物跡の可能性を考え「掘立31号」の名称をあたえた。

▶N4トレを除き、記録写真あり、その写真によれば上端破線より東方は自然地形がゆるやかに落ちる変換部が写され、埋土には浅間山B軽石層が純層か二次擾乱であるか不詳であるが、その地形形成に乾いた白っぽい層がある。
平安時代(12世紀頃)には、既にこの変換部は存在していた。台地上面の東端はこのあたり。

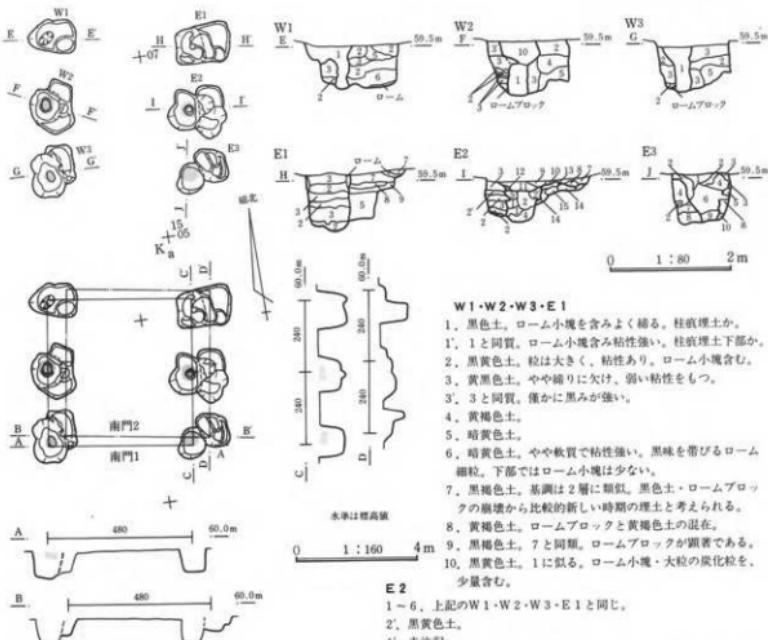


N4トレの写真が見当らず
御記入困難

台地東縁のこのあたりにはピットが多く見られるのは中世柱穴と思われるピットも多いが、植物の根や二次擾乱がよんで、それを発掘で振り上げたと見える小土堆も多い。後者は、調査上、一般的には黒色土層の厚い個所に旧表土が残存しているか、もしくは田生活面が、その付近にあった場合の例が多く、低地、隣接の状態が示唆される。



第88図 Nトレンチ遺物図

**E 3**

- 褐色土。よくひき締り、サラサラしている。白色粒子含む。
- 暗褐色土。僅かに炭化粒子を含み、硬質で締る。粘性は無い。
- 黄褐色土。壁崩壊と思われ、ややカフカしている。
- 黒褐色土。黒色土ブロックを多量に含み、ロームの崩れかっただような塊も含む。炭化粒子を僅かに含み、硬質である。
- 黒褐色土。黒色土だけが形成される。弱粘性があり硬い。
- 暗褐色土。やや粘性がある。大形ロームブロックの廻ったような状態の土層を非常に多く含んでいる。
- 暗褐色土。4・6よりも粘性がある。よくひき締っている。
- 黄褐色土。ロームブロックを多量に含み、ひき締っている。
- 黒褐色土。非常に粘性に富む。8層よりソフト。柱筋土層。
- 暗褐色土。壁の崩壊土でカフカしている。粘性に富む。

第89図 挖立南門遺構図



第90図 挖立南門遺物図(周辺含む)

第5篇 検出された遺構と遺物 (古代)

掘立柱建物跡 A号

(写真図版9)

概報Iに「検出された建物群の東北隅の建物で道路で半分切断され全容はつかめない。現状で4間2間の規模とみられ、桁行柱間は2.4m、梁行柱間1.8mの等間である。1号竪穴住居床面を切っていることから住居に後出することは明白である。柱穴は方形気味で70×50cmの大きさをもち深さは40cm内外で底面はほとんど平らである。」

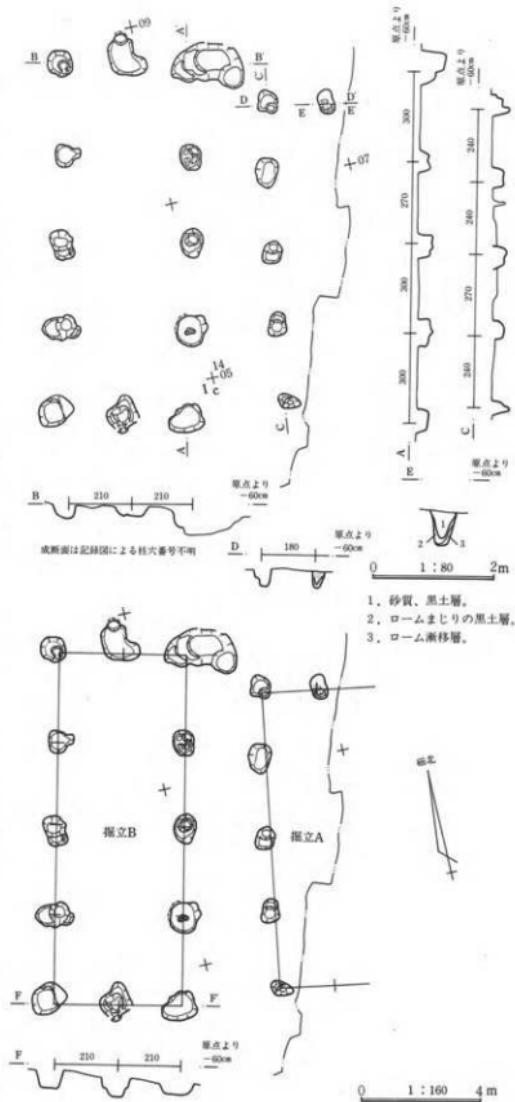
概報IIの建物跡一覧に「位置 I 14・東南群、方位N11°E、規模(4)×(2)間・(9.90)×(1.80)m、桁行N2.40-2.40-2.70-2.40(S)m・梁行1.8-m、4×1間分を検出、1号住を切る。」とある。

整理所見一記録保存図・写真を用いて第91図を作成した。概報中の規模と共に結果が得られた。柱筋の通りは悪い。住居跡1号との重複関係は、写真で見るかぎり、1号住居跡の床面を抜く柱穴の輪郭は見えない(写真図版14)。また平面发掘の調査法は、新しい遺構順に調査すべきである。

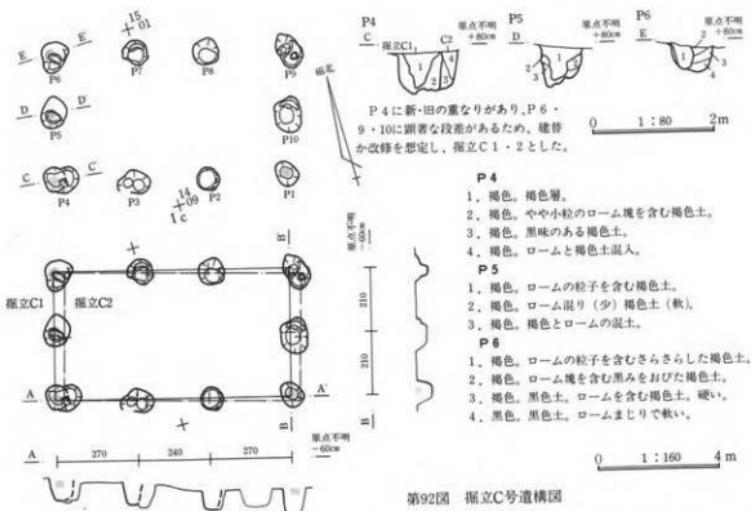
掘立柱建物跡 B号

(写真図版9)

概報Iに「Aの西に並行した南北棟でAとの間隔は2.5mである。3号竪穴住を切っており、桁行3m梁間2.1mの4間2間の建物である。柱穴は大きく深くほぼ円形で径85cm、深さ40

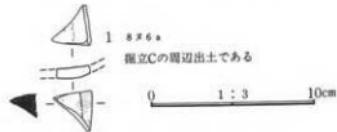


第91図 据立A・B号遺構図



第92図 振立C号遺構図

cm内・外である。この建物と並行して50cm西に偏して2間3間の建物があったが改築して規模を大きくしたものとみられる。東柱は認めない。」同IIの建物跡一覧表に「位置 I 14・南東群、方位 N16°E、規模 4×2間・12.00×4.20m、桁行 3.00-3.00-3.00-3.00m・梁行 2.10-2.10m、4号住を切る。」とある。



第93図 振立C号遺物図

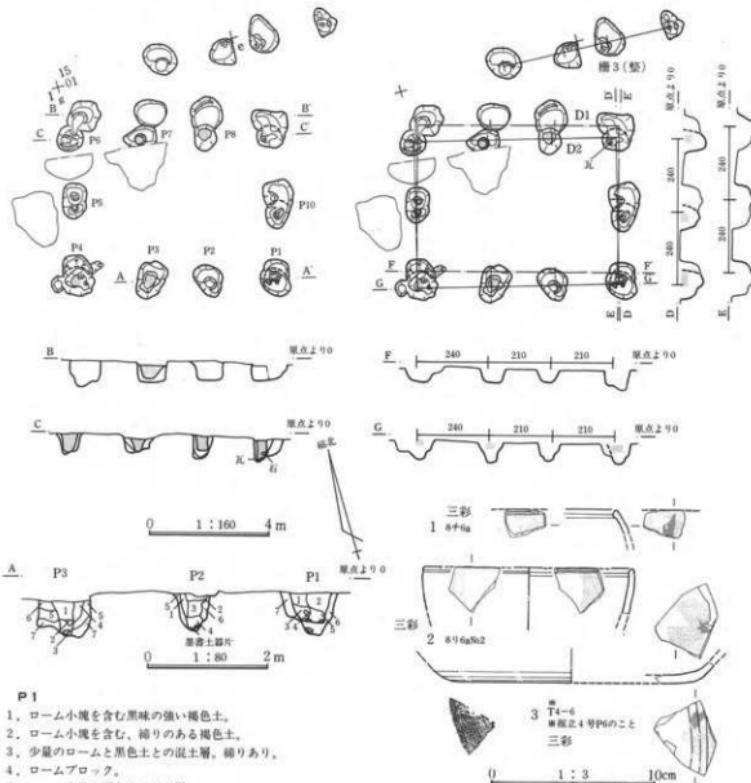
整理所見一概報の規模所見は、桁行は10尺間4間分の推定であったが、北より2間目が9尺で、10尺間で側柱線を纏めると北西隅柱穴外に出てしまうので、北より2間目を9尺と推定した。全体に柱筋の通りは良いが、柱穴が南北に長いこと、柱穴底面に中段があつたりすることは、建替を示唆するのかもしれない。柱穴が大幅にずれていないので明言できない。住居跡4号と新古の関係は、写真によると住居跡04号の133頁で説明したように、重複は住居跡4号の方が後出したように写されてある。平面発掘の原則を徹底して行なわないと、問題点が多出する。

振立柱建物跡C号 (写真図版9)

調査概報Iに「A、Bと直交する東西棟で桁行は両端9尺、中間8尺と等間ではない。梁間は7尺等間で3間2間の規模を有する。柱穴はほぼ不正円形で径85cm内・外、深さ45cm内・外でわずかに柱痕を止めるものもある。それによると径30cm前後である。東柱は認められない。」概報IIの建物跡一覧表に「位置 I 14・南東群、方位 E16°S、規模 3×2間・7.80×4.20m、桁行 2.70-2.40-2.70m・梁行 2.10-2.10m、B棟の北側にある。」とある。

整理所見一規模については概報と一致するが、柱穴の平面は明らかに重複しており、新・古・2回の同規模建物を認める。第93図に、枝番号派生させ示したが、土層断面P 4～P 6の存在によって振立柱建物跡C 2が古く、C 1が新しいと認められた。

第5篇 検出された遺構と遺物（古代）



P 1

1. ローム小塊を含む黒味の強い褐色土。
2. ローム小塊を含む、縫りのある褐色土。
3. 少量のロームと黒色土との混土層。縫りあり。
4. ロームブロック。
5. ローム小塊と黒色土との混土層。
6. 褐色土とロームの混土層。
7. ロームの多い黄褐色土。

P 2

1. ローム塊を含む硬い褐色土。
2. ローム小塊混りの褐色土。硬い。
3. 軟質の褐色土。炭化物含む。
4. じっとりとして、上層よりやや軟かい褐色土。炭化物含む。
5. ロームと褐色土の混土層。
6. ロームブロック。

P 3

1. しまった褐色土。
2. やや軟かい褐色土。
3. ローム塊。黒色土を少量含んだ黄褐色土。縫りあり。
4. ローム塊を含む褐色土。
5. ローム、黒色土の混土層。
6. やや明るいしまった褐色土。
7. ローム塊を含む黄褐色土。

第94図 掘立D号遺構図

第95図 掘立D号遺物図

掘立柱建物跡D号・櫛列跡3（整）号

（写真図版9）

概報Iに「Cの西に棟を同一方向にとる同規模の建物で桁行柱間のとり方は両端の1尺広いつくりも類似している。梁間で1尺C棟より広く桁行で3尺つまる形である。当初はC棟と棟方向がずれていたものを修正したのか東南隅柱穴は動かさず改築している。そのため西側にいくほど古い柱穴との位置のズレが認められる。掘型は前のC棟と類似するが掌大の河原石で根固をしたり、柱穴の底をつき固めた痕跡がある。新しい穴は20cm程深く

なる。」概報IIでは建替えによるD-1・D-2号に分離し、建物跡一覧に「D-1 位置I 14・南東群、方位E 16°S、規模3×2間・6.60×5.10m、桁行2.40-1.80-2.40m、梁行2.55-2.55m、D-2棟に先行。C棟の西にある。D-2 位置I 14・南東群、方位E 16°S、規模3×2間・6.60×4.50m、桁行2.10-2.40-2.10m、梁行2.25-2.25m、D-1棟の建て替え。」とある。

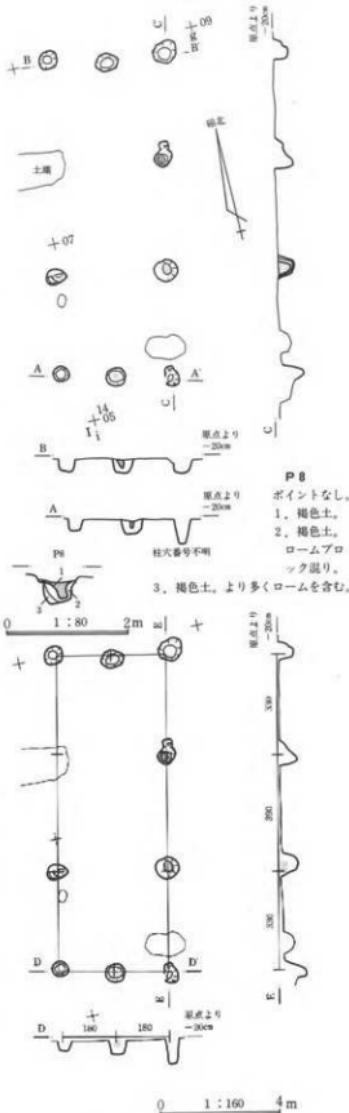
整理所見—記録保存図、写真ともに存在している。第94図は遺構図の浄書図であるが、その遺構図中に3間分の柵列が認められ柵列跡3(整)号の名称をあたえた。柱間は西より210-150-210cmである。その柵列跡3(整)の北接地は、第1次調査と第2次調査の境目であり、2次調査の折り注意されていたが問題になるところで、未了であれば掘立柱建物も考える必要性がある。南廻廊の柱筋と、近似の関係にあり、気になる柵列である。

掘立柱建物跡D-1・2号の新旧関係は概報の内容どうり、-2が新しく、-1が古い。柱間規模はD-2号の土層断面を基に、およその柱痕位置を平面図に記入して作成してあるので、概報IIの数値は誤まりで桁行240-210-210cmであり、梁行についても、240-240cmが妥当な値である。D-1号もそれと同規模として作図してある。柱穴番号は調査時の名称を使用。

掘立柱建物跡E号 (写真図版9)

概報Iに「D棟の南北方向の走行をとる棟で桁行12尺、梁間6尺の等間の柱間をもつ2間3間の建物である。柱穴は径60cm、深さ70cm内外で円形を呈する。桁行の柱穴のスパンが大きいのが特徴で、ある時点で後から配置された可能性がある。」とあり、概報IIの掘立柱建物跡一覧に「位置I 14・南東群、方位N 11°E、規模3×2間・10.50×3.60m、桁行3.30-3.90-3.30m、梁行1.80-1.80m、F棟の東側に並ぶ。」とある。

整理所見—概報の内容中の「後から配置された可能性」とは、同F号との関係においてであろう。しかしF号は同じ棟筋の並びにあるG・H・I号より、わずか西側に片寄り柱筋を取っているため、隣接建物に影響された感がある。隣接建物とはE号のことと、E号



第96図 掘立E号遺構図

第5篇 検出された遺構と遺物（古代）

その後から配されたとするには疑問が持たれる。さらに全体観からすると東方の同A・B号も、西方のE・F号と対称的な位置にあり、4棟の共存の可能性もあるうである。建物跡規模に関し、柱間とともに概報所見と一致している。残念な点は、柱穴土層断面P8について、記録平面図中に番号が付されていなかった。可能性のあるのは、西南の柱穴より北へ2つ目の柱穴が半載されており、それに該当するかもしれない。

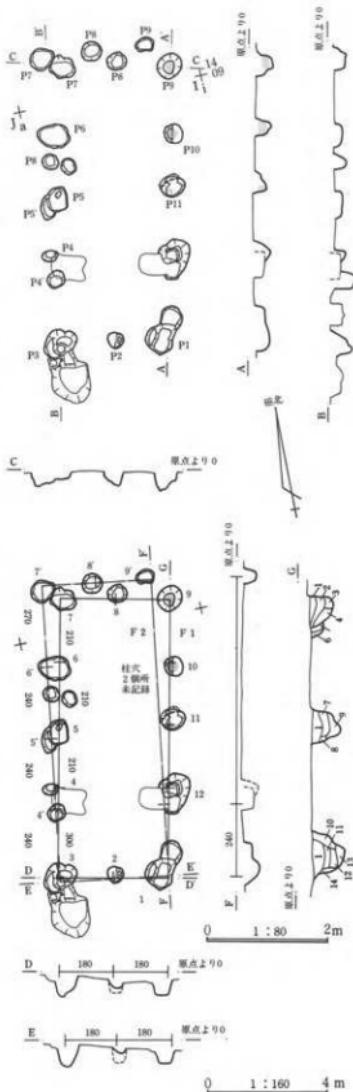
掘立柱建物跡F号 (写真図版9)

概報Iに「E号と並列する南北棟で当初桁行柱間は2.4m等間であったものを2.1mに改築した形跡がうかがえる。建物全体がやや東に寄っていたものを西に移したと同時に梁間も2尺つまたとみられる。これはE棟を後設する際全体のバランスを考慮した結果によるものであろう。径60cm、深50cmで底をつき固めたものもある。」概報IIでは、建替えによるF-1・2に分離され「F-1、位置I 14・南東群、方位N 11° E、規模4×2間・9.30×3.60m、桁行N 2.10-2.10-2.10-3.00m(S)・梁行1.80-1.80m、F-2棟に先行。F-2、位置I 14・南東群、方位N 8° E、規模4×2間・9.90×3.60m、桁行N 2.70-2.40-2.40-2.40m(S)・梁行1.80-1.80m、F-1棟の建て替え。」とある。

整理所見一記録保存図・写真とも存在する。記録保存図中、柱穴のP10・11が未記入であった。F 1・2号の重複関係は第97図G土層断面図の柱穴11（調査時の番号）に見え、F 1が古く、F 2が新しく、概報のとおりである。柱間については、F 1・2とも概報の値と同じ値であった。

P 9-11

1. 褐色。浮石を含む褐色土。
2. 褐色。黒色土ロームの粒子を含む褐色土。
3. 褐色。ローム粒子及び黒色土を含む褐色土。非常によくしまっている。
4. 褐色。ローム小塊を含む比較的軟質の褐色土。
5. 黄褐色。ローム塊を含む黄褐色土。
6. 褐色。非常によくしまった褐色土。
7. 褐色。ローム粒子まじりの褐色土。
8. 褐色。さらさらした褐色土。
9. 黄褐色。黄褐色土。
10. 褐色。ローム塊黒色土まじりの褐色土。
11. 褐色。ローム小塊を含む褐色土。
12. 黒色。ローム黒色土を含むしまった層。
13. 黄褐色。黄褐色土。
14. 未注記。



第97図 掘立F号遺構図

前述のように、掘立柱建物跡A、B、E、F 1・2号は、南東掘立柱建物群の広場的空間を狭んで、東・西に位置しており、同群中、他の建物跡が3間2間建物であるのに対し、A・B・E・F号は桁行4間もしくは柱間を長い3間とし、桁長のある建物構造とするところに特徴がある。さらにF号の建替によって、ある程度の存続が、機能上必要であったと考えられる。

掘立柱建物跡G 1・2・3号 (写真図版9)

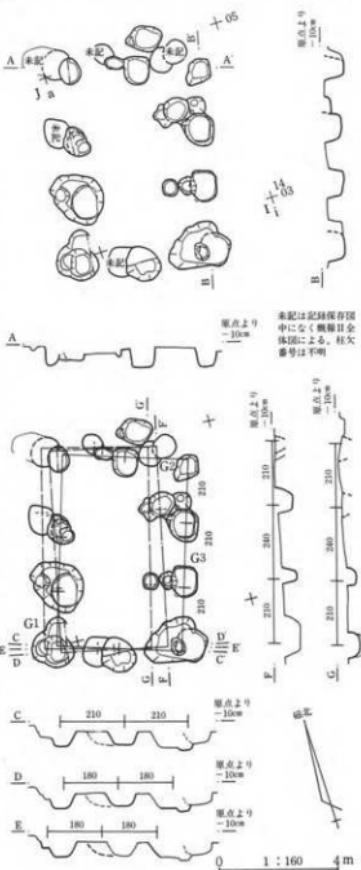
概報Iに「Fのすぐ南に接する南北棟でE Fが2列に並列しているため、梁間を大きくする必要から改築したものであろうか。他はF棟とほぼ傾向も類似している。概報IIでは、建替によるG-1～-3に区分して捉え「G-1、位置I～J14、南東群、方位N11°E、規模3×2間・6.60×3.60m、桁行2.10-2.40-2.10m、梁行1.80-1.80m、G-2・3棟に先行、F-1棟の南側に並ぶ。G-2、位置I～J14、南東群、方位N 9°E、規模3×2間・6.30×3.90m、桁行1.80-2.70-1.80m、梁行1.95-1.95m、G-1棟の建て替え、G-3棟に先行。G-3、位置I～J14・南東群、方位N16°E、規模3×2間・6.30×4.20m、桁行2.10-2.10-2.10m、梁行2.10-2.10m、G-1・2棟より新しいとみられる。」とある。

整理所見一記録保存図、写真は存在するが、柱穴土層断面図が見当らない。第98図に示した重複関係は記録写真によるが、重複順は柱穴の纏め方に直結するため、概報II全体図を基に再度作成した第98図の纏め方が正しいとすれば、G 3→G 2→G 1の順に新しいことになり、概報内容と一致する。記録保存図には図化されていない柱穴があり、それについては写真と概報II全体図により補描を加え、図中の「未記」がそれである。全体観を見ると、柱穴規模が不揃いであるのと、残数の柱穴があり、気にかかるところで、発掘調査の機会に恵まれたら再調査が望まれる。規模は、G 1の桁・梁行とも概報IIの内容と一致し、G 2は桁行210-240-210cm、梁行は180-180cmで異なり、G 3(第98図建物観平面図の数値)は概報内容と一致する。不一致のG 2は纏め方による差異で、この場合は、そのことを證明するよりも、再調査の必要性を云うべきであろう。

掘立柱建物跡G号の、2回の建替は最多の建替の一つで、同建物が長期の間、ほぼ同一機能を必要とし、それだけ重要な建物であったことを示唆している。

掘立柱建物跡H号 (写真図版9)

概報Iに「桁行、梁間共2.1m等間でGに接して南に



第98図 挖立柱G号遺構図

第5章 検出された遺構と遺物（古代）

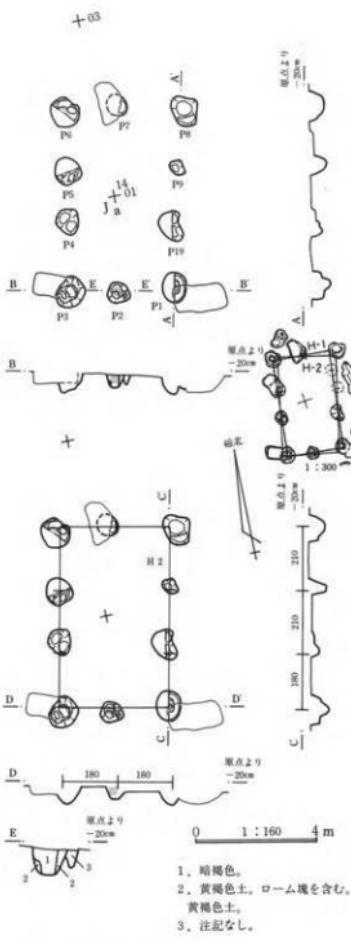
ある南北棟である。これも当初は2.4m等間であったものを縮小している傾向が認められる。掘型は改築のため大きく拡大しているが、本来は径60cm、深さ45cm内外である。」、概報IIではH-1・2に分離し、建物跡一覧に「H-1、位置I～J 13～14・南東群、方位N 8°E、規模3×2間・6.00×3.60m、桁行1.20～2.40～2.40m(S)、梁行1.80～1.80m、H-2棟と重複。H-2、位置I～J 13～14・南東群、方位N 15°E、規模3×2間・6.00×3.60m、桁行2.10～1.80～2.10m、梁行1.80～1.80m、H-1と重複。」とある。

整理所見一概報II全体図と照合すると、残された記録保存図は、調査中途の平面図のようだ、全体図は掘り上りの状態が示されている。第99図は残された記録保存図のみで作成し、H-2に相当する建物觀である。H-1との関係については概報II全体図中から掘立柱建物Hを部分複写し、第99図の中ほどに掲げたが、そのとおりの位置関係であったとする。新・古の関係は、南妻側のP2の土層断面により、H-2が古く、H-1が新しいことになる。規模については、柱穴位置の選択によって異なるため、概報内容とは差が生じている。今回の整理では桁行(北)210～210～180m(南)、梁行180～180mである。第100図は柱穴出土の注記はなく、周辺遺物である。三彩陶器の出土は、飛散した状態にある。

掘立柱建物跡I号 (写真図版9)

概報Iによれば、「風倒木の穴を小疊まじりの黒色土で整地し、その上に掘立構造を建てたものとみられる。桁行6尺、梁間7尺で寸づまりの感がある遺構で柱穴も浅く弱い。径80cm、深さ30cm内外で雑なつくりである。」、概報IIの建物跡一覧には「I、位置I～J 13・南東群、方位N 9°E、規模3×2間・5.10×3.90m、桁行1.80～1.50～1.80m・梁行1.95m、風倒木の穴を埋めた上につくる。」とある。

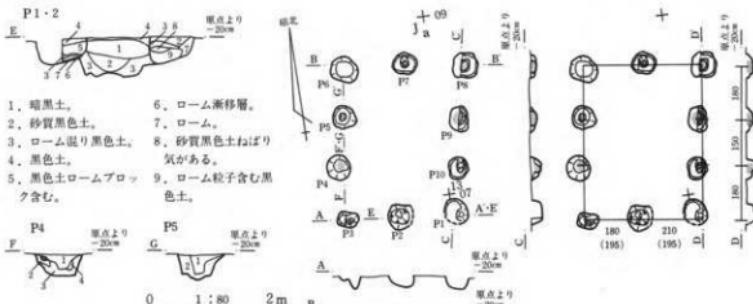
整理所見一概報でいう風倒木痕とは、土層断面の残されているP1・P2は周辺のようだ、両柱穴は、それに伴ない掘り過ぎの状態で記録されていた。第101図、平面P1・P2の破線は土層断面中の柱穴立



第99図 掘立H号遺構図



第100図 掘立H号遺物図



P 4. ロームブロック混り黒色土。
1. 黒色土(黒みが強い)
2. やや大きいローム粒子を含む
黒色土。
3. ローム粒子を含む黒色土。
P 5.
1. 黒色土(砂質)。
2. ロームを含む黒色土。

第101図 挖立 I 号遺構図

上りから求めた。柱穴断面は P 6 を除き、記録され、6穴に抜取り柱痕が認められた。柱痕は最深部で 30cm 前後の直径がある。多くの他建物に建替えが認められるが、本遺構の場合土層断面、平面図とともにその示唆は薄かった。規模については、桁行 180-150-180cm、梁行は(西) 180-210cm を求めたが、柱穴 P 7 の柱痕位置は中央に乗らないため、概報でいう 195cm の単位が、むしろ正しいのかもしれない。一方、掘立柱建物跡 I 号は掘立柱建物跡南東群中の西側に位置しており、広場的空間に東面しているため、梁行東半の柱間を長く、屋根を西半より大きく設けていてもよいと考えられる。上図は、各柱穴の最深部もしくは柱痕位置が直線上に、または直角・並行の対応関係が成立するよう作成したが、寸単位の読み取りは、調査中に遺構に則して実施しなければ困難である。柱筋の通りは、前述のように表現すると悪いかのように聞こえてしまうが、全体を扱った体験所感からすれば、雑でもないし、悪くもない。

掘立柱建物跡 J 号 (写真図版9)

概報 I によれば「C 棟と対称的な南東隅にある東西棟で 2 間 3 間の規模をもち、桁行、梁間各間尺が 8、7 尺の等間である。柱穴の規模が大きく、深くしっかりしている。径 90cm、深さ 90cm 内外である。」、概報 II の建物跡一覧によれば「J、位置 I 13・南東群、方位 E 23°S、規模 3 × 2 間・6.60 × 4.20m、桁行 2.10-2.40-2.10m、梁行 2.10-2.10m、10 号住を切る。」とある。

整理所見一記録保存図は、遺構の地成り断面のみの存在であり、写真是遠景中に認められる。そのため第 102 図、平面図は調査概報 II の全体図によった。柱穴の平面觀は、各々が南北方向に長い傾向があり、建替えの可能性はあると考えられる。中央と、東端に、中世以降と想定される長方形土壙があり、北東隅に住居跡 10 号が、南北隅に住居跡 48(整)号が重複する。概報では、同 10 号との関係を「10 号住を切る。」とあり、掘立柱建物跡 J 号が後出するとしている。しかしながら住居跡 10 号の記録写真には住居跡床面を掘り込む柱穴の輪郭や黒味のある染みは見えず(写真図版 16)、床面が柱穴埋土上に設けられているように見える。平面発掘は新しい遺構から掘り上げることを原則とする。また住居跡 48(整)号については、今回の報告で番号を付した住居跡であり、写真も遠景からの拡大(写真図版 25)であるので所見は得られなかった。掘立柱建物跡 J 号の規模は、概報とは異なるが桁行に、210cm の等間を得ることも可能で、概報のとおり、240-210-240cm をとることも可能である。しかし、桁行 3 間の場合に、中央 1 間分が狭いという点は、その建物が閉鎖的

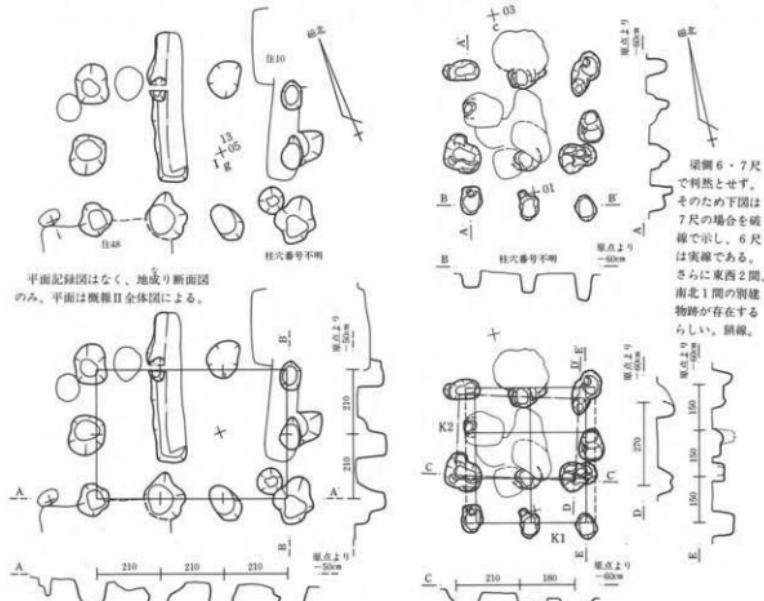
第5篇 検出された遺構と遺物（古代）

であることにも通じ、J号は掘立柱建物跡南東群の空場的空間南側に、単独に近い状態で存在（空場的空间と関連したとすれば）しているのだから、中央間が両脇より狭いということに関しては疑問が感じられる。梁行については、概報の数値と同じ210~210cmを得ている。

掘立柱建物跡K号 (写真図版9)

概報Iによれば「BとJの中間に位置する南北棟で桁行の柱間は両端を1.2m、中間を1.8mとした等間でなく、梁間は1.8m等間である。当初桁行1.6m等間であったものを改築したらしい。柱穴は径、深さ共60cm内外で底を整えている。」概報IIの建物跡一覧に「K、位置 I 13~14・南東群、方位 N15°E、規模 3×2間・4.50×4.20m、桁行1.50~1.50~1.50m、梁行2.10~2.10m、総柱式建物。」とある。

整理所見一柱穴は土壤と重複があり、不明個所が生じている。そのため建物觀は問題が多い。第103図を作成した際、少なくとも2棟以上の建物が重複している柱穴状態が明らかで、1つは概報でいう、3×2間の掘立柱建物跡K号、もう1つは第103図のC-C断面以北の建物で、それは柱穴の掘方が2重に見え建替えが考えられる。今回の整理では前者をK1（整）号、後者をK2（整）号とした。K1号は概報と同じ建物を指し、第103図も概報の建物觀を基本にして纏めた。規模は桁行150~150~150cm、梁行180~180cmとしたが、概報中の梁行の210~2.10mとの数値に差が生じているが、その場合も可能であり、図中に破線で示めさせた。K2（整）号については、桁行2間・（西）210~180（東）cm、梁間1間・270cmで纏めたが、K2（整）号は、北側に北東隅柱穴もしくは延長柱穴のように思える1小穴が存在（第21図参照）すること、さらに梁行



1間という柱間数は、遺跡全体から見ても少なく、しかし建替を必要とした恒久性を思えば、梁倒ではなく棟筋を変えた桁側も考慮する必要がある。その際、K2(整)号の南妻中央柱穴が、K1(整)号の東柱位置側中央柱穴を共有することになり、また別の考え方をすればK1(整)号は東柱は東柱ではなくK2(整)号の妻柱穴の可能性も考えられ、K1(整)号は総柱建物でないかもしれない。K1(整)号の問題点は、北側の延長が存在したのか、しないのかにある。要するに、現場検証の薄い調査は、後世に問題を残し、本掘立柱建物跡についても、調査の機会に恵まれたら再調査が必要である。

本掘立柱建物跡と重複する形で、径約1mの円形土壙が以南に半月形を呈し、半径約18mの円弧に沿って8穴以上が存在する。その土壙が個々で機能していたのか、全体で機能していたのか、機能・性格が気になる遺構である(第21図参照)。

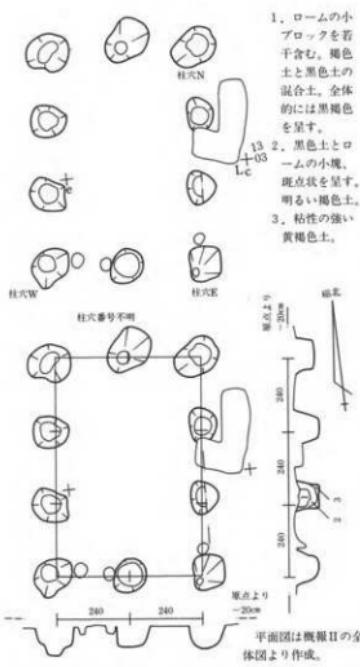
掘立柱建物跡L号 (写真図版9)

本号は柱穴直径が小さいためと、概報Iの遺構説明中に「時間的にもやや前述の建物より下がるものとみられる。」との指摘があったことなどから、前篇の中世で扱ったので参照されたい。

なおL号の記録保存図は、見当らず、概報II中の全体図から拡大し、概念図を第12図に掲げた。

掘立柱建物跡M号 (写真図版9・10)

概報Iによれば「A～L遺構群の西50mのところに



第104図 挖立M号遺構図

ある南北棟で桁行、梁間とも8尺等間で柱穴の径1m、深さ70cmでしっかりしている。棟走行も他の一群のものとはややズレがあり、異質である。」とあり、概報IIの建物跡一覧によれば「M、位置L13・南門西南方、規模3×2間・7.20×4.80m、桁行2.40-2.40-2.40m、梁行2.40-2.40m、1棟離れて在る。」とある。

整理所見一記録保存図のうち、平面図は見当らず、柱穴断面を含む地の成り断面図、記録写真が存在している。平面図は概報IIの全体図から拡大して作成したもので概念図の扱いである。そのため建物規模・柱間について、正確な確認作業は行えなかった。しかし作業結果は、概報の値と同じ値が得られた。全体的に柱筋は良く通り、南東群の掘立柱建物跡より、整っている印象を受ける。

建物位置は当遺跡中、L号と並んで最も南にあり、単独で位置する建物跡で、寺跡区画に南接する一角が、どのような機能をもって土地利用されたのかを考えるうえで重要な存在である。棟の方向は、掘立柱建物跡南東群と東廻廊の走行に近いが、構築時期を左証する遺物がない。

第5篇 検出された遺構と遺物（古代）

掘立柱建物跡01（N）号 （写真図版10）

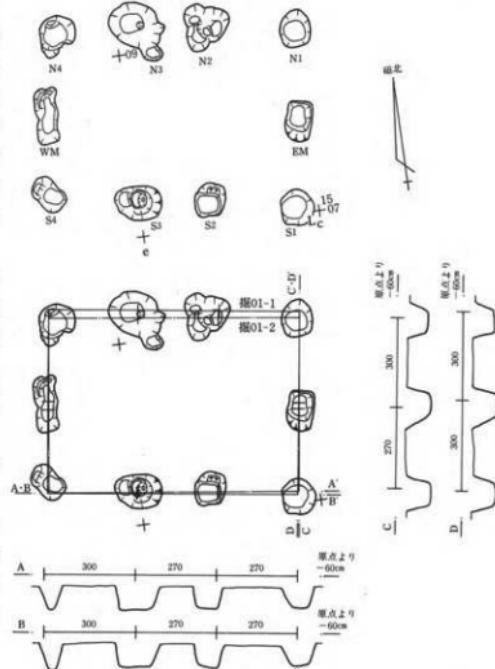
以降、算用数字の同28号まで第2次調査で付された遺構番号である。同1号は、1次調査の同N号であったが、2次調査の時点で改称された。

概報Iによると「廻廊状柱列の西南隅部に検出された3間2間の遺構で桁行は中間が8尺で両端は10尺等間、梁間は10尺等間である。柱穴の径は1m、深さ70cmでよく整っている。柱穴廻廊柱穴と重複するものがあり、廻廊が本遺構の柱穴を切っていることが明白である。また軸線の方向も廻廊とほぼ一致していることから時間的な差異はそう大きくないものとみられる。同時併存なら櫓様のものと考えられる。」、概報IIによると「南西隅に在る3×2間の比較的大きい東西棟、先年度の調査によって、柵列に先行することが確認されている。南柵列と同じ方位をもち、東・西妻中柱を結ぶ線は、南柵列（外）の並びに一致する。柱穴は、大形の楕円形で深い掘形をもつ。」とあり、同概報の建物跡一覧に「001、位置L15・南柵列上、規模E11'S・3×2間・8.40×6.00m、桁行3.00—2.40—3.00m、梁行3.00—3.00、南柵列に先行。（概報I）N棟」とある。

整理所見一記録保存図、写真ともに存在する。重複関係について、概報は廻廊（南柵列）に切られ、先行するとの説明があり、その点は柱穴土層断面の記録が無いので検証上は不明である。ただ建物跡の状況の方指向性からすると、同1号は2-3・

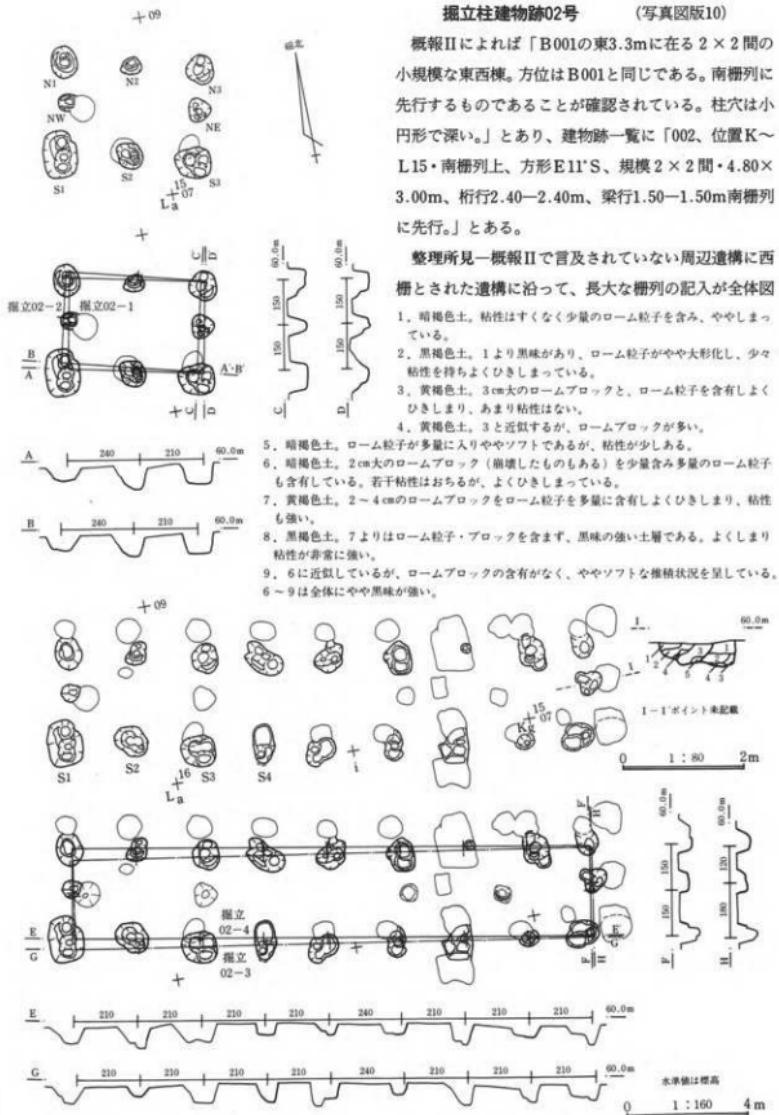
4号とほぼ同じ方向性にあり、2号は南廻廊柱穴より先行し、同1号と2号とは、共存の段階があったとしても不思議ではないことなどからすると、概報の所見記載どおり、南廻廊に先行して掘立柱建物跡1号が存在したということに妥当性が求められる。

なお南柵列との位置関係は第22図と同国内補注を参照されたい。第105図中の柱穴番号は調査時である。妻側柱穴のEM・WMは南北に細長く、そのほかS3、S4など柱穴底面に中段があり、建替が示唆された。そのため、今回の整理では、2建物に分岐して捉え、掘立柱建物跡1-1・2号の名称をあたえた。規模は同1-1号の桁行約300-270-270cm、梁行300-300cm、同1-2号の桁行約300-270-270cm、梁行約270-300cmを算出した。

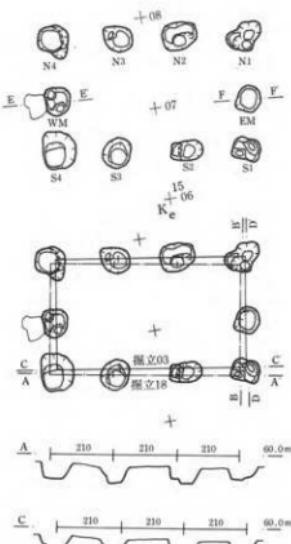


第105図 掘立01号遺構図

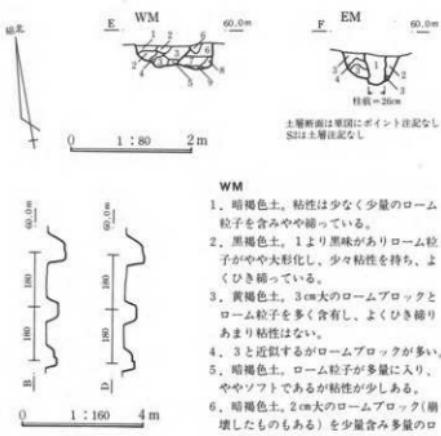
掘立柱建物跡02号 (写真図版10)



第106図 掘立02号遺構図

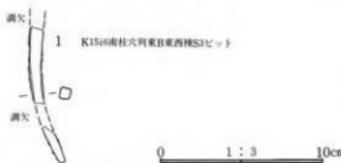


第107図 挖立03・18号遺構図



土層断面は単位にポイント注記なし
S2は土層注記なし

1. 明褐色土。粘性は少なく少量のローム粒子を含みやや縮っている。
2. 黒褐色土。1より黒味がありローム粒子がやや大形化し、少々粘性を持ち、よくひき締めている。
3. 黄褐色土。3cmの大ロームブロックとローム粒子が多く含有し、よくひき締りあまり粘性はない。
4. 3と近似するがロームブロックが多い。
5. 明褐色土。ローム粒子が多量に入り、ややソフトであるが粘性が少しある。
6. 明褐色土。3cmの大ロームブロック(崩壊したものもある)を少量含み多量のローム粒子も含有している。若干粘性はあるが、よくひき締めた土層である。
7. 黄褐色土。2~4cmのロームブロックとローム粒子を多量に含有し、よくひき締り粘性も強い土層。
8. 黑褐色土。上層よりは、ローム粒子、ブロックを含まず、黒味の強い土層である。よく縮り粘性が非常に強い。
9. 明褐色土。第1層に近似しているが、ロームブロックの含有がなく、ややソフトな堆積状況を呈している土層。



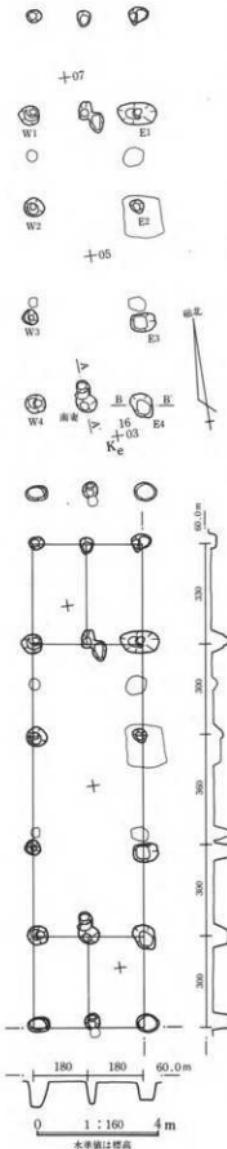
第108図 挖立03・18号遺物図

掘立柱建物跡03・18号 (写真図版10)

概報にはB003として「B002の東13.2mに在る3×2間の東西棟。西妻側は棚列西端より約30m、東妻側は棚列端(2本目の柱穴)より約42mの位置にある。この建物の梁行3.60mは、棚列南門以東の内・外間隔に一致し、その延長上に直列する。西妻側には棚列がとりつき、南側柱通りは棚列(外)と柱筋を備える。同規模のB018の方針を、東で南へ4°ふって建て替えたとみられる。柱穴は円形で深い掘形をもつ。

B003南門との間には6.0mの間隔があり、数度の精査にもかかわらず頭著な遺構の存在は見い出せなかつた。ここが開口していたとすると、南門の実際の機能が無意味となり、構造的にも理解し難いものとなる。現在の段階では具体的な構造を想定するのは困難である。B003は、その並びからしても、南門および棚列の設定と時を同じくして、配置されたものとみられる。建物跡一覧に「003、位置K15・南棚列上、方位E11S、規模3×2+6.30×3.60m、桁行2.10-2.10-2.10m・梁行1.80-1.80m、B018の建て替え」とある。

中にある(第3図)が、掘立柱建物跡2号を最少と見れば概報IIの2×2間建物となるが、概報に見る棚列柱穴を用いて桁行8間の建物とすると重複関係に矛盾のない、「小円形で深い」柱穴を含む建物に纏めることが可能である。最少の場合、最長の場合、ともに柱穴内には建替の喰い、段差が認められ、同2-1~4の枝番を付し、規模は第106図を参照されたい。



B018として「B003に先行する 3×2 間の東西棟。方位はB017に一致し、B004に近似する。この西妻側前面には、南側柱通りと柱筋を備える掘立柱列がとりつく。この柱列は全長13mを測る。柱穴は円形で、B003より浅い。」一覧に「018 位置K15・南櫛列上、方位E7S、規模 3×2 間・ 6.30×3.60 m、桁行2.10—2.10—2.10、梁行1.80—1.80、B003に先行。」とある。

整理所見一概報内容にあるB018の南側柱列に接する全長13mの柱列とは、前出の掘立柱建物跡2—3・4号のうちどちらかの側柱列を指しているようである。またB003と南門との間の空間が、開口していたか否かは、南門北脚柱・南脚柱の西延長上芯心4.2mの位置に浅く小さいながらも小穴が記録されており、それとの関係を捉えれば、開口していたことにはならないと考えられる。その場合、門の桁行は奇数間を原則とする（南門跡の桁中央軸は基壇1号の中央軸と一致するので南門施設を桁行1門の四脚門とするのは順当である）脇施設となる。掘立柱建物跡3・18号の建物觀は第107図に示した。規模は概報の値と一致する。重複関係は残された二つの妻側柱穴の土層断面からすると概報と不一致で同18号が新く、3号が古い。なお両柱穴は概報とほぼ同じ位置を扱い建物觀を求めた。

掘立柱建物跡04号

概報には「第II基壇の東側に接してある 5×2 間の南北棟。南・北両妻

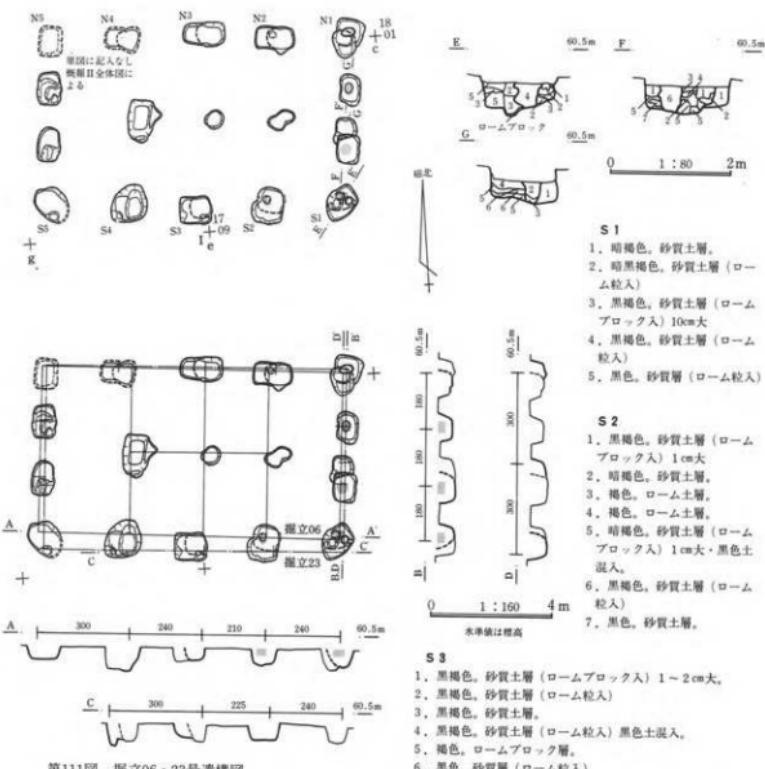


第110図 掘立04号遺物図

- A. 南妻
1. 黄褐色土。ロームブロックハードロームの崩落したものか。
 2. 黑褐色土。黒色強く黄色（ローム細粒）が混る。粒子は細かいがしまりに欠ける。炭化小片（木炭小片）を少量混る。
 3. 黄褐色土。黒色土とローム細粒が混じ、うすいチョコレート色を呈す。しまりのない土質。ローム小塊を含む。また炭小片を僅かに含む。上一下は同一の土質であるが上ほど黄色味が強まる。
 4. 黄褐色土。5+ローム塊。5と同質であるが、梅干大のローム塊を多く含む。
 5. 黑褐色土。ローム細粒・ローム小塊を主とし、それに黒色土が混る全体にシミ状でこれが様相を呈す。しまった土質。
 6. 黒色土。8よりも黄色味が強いローム塊を少量含む。炭小片を僅少に含む。しまりに欠ける。
 7. 黑色土。黒色土と大きめ（約2~3cm）のローム塊の混合、黒色土中にローム塊が斑点状にはいる。
- E4
- B
1. 黄褐色土。ロームブロックハードロームの崩落したものか。
 8. 明褐色土。ローム細粒を主としそれに黒色土が少量混じたものとみられる。粒子は粗く、かなりよくしまっている。上一下同質である。ローム小塊を僅少に含む。
 9. 明褐色土。8に似るがやや明るい。またローム小塊を多く含みよくなれる。
 10. 黑褐色土。8・9に似るが、より明るくよくしまっている。
 11. 黑褐色土。10+ロームブロック。
 12. 黑褐色土。黒色土にローム細粒・ローム小塊が多く混る。ややしまりに欠ける。

第109図 掘立04号遺構図

第5篇 検出された遺構と遺物（古代）



第111図 掘立06・23号遺構図

側より1間の所に床東とみられる柱穴をもつ。柱穴は円形で、非常に深い掘形をもつ。第II基壇建物と僅かに方位を異にするが、何等かの関連を持つ建物であることが考えられる。」、建物跡一覧に「004、位置K16-II基壇東、規模5×2間・15.90×3.60m、桁行N03.30—3.00—3.60—3.00(S)m、梁行1.80—1.80m」とある。

整理所見第一109図に纏めた建物観は、概報II全体図と同じ柱穴を用い、規模も一致する。妻東中央、同側柱に重複が見られ、建替の有無は判然としない。柱穴が深いとされた点については、直径が小さい割りに深いという意味らしく、むしろ全体からすれば浅い。建物観は桁行5間で、中央間を広く設け、人の出入を常とする開放的建築物と考えられる。出土遺物に釘がある。

掘立柱建物跡05・20号 (第24図・写真図版10)

概報に05は「東柵列に重複する3×2間の南北棟で、柵列南端より45mの所にある。方位は東柵列に一致する。柵列（内）よりは新しく、外側柵列と併存して外郭施設の一部として在ったものとみられる。この重複関係により、柵列の設置には時間的な差があり、内側が先行するものであったことがわかる。柱穴は小形

で深めである。」、建物跡一覧に「005、位置 I 16・東柵列上、方位 N 4°E、規模 3 × 2 間・7.20 × 3.60m、桁行 2.10-3.00-2.10m、梁行 1.80-1.80m、東柵列（内側）より新しい。」とある。掘立柱建物跡 20 号に関して「東柵列に重複する 4 × 2 間の南北で、B 005 の北 4.8m の位置にある。方位は東柵列と一致し、東側柱通りは B 005 と柱筋をほぼ揃える。外郭施設の一部であり、南・北妻側には柵列がとりつく。柱穴の形状は B 005 とよく似る。」、建物跡一覧に「020 位置 I 17・東柵列上、方位 N 4°E、規模 4 × 2 間・9.30 × 3.30m、桁行 (N) 2.40-2.40-2.10-2.40 (S)m、梁行 1.65-1.65m、東柵列（内側）より新しい。」とある。

整理所見一建物観は第 24 図に掲げた。同図には、掘立柱建物跡 5 号と同 20 号、19 号と 21 号について、合体した形で概報とは異なる建物観を示した。しかし、概報をまったく無視した訳ではなく、第 23 図左下に掲げた概報中の各建物柱穴位置を基本に、重複を尊重（新・古 2 棟の建物が同一柱穴を使用していると考えられる場合もあった）して作成した。その過程で両建物は棟筋を接して存在した場合、長大な場合などが考えられ、概報でいう短少 2 棟の存在は考え難かった。そのため、両建物について 5 つの建物観を求めて、掘立柱建物跡 5・20-1～5 の枝番号でそれを示した。同一 1 (古)・2 (新) は建替の関係で、同一 5・6 は、どちらかの場合を、同一 3 は残数の柱穴で、最後出の柱穴を纏めた。存在の可能性は同一 1 (古)→同一 2 →同一 3 (新) の場合と同一 4 (古)→同一 3 →同一 5・6 のどちらかの組合せがあり、さらに同一 1 と同一 4 など相互が交叉しない組合せなども考え得るが、第 24 図は調査確認が薄い背景を基に作図しているため読者に推奨できず、最終的な決め手は、再調査に恵まれることである。それら建物規模については第 24 図を参照されたい。

重複関係は、概報図中では東柵列と B 20 では重複接点が不明瞭であり、さらに他の重複関係は柱穴の撰択によって新・古の関係は異なるので、これ以上の説明はなおさらには混乱をまねきそうである。

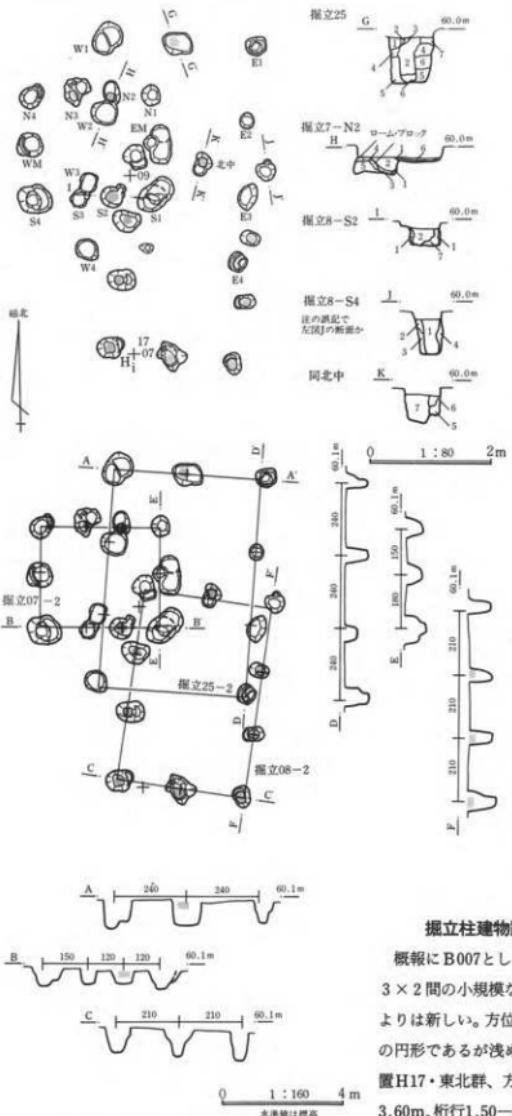
掘立柱建物跡 06・23 号 (写真図版 11)

概報には「東柵列北端より北へ 3.9m、東柵列（内）延長線より東へ 5.6m の位置にある 4 × 3 間の東西棟。この群の中では最大の規模をもち、柱穴掘形も柱通りに沿う長方形で、深くしっかりしたものである。方位は東柵列と同じであり、北側柱通りは台形状区画内の B 015・022 と柱筋をほぼ揃える。31 号住居跡を埋めた上に造られており、B 023 に先行する。この建物は、その規模および柱穴の形状からみて、他とは異なるものがあり、この群における中心的建物であったとみられる。また、東柵列の途切れる部分を意図した配置を示すこと、区画内の建物と柱筋を描いていることなどからみて、区画内と有機的な関連をもつたものであることが推察される。区画北東隅に築地塀が設けられた段階においては、それと建物西妻側との間隙が非常に狭くなることから、この建物は廃されたものとみなされる。」、建物跡一覧に「006 位置 I 17・東北群、方位 E 4°S、規模 4 × 3 間・9.90 × 6.00m、桁行 2.70-2.25-2.25-2.70m、梁行 1.80-2.10-2.10 (S)m、B 023 に先行。31 号住を切る。柱通りに沿う長方形の掘形をもつ」とある。

掘立柱建物跡 23 号については「B 006 と完全に重複する 3 × 2 間の東西棟。全ての柱通りに柱穴をもつ純柱式建物であるが、中にはいる柱穴は小さめである。方位は B 006 に一致し、これよりも新しい建物である。」、建物跡一覧に「023、位置 I 17・東北群、方位 E 4°S、規模 3 × 2 間・7.20 × 5.40m、桁行 2.40-2.40-2.40 m、梁行 2.70-2.70m、B 006 より新しい。31 号住を切る。純柱式建物。」とある。

整理所見一両建物跡の側柱穴を、土層断面と柱穴底面の段差から捉えると、同規模建物 2 棟と考えられた。当初、概報どおり B 023 の桁行を 3 間として纏めたが、N・S 4 の柱穴と東柱穴とが不揃いとなり、西側柱列も東方より、いく分細長いことから重複を推定し、各桁行 4 間とした。掘立柱建物跡 6 号は絶束柱建物ではなく、東妻中央柱は通りも悪い。そのため規模も異なり、掘立柱建物跡 6 号とともに第 111 図を参照されたい。重複順は、概報どおりの土層断面が確認され、第 186 図を参照されたい。

第5篇 検出された遺構と遺物(古代)



第112図 掘立07・08・25号遺構図

掘立25

1. 暗褐色。砂質土層。
2. 黒褐色。砂質土層(ローム粒入)。
3. 暗褐色。砂質土層。
4. 暗褐色。砂質土層(ローム粒入)。
5. 暗褐色。砂質土層(ロームブロック入)1cm大。
6. 暗褐色。砂質土層(ロームブロック入)2~3cm大。
7. 黒褐色。砂質土層(ロームブロック入)1cm大。

掘立07-N2・S2

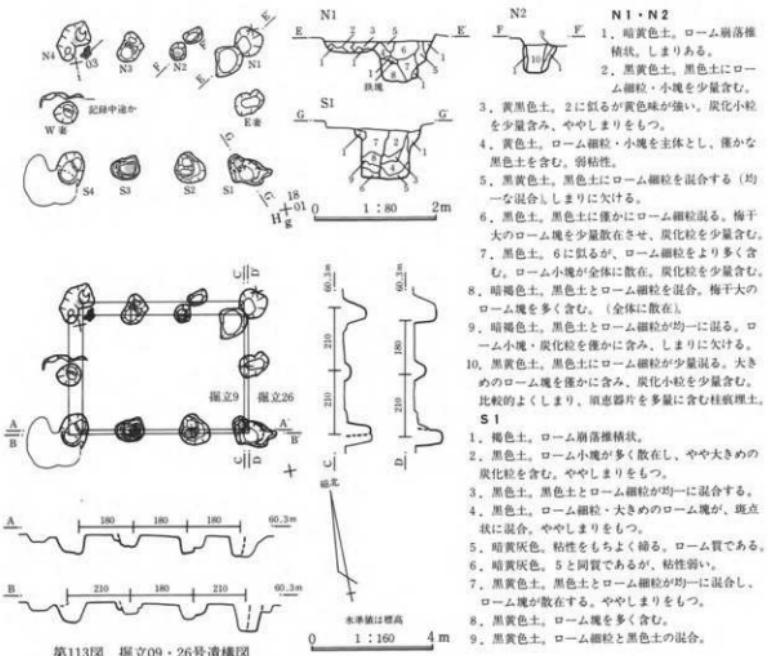
1. ローム崩落堆積状。
2. 黑黃色土。黒色土を主体とし、ローム細粒がブロック状に含まれる。ローム塊を少量含む。比較的しまりをもつ。柱底埋土。
3. 2+ローム塊よくしまる。柱底埋土下部。
4. ローム崩落堆積状+黒色土。
5. 暗褐色土。黒色土とローム細粒との均一な混合。下部にローム小塊を含む。しまりに欠ける。
6. 黄褐色土。黒色土とローム細粒との均一な混合。やや明るい色調を呈す。ややしまりをもつ。
7. 黄黑色土。黒色土に多量のローム細粒が混合、それにローム小塊が多く散在する。ややしまりをもつ。

掘立08-S4・北中

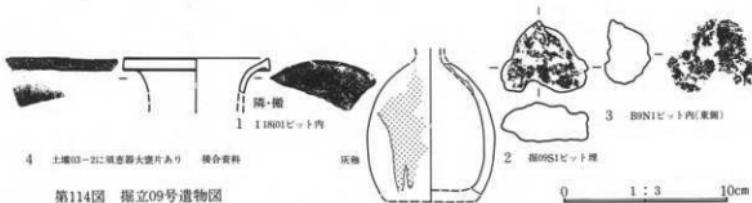
1. 黒色土。しまりなくカクカした黒色土にローム細粒。小塊が全面に混入する。やや大粒の炭化粒が少量混入。柱底埋土。
2. 褐色ローム泥り土。黒色土とローム細粒が混じて褐色を呈す。ローム小塊をやや多く含む。僅かにしまる。
3. 褐色土。2と同質であるがローム小塊をほとんど含まない。
4. 黑褐色土。黒色土とローム細粒の混合であり、黒色味が強めである。ローム小塊を少量含む。炭化粒を僅かに含む。僅かにしまりをもつ。
5. ロームブロック+黒色土。かたくしまっている。
6. 黑褐色土。やや粘性をもつ黒色土にローム小塊を少量含む。
7. 暗褐色土。黒色土とローム細粒の混合。ローム小塊を少量含む。炭化粒を少量含む。スカスカである。柱底埋土。

掘立柱建物跡07・08・25号 (写真図版11)

概報にB007として「B006の東10.2mの位置にある3×2間の小規模な東西棟。B025に先行するが、B008よりは新しい。方位はB006に一致する。柱穴は大きめの円形であるが浅めである。」、建物跡一覧に「007位置H17・東北群、方位E 4°S、規模3×2間・3.90×3.60m、桁行1.50-0.90-1.50m、梁行1.80-1.80m、B025に先行。」とあり、B008として「東寄りにある3



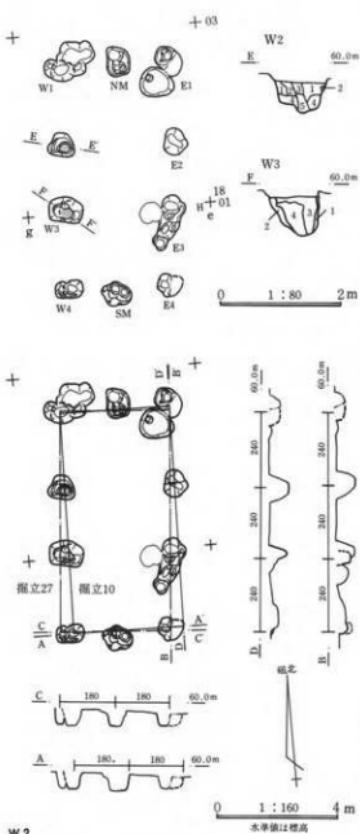
第113図 据立09・26号遺構図



第114図 据立09号遺物図

× 2間の南北棟。方位は第I基壇建物に一致し、B019の東21.6mのところにある。B007・025と重複するが、このいずれにも先行する。柱穴は円形で非常に深く、B004に似た形状を示す。」、建物跡一覧に「008、位置H17・東北群、方位N11°S、規模3×2間・6.30×4.20m、桁行2.10-2.10-2.10m、梁行2.10-2.10m、B007に先行。」とある。B025として「西半部がB007に重複してこれより新しく、B006の東12.0mに位置する3×2間の南北棟。B013と北側柱通りの柱筋を一致させる。方位はB006と同じである。柱穴は、円形で深く、特に四隅は非常に深い。それに比して、妻中央柱は貧弱であり浅い。」、建物跡一覧に「B025、位置H17・東北群、方位N 4°E、規模3×2間・7.20×5.10m、桁行2.40-2.40-2.40m、梁行2.55-2.55m、B007の建て替え。」とある。

整理所見—3棟のまとまりの単位で第112図を作成した。柱穴は部分的に土層断面が残され、図中の右上に



- W 2
 1. 暗褐色砂質土。ローム粒含む。
 2. 暗褐色砂質土。
 3. 暗褐色砂質土。ロームブロック含む。
 4. 黑褐色砂質土。ローム粒含み、よくしまっている。
 5. 黑褐色砂質土。

W 3

- ローム崩落堆積状。
- 黒褐色土。ローム崩落堆積状。ややしまりあり。
- 黒褐色土。黒色土を主体として、ローム細粒、ローム小塊を含む。スカスカでしまりに欠ける。遺物を少量含み、根が入り込む。柱根埋土か。
- 黄褐色土。ローム細粒を主体とし、黑色土を含む。3より黄色味が強い。しまりに欠ける。

第115図 振立10・27号遺構図

示した。8号は重複がなく、概報と不一致。同7号と25号は概報どおり同25号の方が後出する。建物関係についてB025はB007の建替と概報にあるが、建物位置、棟走行を異にしながら建替と云うのは誤まりであろうし、同25号と8号の関係であっても建物位置を異にすること、規模差があることから、即建替と表現するには無理がある。建替については3棟とも柱穴平面、断面から窺え、第112図は各々新建築を捉えて表現し、各-2号が新、-1号が古である。規模は3棟とも、新・古の規模は一致し、図示した柱間数値と成り断面位置は、新建築を捉えた。各建物の柱間数値は概報の数値とは部分的に異なるが、土層断面の柱痕（抜取りであっても）位置を捉えての数値であるので、より精度は高いと考えられ、図中数値を参照。

掘立柱建物跡09・26号 (写真図版12)

概報にB009として「B008の北7.8mにある3×2間の東西棟。方位はB008に一致する。似た規模のB026の建替とみられる。柱穴は円形で深く、北側柱通り東から2本目の埋土中からは、多量の須恵器片が出土壤している。」、建物跡一覧に「009、位置H18・東北群、方位N11°S、規模3×2間・5.70×4.20m、桁行1.80-2.10-1.80m、梁行2.10-2.10m、B26の建替とみられる。」とあり、B026として「B009と同位置にあり、これに先行する3×2間の東西棟。方位はB009に一致する。穴の形状はB009に類似する。」、建物跡一覧に「026、位置H18・東北群、N11°E、規模3×2間・6.30×3.90m、桁行2.10-2.10-2.10m、梁行1.95-1.95m、B009に先行。」とある。

整理所見同一9号を建替とするのは各柱穴位置が近接している点から考えられ、重複は第113図中のG土層断面により概報どおり同26号が古く、同9号が新しい。規模は概報とは部分的に異なるが柱痕位置を使用しての検討のため精度はより高く、図中の数値を参照されたい。なお、N3柱穴際に集石あり。

掘立柱建物跡10・27号 (写真図版12)

概報にB010として「B027に重複する3×2間の南北棟。B006の東20.4m、B013の東12.3m、B025の東3.0mにある。B027の建替とされ、規模をやや小さく

し、東へ0.3m(1尺)移動したものとみられる。方位はB006に一致する。柱穴はB027と重なるものが多く、円形で深い掘形をもつ。」建物跡一覧に「010、位置H17~18・東北群、方位N 4°E、規模3×2間・7.20×3.60m、桁行2.40~2.40m、梁行1.80~1.80m、B027の建て替え。」とある。

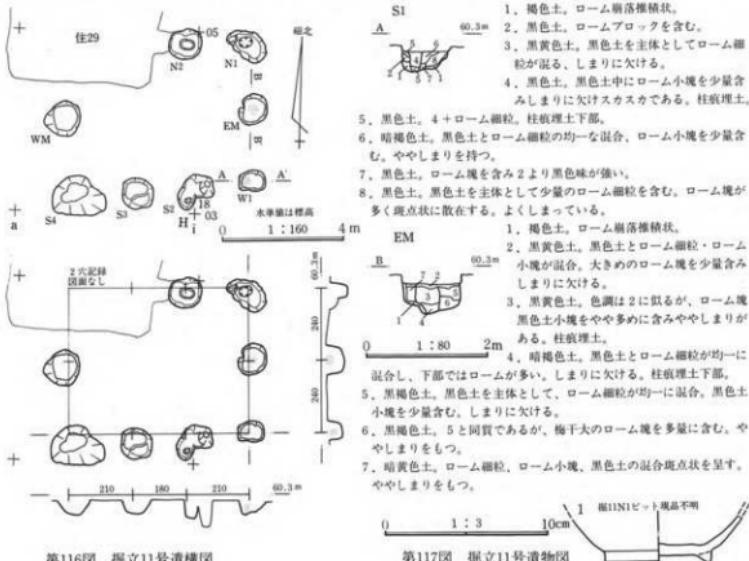
B027として「群の東端にありB007の東北方に位置する3×2間の南北棟。B006の東20.0m、B013の東12.0mにある。B010に先行するもので、方位はB006に一致する。」建物跡一覧に「B027、位置H17~18・東北群、方位N 4°E、規模3×2間・7.80×3.60m、桁行2.70~2.40~2.70m、梁行1.80~1.80m、B010に先行。」とある。群とは北東掘立柱建物群のことである。

整理所見一両棟の北妻側に纏められていない柱穴が重複し、W1では、それの方が古い。建物観は全体の建物を纏めた感想からすれば、両棟の柱筋の通りは悪く、さらに対応の柱位置もやや喰い違いの傾向があり粗雑な印象を受ける。柱痕も同10号の根元位置で20cm弱であり細い。そうした両棟は概報どうり建替としてよく、新古の関係も同27号が古く、同10号が新しいとする概報と一致を見る。規模は同10号は一致するが同27号は不一致で、纏め方によるためであり、数値については第115図を参照されたい。

掘立柱建物跡11号 (写真図版12)

概報に「群の北に寄った位置にある3×2間の東西棟。方位はE 7°Nで他に類例がないがB024に近似する。29号住居を埋めた上に造られており、B009・026と一部重複するが前後関係は明らかでない。」建物跡一覧に「011、位置H18・東北群、方位E 7°N、規模3×2間・6.30×4.80m、桁行2.10~2.10~2.10m、梁行2.40~2.40m、29号住を切る。」とある。群とは北東掘立柱建物跡群のことである。

整理所見一重複について住居跡29号とは、認定の誤まりと考えられ、理由は第182図の住居跡29号の補注どおりで、同11号の方が古い。規模は概報と不一致で、それは纏め方の差であり、第116図を参照されたい。



第116図 挖立11号遺構図

第117図 挖立11号遺物図

第5篇 検出された遺構と遺物（古代）

掘立柱建物跡12号 (写真図版12)

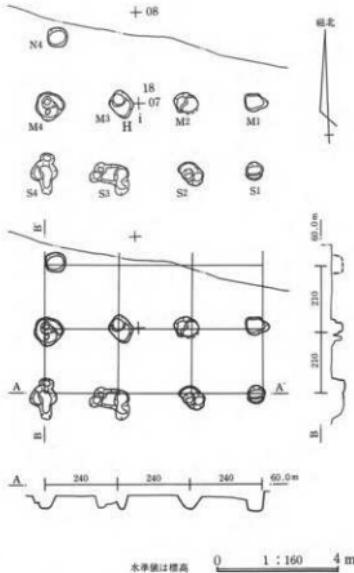
概報に「調査区域北端にかかるており、 3×2 間分を検出した。全ての柱通りに柱穴をもつ総柱式建物である。方位はB006に近似するが僅かに北にふれる。」、建物跡一覧に「012、位置H18・東北群、方位N 3°S、規模 3×2 間・ 6.90×4.20 m、桁行 $2.40 - 2.70 - 2.40$ m、梁行 $2.10 - 2.10$ m、北半分は未検出。総柱式建物。」とある。

整理所見—総柱式建物と概報はいうが、第48図のように調査区際に西より2例目の東柱穴が未検出であり、俄に総柱建物と認定し難い。しかし、北東掘立柱建物跡群中に倉と考えられる建物が見当らないので総柱建物跡があつてもよいと考えられる。ただし、第4図を見ると第6次調査区中に、その延長上に柱穴らしき小穴が2間分見えてあり、それとの係わりは、全体に亘り検証態度が薄いため、機会が恵まれたら再確認が必要である。規模について、概報と不一致であるが、纏め方の差による。第118図の数値を参照されたい。

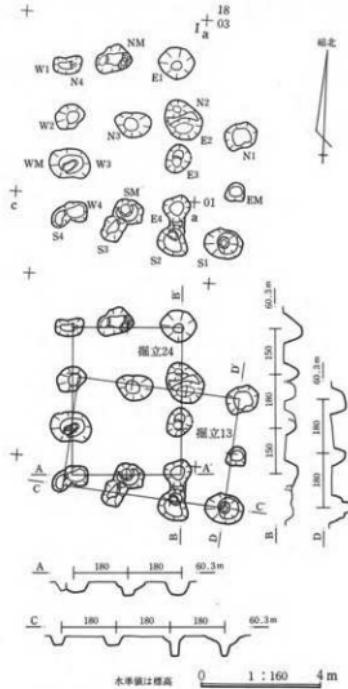
掘立柱建物跡13・24号

概報にB013として「B006の東 $2.6m$ にある 3×2 間の東西棟。南側柱通りは、B025の北側柱通りと柱筋を揃える。方位はB006に一致する。柱穴は円形で、やや貧弱な掘形である。B024と重複するが、前後関係は明瞭でない。」、建物跡一覧に「013、位置H～I 17～18・東北群、方位E 4°S、規模 3×2 間・ 5.40×3.60 m、桁行 $1.80 - 1.80 - 1.80$ m、梁行 $1.80 - 1.80$ m、B024と重複。」とある。

B024として「B013と重複する 3×2 間の南北棟。



第118図 掘立12号遺構図



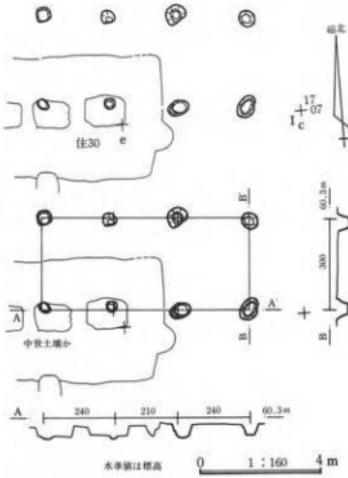
第119図 掘立13・24号遺構図

N 4°W の方位をもつが、この建物が唯一の例である。B013との前後関係は明らかでない。」、建物跡一覧に「024、位置 H17~18・東北群、N 4°W、規模 3×2 間・4.80×3.60m、桁行 1.50~1.80~1.50m、梁行 1.80~1.80m、B013 と重複。」とある。

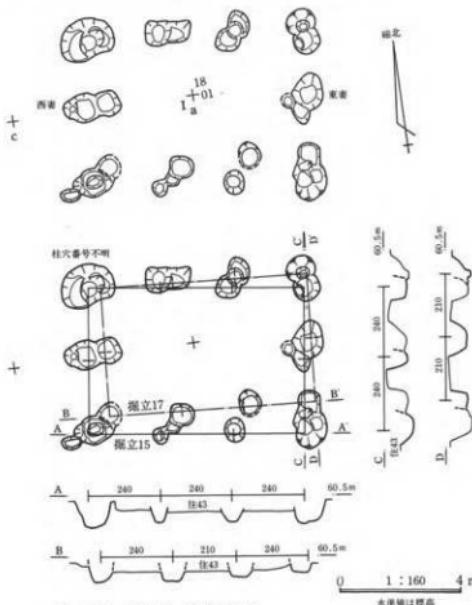
整理所見一柱穴土層断面がなく、両建物の新・古は概報のとおり不明である。建替については同24号の柱穴底面に段差があり、建替かもしれない。規模は、両棟とも概報と一致を見る。

掘立柱建物跡14号 (写真図版12)

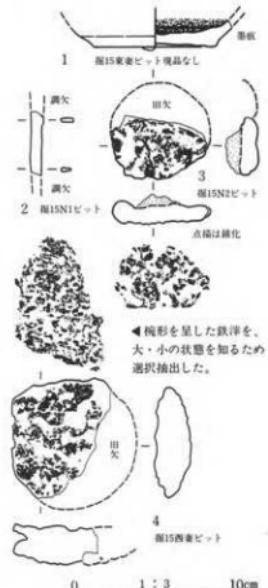
概報に「B006の南3.0m、その正面に位置する3×1間の小規模な東西棟。東妻柱通りは、B006・023と柱筋を備える。東棚列(内)より東へ8.4mを測る。方位はB006に一致する。30号住居を埋めた上に造られており、柱穴は小円形で浅めである。その配置、規模から、B006に伴なう付属家屋とみられる。」、建物跡一覧に「014、位置 I 17~18・東北群、方位 E 4°S、規模 3×1



第120図 掘立14号遺構図



第121図 掘立15・17号遺構図



第122図 掘立15号遺物図

第5篇 検出された遺構と遺物（古代）

間、 $6.90 \times 3.60\text{m}$ 、桁行 $2.40 - 2.10 - 2.40\text{m}$ 、梁行 3.00 、B006の南にある。30号住を切る。」とある。

整理所見一重複について、住居跡30号の第187図補注のように判然としなかったのではないかと考えられる。建物観について梁側を1間として概報どうり第120図に纏めたが、さらに南側、 360cm の位置に小穴列があり、それと関連すれば梁側が2間となる。しかし、当遺跡最長の柱間は、基壇1号上の掘立柱建物跡32号、南門跡の 480cm に続く大規模であること、柱穴が細いことから梁行2間として纏めてよいか迷った結果、梁行1間として作図した。機会に恵まれたら、再確認が必要である。柱間寸法は概報と一致する。

掘立柱建物跡15・17号 (写真図版12)

概報にB015として「北東隅にある 3×2 間の東西棟。南・西2面に出 0.9m の縁を巡らす。東柵列（内）および北柵列（B16以東）方位を同じくし、それぞれより 3.6m 、 8.4m の位置にある。東北建物群のB006とは 9.2m 離れており、北側柱通りの柱筋をほぼ一致させる。43号住居を埋めた上に造られたものであって、B017の方位をずらして建て替えとみられる。」建物跡一覧に「015、位置I～J 17～18・柵列内、方位E 4°S、規模 3×2 間・ $6.90 \times 4.20\text{m}$ 、桁行 $2.40 - 2.10 - 2.40\text{m}$ 、梁行 $2.10 - 2.1\text{m}$ 、B017の建て替え。43号住を切る。南・西側に 0.90m の縁がつく。」とある。北東隅、柵列内とは寺跡区画のこと。

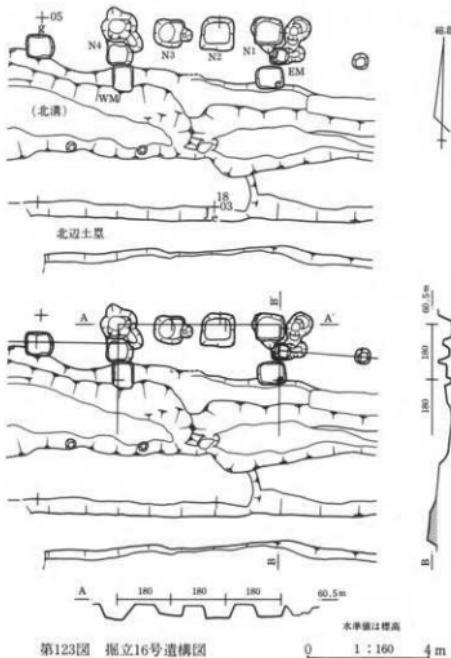
B017として「B015に先行する 3×2 間の東西棟で、より深い掘形の柱穴をもつ。方位は、南門西側に在るB018に一致し、B004に近似する。43号住居を埋めた上に造られる。」建物跡一覧に「017、位置J 18・柵列内、方位E 7°S、規模 3×2 間・ $7.20 \times 4.80\text{m}$ 、桁行 $2.40 - 2.40 - 2.40\text{m}$ 、梁行 $2.40 - 2.40\text{m}$ 、B015に先行。43号住を切る。」とある。

整理所見一同15号の南・西に縁が付くと概報にはあるが、出 90cm の位置に付設された様子はなく、さらにもう1回の建替の建物との混同のようである。第121図では纏めてないが別にもう一棟分の残数の柱穴がある。重複は概報のとおりであるが、同15号と残数の柱穴からなる建物との関係は不明。規模については、概報と一致。

掘立柱建物跡16号

(写真図版12)

概報に「北柵列にとりつく東西棟で、南半部は北溝により切りとられている。桁行3間で、梁行は1間分を検出したのみである。北柵列西端より 36.6m 、東端より 18.6m の所にある。方位は北柵列西半部に一致し、北側柱通りはこれより 0.6m 北に出る。柵列はB016以東では4°南へふれて、東柵列の延長上と直交する方位を示す。柱穴は



第123図 掘立16号遺構図

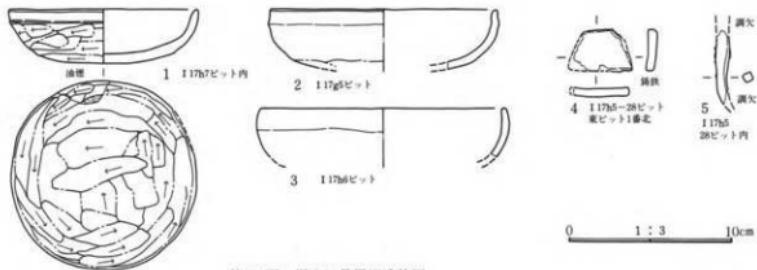
長方形で浅めの掘形をもつ。」、建物跡一覧に「016、位置 I ~ J 17~18・北柵列上、方向 E 0 S、規模 3 × (2)・ 5.40×1.80 m、桁行 1.80 - 1.80 - 1.80 m、梁行 1.80 -、北柵列と併存。南半部は北溝により破損。」とある。北柵列については第26図を参照されたい。

整理所見一多くを寺跡北縁遺構を図示する際、憶えの補注として第26図中で触れたため、参照されたい。規模については概報と一致する。重複について、概報では、北溝跡（溝跡2号）との記述で「北溝により切り取られ」、「北溝により破損」との説明があり、北溝の方が後出して存在するかのように思ってしまうが、残された記録中に重複関係を示唆する資料は見当らない。したがって調査の掘上げ結果を、平面形上表現したものと考えられる。同16号の問題点は、やはり北溝跡（溝跡2号）・北柵列との重複関係にある。延長が北辺土塁におよんでいた場合の再確認は必要である。特に同16号は北柵列に取り付く構造を取っているので北門としての可能性があるのか否かの問題も存在する。北門としての考え方、南門跡が基壇1号の中心建物である掘立柱建物跡32号の桁芯との延長上に存在することと異なり、同16号はその芯より東へずれているが、北溝は同16号の桁側中央の1間の個所が土橋状に高くなり、渡り個所の存在を思わせるものがある。北門であった場合には、当時、その延長上の北辺土塁は、通路として空いていたと言う考え方と、北溝と土塁間の約1.5~2.0mの幅広の犬走状の個所を通り、北辺土塁と北東築地跡との間に至って寺区内に入る考え方があるであろう。建替については、何んとも言えないが、建物観を纏めた柱穴位置より東側に小穴がある。また、北柵列について多くの建替えは感じられず、四至の中で最も単純な状態であった。おそらくは、長期に亘り北辺土塁が機能（住居跡33号はそれを切って存在し、廃棄後、二たび土塁築土された感があり、第194図参照）していたためと考えられる。

掘立柱建物跡19号・21号 (第23・24図・写真図版12)

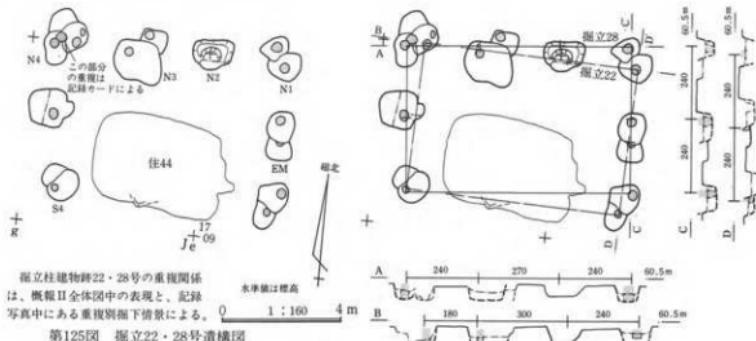
概報に、B019として「B021より2.4m北に寄って建てられた6×2間の南北棟。B021と同じ方位をもち、これの建て替えとみられる。柵列、B020には先行する。柱穴はB021と似た形状である。」、建物跡一覧に「019、位置 I 17・東柵列上、方位 N11°E、規模 6 × 2 間・ 16.20×3.90 m、桁行(N) 2.70 - 2.70 - 2.70 - 2.70 - 2.40 - 3.00 (S) m、梁行 1.95 - 1.95 m B021の建て替え。東柵列に先行。」とある。

B021として「西半部が東柵列に重複する4×2間の南北棟。第I基壇建物と方位を同じくし、その東23.4 mの位置にある。柵列およびB019・020に先行し、比較的古い段階に建てられていたものとみられる。柱穴は小円形で深い。」、建物跡一覧に「021、位置 I 17・東柵列上・N11°E、規模 4 × 2 間・ 10.80×3.90 m、桁行 2.70 - 2.70 - 2.70 - 2.70 m、梁行 1.95 - 1.95 m、B019・020、東柵列に先行。」とある。本建物跡は東柵列



第124図 挖立21号周辺遺物図

第5篇 検出された遺構と遺物（古代）



第125図 掘立22・28号遺構図



第126図 掘立22号遺物図

中の北半にあり、重複の建物との関係は第23・24図を参照されたい。

整理所見一概報によれば同21号の建替が同19号という。その重複関係は整理上、確認されたが、当初の同20号と、わずか柱穴位置をさせただけで、ほぼ同じ重複の形の再建が同規模で認められた。それは延長上の21号を含むため、遺構名称は、掘立柱建物跡19・21-1号（古）、同19・21-2号（新）とした。しかし概報全体図（第3図）に見るB021は同19号より南1間分を長く（第23図左下）纏めてあったが、柱筋の通りが悪く、推定できないので、第24図のように新・古を同規模として纏めたが、概報に習ってB021の南1間分を用いた場合は妻側中央の柱位置が南・北とも等しい関係を得ることができるので、同19・21-1号はさらに南側に1間分延長される考え方もある。規模については第24図を参照されたい。

第124図は出土遺物である。柱穴の捉え方、纏め方によって、掘立柱建物の遺構名称が変ってしまうので、概括的な扱いとした。関連するのは、同19・21-1・2号のほか、第24図に示した東廻廊柱穴、同5・20号の柱穴も含まれ、さらに遺構検出は不明瞭であったが、寺跡区画東縁の東廻廊北半部のあたりに鍛冶場跡の推定ができるため、その段階での遺物も混入して存在している可能性もある。この周辺から出土した鍛冶関連の遺物は第262図に掲げた。出土遺物のうち、鉄鉄と思われる鉄片中、古代遺構関連として明確なのは第124図4のみであり重要である。鉄鉄の存在は同図ばかりではなく、全体で10点以上が存在している。各破片は同一個体か、小数個体の製品を碎いて再利用したらしく、角が丸くなっている。破碎前の製品種は各鉄片がゆるやかな円弧の成りを呈しているので相当大きな径の物体と考えられるが、種別不明である。

掘立柱建物跡22・28号 (写真図版13)

概報にB022として「B015の西5.7mに在る3×2間の東西棟で、B016の南側に位置する。北側柱通りはB015とほぼ柱筋を揃えており、計画的な配置である。44号住居を埋めた上に造られており、B028と重複するが前後関係は明瞭でない。」、建物跡一覧に「022、位置J 17~18・棚列内、方位E 4°S、規模3×2間・6.90×4.80m、桁行1.80~3.30~1.80m、梁行2.40~2.40m、B028と重複。44号住を切る。」とある。

B028として「B022と重複する3×2間の東西棟。規模は類似するが、方位は東で北へ8°ふれる。この方位は、東へ35.2m離れてあるB024と同じである。」、建物跡一覧に「028、位置J 17~18・棚列内、方位E 4°

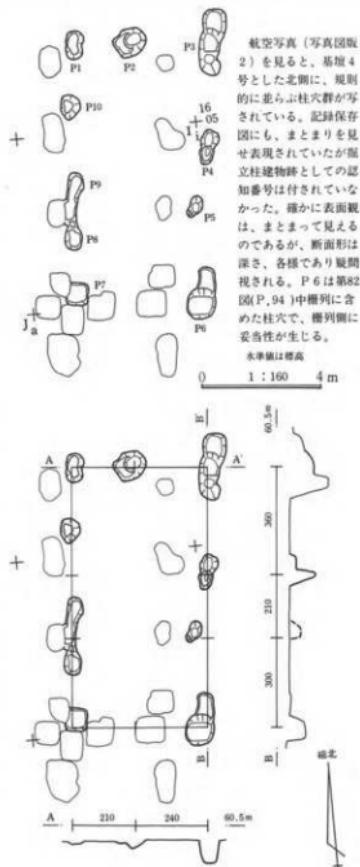
N、規模 3×2 間・ 7.50×4.80 m、桁行 $2.40 - 2.70 - 2.40$ m、梁行 $2.40 - 2.40$ m、B022と重複。44号住を切る。」とある。

整理所見一掘立柱建物跡22・28号の記録保存図は第125図のように、柱穴の輪郭線を記入した図が残され、写真にも、その状態が写されて残る。そのため、最終時点も未完掘のようである。重複は、平面図に従がえば同22号が古く、28号が同規模建替として後出し、さらにN 3・4柱穴に別の土壤か柱穴が重複してあり、N 4では、それが最も古い。柱痕は最深部が抜取りか根腐れか、記入はないがそのまま測定すると、径28cm以下で、不整形は30cmを越える。規模について、柱間は同28号は概報と一致し、同22号は不一致であるが、桁行3間中の中央を、最大に測っても、3.30mにはならず、300cmが限度である。住居跡44号との重複は追証しうる資料がないので、明らかにすることはできないが、概報記述の掘立柱建物跡との重複は大半が整理所見と不一致のため、掘立柱建物跡22・28号が先行して存在した場合のこととも考慮に入れておく必要がある。

第126図は、概報に記載されていた図ではなく、概報II作成時に実測された個体で、今回の整理では、探し出せなかつた。9世紀前半頃の須恵器坏であるが底面の切り離しは不明である。さらに破線延長が長過ぎるのであれば、それ以前に遡る。また、住居跡44号の遺物類は9世紀中頃を主体にしているので、前述の重複については、遺物から見た一側面として、住居跡44号の方が後出すことにも可能性がでてくる。

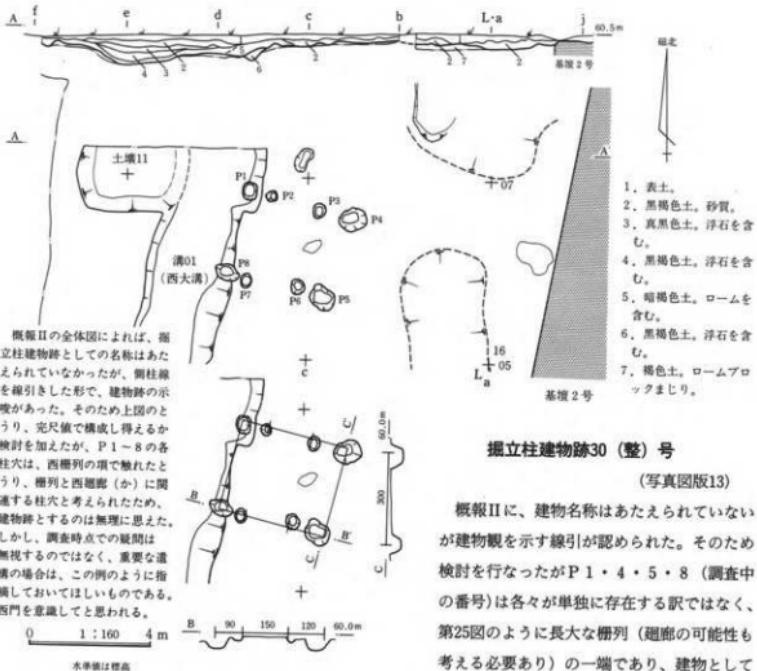
掘立柱建物跡29(整)号 (写真図版13)

概報では扱われていない。今回の整理中に、記録保存図と航空写真(写真図版2)を見ていた際に、纏まりを見せる柱穴の一群が存在した。それらについて検討の結果、規模について桁行(南)300-210-360(北)cm、梁行(西)210-240(東)cmに見えた平面観ではあったが、柱穴としての深さが、成り断面図のように各々差があり、柱筋の通りも悪いため建物跡としては考え難かった。しかし、南妻側柱列(未完掘)と南より1間分の柱列は各々別な形で棚列として捉えることが可能で、それを第82図に示し、前者を基壇4号周辺棚列1(整)号、後者を基壇4号周辺棚列2(整)号と呼んだ。ただ調査上掘り上げたものの記録忘れ、または未調査柱穴も相当量あると考えられるため、纏められず残された柱穴の存在理由は、今後、調査を行う機会に恵まれたら検討する必要がある。



第127図 掘立29(整)号遺構図

第5章 検出された遺構と遺物（古代）



3・6・7についても同様に柵列が考えられた。各々西柵列1・2・2・3・3号とした。

調査時点では、西門の存在を推定していたらしい。特に基壇2号の西縁に、最終建物跡の雨落凹みもしくは地業溝上面の凹みのように考えられる凹みが通路状（土橋状）に空く個所があったり、基壇2号の東西中軸の位置が、P 1とP 4を結ぶあたりに延長されることなどから想起していたのではないだろうか。西門位置を正しく追求するならば、西縁全体に柱穴の検出不足と、中央部分は特に、客土層もしくは後の堆積土の除去を行なう必要があると考えられる。そのことにより、西柵列の柱穴不足は解消されるであろうし、さらに西廻廊として纏められる可能性もあり、西門存在の可能性も否定的ではないと考えられる。機会に恵まれたら再発掘の必要性を感じる。

掘立柱建物跡31(整)号 (写真図版13)

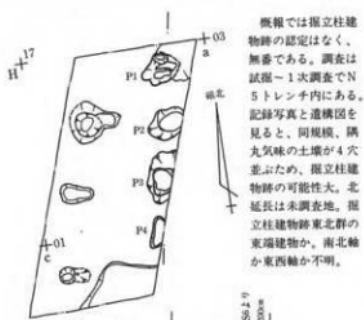
調査時、掘立柱建物跡としては未認知の遺構である。記録写真の整理中に、掘立柱建物跡の遺構が写されているながら掘立柱建物に該当がないで調らべたところ、N 5トレチ平面形と一致した。写真を見る限りにおいては掘立柱建物跡としての可能性が高く、今整理では掘立柱建物跡として存在を認めた。N 5トレチは概報II全体図に合成されていないので、合成させたところ掘立柱建物跡であった場合は最も東にあり、掘立柱建物跡北東群の東端と考えられた。N 1～N 5トレチ内には台地東縁の上端変換部が認められ、第87図にそれを示した。この建物の存在により同北東群は広場的空間と、正面・脇の配列（各建物の大半が同

時期に存在したとして)から成る建物群で、掘立柱建物跡10・27号の東方にさらに1~2棟の建物の存在余地が、同31号の北方に1~2棟の建物の存在余地が考えられるようになった。第129図中P1~4までは今回の整理で付した柱穴番号であるが、さらに北側と東方の未掘地に延びていても不思議ではなく、トレンチ内だけでは規模は不明確である。調査された範囲では180cm等間で3間分を数える。

柱穴関連遺物

(写真図版32)

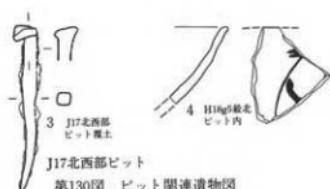
掘立柱建物の柱穴から出土した遺物は多くの場合は、各建物の遺構に隣接させて掲げたが、建物跡も特定できなかった遺物が最後に残されてしまった。第130図は7点を掲げた。1は9世紀代の土師器の壊で近接地に掘立柱建物跡8号がある。壊の体部に、「入甲」の墨痕が見られ、甲の墨書は、この土器より半世紀以上遡る時期であるが、北東隅溝出土の第312図70が存在している。その個体は残念ながら探し出せなかった。2



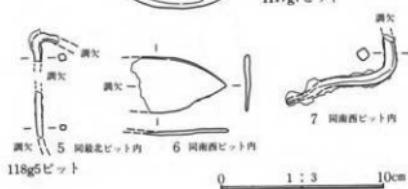
は9世紀後半頃の土師器の壊で、東毛地域で時おり見かけ底面に砂付着の特徴を持っている。口縁部に油煙痕が灯芯痕とともに付着し、火皿であったことを示している。同じく掘立柱建物跡8号に近接しての注記がある。J17北西部ピットは、掘立柱建物に該当がなく、基壇3号や住居跡45・46号などが存在している。H18g5ピットは掘立柱建物跡北東群の北東部の位置であり、纏められた建物のほかにも柱穴様の小土壤があり、特定はできなかった。4は9世紀中頃の須恵器の碗片で字銘不詳の墨痕が見られる。



第129図 掘立柱建物跡



第130図 ピット関連遺物



第4章 住居跡

住居跡数は50で、遺構番号は47まで付され、2つが重複の住居を1棟分として扱った可能性があった。今回の整理でさらに1棟を加えた。遺構名称は旧名を用い、通番は48号まで付し、重複でありながら1棟分に扱われた住居名称は、枝番号を付して区分した。調査時点は1~23号までが試掘から1次調査、25~47までが2次調査で、うち24号が1・2次か不明確であったが、1次調査である。記録保存図は1次調査の大半が見当らず、2次調査でも、図面のない住居跡もあった。その場合は「概報II」附図中の全体図を用い、コピー拡大し、記録写真を見ながら補描を加え、図版名称に概念図と表記した。平面図中の破線の大半は写真補描であることを注意されたい。出土の遺物類は記録図面、記録写真、遺物台帳(取上げ)、遺物注記の4者を照合した結果状態を載せた。特に床面出土遺物は、今回の整理を踏まえ、読者に推奨できる個体には、番号を丸囲いで、危ない個体は△囲いとした。さらに遺物注記は3回もの座標名称の改変、3種類ものの遺物番号の複雑さがある中、今後の保管を思うと表記せざるを得ず、図傍に示した。取上げ番号は省略した場合も多いが、必要な際は記入し、その中で+とあるのは、取り上げ時点の異なる接合個体を示す。

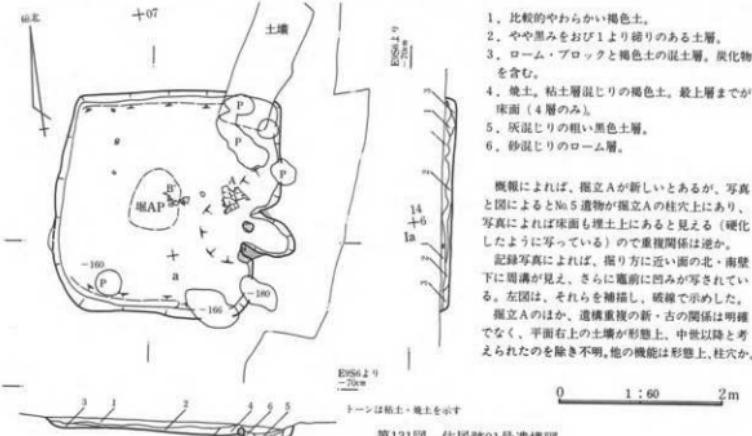
住居跡01号（写真図版14）

『概報I』の住居跡一覧には次のようにある、「形状・規模一不正方形・ $2.76 \times 2.5m$ ・-20cm、方位-N 14.5°S、炊飯施設一東壁南寄り・焚口石組・支石・ $0.33 \times 0.54m$ 、Aが切る」。Aとは掘立柱建物跡A号。

整理所見一竈中の石組は右袖に残り、判別できたが、支石に関しては、写真に竈中央に石材が見えるが、大石過ぎるので用材と考えられる。掘立柱建物跡A号の重複については、床面上に後出のA号の柱穴掘り込みは写っておらず、柱穴の上に01号の床が貼られているように見える写真が4小間以上残るので、それについて否定的である。遺物類は記録図中にNo 1~6までの書き込みがあったが、該当の個体は小片すら見当らず所在不明の可能性あり。概報には、土師器長かめ・壺、須恵器壠、瓦の出土を指摘。

住居跡02・03号（写真図版14）

『概報I』の住居跡一覧表に、02号は「形状・規模一角丸方形・ $\cdot \times 3.6m$ ・-28cm、方位-N 18°S、炊飯



第131図 住居跡01号遺構図

施設一?、遺物一土師器長かめ・壺、須恵器大かめ、未完掘3の下層」とあり、03号については「形状・規模一不正方形、 $2.9 \times 3.5m$ 、-20cm、方位-N 6°S、炊飯施設一東壁南寄り、瓦組・支石、 $0.45 \times 0.45m$ 、遺物一土師器長かめ・壺・壺・脚付かめ、須恵器壺、瓦、2より上層」とある。上層・下層は、03号が重複上、新しく、02号の方が古いと言葉意味。住居名称に問題はあるが重複は、第132図補注を参照。

整理所見—03号の遺跡は第132図の範囲中および写真にも見えない。概報Iの全体図の遺構番号は前図のとおりの住居番号が記入されているが、記録面図中には、03号側に、2-1・2-2の遺物が見え、概報時点と調査時点では番号が逆らしい。第133・134図は土器注記にならって02・03を区分したが、03号の遺材であっても良い第134図-8の注記に3住カマドとあるので、逆ではない可能性も残されるが、危ない状態を勤めることもできないので、不明扱いとしたい。注記の取上げ番号は、02号でNo15、03号でNo16がある。

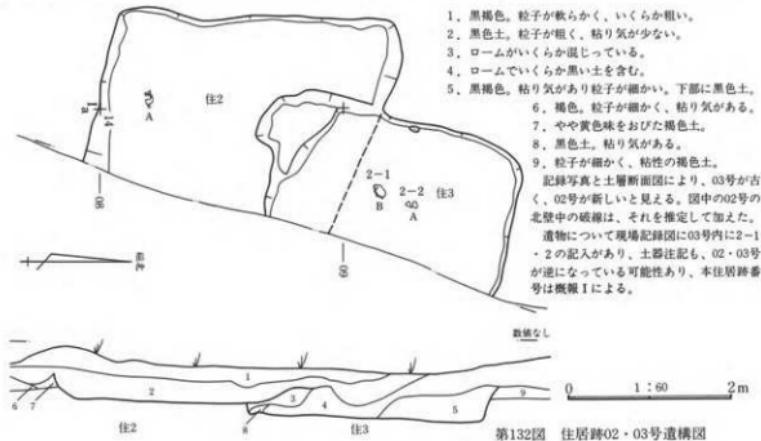
住居跡04号（写真図版14）

『概報I』の住居跡一覧表に、「形状・規模一不正長方形・ $2.96 \times 3.8m$ ・-36cm、方位-E19°S、炊飯施設一東壁南寄り・焚口石組・ $0.45 \times 0.43m$ 、遺物一土師器長かめ・壺・高台壠・須恵器高台壠・瓦、Bと重複」とあり、Bは掘立柱建物跡で、B号の記述に「4号堅穴を切っており」とあり関係が指摘される。

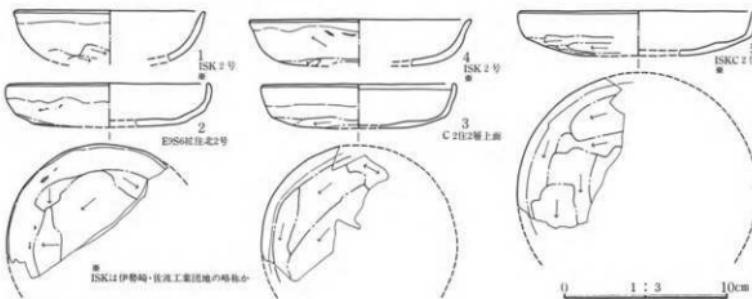
整理所見—竈に石組とあるのは写真を見ると左袖側に川原石が2石見えるほかは見当らず、袖に石材を利用したことを探る。竈内には土師器壺が据えられ、その下方に高台壠が見える。掘立柱建物跡B号との重複は、南側の重複柱穴際に貼床の面が、覆うように乗って写され（写真14参照）、さらに柱穴は掘り上っていないので、堅穴住居跡04号の方が後出したと見なされる。記録面図中にC4-1~4の遺物番号が見え、整理で抽出した第136図中の遺物と照合できたのは竈内出土の2のみであった。

住居跡05・06・08・09号（写真図版14・15）

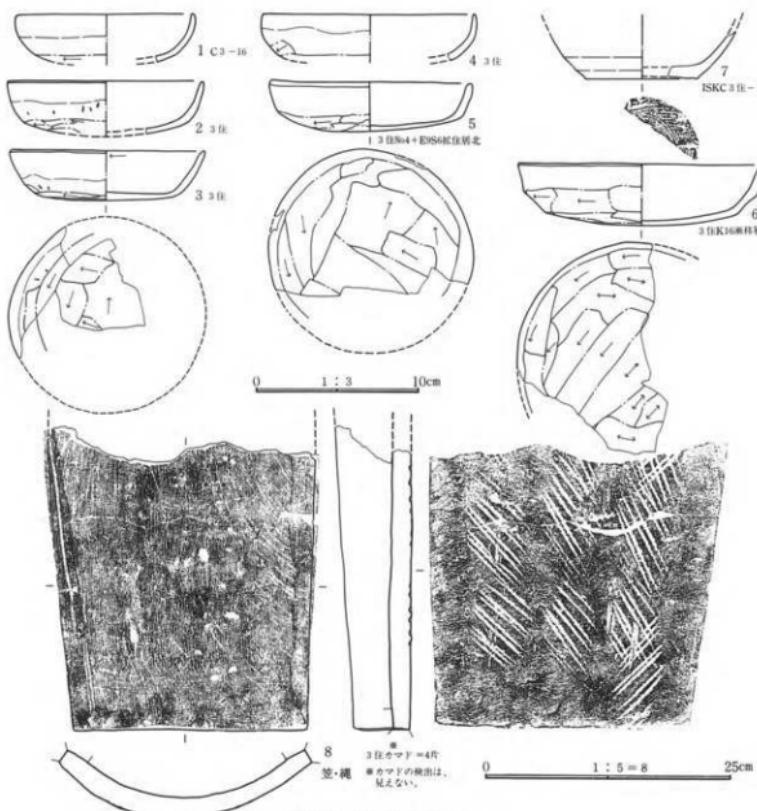
『概報I』の住居跡一覧表に、05号について「形状・規模一角丸方形・ $4.5 \times 4.1m$ ・-70cm、方位-E13°S、炊飯施設一東壁中央・粘土・ $0.6 \times 1.5m$ 、遺物一土師器長かめ・壺・盤・須恵器壺・6・8・9号と重複」、06号について「形状・規模一不正方形・ $4.43 \times 3.5m$ ・-37cm、方位-E16.5°S、炊飯施設一東壁東寄り・瓦組・支石、 $0.43 \times 0.7m$ 、遺物一須恵器大かめ・壺・瓦・墨書き土器」、08号について「形状・規模一不正方形・



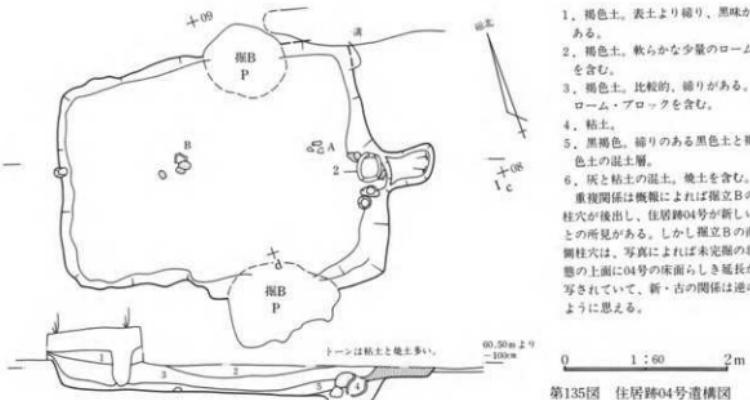
第5篇 検出された遺構と遺物（古代）



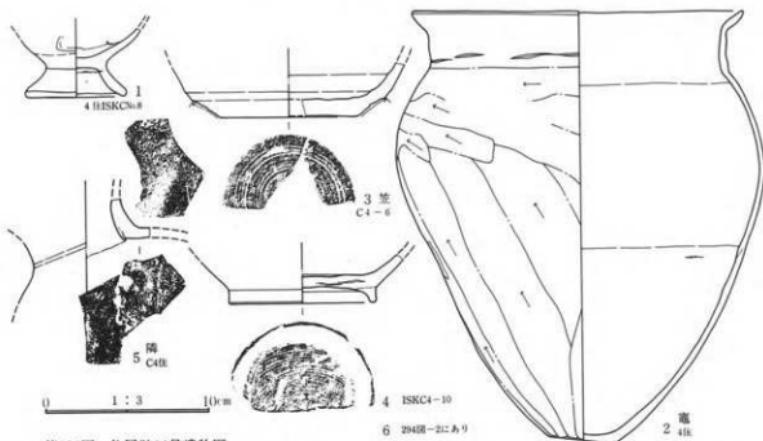
第133図 住居跡02号遺物図



第134図 住居跡03号遺物図



第135図 住居跡04号遺構図



第136図 住居跡04号遺構図

3.23×2.26m・-41cm、方位-E23°S、炊飯施設一東壁南寄り・石組・0.35×0.54m、遺物一土師器長かめ・壺、須恵器壺・皿、その他凝灰岩・瓦」、09号について「形状・規模一不正角丸方形、3.8×2.75m、-28cm、方位-E14°S、炊飯施設一東壁南寄り・瓦組・0.3×0.55m、遺物一土師器長かめ・壺、須恵器長頸壺・壺・その他瓦」とある。当報告中では最も重複が多い例である。

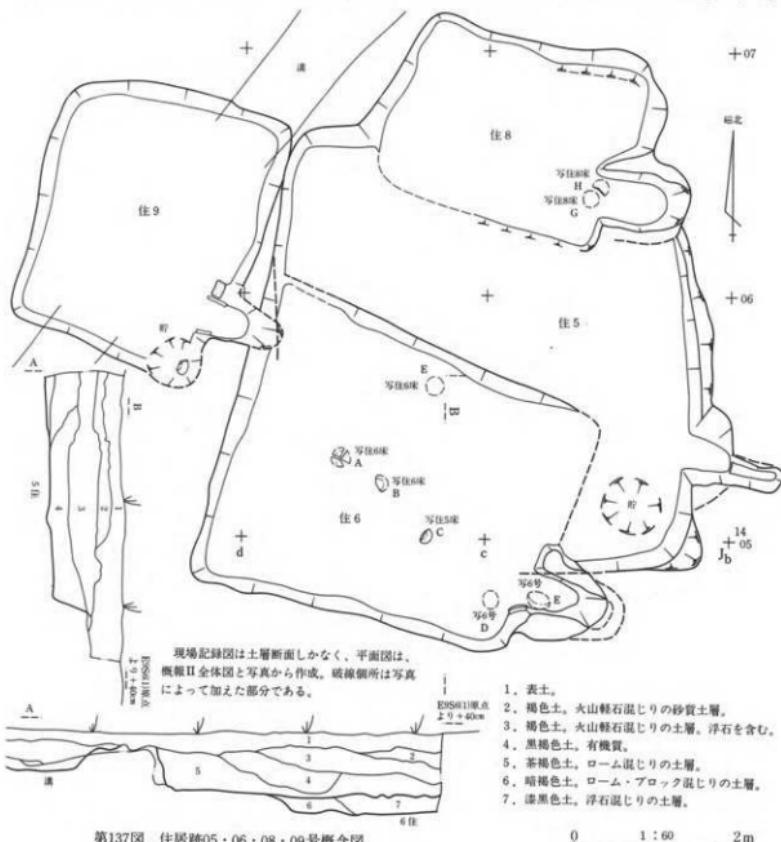
整理所見一記録保存図中に平面図ではなく、土層断面のみが存在した。第137図は、概報IIの全体図をコピー拡大し、記録写真を見ながら補描を加え、作成した。断面位置ポイントは推定である。図中の破線は写真から想起しての推定線の意味である。重複の明記は見当らず不明である。じいて言えば、09号の竈が06号の周壁内に及んでいるように写された写真が残されるが、焼土の質感は、写真に良く現われないので、この場合は何とも言えない。竈は06号は瓦を袖に利用し、支石は写真に見えない。08号の竈は、写真に石組は見えな

第5章 検出された遺構と遺物（古代）

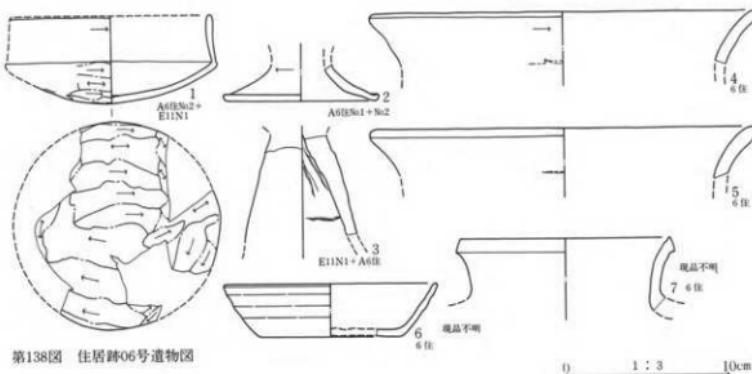
い。09号の窓は袖に瓦を利用して、写真に見える。遺物の取り上げは、記録図面中に番号記入するのが一般的であるが、図面がないため、最終的にどのくらいの取り上げがなされたのか不明である。接合された土器例は06・08号に多く、05・09号は見当らなかった。そのため第140図1は概報1から作成し、現品不明である。第138図は、06号の遺物類で、1・6の壺は06号の平面図中に記入した壺のどれかと考えられるが、1は土師器の中では古様で、本来的には、古墳時代住居跡の可能性のある05号に関連した遺物かもしれない。08号の遺物類は第139図に示した。8はカマド付近と注記があり、「石組」の指摘（『概報I』で云う石組とは石材利用のことを含むらしい）どうりなのかもしれない。

住居跡07号（写真図版15）

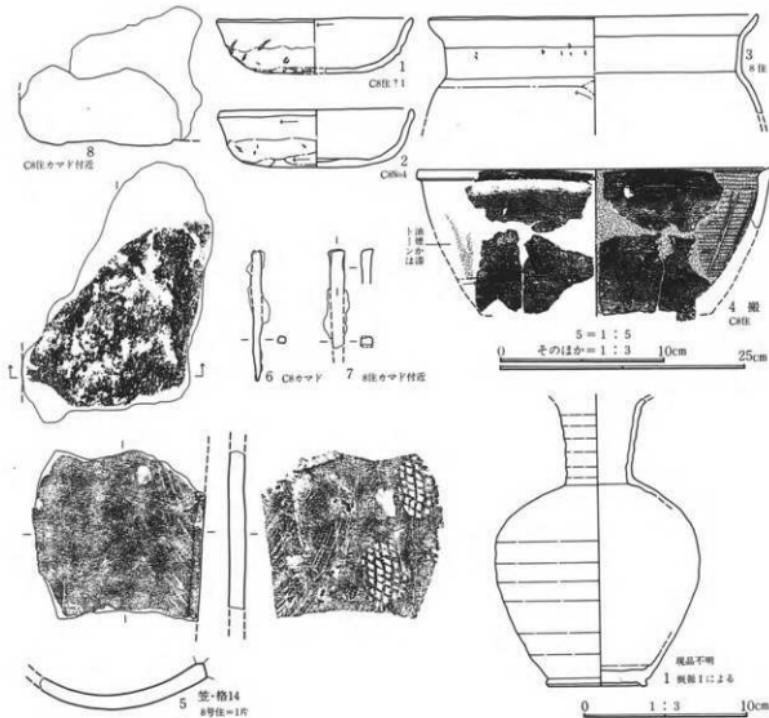
『概報I』の住居跡一覧表に、「形状・規模一方形・4.33×5.3m・-44cm、方位-E20°S、炊飯施設-北壁東寄り・瓦組・0.55×0.7m、遺物-土師器長壺・壺・皿、須恵器、切石凝灰岩、瓦、墨書き土器」とある。



第137図 住居跡05・06・08・09号概念図



第138図 住居跡06号遺物図



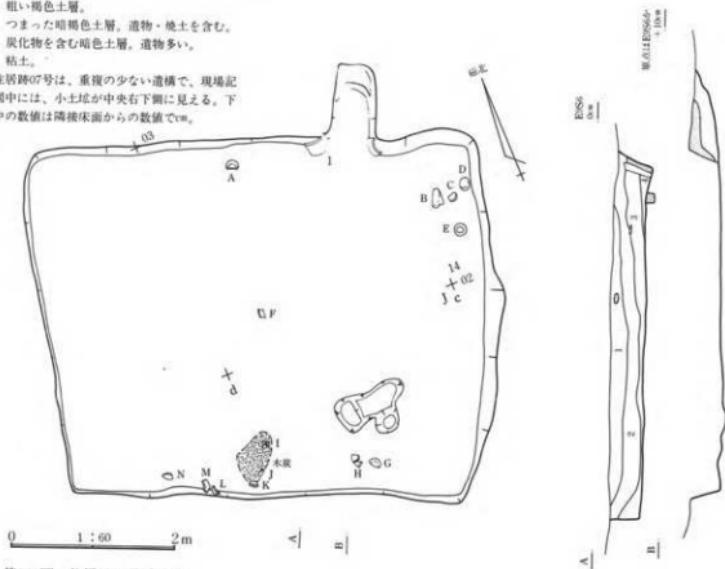
第139図 住居跡08号遺物図

第140図 住居跡09号遺物図

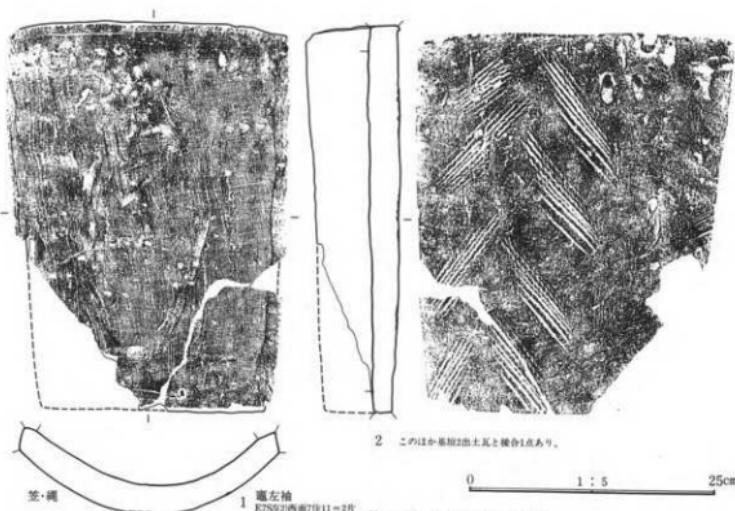
第5篇 検出された遺構と遺物（古代）

1. 粗い褐色土層。
2. つまたの暗褐色土層。遺物・焼土を含む。
3. 灰化物を含む褐色土層。遺物多い。
4. 粘土。

住居跡07号は、重複の少ない遺構で、現場記録図中には、小土塁が中央右下隅に見える。下図中の数値は隣接床面からの数値でcm。

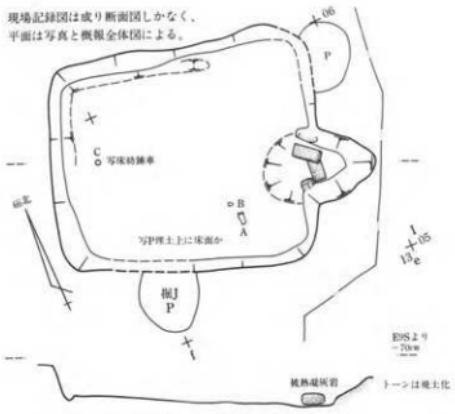


第141図 住居跡07号遺構図



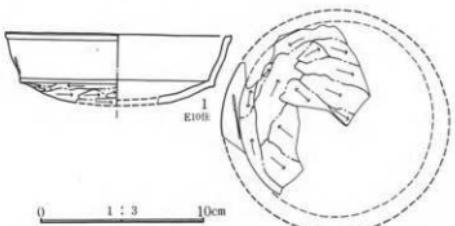
第142図 住居跡07号遺物図

現場記録図は成り断面図しかなく、平面は写真と概報全体図による。

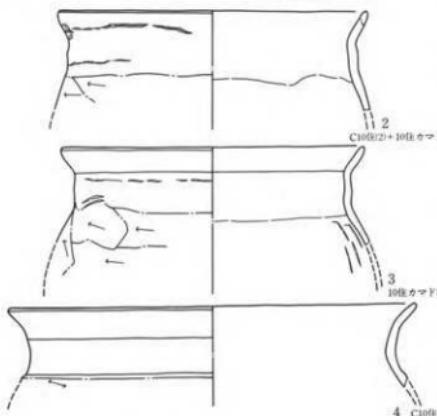


第143図 住居跡10号構造概念図

1:60



0 1:3 10cm



第144図 住居跡10号遺物図

整理所見一記録図・写真ともに存在する。遺物類は記録図中にNo 1～16の取り上げ番号が見えるが、遺物注記により、抽出できたのは、竈材でNoと一致の第141図1のみであった。

住居跡10号 (写真図版16)

『概報I』の住居跡一覧に「形状・規模一不正方形・ $2.6 \times 3.3m$ ・ $-30cm$ 、方位-E20°S、炊飯施設一東壁・南寄り・切石組 $\cdot 0.5 \times 0.55m$ 、遺物一土器部長甕・壺、瓦、鋸鍤車、鉄製品、Lが切る」とあり、Lとは掘立柱建物跡L号のことである。

整理所見一記録図はなく、写真は存在する。L号は概報の誤記で、J号である。住居跡の床面を切る柱穴は、写真には見えず、未完掘の柱穴上に床面が載るよう写る。遺物は写真により、図中に捕描したが、鋸鍤車2点は現品不明である。

住居跡11号 (写真図版16)

『概報I』の住居跡一覧に、「形状・規模一角丸方形・ $2.75 \times 3.7m$ ・ $-52cm$ 、方位-E10°S、炊飯施設一東壁中央・石組・ $0.54 \times 1.05m$ 、遺物一土器部長かめ・壺、軒平瓦・鉄器、かまど両脇に中段・周溝あり」とある。

整理所見一記録保存図、写真は存在する。竈材に石材は見られるが、架構材は見えない。竈材の中段は、はっきり写されている。遺物は記録図中に、取り上げNo 1～6が記入され、No 2は完器の壺である。しかし底面の取り上げ番号と一致する個体は、見い出しができず、統合的に遺物量は少なかった。

住居跡12号 (写真図版16)

『概報I』の住居跡一覧に、「形状・規模一不正方形・ $3.6 \times 2.95m$ ・ $-38cm$ 、方位-E 6°S、炊飯施設一東壁南隅寄り・粘

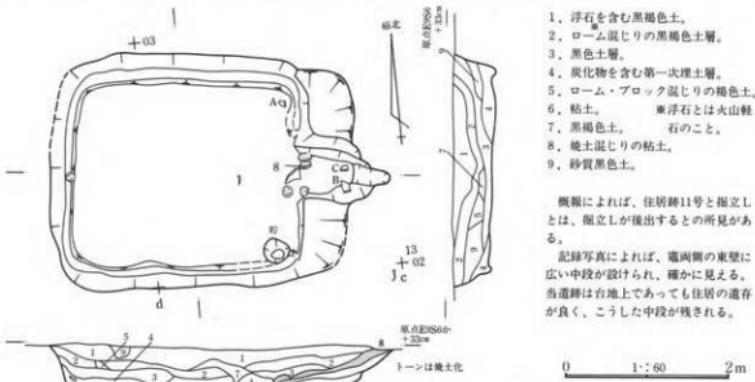
第5篇 検出された遺構と遺物（古代）

土・ $0.6 \times 0.96\text{m}$ 、遺物—土師器かめ・壺、拡張がみられる」とある。

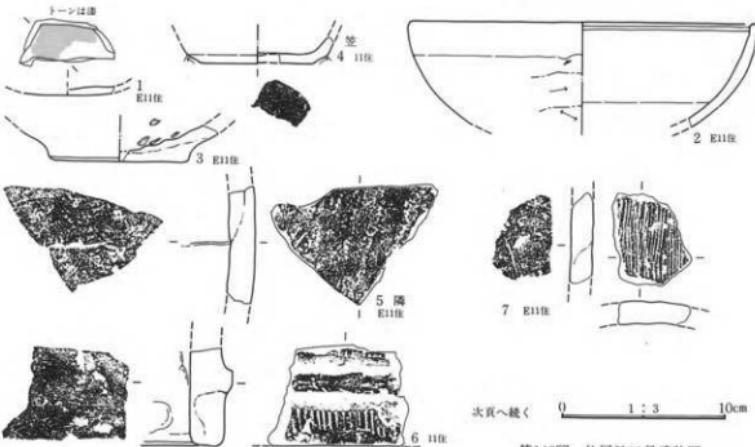
整理所見—住居の拡張は、周溝が巡る外周側までの範囲が、最終的状態である。そのため南北土層断面の未注記土層（貼床層と考えられ、トーン）のうち、南側の貼床部は、写真に明瞭な形で、第148図の土層断面のように周溝を含む盛り上りが見られる。したがって貯蔵穴西側の周壁下から南西隅までの間の平面には、盛り上りが、あったと見るべきである。記録写真には、周壁の南東隅に浅い貯蔵穴が見える。遺物の取り上げは記録図中になく、写真中に壺片と壺が写る。整理時点で遺物は未見である。

住居跡13号（写真図版17）

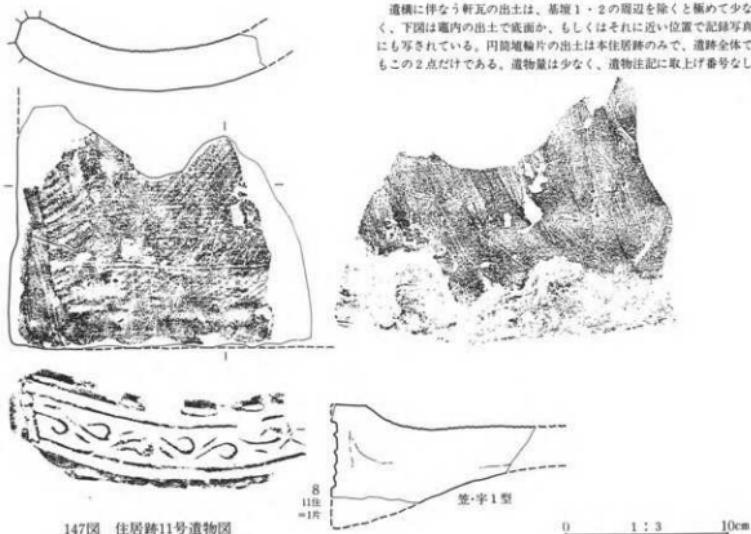
『概報I』によれば「形状・規模一不正長方形・ $2.74 \times 4.1\text{m}$ ・ -55cm 、方位—E16°S、炊飯施設—東壁南寄り・粘土・ $0.34 \times 0.6\text{m}$ 、遺物—土師器長かめ・壺、須恵器皿、かまと両側に中段」とある。



第145図 住居跡11号遺構図

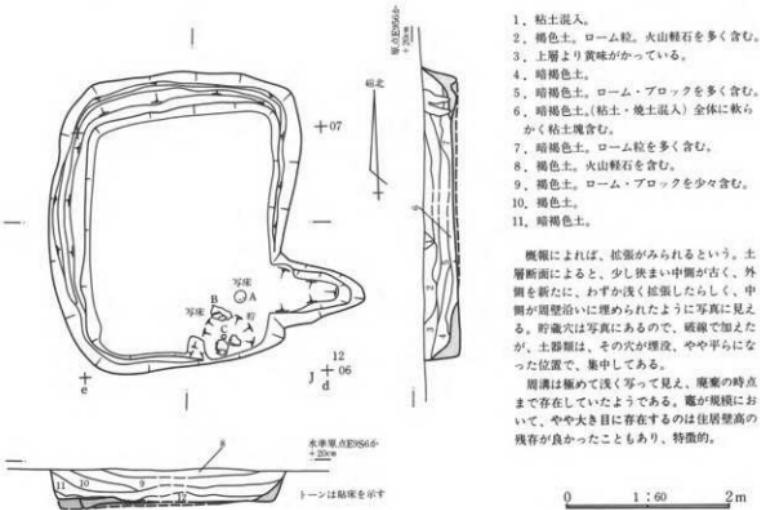


第146図 住居跡11号遺物図



147図 住居跡11号遺物図

1. 粘土混入。
2. 棕褐色土。ローム粒。火山軽石を多く含む。
3. 上層より黄蝶がかっている。
4. 暗褐色土。
5. 暗褐色土。ローム・ブロックを多く含む。
6. 暗褐色土。(粘土・粘土混入) 全体に軟らかく粘土塊含む。
7. 暗褐色土。ローム粒を多く含む。
8. 棕褐色土。火山軽石を含む。
9. 棕褐色土。ローム・ブロックを少々含む。
10. 棕褐色土。
11. 暗褐色土。



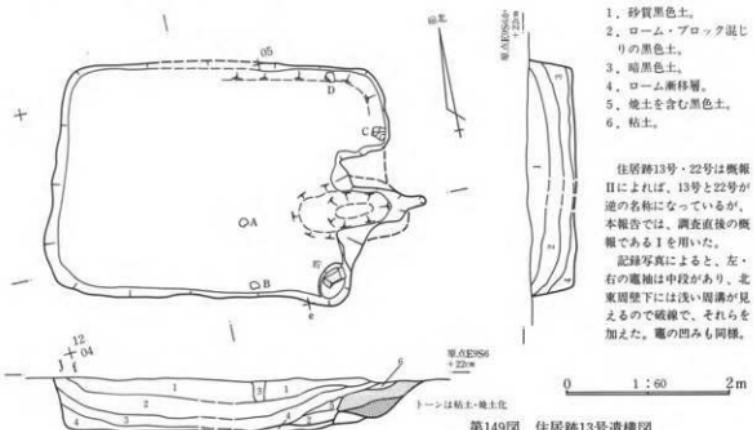
148図 住居跡12号遺物図

整理所見一竈脇の中段は写真に明瞭である。遺物類に関し、記録保存図中に1~6までの記入があるが該当の遺物は見当らず、かろうじて第150図の土師器裏片が認められた。『概報II』は22号と混同あり。

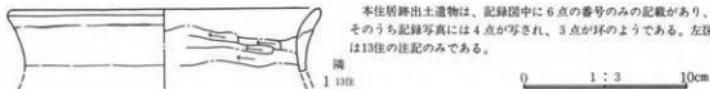
概報によれば、拡張がみられるという。土層断面によると、少し狭まい中間が古く、外側を新たに、わずか浅く拡張したらしく、中間が隔壁沿いに埋められたように写真に見える。貯蔵穴は写真にあるので、破線で加えたが、土器類は、その穴が埋没、やや平らになつた位置で、集中してある。

周溝は極めて浅く写って見え、発現の時点まで存在していたようである。竈が規模において、やや大き目に存在するのは住居壁高の残存が良かったこともあり、特徴的。

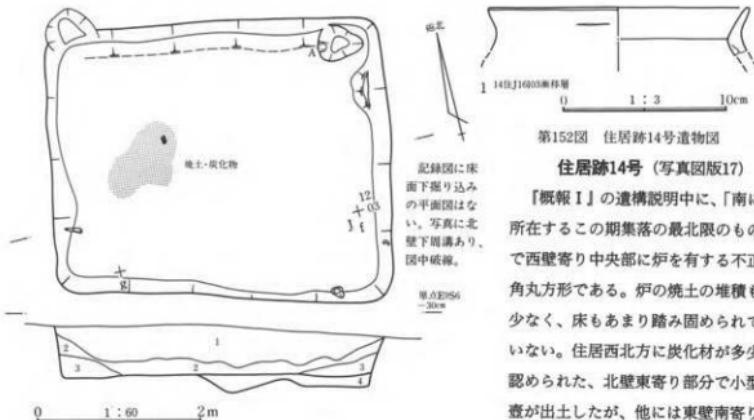
第5篇 検出された遺構と遺物（古代）



第149図 住居跡13号遺構図



第150図 住居跡13号遺物図



1. 褐色土を斑点状に含む黒色土。大豆
大の浮石。※火山鉱石。
2. ロームや黒色土の小ブロックを、諸
々に含む褐色土。
3. ロームの小ブロックを含み、やや粘
質の黄褐色土。2とはほぼ同じであるが
3の方がやや明るい。
4. ローム。

第151図 住居跡14号遺構図

第152図 住居跡14号遺物図

『概報I』の遺構説明中に、「南に所在するこの期集落の最北限のもので西壁寄り中央部に炉を有する不正角丸方形である。炉の焼土の堆積も少なく、床もあまり踏み固められていない。住居西北方に炭化材が多少認められた、北壁東寄り部分で小型壺が出土したが、他には東壁南寄り直下から滑石製勾玉が出土した。」とあり、古墳時代中期の住居跡であることを示唆している。住居跡一覧に「形状・規模—不正方形・3.4×4.24

m・-55cm、方位-E15°S、炊飯施設一炉、遺物-土師器小型壺、その他滑石製勾玉」とある。

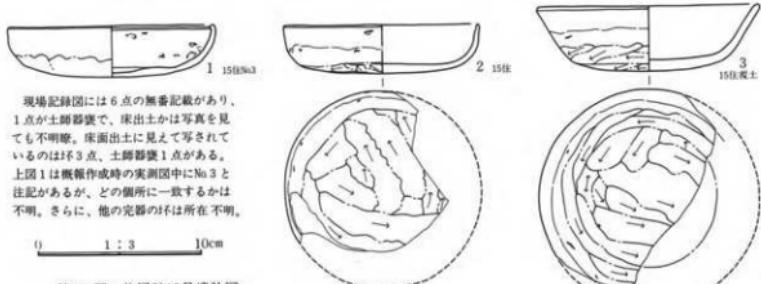
整理所見-古墳時代であれば柱穴が存在してよい時期であるが検出されていない。炉の存在する時に、小数例である柱穴のない住居跡例はある。貯蔵穴に見える小穴が北東隅部に存在する。遺物の取り上げは記録保存図中にNo 1・2があり、第151図中のA・Bがそれで、Aが小形壺、Bが壁に接して検出された勾玉である。今回の整理において、その2点は未見であり、第152図1の壺片などが、わずかに認められた。

住居跡15号（写真図版17）

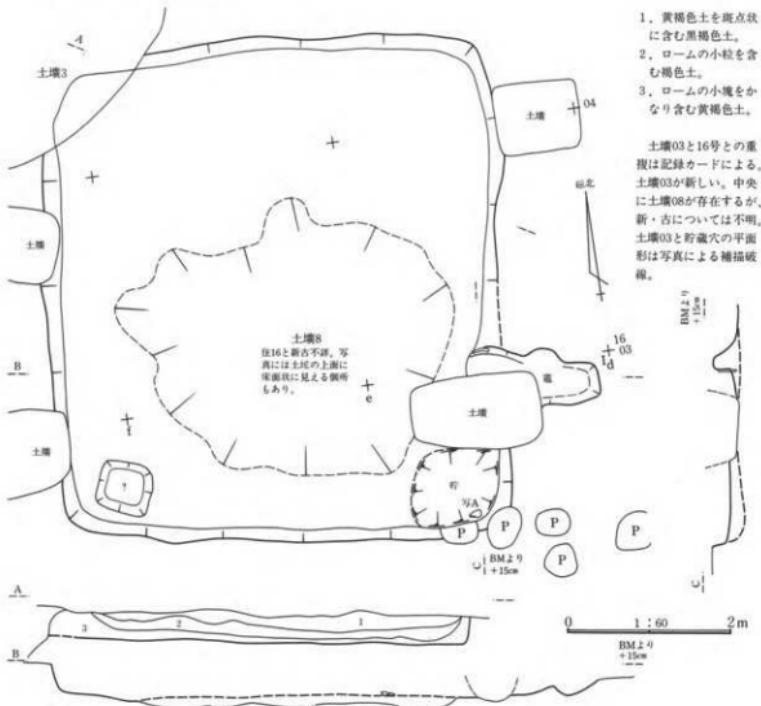
『概報I』の住居分類の説明中に「15号址がこの分類に含まれるが共に角丸方形を呈し掘り型も深い、東壁中央にかまどが寄せかけて敷設されているが大型で粘土だけでつくられている。窓底は急勾配で煙突部は一段と急角度になる。柱穴は住居内では認められず壁外にあるが、この傾向は県園芸試験場第II遺跡でも確認されている。南側に入口が想定され、かまど周辺からの出土遺物が多い。」とあり、住居跡一覧に「形状・規模一角丸方形・2.45×2.45m・-38cm、方位-E38.5°S、炊飯施設-東壁南寄り・粘土・0.55×0.9m、遺物-土師器小型かめ、壺5、須恵器塊」とある。県園芸試験場第II遺跡は「上武国道地域埋蔵文化財発掘調査



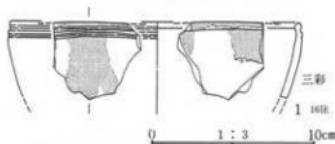
第153図 住居跡15号概念図



第154図 住居跡15号遺物図



第155図 住居跡16号概念図



住居跡16号出土遺物について、現場記録図面には、わずか貯蔵穴と見られる南東隅の凹み中に遺物らしき記入がある外、記入はない。記録写真にも見えない。

第156図 住居跡16号遺物図

のが、倒れた状態で写されている。整理中、抽出した個体は第154図の3点である。

住居跡16号 (写真図版17)

『概報I』の住居跡一覧に「形状・規模一角丸方形・ $6.2 \times 5.63\text{m}$ 、-23cm、方位-E8.5°S、炊飯施設-東壁寄り・瓦組・破損、遺物-土師器長かめ・坏4、須恵器坏、その他三片影・瓦・墨書き土器」とある。

整理所見-記録保存図は土層図のみで、『概報II』の全体図から第155図の平面図を作成し、写真で貯蔵穴

査概報「県園芸試験場第II遺跡」(群馬県教育委員会)
1974に記載されている。

整理所見-記録図面ではなく、『概報I』中の挿図5の
15号住居跡図を基に、写真から貯蔵穴などを補描した。
柱穴に関しての所見は第154図内の補注のとおりである。
遺物は概報に、坏5とあるので、最終の取り上げ
時点に存在した坏の数と考えられるが、写真を見ると
第153図D~Fの坏3点は床面上、Bの坏は埋土、Cは良
く見えない。Gの壺は床、Aの壺は竈に据えられていた

位置などの補描を加えた。竈跡は、左袖に瓦材が写されて見え、土壤と重複するため形態は不明瞭な状態となっている。土壤との重複は、中央の土壤08号（整）は、記録がなく不明。土壤03号（整）については記録カードと、写真に、土壤が後出したとの記録が見え、土壤08号（整）は写真を見ても掘り込みの平面線が見えないので住居跡より、先行の可能性もあるが、土壤位置の周辺に、散在的に遺物が多く写されているので、土壤が後出した可能性も考えなければならず、結極のところ、この場合、写真による新、旧の関係は勘められない。遺物類は、第156図に掲げたように、三彩の埴片を見い出したに過ぎなかった。

住居跡17号（写真図版18）

「概報I」の住居跡一覧表に、「形状・規模一不正角丸形・ $3.47 \times 4.27m$ ・ $-62cm$ 、方位-E17°S、炊飯施設一東壁中央及南寄り・瓦・ $0.7 \times 0.7m$ 、遺物一土師器長かめ・环2・須恵器高台付壇、その他瓦」とある。

整理所見一記録保存図は土層断面のみで、「概報II」の全体図から、拡大作図し、写真で補描を加えた。写真には竈右脇に中段様の平坦部があり、南東隅部際に小さな凹みがあり、その中に遺物が見える。その凹みは、本住居跡と直結していたかは判らないが、中段の存在は複数の住居跡に認められるところであり、可能性ありと考えたい。周壁の南東隅下に貯蔵穴様の浅い凹みが見られる。出土遺物は埋土中に見られるが、床面上に残された遺物は、写真中では見えづらい。

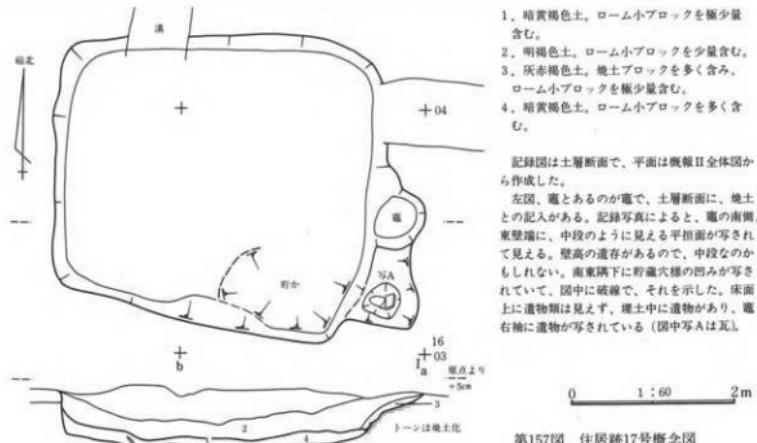
住居跡18号（写真図版18）

「概報I」の住居跡一覧表に、「形状・規模一方形・ $3.8 \times 3.23m$ ・ $-48cm$ 、方位-E15°S、炊飯施設一東壁南寄り・粘土・ $0.7 \times 0.7m$ 、遺物一土師器長かめ・环・須恵器壇、その他瓦」とある。

整理所見一記録保存図は土層断面のみで、第158図の平面は「概報II」の全体図から作成し、写真で補描を加えた。写真には周溝の凹みが写され、浅い貯蔵穴、土壤など見え、遺物類は竈前の床面に見える位置に土師器の蔓片が認められた。整理時点で遺物は見い出せなかった。

住居跡19号（写真図版18）

「概報I」の住居跡一覧表に、「形状・規模一長方形・ $4.1 \times 7.1m$ ・ $-55cm$ 、方位-N14°E、炊飯施設一北壁中央東・瓦組・ $0.6 \times 1.3m$ 、遺物一土師器長かめ・环・須恵器高台壇、その他瓦」とある。



第157図 住居跡17号概念図

整理所見一平・断面図はなく、「概報II」全体図を拡大して概念図を作成し、写真で補描した。竈は北壁中央東央と概報には見えるが、北壁の大半は、土壤の重複で失なわれており、中央に存在したと思えない。東壁も台地際か、または後世の擾乱によって失われた状況が写真に見えるが、南東隅に貯蔵穴様の浅い凹みがあり、第159図A・Bの坏が見える。そのことからすれば、隅丸長方形の住居跡に多い東側に竈の存在を考える必要性あり。瓦組と概報にはあるが、規模記載に長辺が7.1mとあり、記述内容は規模または他の記述からすると、近接の住居跡24号の約7mに匹敵し、内容も24号にはば合致する。第160図は、1のみが現品不明のため、旧整理の実測図を使用し、土師器と思われる。そのほかは注記により抽出した。2にNo 6とあるので、最終の取り上げ時点は、6点以上存在したと考えられる。

住居跡20号（写真図版18・19）

「概報I」の住居跡一覧に、「形状・規模一不正方形・ $2.45 \times 2.85\text{m} \cdot -23\text{cm}$ 、方位-E15°S、炊飯施設一東壁中央・粘土・ $0.45 \times 0.4\text{m}$ 、遺物一土師器長かめ・坏・盤・墨書き土器」とある。

整理所見一平面図はなく、断面図のみ存在したため、平面は「概報II」全体図から作成し、写真により補描を加えた。第162図のうち破線は写真による。写真には少なくともA～Hまで、8点以上の遺物があり、それらのうちHを除くと坏・盤である。第163図は現品不明であるが、旧整理時点の実測図が残され、No記載がある。1・2とともに土師器である。

住居跡21号（写真図版19）

「概報I」の住居跡一覧に、「形状・規模一方形・ $3.5 \times 3.95\text{m} \cdot -40\text{cm}$ 、方位-E25°S、炊飯施設一東壁南寄り・粘土・ $0.4 \times 0.7\text{m}$ 、遺物一土師器長かめ・坏・須恵器壺」とある。 整理所見一平面図はなく、「概報II」の全体図から平面を作成し、写真により補描を加えた。竈内におびただしい、細片の遺物が写されて見えた。第164図は、その細かな破片を補描した場合、補描は見て取りのスケッチ図であるから、写真を見て判



1. 砂質褐色土。 平面は概報II全体図による。図中
2. 黄褐色土。 破線は記録写真による補描。
3. ローム・ブロック
4. 粘土。

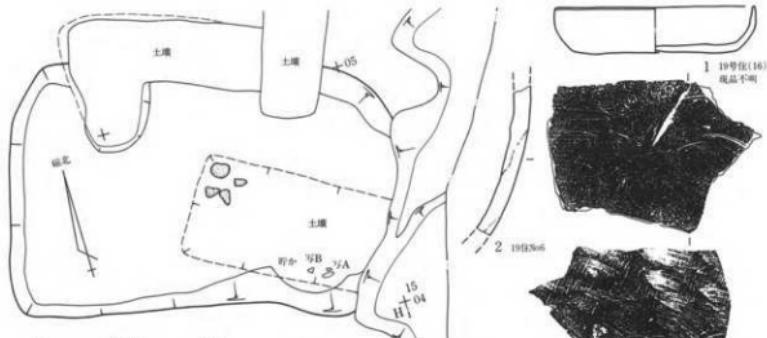
第158図 住居跡18号概念図

別付くAの土師器長壺片を選んで表現した。貯蔵穴らしき南東隅の小穴は、深くて写真に底が写っていない。周溝は西壁側が不明瞭となる。遺物は、竈内を除くと写真には見えない。第165図は、細片であるが遺物注記により抽出できた個体である。

住居跡22号（写真図版19）

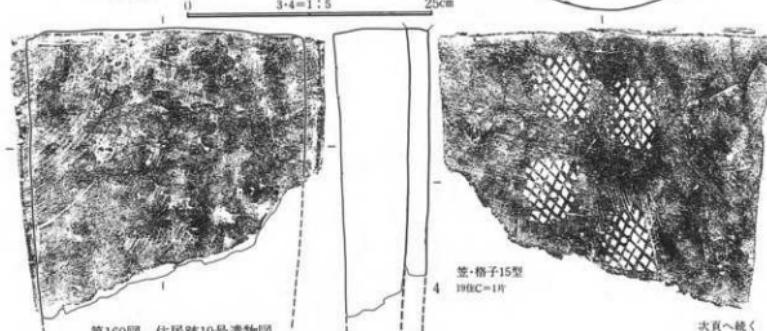
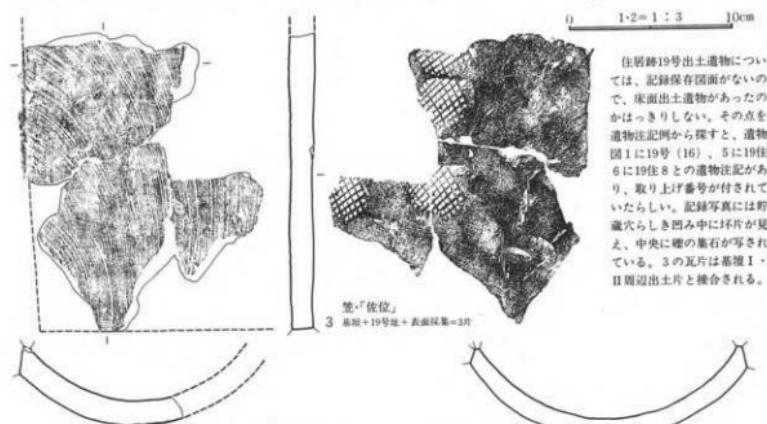
「概報I」の住居跡一覧に、「形状・規模一不正方形・ $2.75 \times 2.95\text{m} \cdot -28\text{cm}$ 、方位-E 5°S、炊飯施設一東壁南寄り・粘土・ $0.46 \times 0.62\text{m}$ 、遺物一土師器長かめ・坏・脚付かめ・須恵器かめ。」とある。「概報II」の全体図中の住居番号は、22号と13号が逆になり混同がある。本来形は「概報I」側にあるので、本書の場合、「概報I」になった。

整理所見一遺構平面図はなく、「概報II」の全体図から平面を作成し、写真により補描を加えた。その際、竈右側に中段らしき個所（写真図版19）が見られたが、遺構の検出が粗雑なため、写真判読できず、そのため補描を加えなかった。遺物類に関しては、第166図の補



第159図 住居跡19号概念図

記録図はなし、平面は概報II全体図による。重複の土塁は写真により破線。

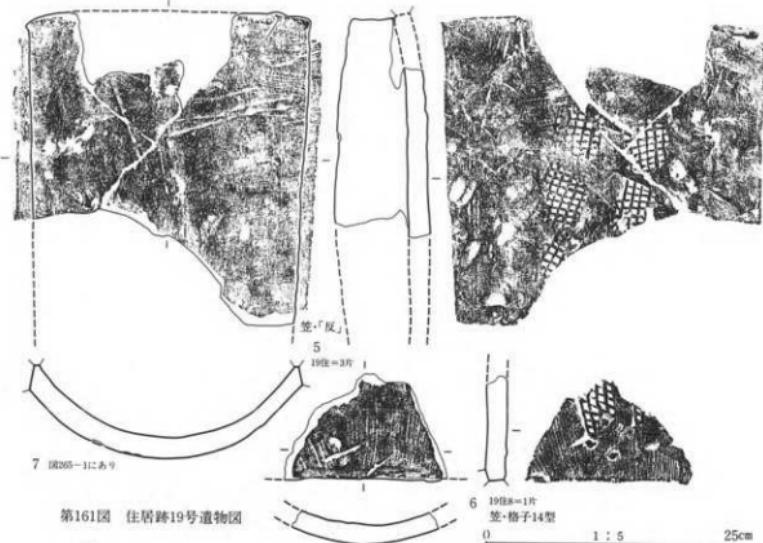


第160図 住居跡19号遺物図

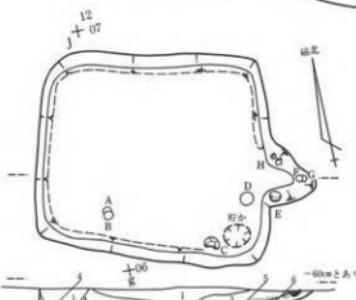
(1) 1-2=1:3 10cm

住居跡19号出土遺物については、記録保存図面がないので、床面出土遺物があったのかはっきりしない。その点を遺物注記側から探ると、遺物図に19号(16)、5に19号6に19号8との遺物注記があり、取り上げ番号が付けていたらしい。記録写真には貯藏穴らしき凹み中に杯形が見え、中央に礫の集石が書きされている。3の瓦片は基盤I・II周辺出土片と接合される。

第5篇 検出された遺構と遺物(古代)

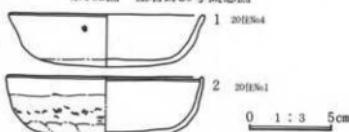


第161図 住居跡19号遺物図



1. 砂質褐色土。
2. 砂質黒色土。ローム・ブロック含む。
3. 砂質黒褐色土。ローム・ブロック含む。
4. 周溝。黄褐色。
5. 黒色土。
6. 砂質黒褐色土。

第162図 住居跡23号概全図



第163図 住居跡20号遺物図

注のとおりである。

住居跡23号

『概報I』の住居跡一覧に、「形状・規模一角丸方形・ $4.3 \times 4.4\text{m} - 32\text{cm}$ 、方位-N 7°E、炊飯施設-東壁寄り・粘土・ $0.45 \times 0.45\text{m}$ 、遺物-土師器長かめ・壺、備考-昭和48年度調査」とある。昭和48年度調査とは、6月1~10日、8月1日~11月2日の間に行われた。試掘から部分拡張の段階であろう。

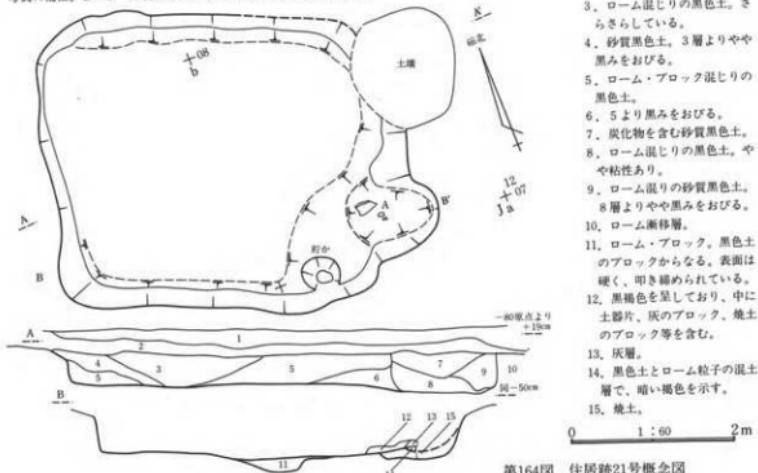
整理所見-遺構図面はなく、『概報II』の全体図から平面を作成したが、記録写真も残されていない。規模などの所見が概報Iに記載されているので、図面・遺物類は『概報I』作成のための体制の中に受け継がれてはいたらしい。竈は東南隅側の突出部が、それと見られ、西南隅の土壤が係わるかは不明である。遺物類は、注記により抽出し第169図を作成した。1に(1)とあり、取り上げ番号らしい。

住居跡24-1・2(整)号(写真図版19・20)

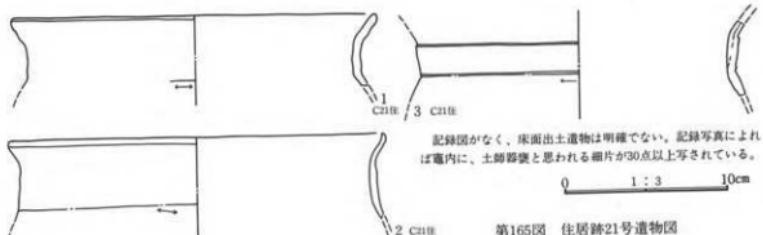
『概報I・II』に、内容記載はないが、『概報I』の住居跡一覧表記述中、住居跡19号についての内容が24号とほぼ一致するので、住居跡24号は、『概報I』の中で扱われたことになり、そのため『概報II』では扱われず、25号から記述が始まったものと解釈された。住居跡19号の内容を再載すると、「形状・規模—長方形・ $4.1 \times 7.1\text{m} - 55\text{cm}$ 、方位N14°E、炊飯施設—北壁中央東・瓦組・ $0.6 \times 1.3\text{m}$ 、遺物—土器器長かめ・壺、須恵器高台壇、その他瓦」とある。

整理所見—平面図ではなく、土層断面のみが存在し、記録写真是残されている。平面図は『概報II』の全体図から拡大し、写真を見て補描しながら作成した。平面図・写真を見ると、方向性の異なる周壁と周溝、2箇所の竈の存在、東・西土層断面において東竈前面を切る住居様の土層があることなどから、2棟の住居跡が重なった遺構と見ることができた。そのため第170図は、それを2棟と解釈して作図し、24-1が古く、24-2が新しいと表現してある。重複して土壤が存在して見えるが、住居跡よりも新しい形態は、上方に向って開き出す、ロート状で、以下に井戸部を設けた井戸跡を想定し、井戸6(整)号の名称をあたえたが、遺

記録団は土層断面で、平面図は概報II全体図による。破線は記録写真の補描。B-B'は記録写真にも写されておらず位置不明確。



第164図 住居跡21号概念図



第165図 住居跡21号遺物図

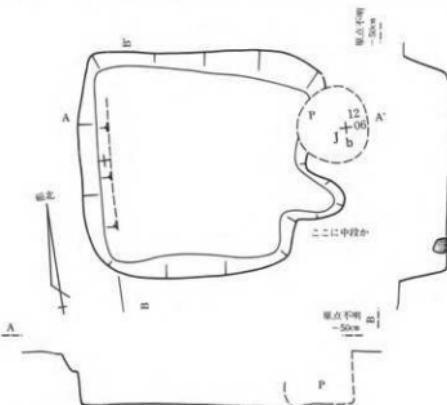
第5篇 検出された遺構と遺物（古代）

構図面がないため、写真と土層断面を用いてスケッチ描写を加えた。遺物類について、取り上げ量は不明である。

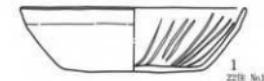
住居跡25号（写真図版20）

住居跡25号以降、48（整）号を除き、第2次調査による住居跡である。本住居跡について『概報II』の住居跡一覧表に「形状・規模—隅丸方形・ $3.67 \times 3.12m$ ・ $-20cm$ 、方位—N15°E、かまど—東壁南寄り・粘土・ $0.5 \times ? m$ 、遺物—土器器坏・長甕、須恵器塊、鉄釘、下層にロームブロック」とある。

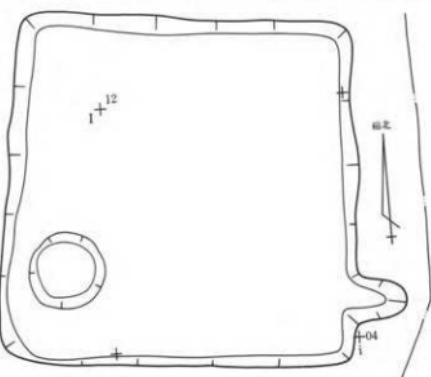
整理所見—記録保存図、写真類は存在している。第171図は両壁下に周溝を補描したのを除くと、旧図どおりである。貯蔵穴は深く、住居跡床面とした面から $-48cm$ である。竈跡は、煙道位置が深く掘り凹められた



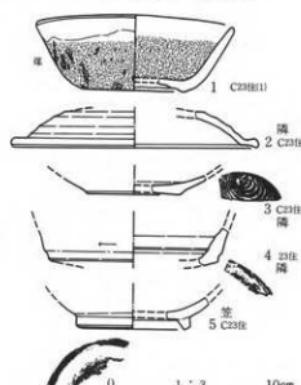
第166図 住居跡22号概念図 0 1 : 60 2m



第167図 住居跡22号遺物図 0 1 : 3 10cm



第168図 住居跡23号概念図 0 1 : 60 2m



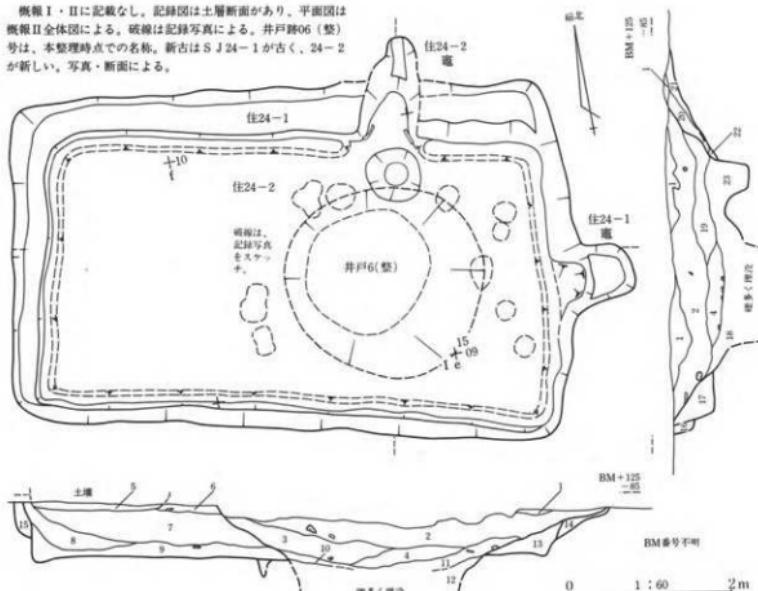
第169図 住居跡23号遺物図 0 1 : 3 10cm

状態が写真にあり、堀方を記録したのかもしれない。土層中、前述の「下層にロームブロック」とあるのは、写真を見ると貼床層で、床面とした記録写真の段階は、貼床最上面を掘り過ぎた状態にある。床面での遺物取り上げはNo197~212の計16点が記録の平面図中に記入されている。写真照合の結果、第172図中の○印は本住居の廃棄に直結した出土状態にある個体を、△は埋土中と認められる個体である。無印は判別素材のない個体を示す。釘類は貯蔵穴の西~北にかけ、第173図19の火打金は住居付近との台帳記録あり。

住居跡26号 (写真図版20)

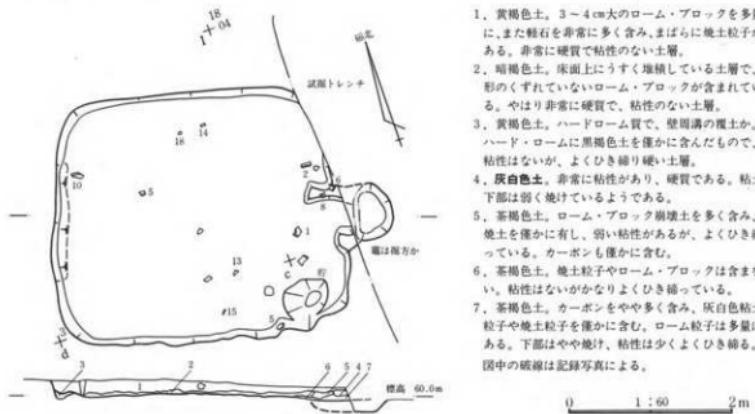
『概報II』の住居跡一覧に、「形状・規模—長方形・ $3.27 \times 2.45\text{m}$ ・-30cm、方位—N13°E、かまど一東壁

概報I・IIに記載なし。記録図は土層断面があり。平面図は概報II全体図による。破線は記録写真による。井戸跡06(整)号は、本整理時点での名称。新古はS J24-1が古く、24-2が新しい。写真・断面による。

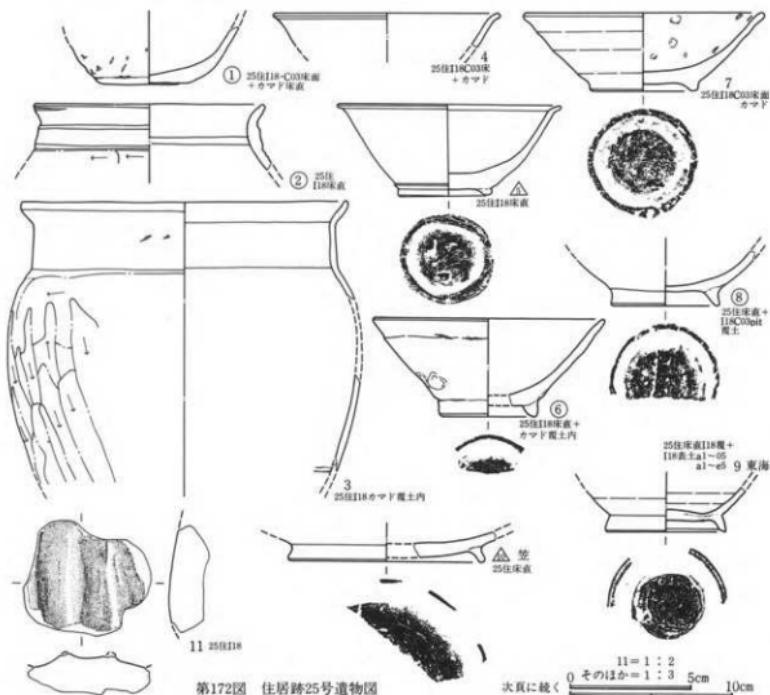


1. 黒色土。ソフトローム・ブロックを少量含む。砂質は浮石(火山灰石)を含むからと思われる。
2. 暗黄褐色土。ローム・ブロックを多く含む。遺物を多く含む。
3. 明る褐色土。ローム・ブロックを少含む。
4. 明る褐色土。ソフトローム・ブロックを少量含む。炭化物をやや多く含む。
5. 暗黄褐色土。砂質。ローム・ブロック及び黒色土ブロックが混じり合い浮石を含む。
6. 暗黄褐色土。ローム・ブロック(やや大)を含む。
7. 暗褐色土。ローム・中ブロックをやや多く含む。
8. 暗褐色土。ローム・小ブロックを少量含む。
9. 暗黄褐色土。15よりやや暗く、ローム・ブロックを多く含む。
10. 暗黄褐色土。炭化物を多量に含む。
11. 暗黄褐色土。ローム・大ブロックを含む。炭化物・焼土を極少量含む。
12. 灰褐色土。ローム・ブロックを少含む。
13. 暗黄褐色土。ローム粒子を多く含む。
14. 黄褐色土。ローム・ブロックを多く含む。
15. 暗黄褐色土。ローム・大ブロックを多く含む。
16. 黄褐色土。ローム・ブロックを多く含む。
17. 灰色土。ローム・小ブロックを多く含む。
18. 暗黄褐色土。2よりやや暗い土層。ローム・小ブロックを含む。
19. 暗黄褐色土。2よりやや暗い土層で、ローム・ブロックをやや多く含み焼土を極少量含む。
20. 灰黄褐色土。ローム・ブロックを少量含み、焼土及び炭化物を少量含む。
21. 灰赤褐色土。ローム・ブロックを少量含み、焼土・炭化物を多量に含む。
22. 灰赤褐色土。焼土を多く含む。
23. 淡黄褐色土。焼土を極少量含む。ややカカフカした土層。

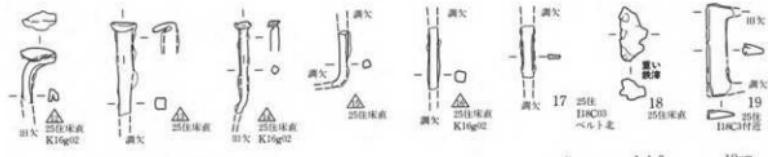
第170図 住居跡24号概念図



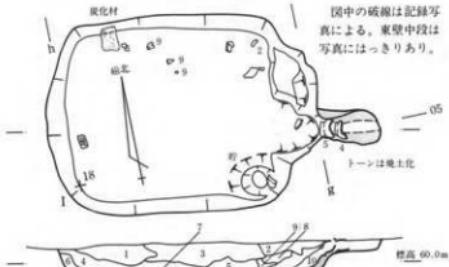
第171図 住居跡25号遺構図



第172図 住居跡25号遺物図



第173図住居跡25号遺物図



7. 黄褐色土。床面上に土層で非常に大形なローム・ブロックを含む。比較的粘性がありよくひき締めた土層。遺物はこの面のものを床面とよび、多くの遺物がでている。
8. 暗褐色土。2に比較的近似しているが、ローム粒子の含有が本層の方が少なく、反面、燒土は多く、灰白色の粘土粒もみられる。粘性はなく、硬い土層。

第174図 住居跡26号遺構図

南寄り・粘土煙道甕・ $0.7 \times 0.5\text{m}$ 、遺物一土器壺坏、須恵器壺片、瓦片、下層にロームブロック」とある。

整理所見一記録保存図・写真類は存在する。第174図中の破線は写真からの補描である。竈跡の左側には、はっきりと中段が見え、南東隅には検出床面より -11cm の浅い貯藏穴が写されてある。前述の「下層ロームブロック」は貼床の掘り過ぎが写り、それに該当か。床面にはNo275～284の10点分の取上げ番号が見える。第175図中の○印は廃棄と直結、△印は確認判定できない個体である。竈内には2個体の長髪があり、煙道として利用され、うち3が1個体分であるが、いま一つは明瞭でなかった。

住居跡27・28号（写真図版21）

『概報II』の住居跡一覧に、27号として「形状・規模一不正方形・ $4.45 \times 4.0\text{m} \cdot -50\text{cm}$ 、方位-N 9°E、かまど一東壁南寄り・粘土・瓦・ $0.42 \times 0.5\text{m}$ 、遺物一土器壺坏・甕・須恵器壺片・砥石3・灰釉陶・瓦、下層にロームブロック」とあり、28号として「形状・規模一長方形・ $6.72 \times 4.44\text{m} \cdot -45\text{cm}$ 、方位-N-S、かまど一東壁南寄り・粘土焚口瓦・ $0.7 \times 1.2\text{m}$ ・煙道、遺物一土器壺坏・瓦、27に先行重複」とある。

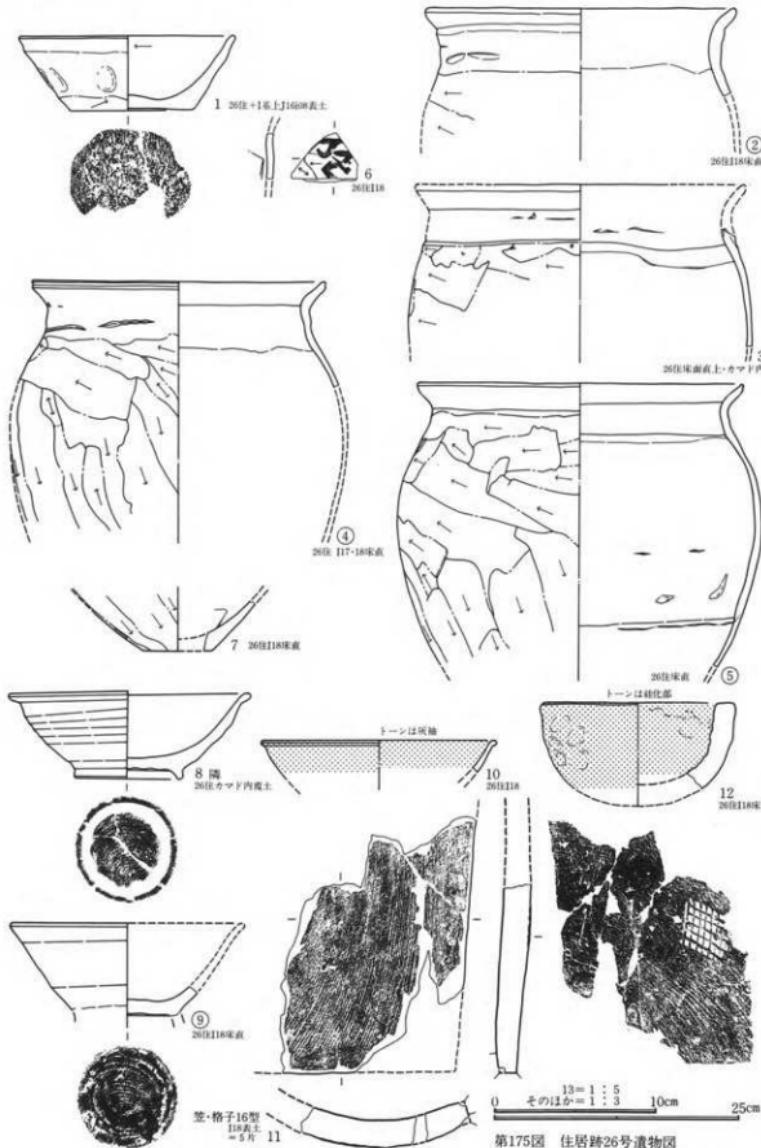
整理所見一記録保存図・写真類は存在する。第176図において写真の補描は28号の棚状の中段と、掘り足らずと思われる貯藏穴個所を記入。重複の関係は27号が後出し、28号が先行するとの所見は、そのとうりである。27号の下層のロームブロックは貼床層に見える。貯藏穴は各々、南東隅部にあり、27号が調査上の床面より -50cm 、28号が -56cm であった。遺物の取上げは、27号がNo213～224の12点、28号がNo225～232の8点が平面図中に記入され、第177～180図中の○印は廃棄と直結、△印は床面とあっても写真照合すると埋土中出土に思える場合にも用い、△印は確認判定できない個体を示す。

1. 黄褐色土。1cmの大ローム粒子、ブロックの崩壊したものが多く含み、焼土を僅かに含む。非常に硬質で若干の粘性がある。
2. 黄褐色土。1よりやや黒味が多い2cmの大ローム・ブロックと焼土を僅かに含む。土層は非常にハードで、粘性はない。
3. 暗褐色土。ローム粒子（5mm～1cm）を多量に、焼土も多量に含む。1より黒味が強く、非常に硬く堆積しているが、粘性はない。
4. 黄褐色土。大形のローム・ブロックを多量に、焼土・焼土粒はごく少量ではあるが含む。粘性は少ないと非常によくひき締める。1よりやや黒味がある。
5. 暗褐色土。ローム崩壊土と考へられるものを多量に含み、僅かに焼土粒子と焼土を含む。粘性があり上層よりややソフトである。
6. 黑褐色土。一番黒味の強い土層。壁崩壊土を含む弱粘性があるが、よくひき締め、焼土は含まない。
9. 暗褐色土。5より粘性がある。灰白色の粘土粒が多く、ややソフトな土層。

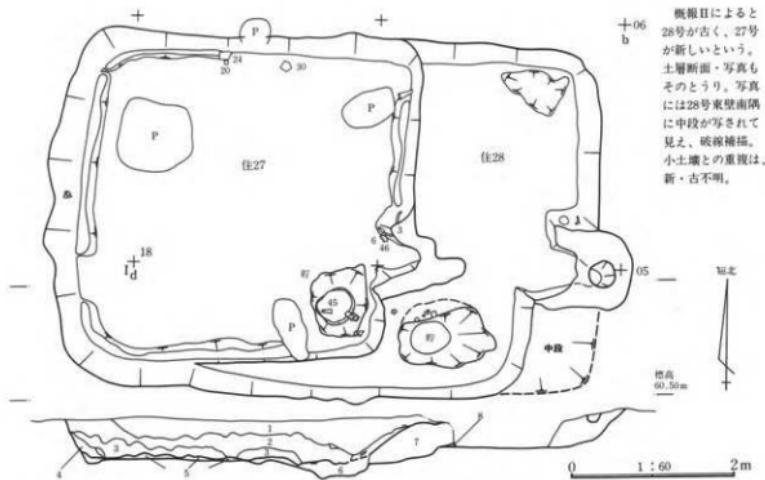
10. 茶褐色土。焼けた灰白色の粘土が主で、よく粘性があり、焼けて硬質化したローム・ブロックや焼土を多量に含む。竈遺構に伴ったものである。

0 1:60 2m

第5篇 検出された遺構と遺物（古代）



第175図 住居跡26号遺物図



1. 暗褐色土。弱い粘性を有し、よくひき締っている。焼土粒子・カーボン粒子等が僅かにみられ、微粒の軽石が多量に含まれる。ローム粒子も比較的多く含まれる。

2. 暗褐色土。1と同じ色调を呈しやや強い粘性がある。焼土粒子・カーボンの割合は1と同じ位である。軽石はやや少量になるがローム粒子が大形(1cm)になり、多量に含まれている。よく締っている。

3. 暗褐色土。1・2よりもやや黒味を増す。やや粘性が強くなる。カーボンの量がやや多量に入る。電極土(灰白色)の粒子が住居址中央部より東に極少量みられる。ローム粒子はかなり小形化して多量である。よくひき締っている。

4. 黒褐色土。上層よりもややソフトになる。ローム・ブロックの崩れたものを含む。粘性はややある。カーボン・焼土粒は含まない。

い。軽石は若干みられる。

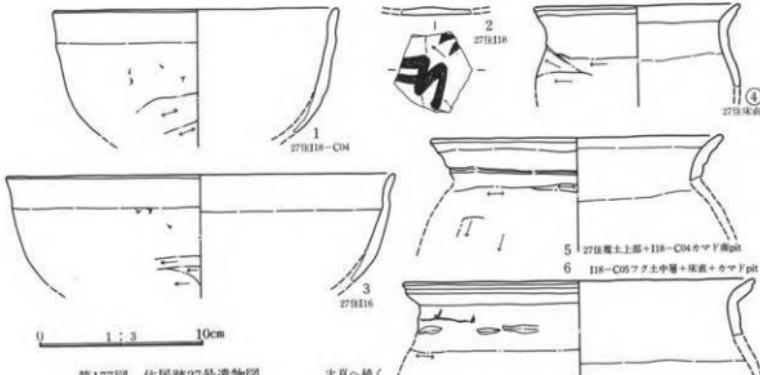
5. 黄褐色土。大形のローム・ブロックを多量に含む。上層よりはややソフトである。粘性は上層よりはあり、強粘性である。27号住床面と接する土層である。

6. 淡褐色土。27号住戦の粘土の崩れたものと褐色を呈する覆土が混合している土層で、非常に強い粘性がありややソフトである。ローム粒子(1cm大)も僅かに含む。焼土粒子は僅かである。

7. 黄褐色土。非常によくひき締っている土層。ローム粒子を多量に含んでいる。焼土粒子・窓の粘土粒子は僅かである。カーボンの割合も僅かである。

8. 黒褐色土。28号住戦の床面に接している土層である。やや強い粘性がありローム粒子を僅かに含む土層。

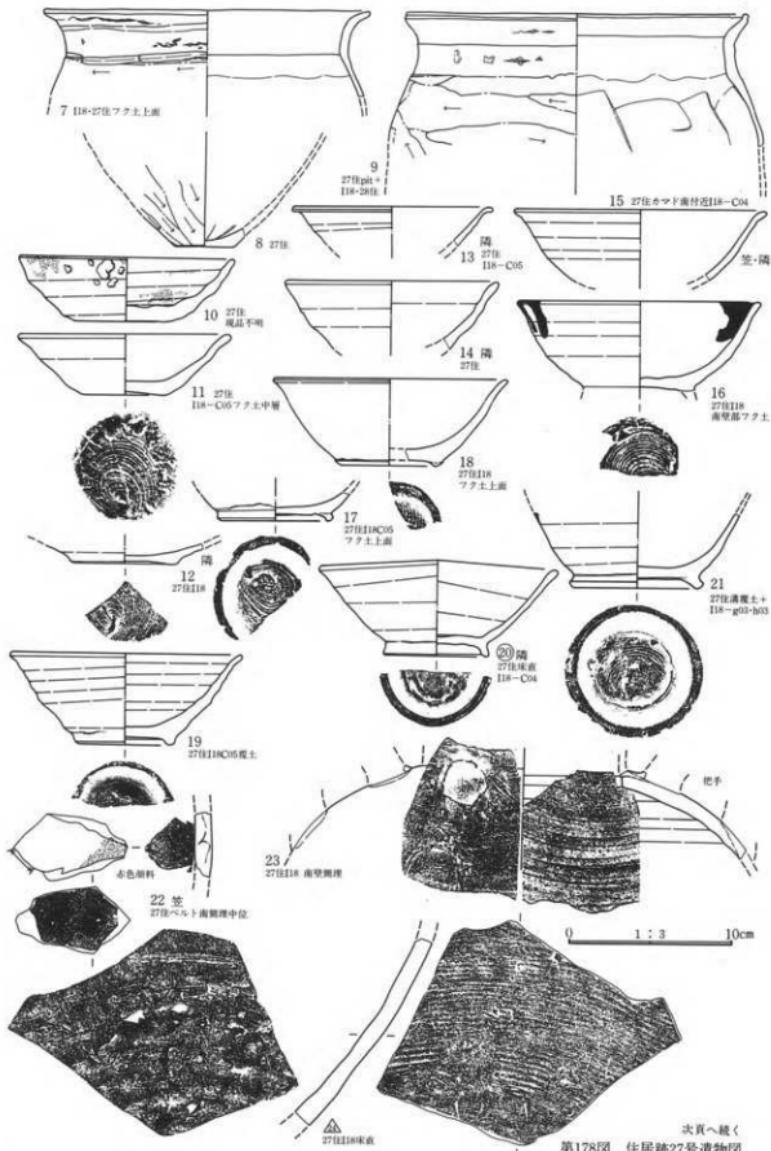
第176図 住居跡27・28号遺構図



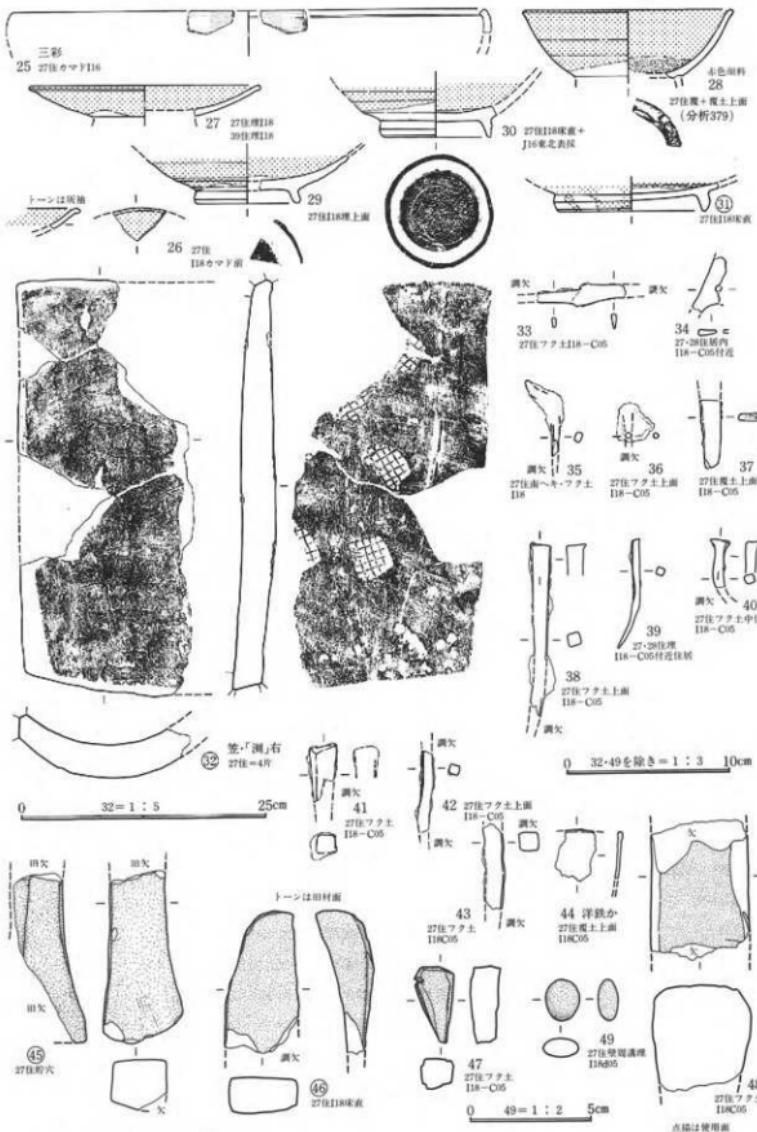
第177図 住居跡27号遺物図

次頁へ続く

第5篇 検出された遺構と遺物（古代）

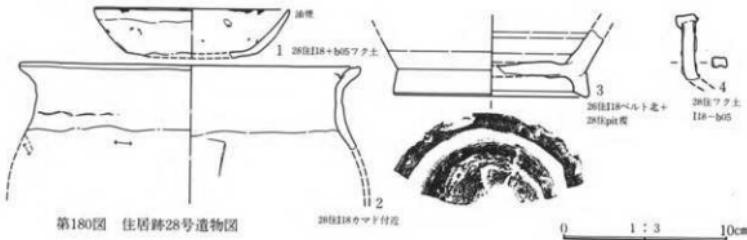


次頁へ続く
第178図 住居跡27号遺物図



第179図 住居跡27号遺物図

第5篇 検出された遺構と遺物（古代）



第180図 住居跡28号遺物図

28往II8カマド付近

0 1 : 3 10cm

住居跡29号（写真図版21）

『概報II』の時期別・住居跡例の解説中に「この住居は施設・遺物等からみて工房的な性格をもつとみられること、B011に先行するものである点が注目される。

東北建物群の中にある住居で形状・床面とも整っている。深さが最も深いこともあって遺物も比較的多く、多岐にわたっている。かまどは東壁南寄りにあり壁外にロームを切りこんで設置している。焚口には特別な工作はない。柱穴は南壁下の二つはそれとみられるが北側にはそれと明瞭にとらえられるものはない。住居の床面中央に長径48cmほどの平石を据えており、表面の磨滅状態からみて工作用の台石とみられる。

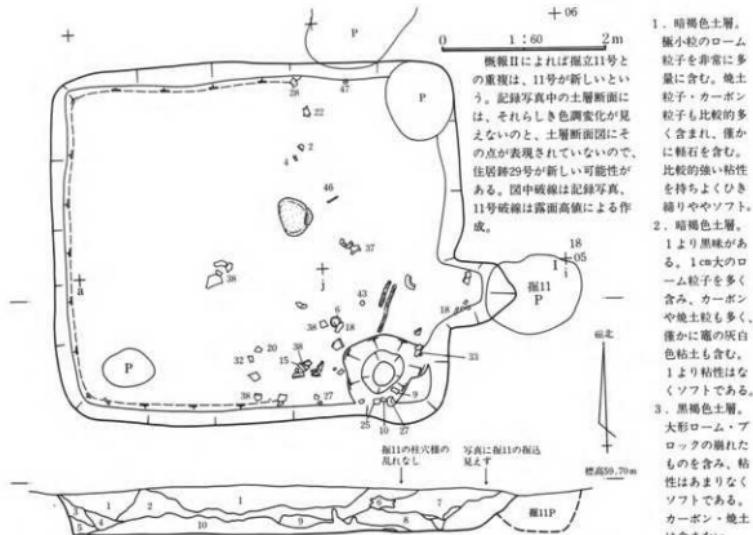
遺物の中で注目されるものに鉄製工具類、砥石等があり、土器も多様である。即ち、鉈・鎌・鉄製紡錘車の他、環状鉄製品・銅製鉛とみられるものなどの金属製品、土師器壺・壺・須恵器壺・壺・灰釉陶器などの土器類などが出土している。かまどの中からは瓦片も出土している。

掘立柱遺構はB011がこの住居のかまど先端にかかる柱穴の断面の状態から住居が先行することが明らかであった。B011が東北建物群の一群の中でも比較的しっかりしたものであり、古い時期のものとみられること、それに先行するこの竪穴住居は竪穴住居群の中でも古い一群に類するものの典型として注目されるべきものであろう。」とあり、一覧表中に「形状・規模—長方形・ $5.07 \times 4.52m$ ・ $-50cm$ 、方位—N 7°E、かまど—東壁南寄り・粘土・ $0.8 \times 1.1m$ 、遺物—土坏器壺・長壺・高壺・須恵器壺・壺・灰釉陶器、平石・瓦、砥石、鉄製（鎌・鉈・紡錘車・鉛）、B011に先行、焼失家屋」とある。

整理所見一図・写真類は存在する。解説文中の柱穴二つとは、掘立柱建物跡11号と、本住居跡の貯蔵穴と考えられ、柱穴の存在は否定的である。また掘立柱建物跡11号との新・旧についても、第181図の土層断面にかかる位置に存在しながら補注（矢印位置）のように、認められないし、新・旧関係を求める所作が窓の検出作業過程の写真等からも伺えない。したがって掘立柱建物跡11号が先行し、住居跡29号が後出したと言える。貯蔵穴は検出床面から、 $-51cm$ の深さである。遺物中に鉈とあるのは、実見したところ茎を螺旋状に曲げた異形の刀子（第185図46）であった。焼失家屋とあるが、記録平面図には炭化材が2本記入されているのみで、状況はよくわからないが、土層断面の注記10と写真にも、黒々とした土色が埋土の最下層に見え、わずかな個所の炭化ではないようであった。工作台と使用された台石も、被熱剝落したと考えられる剥片が接して写されて見える。記録写真中の床面の検出状態は良く、顕著な掘り過ぎはない。遺物類についてはNo178～196・244～272が平面図に記入されていた。写真照合の結果、○印は廃棄に直結した出土状態にある個体に、△は埋土中と認められる個体に付し、無印は判定素材のない個体を示す。

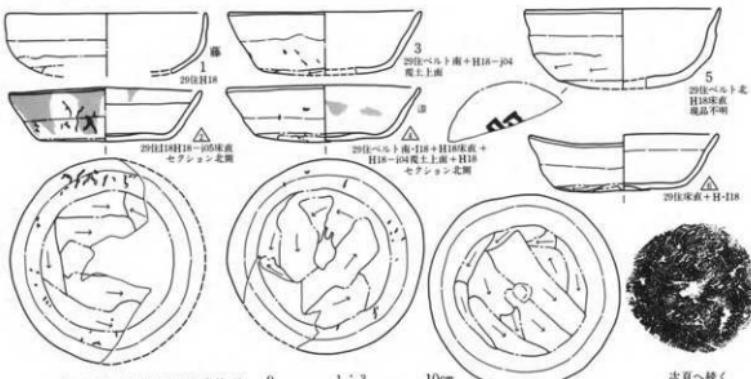
住居跡30号（写真図版21）

『概報II』の住居跡一覧に、「形状・規模—長方形・ $6.0 \times 4.16m$ ・ $-18cm$ 、方位—N 6°E、かまど—北壁東隅寄り・粘土・ $0.55 \times 0.45m$ 、遺物—土師器壺・須恵器長頸壺・蓋・瓦、B014に先行」とある。



4. 黒褐色土。基調は3と同じであるが、カーボンを多量に含む。
 - ローム・ブロックではなくローム粒子を多量に含む。
 5. 黑褐色土。3・4よりは黒味がはるかにある。ローム・ブロック、ローム粒子は含まれなく、弱い粘性がある。カーボンも含まない。
 6. 淡褐色土。明褐色土を基調にローム粒子が多量に入り、竈の灰白色粘土を含む土層でカーボンも含まれる。比較的硬く、粘性はあまりない。
 7. 暗褐色土。2と同じ基調を呈しているが、カーボン・焼土粒子は2より多い。2よりやや硬い土層。
 8. 黑褐色土。2 cm~5 mm大のローム粒子を僅かに含む。焼土粒子と
1. 暗褐色土層。
極小粒のローム粒子を非常に多量に含む。焼土粒子・カーボン粒子も比較的多く含まれ、僅かに鉱石を含む。
比較的強い粘性を持ちよくひき締めやソフト。
2. 晴褐色土層。
1より黒味がある。1 cm大のローム粒子を多く含み、カーボンや焼土粒子も多く、僅かに竈の灰白色粘土も含む。
1より粘性はなくソフトである。
3. 黑褐色土層。
大形ローム・ブロックの崩れたものを含み、粘性はあまりなくソフトである。
カーボン・焼土は含まない。
4. カーボン粒が比較的多い。粒性は強くなく比較的ソフトである。
9. 灰褐色土。竈部の粘土と晴褐色土との混合で、竈の灰白色粘土の方が量が多い。カーボン・焼土粒子を僅かに含む。粘性は強くよくひき締めた土層。
10. 淡褐色土。比較的ソフトな堆積をしている。褐色土・ロームブロック・カーボン・焼土の混合で、量的に多いのはカーボンである。カーボンも大形のものが多い。本層は29号住居床面と接している。
- カーボンの入り具合から本住居は焼失と考えられ、本層から比較的多くの遺物が出土する。前述のようにカーボン・褐色土の混合は自然的なものと考えられる。

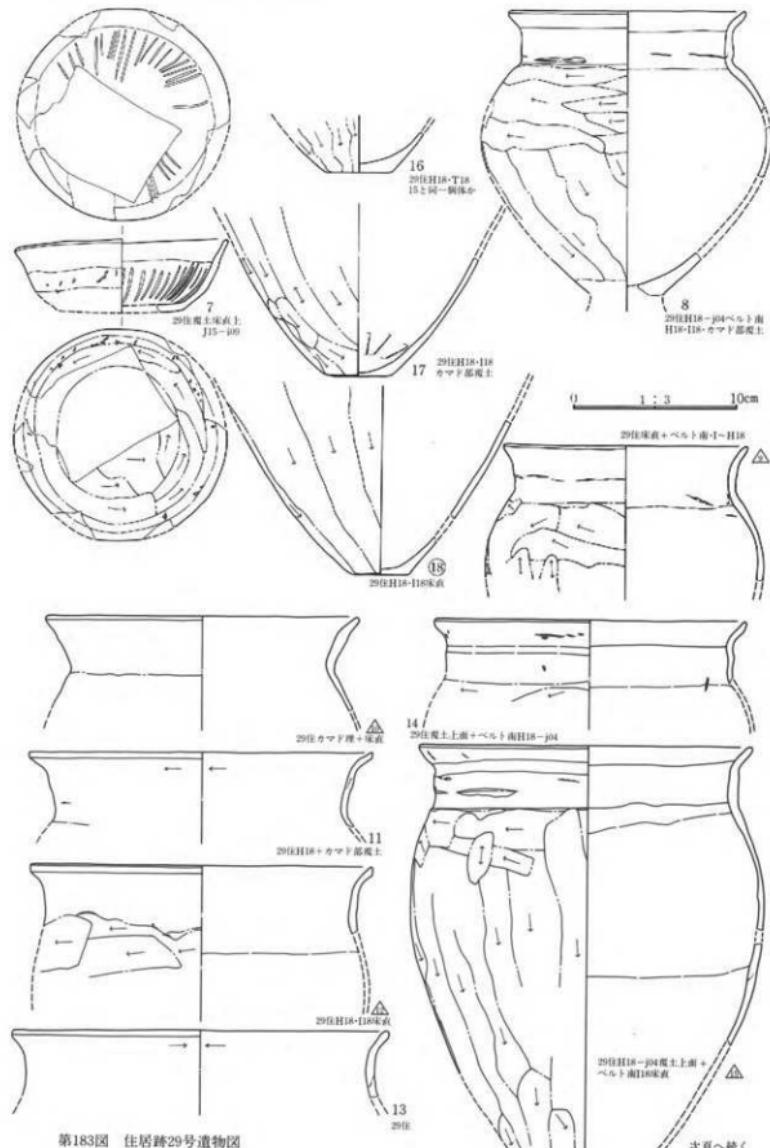
第181図 住居跡29号遺構図



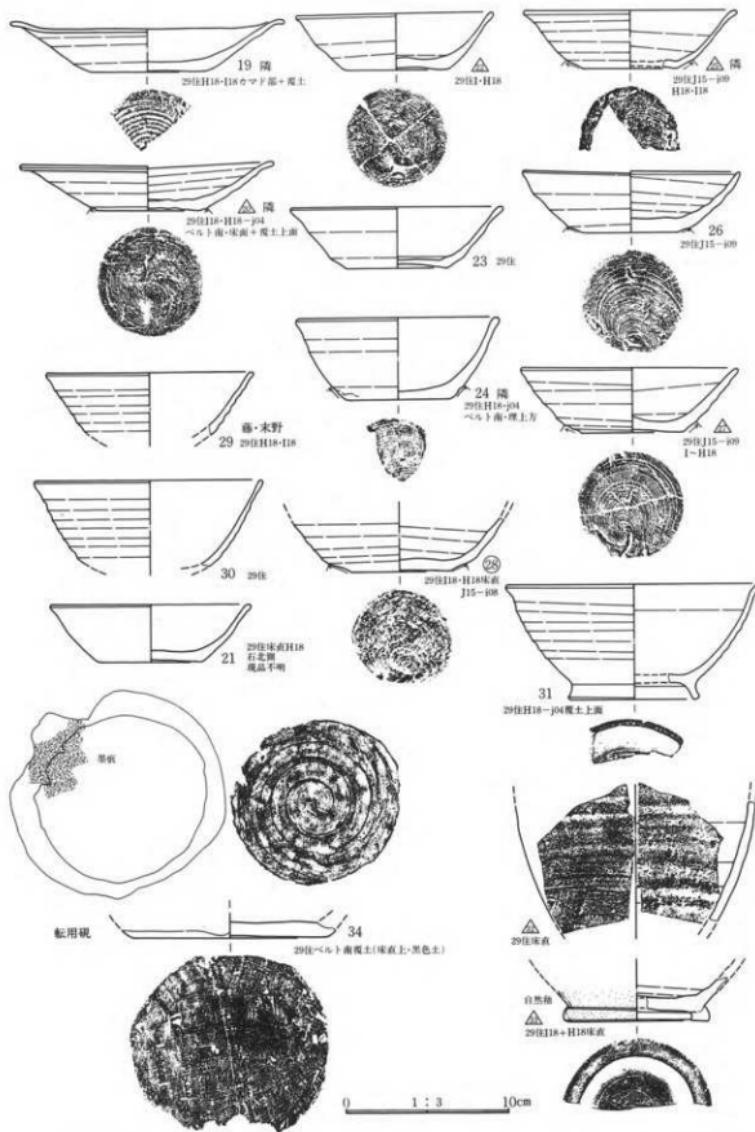
第182図 住居跡29号遺物図

次頁へ続く

第5篇 検出された遺構と遺物（古代）



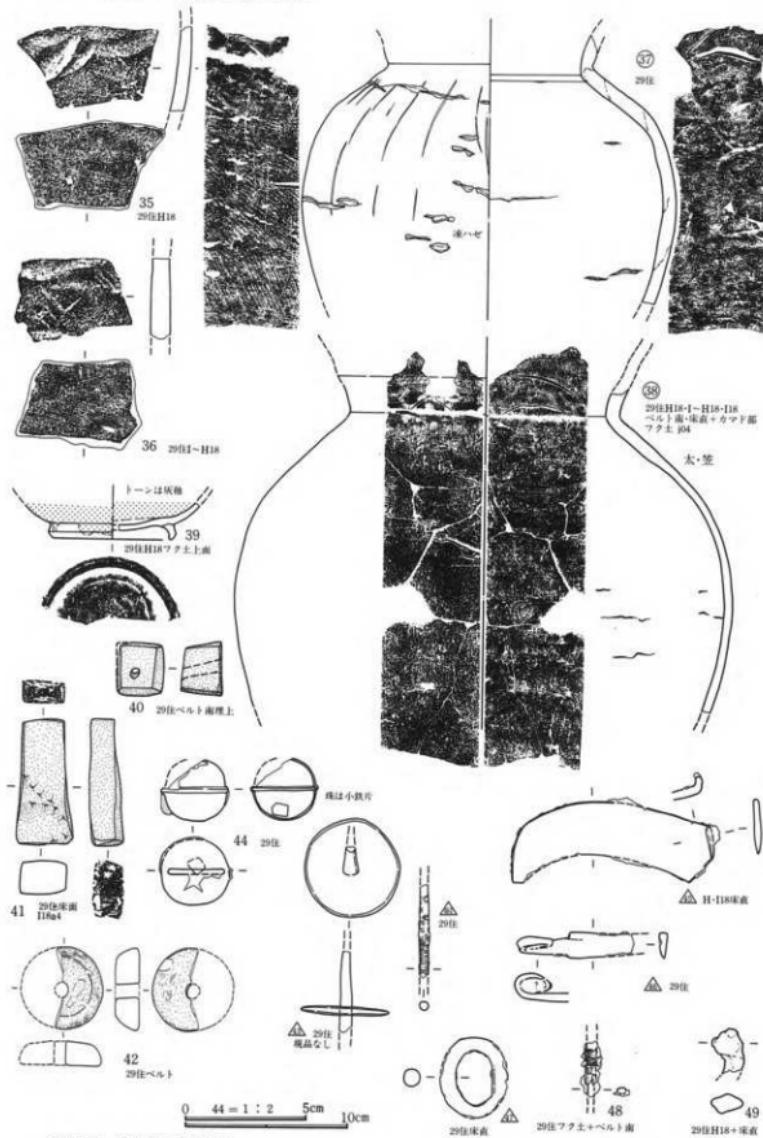
第183図 住居跡29号遺物図



第184図 住居跡29号遺物図

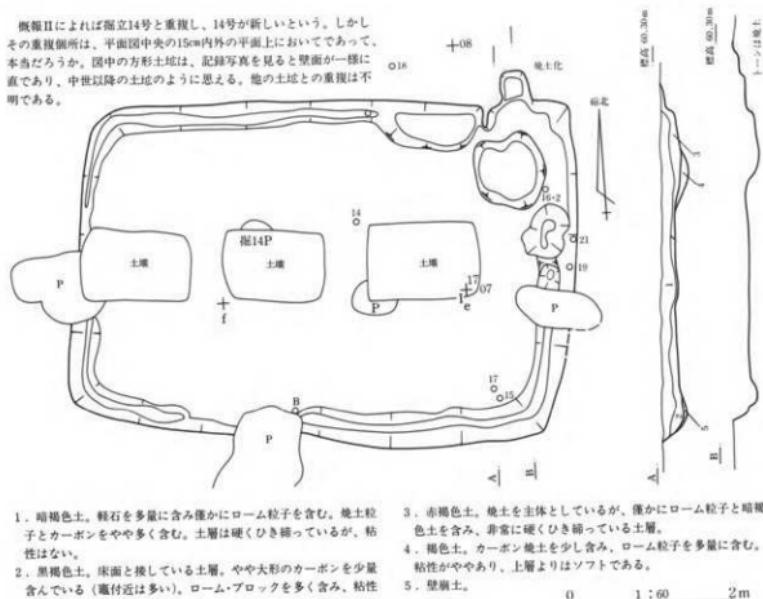
次頁へ続く

第5篇 検出された遺構と遺物（古代）

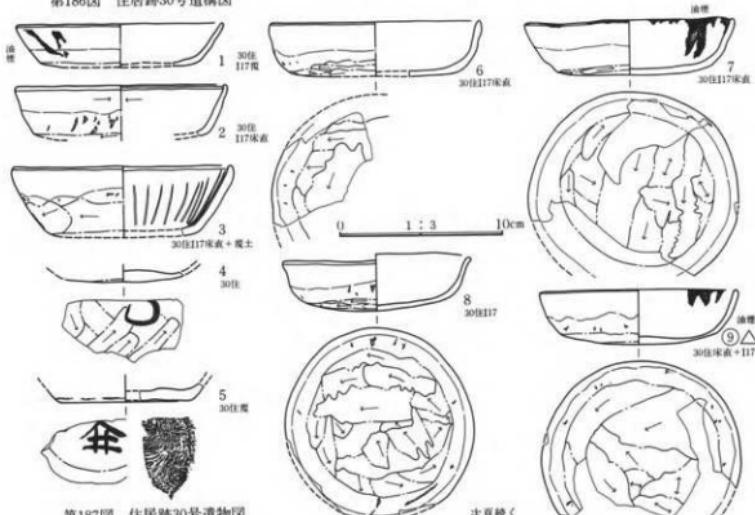


第185図 住居跡29号遺物図

概報Ⅱによれば掘立14号と重複し、14号が新しいという。しかし、その重複個所は、平面図中央の15cm内外の平面においてであって、本当だろうか。図中の方形土堤は、記録写真を見ると壁面が一様に直である。中世以降の土堤のように思える。他の土堤との重複は不明である。

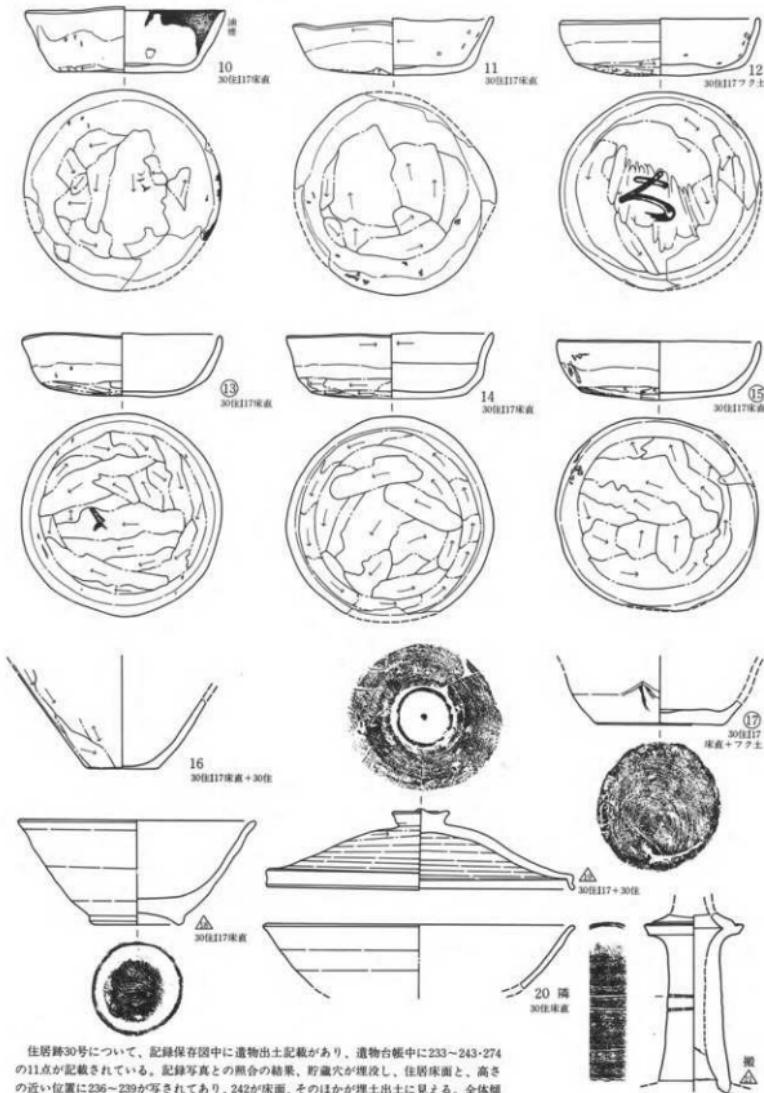


第186図 住居跡30号遺構図



第187図 住居跡30号遺物図

第5篇 検出された遺構と遺物（古代）

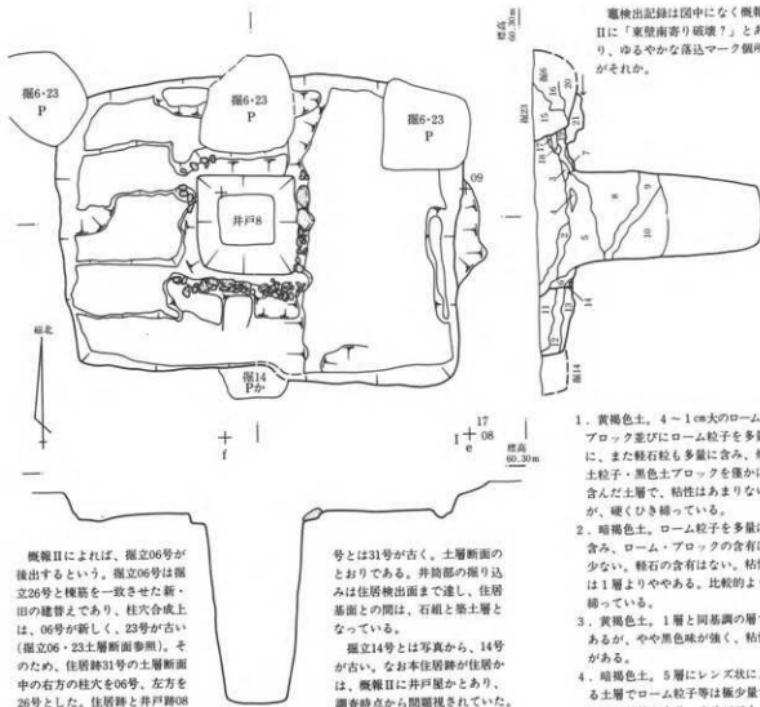


住居跡30号について、記録保存図中に遺物出土記載があり。遺物台帳中に233～243・274の11点が記載されている。記録写真との照合の結果、貯蔵穴が埋没し、住居床面と、高さの近い位置に236～239が写されており、242が床面、そのほかが埋土出土に見える。全体傾向として环頬が多く、油煙痕（7・8に灯芯の燃え痕あり）のほか、墨書きが目を引く。

第188図 住居跡30号遺物図

0 1 : 3 10cm

遺検出記録は図中なく概報
IIに「東壁南寄り破壊？」とあり、ゆるやかな落込マーク個所
がそれか。



5. 暗褐色土。上層より粘性が強くなるが、繊りがややなく、ソフ
トである。ローム・ブロックも小形(1~2cm)になり、量が多い。
ローム粒子の含有は少くなり、軽石の含有もない。燒土粒、
炭化粒は少量認められる。

6. 黄褐色土。1層よりやや黒味がある。ローム・ブロックは少量
含まれ黒色土粒の割合が多い。粘性が強くよくひき締り、硬く
繊りっている。

7. 黄褐色土。黒味の強い層である。粘性は若干強く、よくひき
締り、柔らかい。小形ローム・ブロックが少量含まれている。

8. 暗褐色土。小形のロームブロックが少量まばらに含まれている。
土層は下部にいく程ソフトになる。粘性は若干ある。炭化粒子の
含まれる量が多い。

9. 黄褐色土。ロームブロックの含まれる割合は極少量になる。

本層下部においてローム粒子が多くなる。粘性が強く、ソフトな堆
積層をしている。

10. 暗褐色土。ローム粒子・ブロック等の含有割合は非常に少なく、
水分を多く含む。その為、粘性があり、ソフトな詰り方をする。

11. 黄褐色土。1~4cmの大ローム・ブロックを含み、軽石と微粒
を多量に含む土層。粘性は少なく、硬くひき締りしている。

12. 黑褐色土。ローム粒子を僅かに含み軽石の量も少ない。砂質土

も僅かに含んでいるが、やや粘性があり、非常に硬くひき締る。

13. 黄褐色土。11層よりやや黒味があり、4cmの大ローム・ブロッ
クを僅かに含む。粘性があり、上層よりは、ややソフトである。

14. 黑褐色土。粘性が強くハードな土層である。ローム粒子は微量
含まれ、石組の上面を覆っている。

15. 黄褐色土。1cmの大ローム・ブロックとローム粒子を含み、硬
くひき締りしている土層。(軽石を僅かに含む)。

16. 暗褐色土。ローム・ブロックを僅かに含み、軽石は見られない。
粘性があり、よくひき締り、硬い土層である。

17. 黄褐色土。ローム粒子を多量に含む。黒色土粒子を含み、粘性
があり、よくひき締りしている。

18. 黄褐色土。16層より黒味が強い。粘性が強く、硬くひき締る。
ローム・ブロックを多量に含む。

19. 黑褐色土。粘性が少しあり、ローム・ブロックの割合が比較的
よく締りっている。

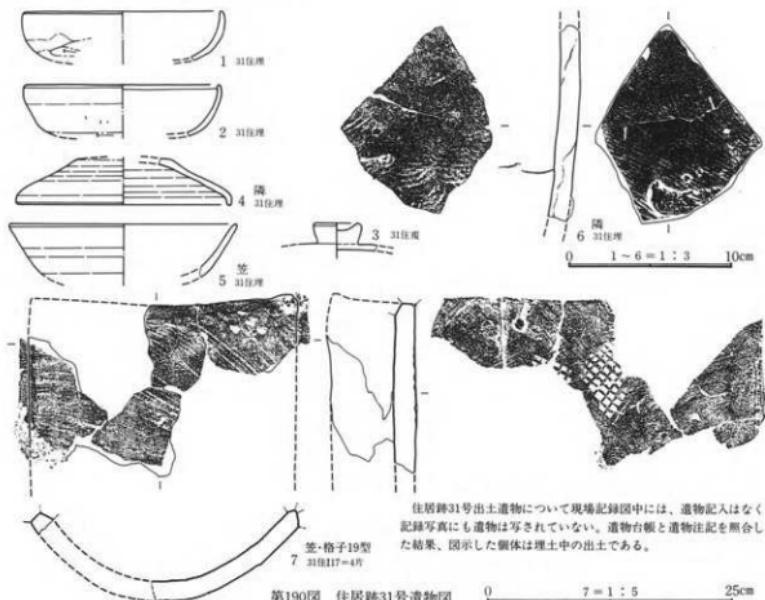
20. 黄褐色土。10層よりも黒味が強く、ローム・ブロックが少く、
粘性が強く、ひき締りしている。

21. 黄褐色土。ローム・ブロックの割合が多く、粘性があり、硬く
ひき締った土層である。

0 1:60 2m

第189図 住居跡31号遺構図

第5篇 検出された遺構と遺物（古代）



整理所見一記録保存図・写真是存在している。前出に掘立柱建物跡14号は本住居跡より新しいとしているが、重複個所は、第186図中の土壤とも重複している個所の、ほんのわずかであり、そんな狭い範囲の中で、本当だろうかという疑問を抱く。平面図中では、竈右脇の小土壤は同溝の掘り過ぎのように見え、東壁下中央の小土壤もそう見えた。貯藏穴は竈左脇の小土壤がそれに該当するかのように思えるが、周溝と接続してしまい判別はつかない。遺物類はNo233~243・274までの11点が、平面図中に記入されている。第187・188図中、○印は本住居跡の廃棄と直結を、△は埋土中の個体を、○△は、接合資料の片方が住居跡廃棄と直結し、片方が埋土中からの出土を示した。無印は照合根拠を欠く個体である。

住居跡31号（写真図版21）

「概報II」の住居跡一覧に、「形状・規模一長方形・ $4.9 \times 3.74\text{m} \cdot -30\text{cm}$ 、方位-NS、かまど一東壁南寄り・破損?、遺物一土器器部片、瓦、B006に先行、井戸屋?」とある。

整理所見一記録保存図・写真是存在している。重複関係は前出のように、住居跡31号が古く、掘立柱建物跡06・23号が後出という単純な形ばかりでなく、第189図の補注とのおり、掘立柱建物跡14号→住居跡31号→井戸跡08号さらに住居跡31号→井戸跡08号→掘立柱建物跡06・26号（掘立柱建物跡06号と26号は26号が古く、06号が新しい）という関係が、土層断面・記録写真から読み取れる。本住居跡の特色は、人為埋填、填圧されて築土化されたことが、写真に写され、31号住居跡の埋土が凹状にならず水平に堆積し、ローム層ブロックが多く見られる。井戸跡08号も、最終的には、人為埋填されたらしくローム層ブロックが多く入る。遺物の取り上げは記録図面中ではなく、台帳にNo655・665の2つが記載されている。第190図の1~6が取り上げ番号655・7が655に該当。

住居跡32-1・2(整)号(写真図版21・22)

『概報II』の住居跡一覧表に、「形状・規模—長方形・ $4.84 \times 4.37\text{m}$ および $4.0 \times 2.97\text{m}$ ・-35cm、方位—N4°E、かまど—東壁南寄り・焚口瓦組み $\times 0.65 \times ?\text{m}$ 、遺物—土器器坏、須恵器坏片・蓋、瓦、二段に重複、内側が新しく深い」とあり、北辺土壘との関係について触れていない。

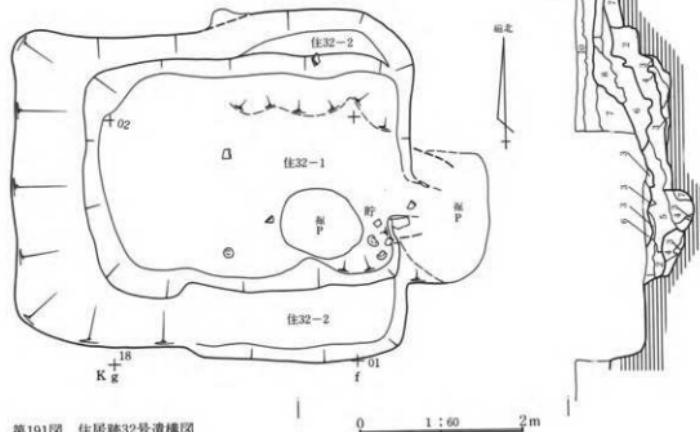
整理所見—記録保存図・写真是存在する。住居跡は2つ重複し、本整理でそれを2つに分けた。その新・旧は前出のように、内側が新しいとの理由は、土層注記番号2が、内側の住居跡の上に載るのであるから、住32-2が新しい(外側)と見られる。北辺土壘との関係は、土層が住居跡内の凹みに圧縮されていない個所の土層注記7が土壘の築土としたら土壘の方が、住居跡32-2より古い。竈跡は、両住居跡とも、ほぼ同じ場所に設け、貯蔵穴も同様である。遺物類は記録平面図中にNo985～996の記入がなされているが、第192・193図中に該当ではなく、台帳側に299～310の別番号があるので、Noの中途変更のようである。仔細は、第193図内補注参照。変更されなければ、写真・図・遺物との照合は可能であったかもしれない。

住居跡33・47号(写真図版22)

『概報II』の時期別・住居跡例の解説中に「この住居は北辺土壘下にあり、しかもこれが一時的に埋めもされた状態で土壘がその上に設置されたことが明瞭になった点で、土壘構築時期を決定する上に重要な意

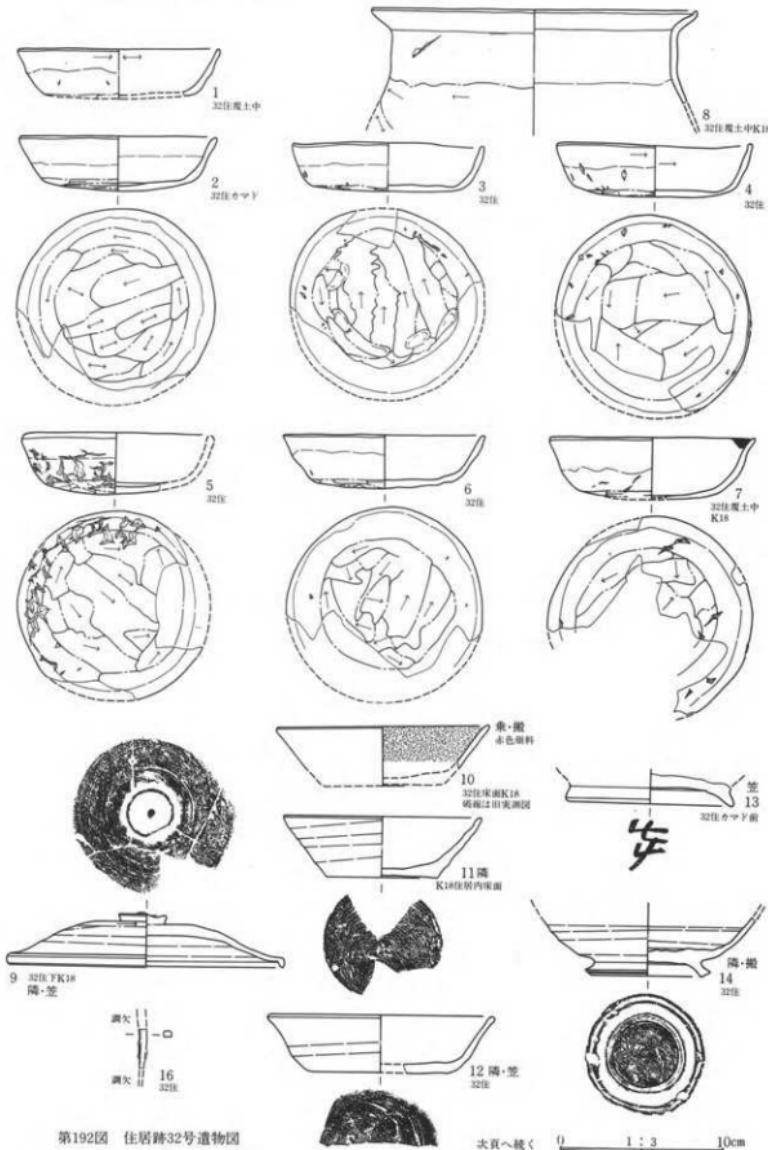
1. 暗褐色土。浮石を含む砂質土。
2. 晴褐色土。ローム・ブロック混入。(2～5cm)
3. 褐色土。晴褐色土とロームとの混土層。
4. 晴褐色土。6とは同一土層であるが、ブロックが小さい。
5. 晴褐色土。ローム・ブロックが不均等に混入。粘性があり、繋っている。浮石がいくらか混入。
6. 晴褐色土。晴褐色土とローム・ブロックとの混土層。浮石がかなり混入。よく繋っている。
7. 黒褐色土。軽石粒を多量に含む砂質土層。
8. 黑褐色土。軽石粒を含み、ローム・ブロックも混入している。
9. 晴褐色土。ローム粒を大量に含み、軽石粒も含む砂質土層。
10. 晴褐色砂質土層。表土下にある砂質土層。
11. 褐色土。浮石がみられる。
12. 暗褐色土。6よりやや色調が明るい。ピット埋土。
13. 暗褐色土。浮石を含みよく繋っている。

概報IIによれば32-1が古い。北辺土壘との関係は記載なし。掘立柱穴は竈に先行。

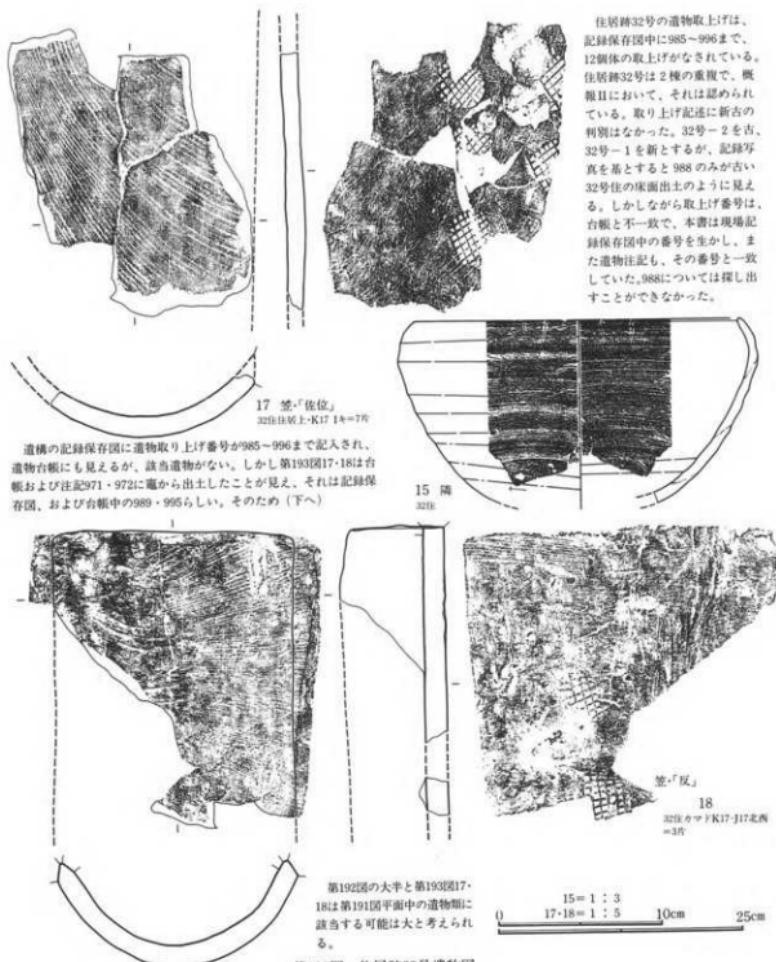


第191図 住居跡32号遺構図

第5篇 検出された遺構と遺物（古代）



第192図 住居跡32号遺物図



第193図 住居跡32号遺物図

味をもつものである。

形状は隅丸方形を呈し、整った床面は深く遺物も豊富であった。かまどは東壁南寄りに壁外に造り出している。焚口の右側には格子目叩きの平瓦をたて、左側は凝灰岩の切石を使って構築している。

遺物は床面から住居中央に須恵器蓋、土師器壺が出土し、他に周辺部に瓦・土師器壺4・須恵器高台付塊等が出土した。特に須恵器蓋には「大井」の墨書が確認された。また、床面近くから三彩の小片も出土した。

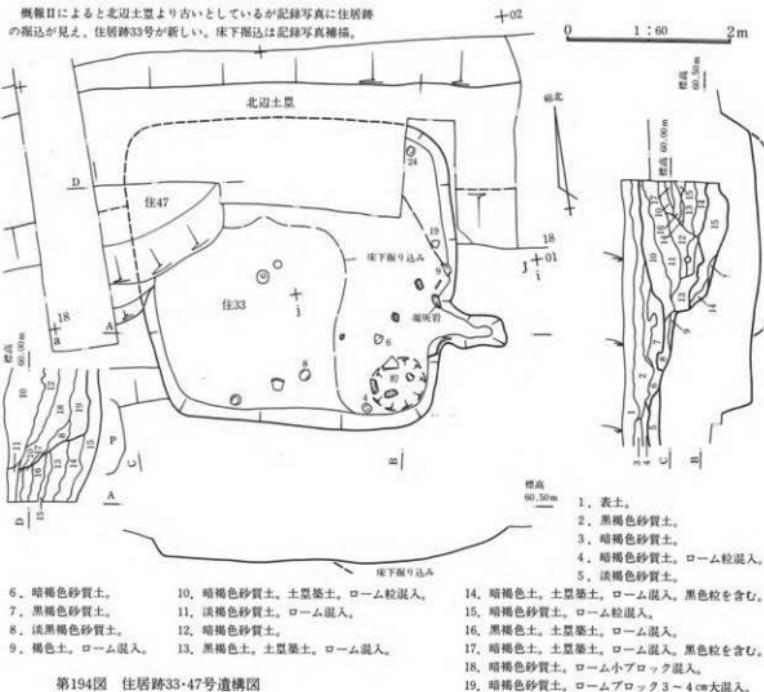
この住居は北%ほどの部分が土壘の下層に埋めこまれており、特に床面から50cmほどの当時の地表と想定

第5篇 検出された遺構と遺物（古代）

される部分の埋土はローム塊を含む黒色土で一時に埋められた様相を示していた。このことから、本住居は土壘構築の際、意図的に埋め戻され、整地され、その上に土壘を築いたものと見られる。従って、本住居の廃棄と土壘構築の時期はほぼ同時であり、この遺物の示す時期は本遺跡の性格、時期の想定にも大きな基準となるものと考えられる。」とあり、住居跡一覧表には「形状・規模—隅丸方形・ $3.62 \times 3.72\text{m} \cdot -50\text{cm}$ ・方位—N15°E、かまど—東壁南寄り・焚口瓦組み・ $0.5 \times 0.7\text{m}$ 、遺物—土師器壺・須恵器蓋（墨書）、瓦、三彩片、北辺土壘に先行」とある。

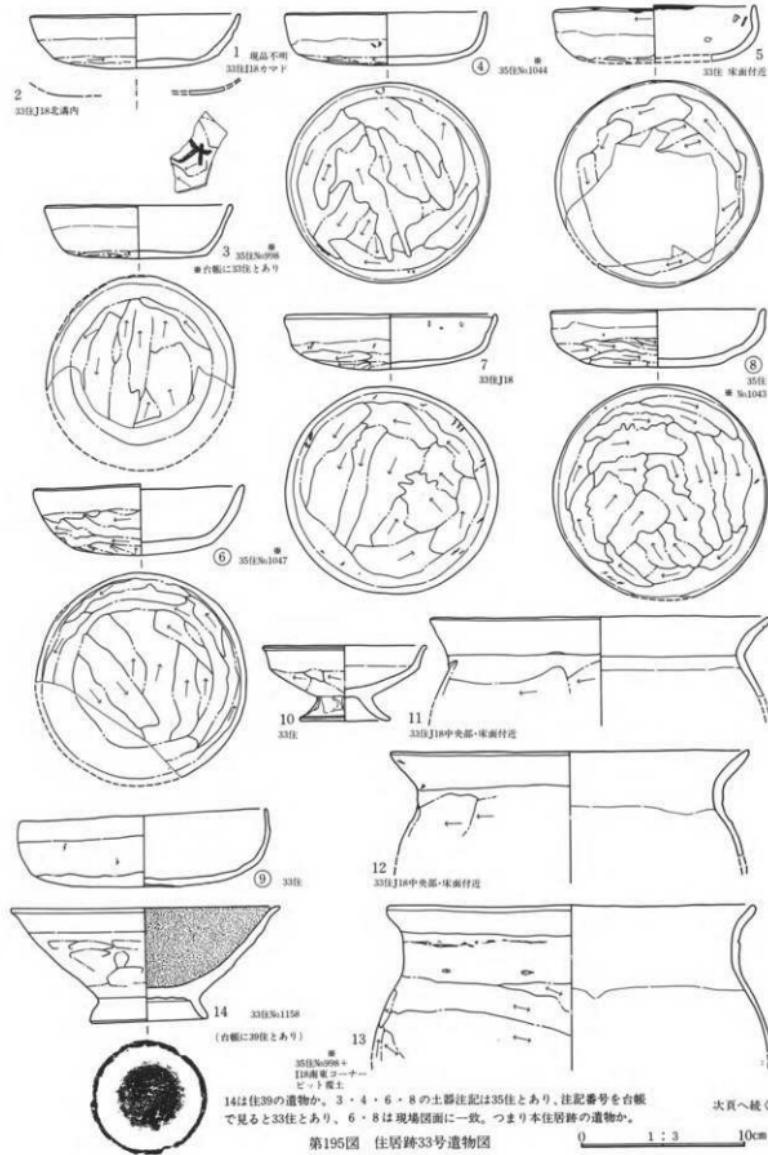
・整理所見一記録保存図・写真は存在する。重複関係は、写真および、第194図中の土層断面C-Dにより明らかとなおり、住居跡47号と土壘とは、土壘が後出し、47号が先行する。土壘は33号によって切られる。つまり住居跡47号→北辺土壘→住居跡33号の順に後出。なお住居跡47号が住居跡である根拠はないよう、記録図中に床面記述や住居跡に関する内容は見えず、底面成りは土壤や地業の掘込みのように見える。写真を見ると記録保存図中に記入されていた床下の掘り込みは住居跡33号の竈前を除くと住居跡47号とする遺構の延長上に相当している。貯藏穴位置は写真による補描で、深さは測定値の記入がないが、写真では浅い。竈の袖には瓦材が使用されている。遺物類は記録図中、住居跡47号に記入はなく、住居跡33号に、No285～298が記入され、その取り上げについて写真撮合の結果、第195・196図中、○印は住居廃棄に直結の個体を、無印は照合素材に欠ける個体を示した。

概報によると北辺土壘より古いとしているが記録写真に住居跡の掘込みが見え、住居跡33号が新しい。床下掘込みは記録写真補描。



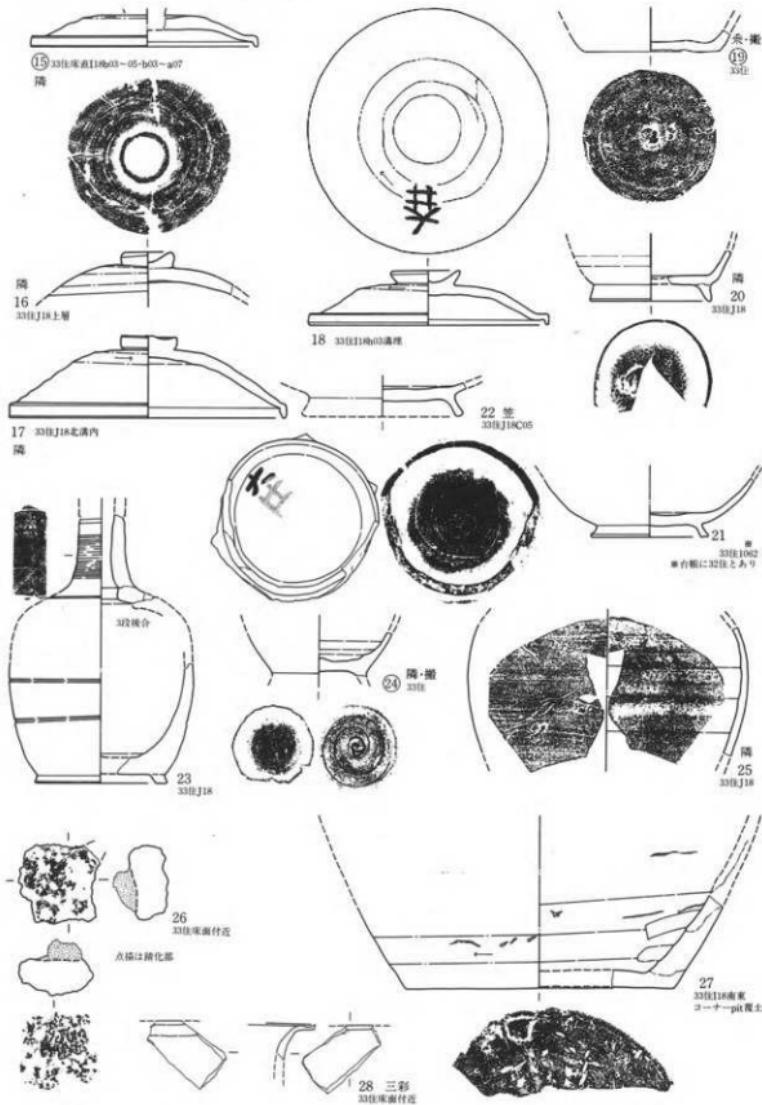
第194図 住居跡33・47号遺構図

第4章 住居跡



第195図 住居跡33号遺物図

第5篇 検出された遺構と遺物（古代）



第196図 住居跡33号遺物図

1 : 3 10cm

住居跡34号（写真図版22）

『概報II』の住居跡一覧表に、「形状・規模—長方形・ $4.5 \times 3.09m$ ・-30cm、方位—N15°E、かまど—北壁中央・粘土・ $0.66 \times 0.94m$ 、遺物—土師器壺（灯明）、瓦、鉄片、西櫛の走行に合う」とある。

整理所見—記録保存図・写真ともに存在する。第197図平面の中の破線部は写真による補描である。貯蔵穴は北東隅に深さ44cmの小土壤があり、貯蔵穴とも思えるが竈との距離があり、機能上、疑問を感じる。竈の右側には小さな中段が存在する。遺物類は記録図面中にNo357～362までの記入があり、写真とも一致するので、検出床面との関係を照合することができた。第198図中の○印は、本住居跡の廃棄に直結する個体を、無印は照合素材のない個体を示す。

住居跡35号（写真図版23）

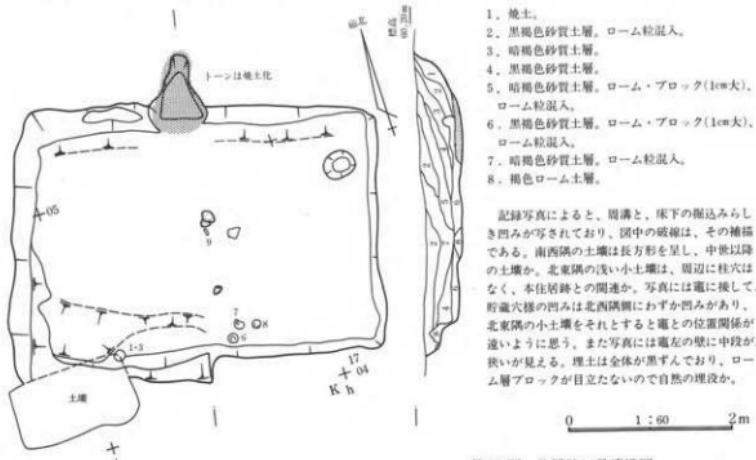
『概報II』の住居跡一覧表に、「形状・規模—？・-50cm、方位N11°E、かまど—東壁南寄り・粘土、遺物—土師器長甕、石、未完掘」とある。

整理所見—記録保存図・写真ともに存在する。前出規模のうち、一辺は3.48mを測る。竈跡は、図中に記録はないが、粘土材等の入り方が東壁側に多かったことによる推定であろう。中央に長方形土壤が重なって図中に見えるが、掘り込み位置を比較的正確に捉えうるのは、この土層断面だけである。記録図中に遺物取り上げ番号の記入はなく、別に遺物注記側から認めた個体はなかった。

住居跡36号（写真図版23）

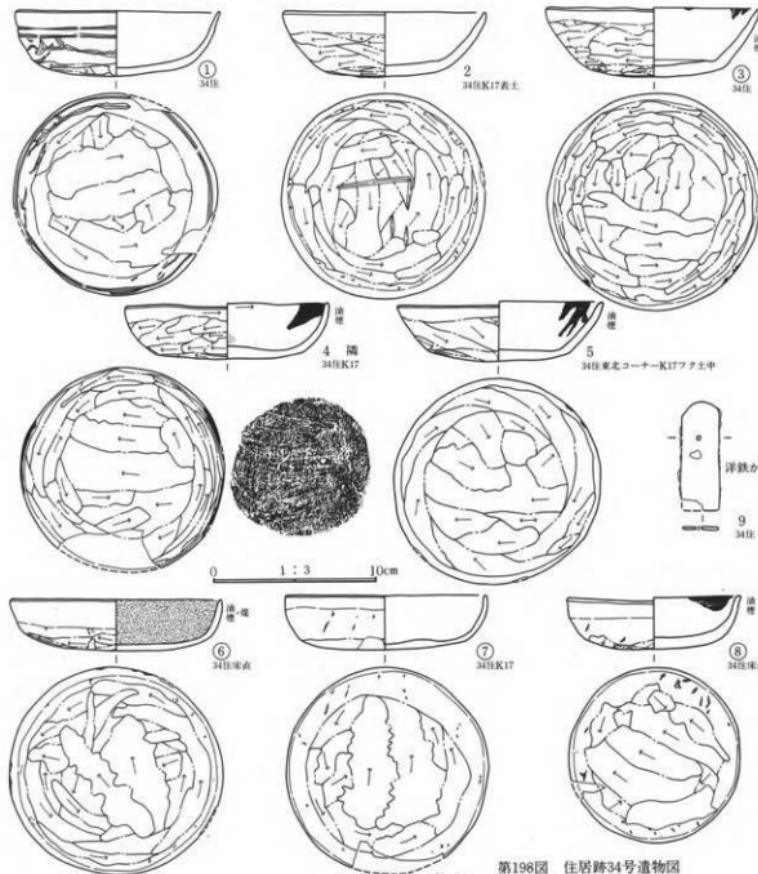
『概報II』の時期別、住居跡例の解説に「台形状区画内の第I基壇西北方に位置する住居で棚列外の住居群と比較する意味で取り上げたものである。

住居を埋めた土層は東半と西半ではその様相が異なっており、自然埋没とは認め難い。即ち、西半部は西壁より中央に向かって層状に埋没土層が認められるが、東半は西後に後れて埋まったものと認められる。しかも西半の土層も多少その含むものをちがえてはいるものの類似した土質を示し、西半と東半では層序に逆転の現象が認められるなどして、一時に埋められた様相とも受けとめられる。』とある。

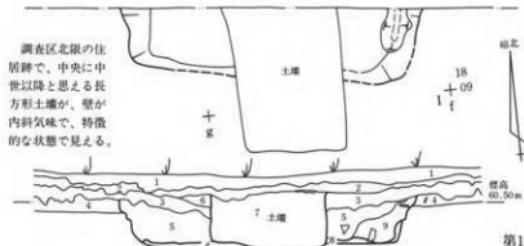


第197図 住居跡34号遺構図

第5篇 検出された遺構と遺物（古代）



第198図 住居跡34号遺物図



第199図 住居跡35号遺構図

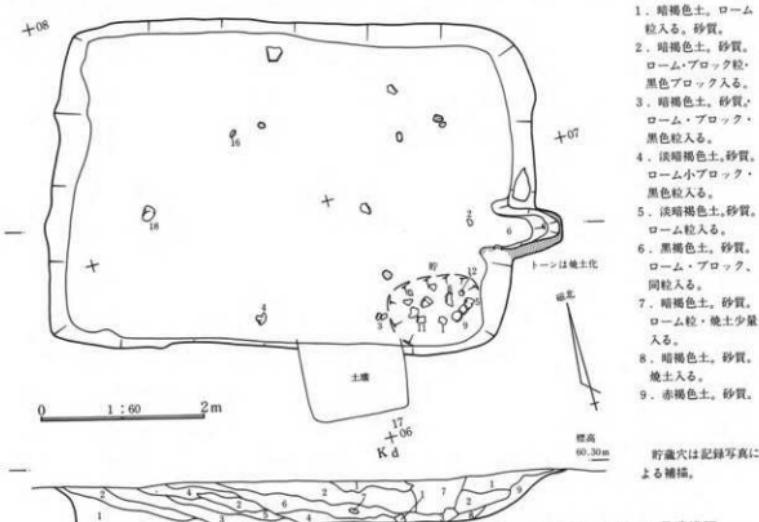
調査区北限の住居跡で、中央に中世以降と思える長方形土壌が、壁が内斜気味で、特徴的な状態で見える。

1. 暗褐色土層。
2. 黒褐色砂質土層。
3. 暗褐色砂質土層。
4. 棕色ローム土層。
5. 暗褐色土層。ローム・ブロック粒を不均等に混入。
6. 黑褐色砂質土層。ローム粒混入。
7. 暗褐色土層。ローム・ブロック黑色土を混入した搅乱層。
8. 黑色土層。ローム粒混入。
9. 黑褐色土層。粘土を多量に含む。

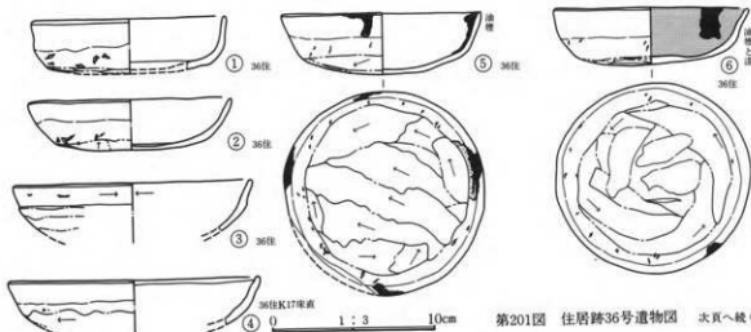
整理所見一前出の土層の逆転とは黒色味のある土層と、ローム層ブロックを多く含む土層とが逆に堆積していると云う意味であろう。確かにローム層ブロックを埋土中に多く含むため、人為埋没を認めて良い状況を写真に見ることができる。竈跡に架構を思わせる石材は写真には見えない。竈跡左脇に小さな中段が壁に設けられ、貯蔵穴は写真によって補描したが、-8cmの凹みが南東隅部に見える。遺物類は、記録図面中にNo.363～385まで取り上げ番号が付され、写真と照合が可能である。照合の結果○印は、住居跡の廃棄と直結する個体を示し、無印は照合できなかった個体を表わす。

住居跡37-1・2(整)号(写真図版23)

『概報II』の時期別、住居跡解説中に「この住居は東櫛列に沿って外側に南の38号住居とならんで検出された。規模が長大であり、床面から三彩片等を出土している等の点で取り上げたものである。

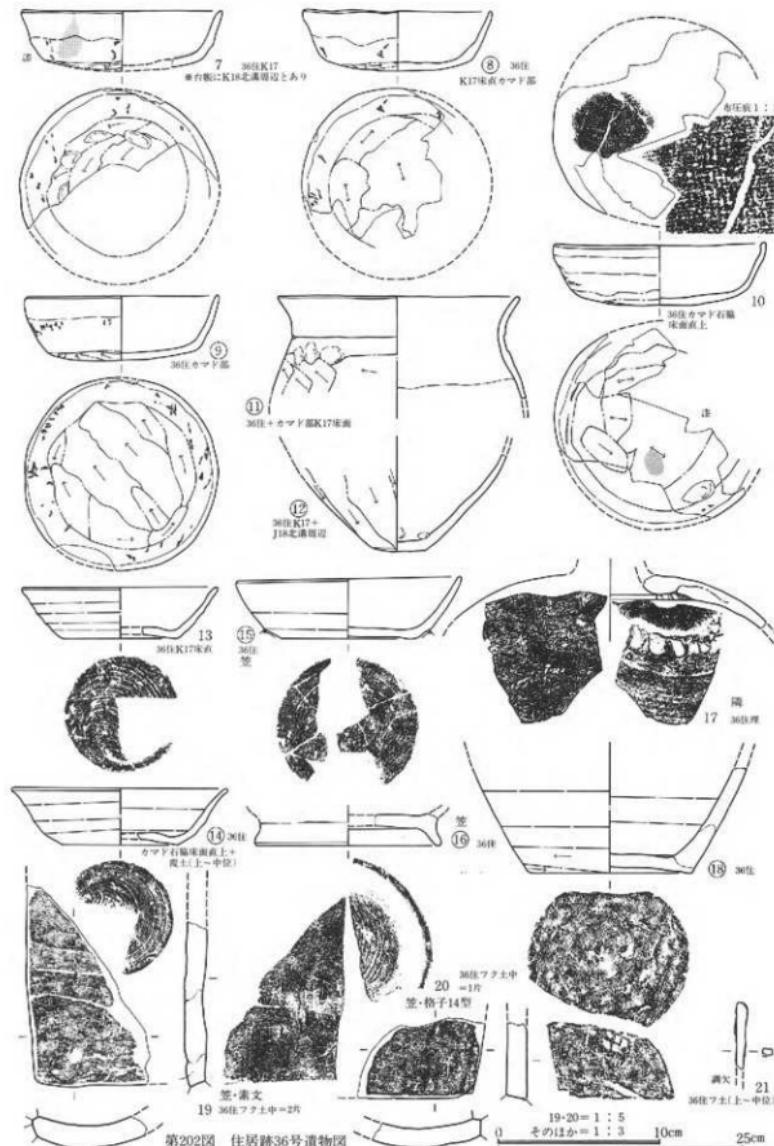


第200図 住居跡36号遺構図



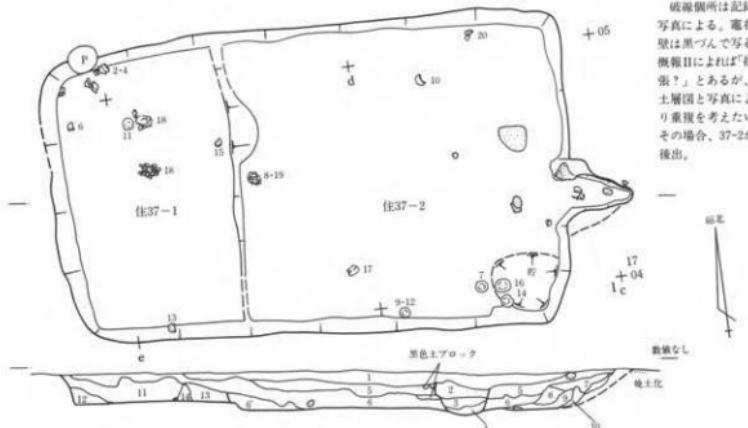
第201図 住居跡36号遺物図 次頁へ続く

第5篇 検出された遺構と遺物（古代）



第202図 住居跡36号遺物図

住居群の内最小は6m²、平均18m²に比較して24m²を算し、38号住居と共に特異なものである。また、南北主軸長に対し、東西主軸長は1.65倍に達し、西側の部分は東側の部分より8cmほどの差をもって一段床面が上がり、住居の拡張か住居を区画していたことが考えられる。かまどは東壁中央からやや南寄りに壁外に造りつけられている。焚口の左側には河原石を据えており、前面にも焼石が転がっているところから石組みであったものとみられる。また、かまど左前面には35×27cmほどの河原石が据えられ、表面はやや摩耗している。工作台であろうか。

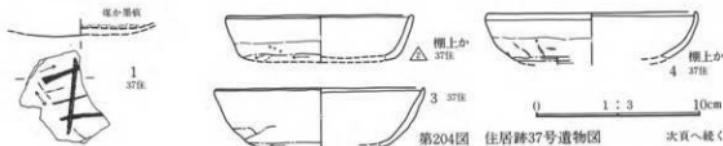


破線個所は記録写真による。竪右壁は黒づんである。概報によれば「拡張？」とあるが、土層図と写真により重複を考えたい。その場合、37-2が後出。

1. 黄褐色土。多量の火山灰石粒子とローム粒子を含み、僅かに燒土粒とカーボン粒を含んでいる。非常に硬くひき締っているが、粘性に欠ける土層である。
2. 黄褐色土。1より黄味が強い。5mmの大ローム粒を多量に、1よりは小粒の粗石も多く含み、その中に僅か焼土粒を含んでいる。黒色土ブロックを僅かに含み有非常によくひき締っているが、粘性に欠ける。
3. 黑褐色土。非常に小粒のローム粒子を多量に含み、焼土粒も僅かではあるが含まれ、よくひき締り弱粘性である。
4. 黄褐色土。非常に強い粘性を呈するがソフトな土層である。ローム粒子だけを多量に含む土層。
5. 黄褐色土。1よりも黒味がある。弱粘性を呈し、多量のローム粒を含むが軽石は僅かである。窓付近では僅かながら焼土粒とカーボンを含む。よく補っている土層。
6. 黑褐色土。やや締りに欠けるが粘性の強い土層。上層よりローム粒子が少くなり、軽石は僅かではあるが含まれている。
7. 黄褐色土。多量の燒土粒子を含み、1cmの大ローム粒を僅かに含んだ土層。粘性に富みよくひき締っている。
8. 黄褐色土。土層より黄味が強い。ローム・ブロックを僅かに含み、粘性が強く、ひき締っている土層。
9. 黑褐色土。焼土と褐色土の混合土で、赤色が強い凝灰岩の小粒とローム微粒を僅かに含み、粘性に欠けているがソフトな土層。
10. 赤褐色土。純土。
11. 黄褐色土。5cmの大ローム・ブロックを多量に含んだ土層。粘性は僅かにあり、非常に硬質な土層。
12. 黑褐色土。黒褐色土を基調とし、僅かにローム粒子を含み、硬くひき締り、粘性に欠ける土層。
13. 黑褐色土。非常に硬く、粘性に欠け、黒褐色土のブロックとローム・ブロックで成る。軽石をやや多く含み、三彩を出土。
14. 黄褐色土。3cmの大ローム・ブロックを多量に含む。粘性はないが、強くひき締り、硬い土層。

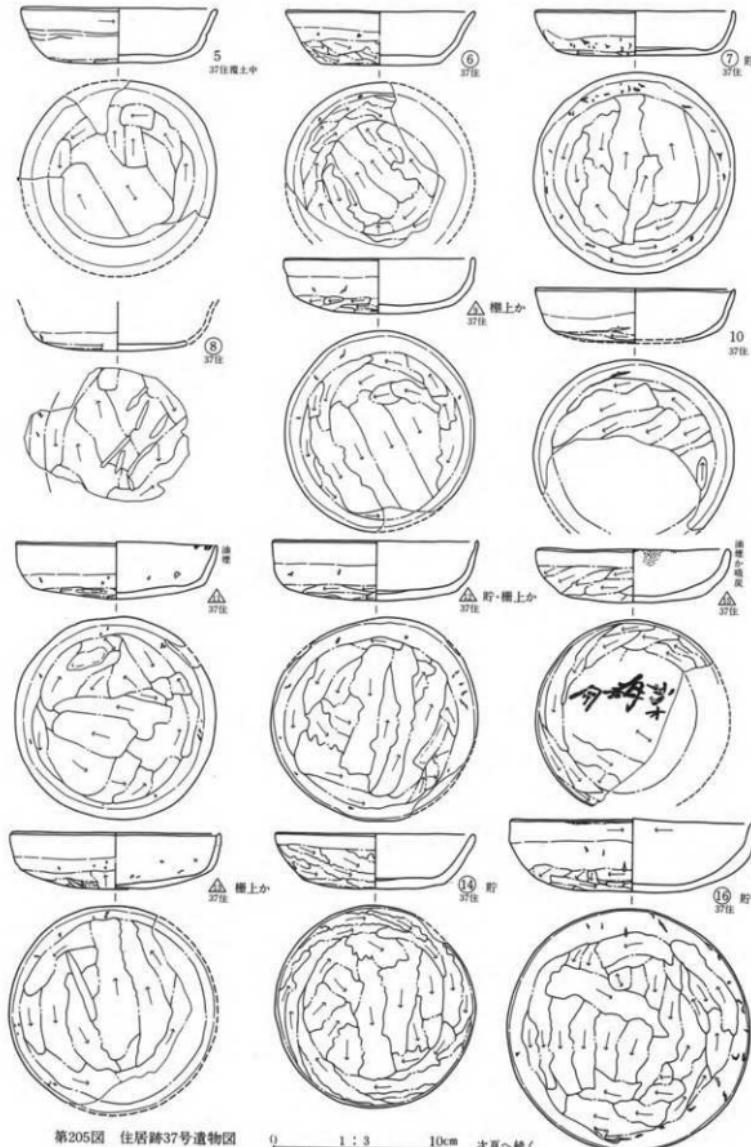
0 1:60 2m

第203図 住居跡37号遺構図



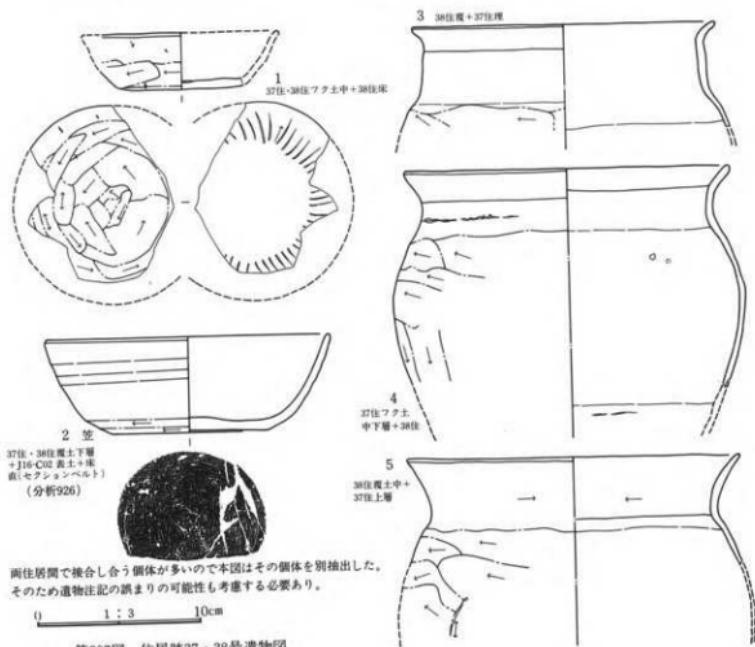
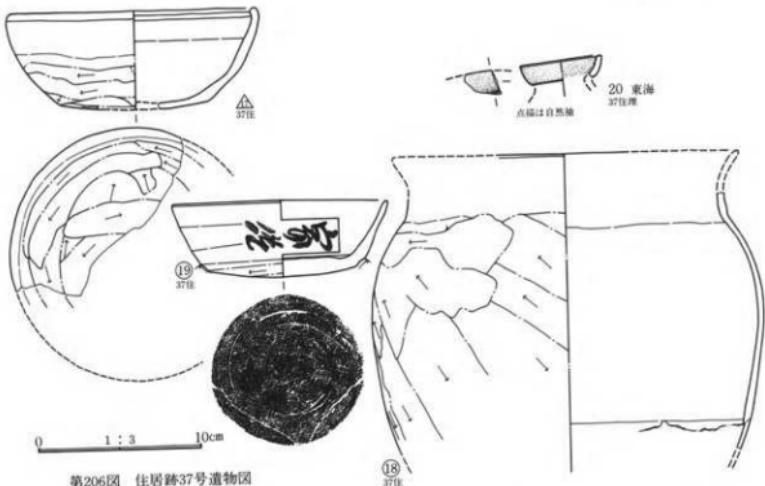
0 1:3 10cm 次頁へ続く

第5篇 検出された遺構と遺物（古代）



第205図 住居跡37号遺物図

1 : 3 10cm 次頁へ続く



第5篇 検出された遺構と遺物（古代）

遺物はかまど右前面に壊（土師器）が5個認められた他、西側上段床面上に壊・壊等が検出された。また、住居中央部床面に接して三彩片が出土した。この三彩は焼成、胎土、発色等からみても火舎とみられ、獸脚と同一個体である可能性が強い点が注目される。

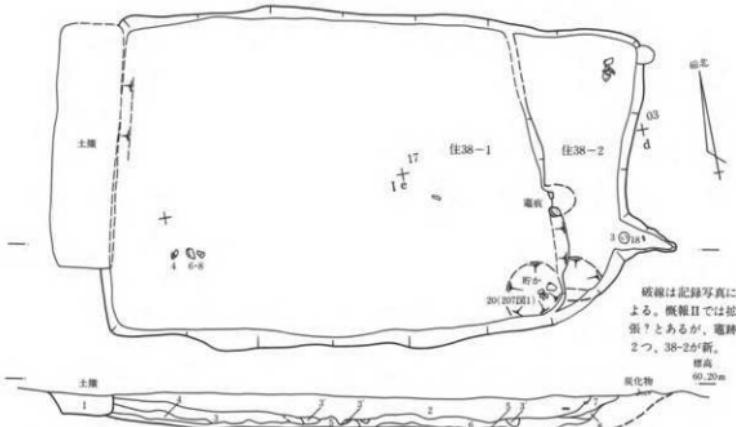
この長大な37・38号住居はともに掘立柱遺構群の中にあり、しかも、掘立柱建物との重複が認められないことは留意すべき点ではなかろうか。」とあり、住居跡一覧表に、「形状・規模一長方形・ $6.3 \times 3.82m$ ・-45cm、方位-N 4°E、かまど一東壁南寄り・粘土・支石・ $0.6 \times 1.0m$ 、遺物一土師器壊・長壊、三彩片、平石、拵張？」とある。

整理所見一記録保存図・写真は存在する。第203図は、写真による補描を加えてある。前出は一棟長屋のような説明であるが、土層断面注記13・6'との間に上層からの掘り込みと思わせる線が入り、床面に段差も存在するため、住居跡2つの重複と考えられ、枝番号を付した。37-2号が新しい。37-2号の龜内の小石は直立ではなく、支脚用材か、はっきりしない。貯蔵穴は浅く、-7cmの凹をもって写真に見える。遺物類は、記録図中にNo311～329まで記入され、写真照合の結果、○印は住居廃棄に直結する個体を、△印は埋土中を、無印は照合できなかった個体である。遺物から見ても2時期以上の差が存在する。

住居跡38-1・2（整）号（写真図版23）

『概報II』の住居跡一覧に、「形状・規模一長方形・ $7.06 \times 4.12m$ ・-30cm、方位-N 11°E、かまど一東壁

+04



破線は記録写真による。概報IIでは拡張?とあるが、遺跡2つ、38-2が新。

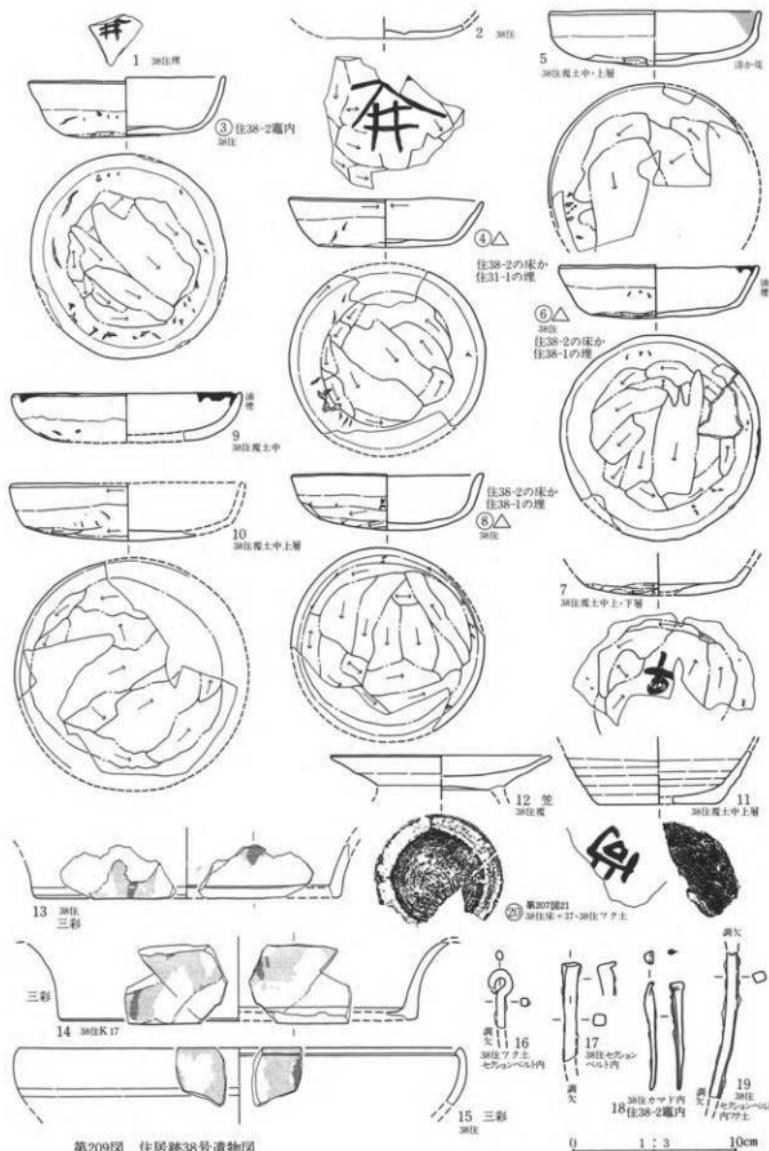
標高
60.20m

1. 黄色土。新しい掘込みか。ローム小塊の中に少量の黒色土が含まれ、やや暗い色調を呈す。ザクザクで繊りに欠ける。
2. 黒褐色土。ローム細粒を僅か少量含む黒色土。やや赤味を帯びるローム小塊が少量散存し、やや繊りをもつ。遺物を含む箇所附近では、炭化小粒・燒土・暗灰色灰をやや多めに含む。
3. 黒色土。やや粘性をもつ黒色土を主体とし、少量のローム細粒を含む。大きめのローム・ブロックを局部的に含み繊りに欠いている。
3. 3と同質であるが、少量の暗灰色灰を含み、繊りに欠ける。
4. 黑褐色土。3に似るがロームをより多く混合する。やや粘性を

- もち、繊りしている。遺物を含む。
5. 黄黒色土。ローム・ブロック、ローム細粒の混合を主体とし、少量の黒色土を含む。粘性があり繊る。僅かに炭化小粒を含む。
6. 黒褐色土。4に似るがロームをより多く混合し繊る。炭化小粒をやや多めに含む。
7. 黄黒色土。黒色土とローム細粒の混合に、少量のローム小塊を含む。暗灰色灰を多めに含み、炭化小粒を僅か量含む。
8. 黑褐色土。粒子は細くやや繊る。暗灰色灰・燒土・炭化小粒を少量含む。

第208図 住居跡38号遺構図

0 1:60 2m



第209図 住居跡38号遺物図

第5篇 検出された遺構と遺物（古代）

南寄り・粘土・ $0.37 \times 0.72\text{m}$ 、遺物一土器器壺、釘、瓦、拡張？」とある。

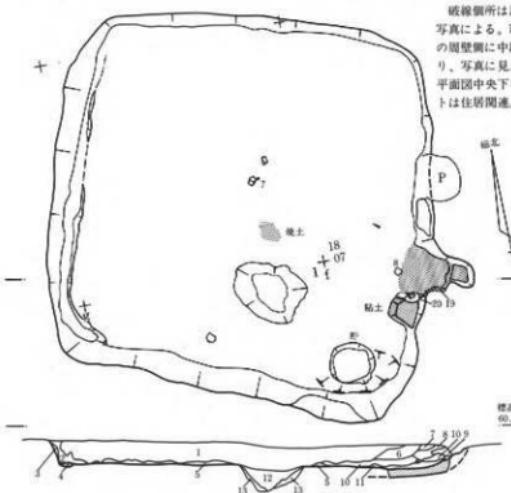
整理所見一記録保存図・写真ともに存在。前出では拡張に疑問を投げかけているが、記録された平面図中の住居跡38—1号とした東壁の中央部に石材と、記録写真にも、それが竈材らしく写っているので、住居跡2つの重複と考えられた。その重複は、住居跡32—2住の床面が、竈上に乗るよう見えるので、住居跡32—2号が後出して設けられた可能性がある。写真には、貯蔵穴が見え、記録では深さ—7cmである。遺物類はNo330～337の番号が記録図中にあり、写真撮影が可能である。第209図中、住居跡38—2号の廃棄に直結する個体は3・18があり、住居跡38—1号の廃棄に直結の個体に20がある。西半出土の4・6・8については、住居跡38—1号に直接関連したか、38—2号に関連したかは、位置が微妙であり、判然としない。第209図全体では二時期以上の差はある。

住居跡39号（写真図版24）

『概説II』の時期別、住居跡解説に「東北掘立柱建物群の西側に位置し、遺跡全体からみると裏側に当る。この住居は埋土の状態から自然に埋まつた層状堆積を示すこと、遺物からみて住居群の中では最も新しい一群の例として取り上げた。

住居の規模は平均的な方形で、かまどは東壁南寄りに壁外に造り出した形で右袖部に平石が焼けて転がっていた。焚口石組みの形式をもつたものとみられ、更に燃焼部壁面に平瓦を貼りつけて補強していた。

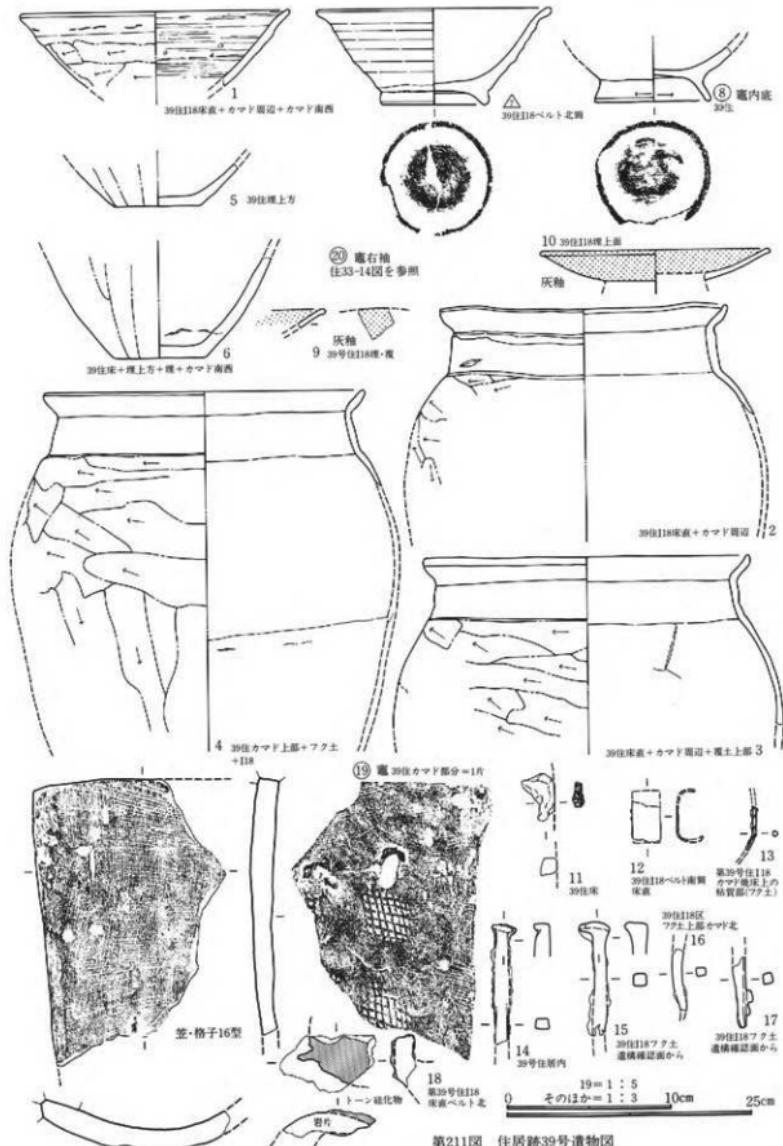
住居東南隅に54cmほどの径をもつ貯蔵穴様のピットが深さ55cmでうがたれていた。また住居中央には焼土



- 8. 黄褐色土。非常に強い粘質を持ち、やや大形の焼土粒子を比較的多く、またローム粒子を僅かに含み、硬くひき締った土層。
- 9. 黄褐色土。やや赤味が強い焼土のブロックが崩れたものとローム粒子を多く含み、硬質ではあるが粘性は非常に弱い。
- 10. 黑褐色土。強い粘性があるがやや軟質の土層で、焼土粒子を僅かに含む。むしろローム粒子が多く、やや灰白色を呈している。
- 11. 赤褐色土。焼土と黒褐色土の混合されたもの。弱い粘性でカフカした土層。
- 12. 深黒褐色土。粘性に富むが上層に比らべ柔軟である。竈部の粘土（灰白色）や焼土層を多く含んでいる。
- 13. 黄褐色土。非常に粘質に富んでいる。大形ローム・ブロックを多量に含みややソフトな堆積。

第210図 住居跡39号遺構図

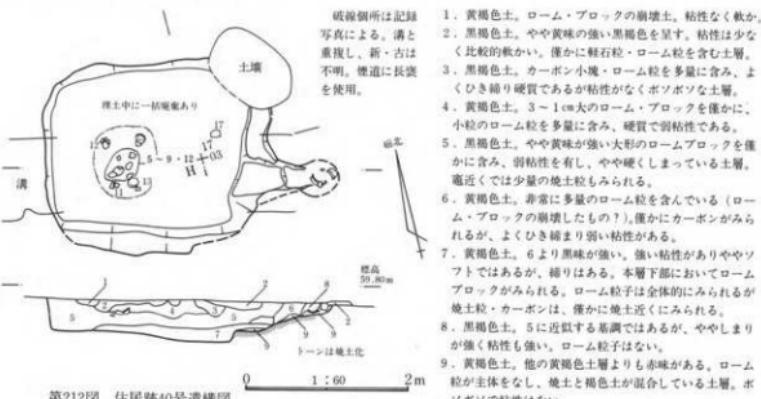
0 1:60 2m



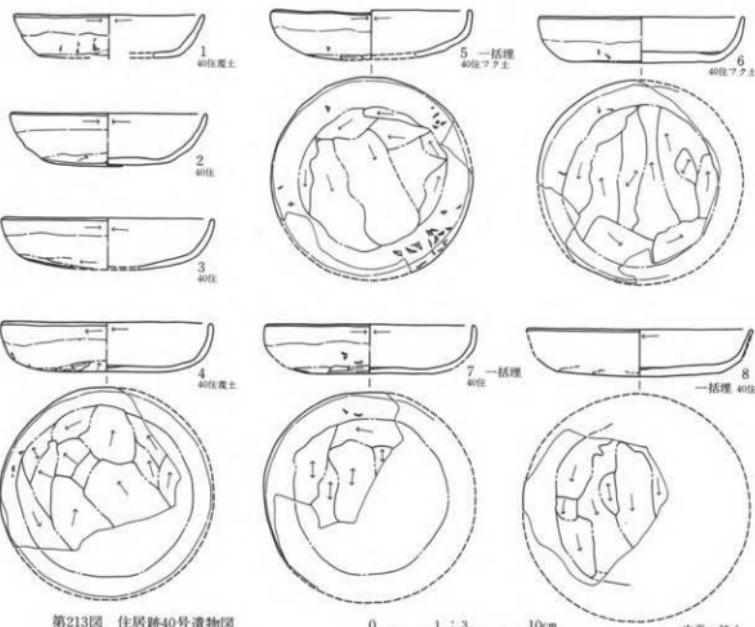
第5篇 検出された遺構と遺物（古代）

が一部堆積していた。西壁下には巾20cm内外の浅い周溝がめぐっていたがあまり明瞭ではない。

遺物は全体的に少ないが、かまど右袖部に須恵器高台塊が出土した他、土師器、瓦片等が出土している。また、かまど左袖前方に釘が出土した。

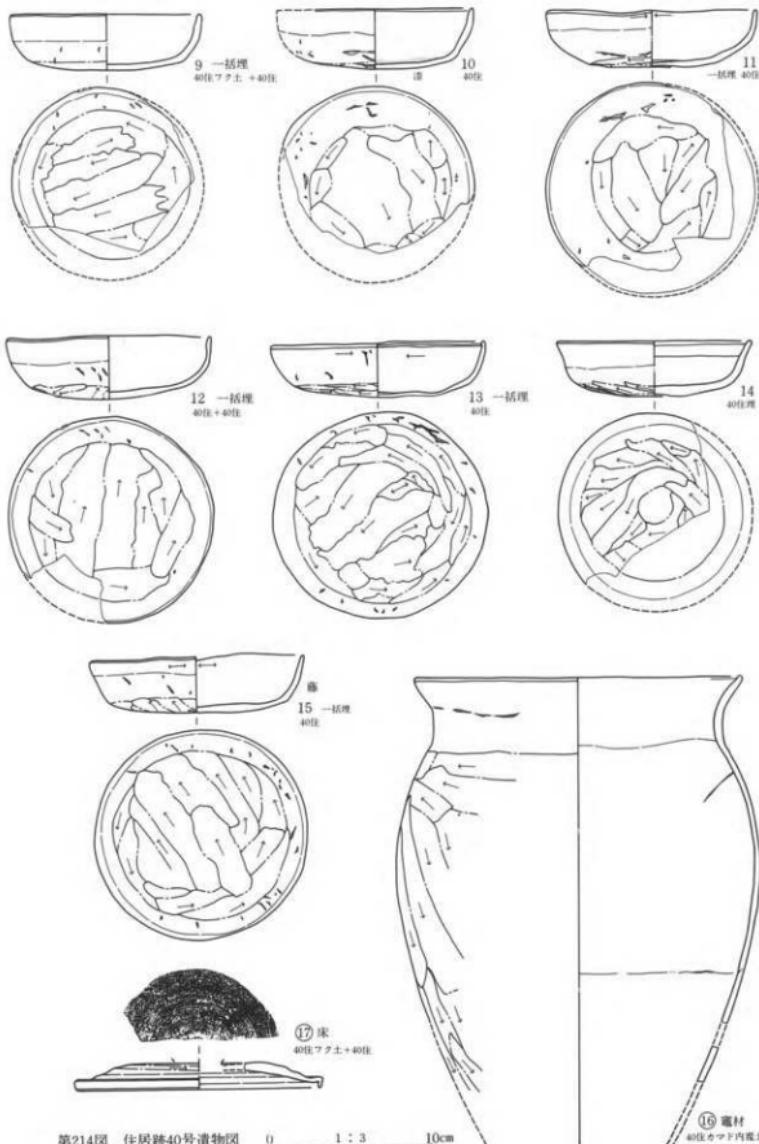


第212図 住居跡40号遺構図



第213図 住居跡40号遺物図

0 1 : 3 10cm 次頁へ続く



第214図 住居跡40号遺物図

0 1 : 3 10cm

⑯ 轍材
40号カマ内裏土

第5篇 検出された遺構と遺物（古代）

周辺にいくつかの柱穴状のピットがあるが対応関係から住居につくものともいえないし建物としてまとまるものでもなかった。

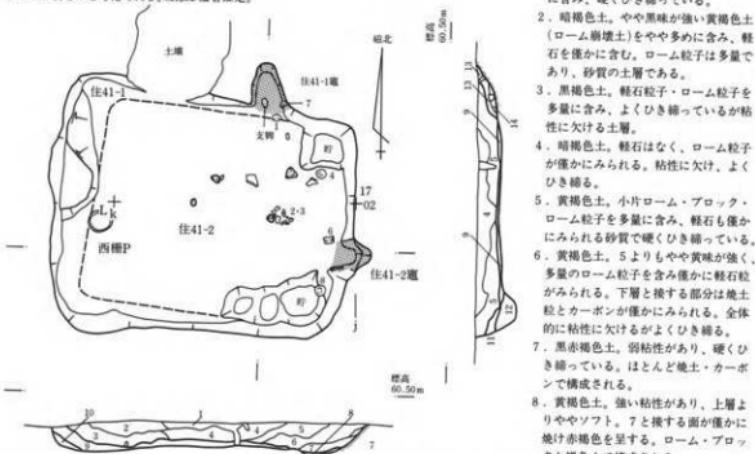
掘立柱建物群の裏側にあり、建物との重複が認められないこの住居は遺跡前面にある竪穴住居が一時的に埋め戻されたとみられるものが多い中で自然埋没したとみられる点から、竪穴住居群そのものの性格を考える上での1つの観点を示してくれるのかもしれない。」とあり、住居跡一覧に「形状・規模一不正方形・4.7×4.7m・-30cm、方位-N23°E、かまど一東壁南寄り・焚口瓦組み・0.6×0.9m、遺物一土師器壺、須恵器壺、瓦、釘」とある。

整理所見一記録保存図・写真は存在する。第210図は、写真により西壁下周溝、竪左側の中段を補描して作成した。自然埋没に関しては、写真には明るい色調で写され、土層記号1中にローム粒子を含み、粘性ありとしていることから、自然埋没であるとは云い切れないのではないだろうか。遺物類は、図面中にNo348~356まで記入され、遺物注記の誤りによって、住33-14が本住居の遺物であることが写真によって確認できた。第211図中、○印は廃棄に直結の遺物、無印は照合素材のない個体を示す。

住居跡40号（写真図版24）

「概報II」の住居跡一覧に、「形状・規模一長方形・2.7×2.18m・-40cm、方位-N15°E、かまど一東壁南寄り・煙道に長甕利用・0.44×0.54m、遺物一土師器長甕・壺」とある。

整理所見一記録保存図・写真は存在する。第212図は写真により補描を加えて作成してある。煙道に使用され概報IIによれば、北竪が新しいという。しかし、土層断面、写真、出土遺物状況によると41-2が新しいと考えられる。破壊は発掘者推定。

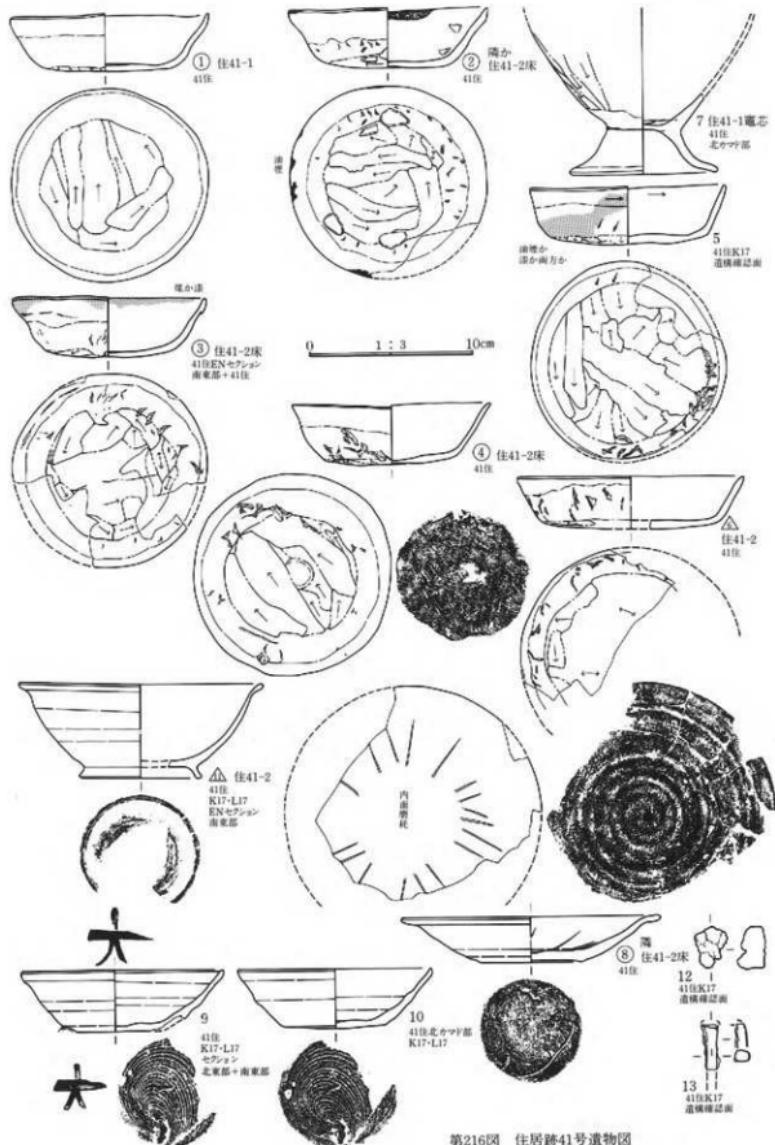


9. 黄褐色土。黄味の強い土層。大型のローム・ブロック(4cm大)とローム粒子が非常に多量に含まれている。上層と比べややソフトであるが、粘性はない。
10. 黄褐色土。小形ローム・ブロックの崩壊したものが主で硬質である。粘性に欠ける。
11. 黒褐色土。黒色土が主でローム・ブロックが僅かに入る。10に似て粘性はなくややソフトである。

第212図 住居跡41号遺構図

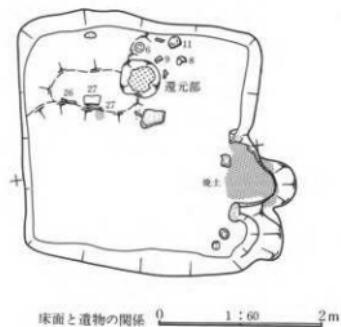
1. 黒褐色土。サラサラとして砂質である。白色の軽石・ローム粒子を僅かに含み、硬くひき締っている。
2. 喀褐色土。やや黒味が強い黄褐色土(ローム崩壊土)をやや多めに含み、軽石が僅かに含む。ローム粒子は多量であり、砂質の土層である。
3. 黑褐色土。軽石粒子・ローム粒子を多量に含み、よくひき締っているが粘性に欠ける土層。
4. 喀褐色土。軽石はなく、ローム粒子が僅かにみられる。粘性に欠け、よくひき締る。
5. 黄褐色土。小片ローム・ブロック・ローム粒子を多量に含み、軽石も僅かにみられる砂質で硬くひき締っている。
6. 黄褐色土。5よりもやや黄味が強く、多量のローム粒子を含み僅かに軽石粒がみられる。下層と接する部分は焼土粒とカーボンが僅かにみられる。全体的に粘性に欠けるがよくひき締る。
7. 黑褐色土。弱粘性があり、硬くひき締っている。ほとんど焼土・カーボンで構成される。
8. 黄褐色土。強い粘性があり、上層よりややソフト。7と接する面が僅かに焼け赤褐色を呈する。ローム・ブロックと褐色土で構成される。
12. 黄褐色土。全体にカワカした土層。比較的強い粘性があり、4~2cm大のローム・ブロックが多くみられる。
13. 黄褐色土。僅かに焼土のブロックがみられ若干粘性がある。繊維は強く、ローム粒子の割合が多い土層。
14. 深赤褐色土。全体に燒土と褐色土が混合されたようにみられる。粘性に欠けソフトである。

0 1:60 2m



第216図 住居跡41号遺物図

第5篇 検出された遺構と遺物（古代）



第217図 住居跡42号遺構図

1. 黒褐色土。黒味がやや強い暗褐色を呈す。僅かにローム粒子を含むことができ、粘性は弱いが比較的よくひき締める。
2. 喀褐色土。住居跡中央部がやや黒味が強い。僅かながらローム・ブロックを含みローム粒子は少なく粘性があり、よくひき締める。
3. 喀褐色土。2よりも黄味が強いローム・ブロック(3~2cm大)の混合が多く、カーボン・粒・ローム粒子を僅かに含んでいる。窓上部はやや粘性があるが、全体的に粘性はなくやや締りに欠ける。
4. 喀褐色土。焼土を多く含み粘性に欠ける。ローム粒子を僅かに含んでいる。粘性に欠けるが締りはよい。
5. 黄褐色土。ローム・ブロックが非常に多く、強い粘性があり、硬くひき締っている。
6. 赤褐色土。バサバサした土層。焼土が主で僅かに褐色土の混合がみられる。カーボン・粒がやや多い。
7. 黄褐色土。僅かに焼土が含まれ、粘性を有していない。ソフトな堆積である。
8. 灰褐色土。やや大きめのカーボンを僅かに含む。粘性が非常に強く、灰褐色の粘土を多く含み、ローム粒子の混在も多い。焼土が主である。
9. 赤褐色土。焼土でカフカしている。小礫まじり。

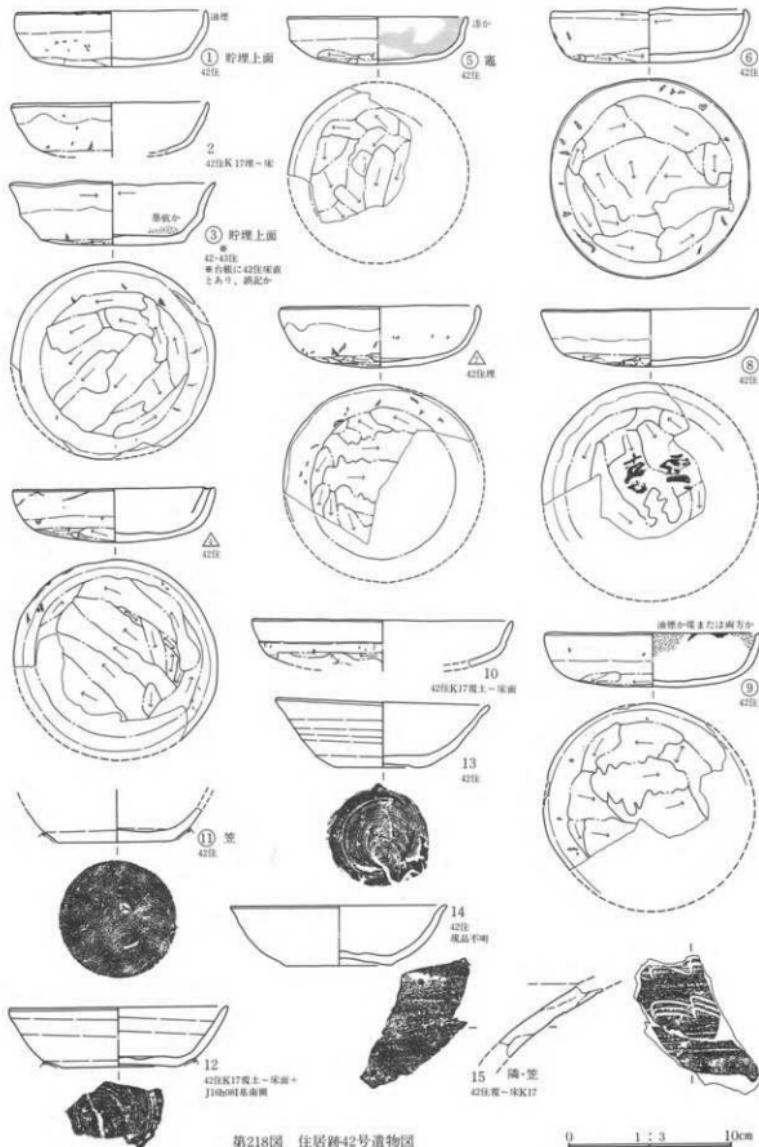
報告II中の遺構図のうち、炉跡表現は、写真照合の結果、凸凹が逆で、左図のとおり。またかの西方に高まりがあり、写真と現場記録高値により勾配を示すと破線のとおり。その周囲の拡大は左図最下段のとおり。そのうち作業台石の上面は平ら。

れた焼は復元の結果、一個体のようで、底面側を欠く。注目されるのは、埋土上方の注記番号1~4はローム層ブロックが多く、人為埋没と考えられ、その下部に一括廃棄に見える土器群が存在することで、第213・214図中に一括埋とあるのは、その一群を指す。遺物の取り上げはNo338~347があり、住居跡の廃棄に直結するのは、そのうち2点(16・17)のみであり、○印を付した。無印は確認のとれなかった個体。

住居跡41-1・2(整)号(写真図版24)

「概報II」の住居跡一覧に「形状・規模一不正長方形・3.7×2.92m・-25cm、方位-N 6°E、かまど一東壁南寄り・北壁東寄り・焚口石組・0.38×0.50m、遺物一土器師壺・須恵器壺・壇・甕・瓦、北壁かまどが新しい」とある。

整理所見一記録保存図・写真是存在する。写真・図ともに十字に土層断面が残され、北竈跡前面が切られているため、整理では2棟の重複を考えたが、前出とは異なり、住居跡41-1号が古く、41-2号が新しい。41-1号の竈内には支脚が立石に残る。貯蔵穴は-12.5cm、41-2号が-21.5cmであった。遺物類はNo386~398までが図中記入され、第216図1・7が41-1号の廃棄に直結し、他の○は-2号の廃棄に、△は埋土中からの出土を示す。



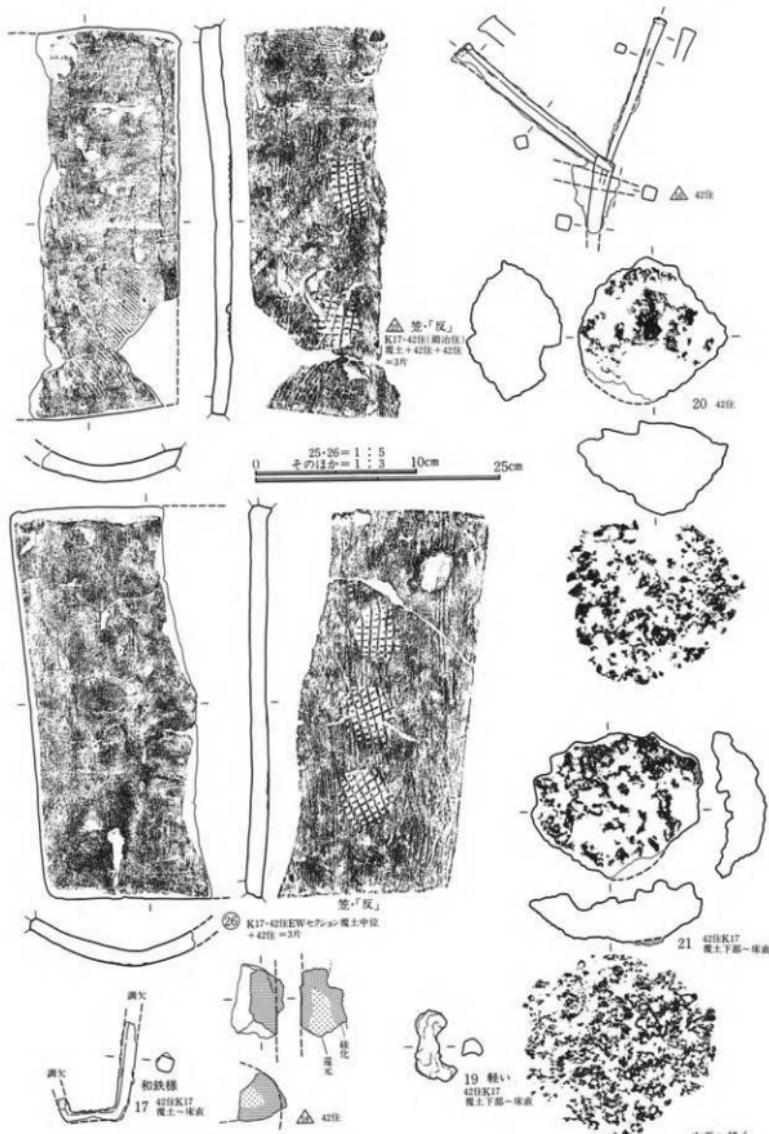
第218図 住居跡42号遺物図

0 1 : 3 10cm



第219図 住居跡42号遺物図

次頁へ続く



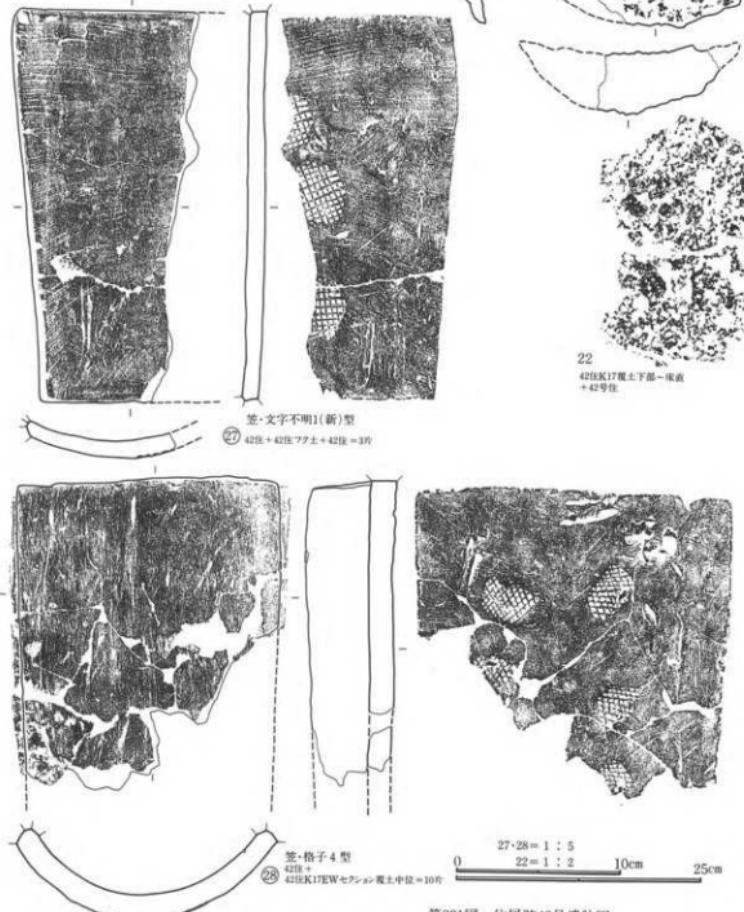
第220図 住居跡42号遺物図

次頁へ続く

第5篇 検出された遺構と遺物（古代）

床面上から埋没の過程に及んだ状態が第217図—上図である。そして埋没過程に及んだ石・瓦・土器類を除き、写真照合し、床面と直接関連を求めて作成したのが中段の図である。その結果、発発時点と直結しそうなのは伊賀付近の瓦類5点、瓦3点、貯藏穴内2点、さらに甃に1点が認めうる状態であった。

出土遺物は金属處理に関連して羽口片(18-埋土)、鶴羽の鉄鉈洋(20-21-埋土)があり、古墳の床面出土記載は鉄鉈洋1点の記載がある。関連してか、集められた状態で本かひ着した鉄釘(6埋土)、菱形の釘状17(埋土)、軽い鉄塊19(埋土)がある。写真照合の結果、床面からは、1・3(前方埋土上面-発発時床か)、6・8・9・11があり甃芯か甃に寄せて5の3点が、さらに炉に近接して立ててあった瓦は26・27の瓦女で、27に立て掛けた27が存続しているので、27は接合資料である。確かに出土状態は立て掛けで写されている(写真団版・伊賀と作業部平面図参照)。



第221図 住居跡42号遺物図

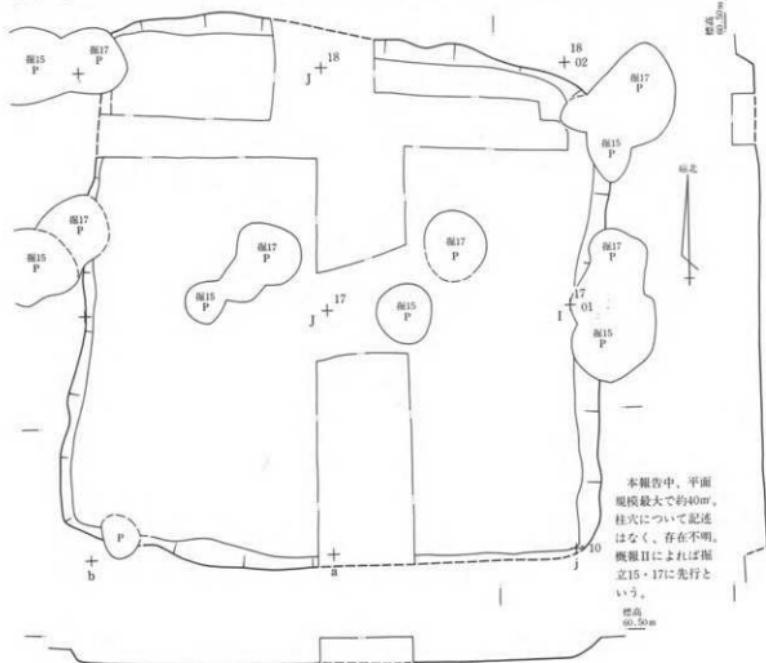
住居跡42号（写真図版25）

『概報II』の時期別、住居跡解説に「(前略) 小鍛冶址を伴なう工房跡として特筆される。(中略)

施設の中で注目されるのは住居中央北壁寄りに径50cmほどの不正円形の浅い火床があり内部は還元されるまで青く焼けた部分があった。この周辺から羽口片、チップスなどの小鍛冶に関連する遺物が散在するところからそれに関連する工房であったとみられる。また、西壁下中央寄りを中心に大型の平瓦片が多量に出土し、炉状焼土塊の西南には瓦を床面にさしこみ、その南側がやや焼け、炭化物も含んでいた。また、炉の南に接して平石が据えられており、表面が磨耗しており工作台の可能性がある。他に石が多量に出土、鉄滓等も比較的まとまって出土した。

遺物は他に土師器、須恵器の壺、釘等が出土している。

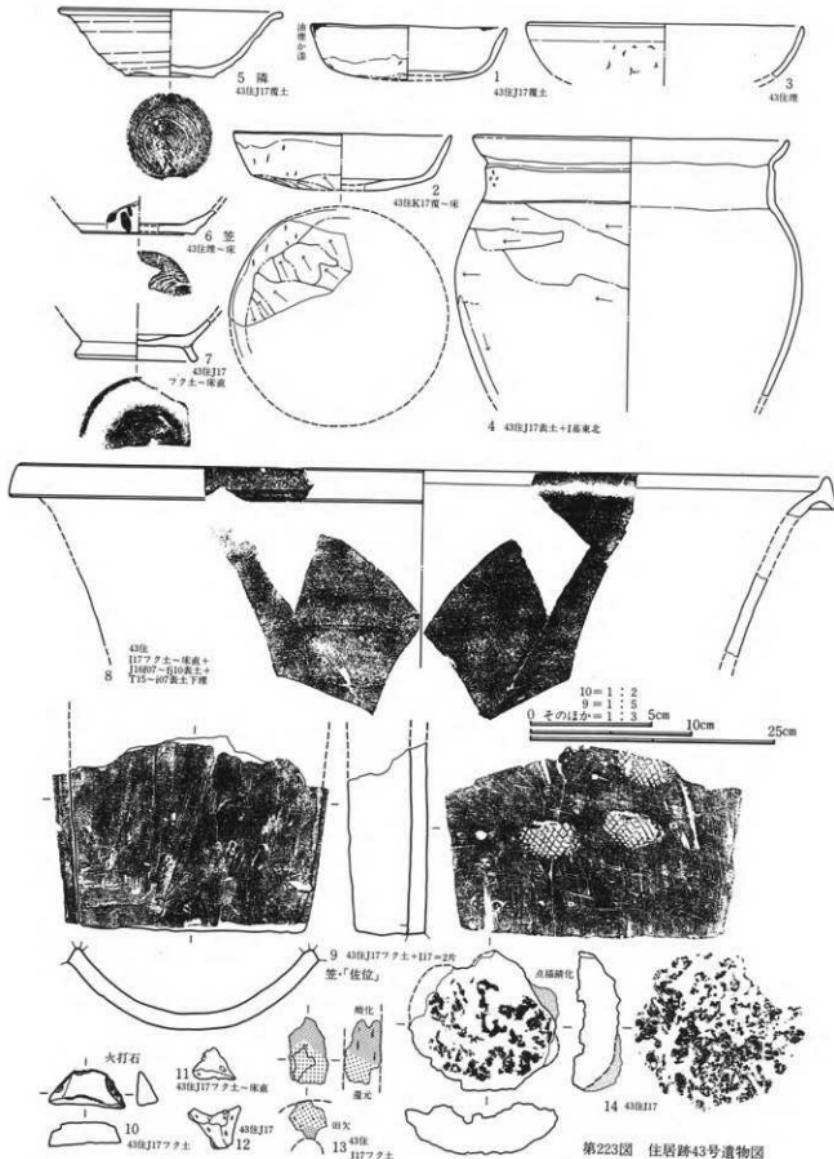
この住居は小鍛冶址を伴なう工房であること、大型平瓦を多量に出土することから、この遺構は本遺跡の主要瓦葺建物との関連や、竪穴住居群の性格を考える上で重要な遺構である。更に、その埋土の状態からみるとローム塊を多量に含む黄褐色土が床面を埋めていることから、一時的に埋めもどされた可能性があることも留意されるべき点であろう。」とあり、住居跡一覧表に、「形状・規模一不正方形・ $2.84 \times 3.07\text{m}$ 、方位一N13°E、かまど一東壁南寄り・焚口石組み・ $0.7 \times 0.5\text{m}$ 、遺物一土師器壺、須恵器壺、瓦多量、鉄滓・羽口・



第222図 住居跡43号遺構図

0 1 : 60 2 m

第5篇 検出された遺構と遺物（古代）



第223図 住居跡43号遺物図

チップス・釘、小鐵冶址」とある。

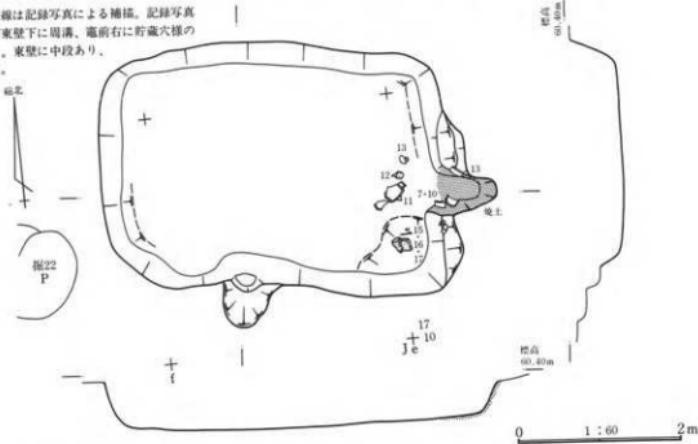
整理所見一記録保存図・写真は存在する。遺構図は第217図に、遺構所見は同図、第219・221図内の補注を参照されたい。遺物の取り上げは、No433～460までが図中に記入され、第218～221図中の○は住居の廃棄に直結、△は埋土出土、無印は照合素材に欠ける個体を示す。

住居跡43号（写真図版25）

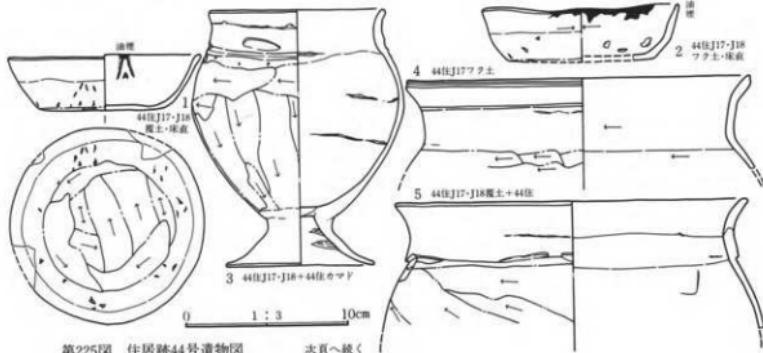
『概報II』の住居跡一覧表に「形状・規模一方形・ $6.7 \times 6.25\text{m} \cdot -30\text{cm}$ 、方位-N 6°E、かまど一検出されず。遺物一土器器坏、須恵器坏片、瓦、鉄滓、B015・B017に先行」とある。Bは掘立柱建物跡。

整理所見一記録保存図・写真は存在するが土層断面図は作成されなかつたようで、遺物取り上げも記入されてないので、半ば保存が決まった段階での未了か。面積は本報告中、最大で 40.5m^2 を計る。前出に竈の存在については検出されざつあるが、未了状態という点は、絶てに亘り、信頼性を欠くことになる。

図中破線は記録写真による補描。記録写真によれば東壁下に周溝、竈前右に貯藏穴様の凹みあり。東壁に中段あり。壁高深い。



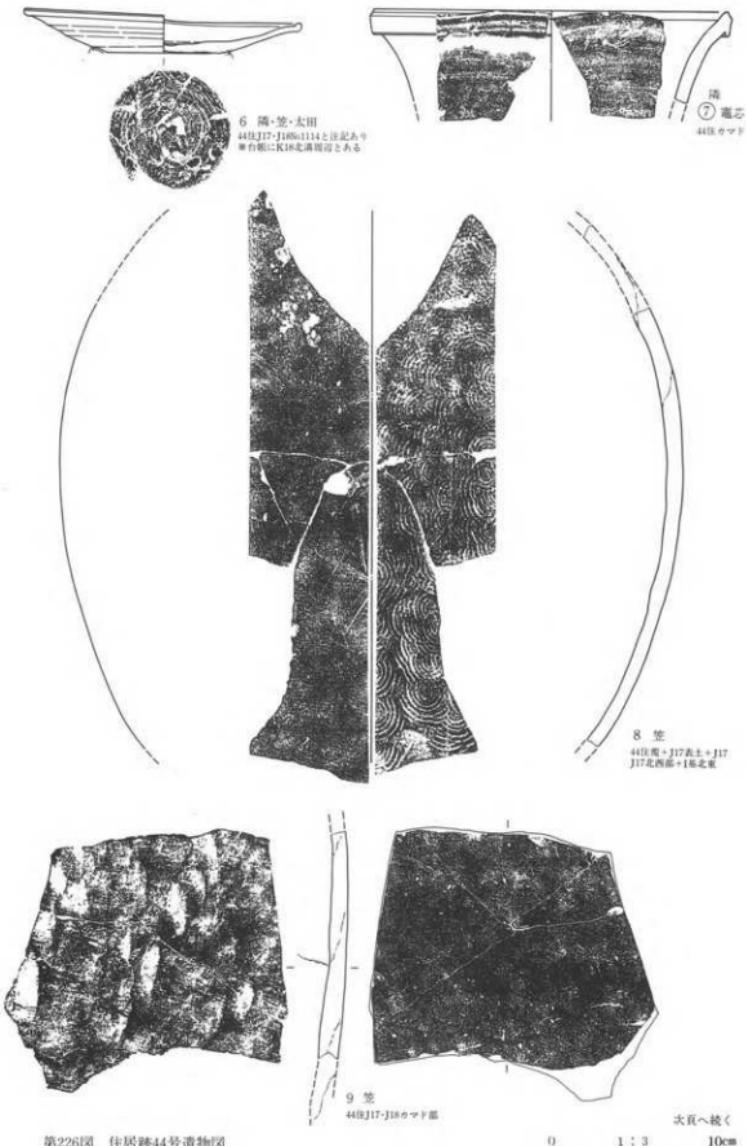
第224図 住居跡44号遺構図



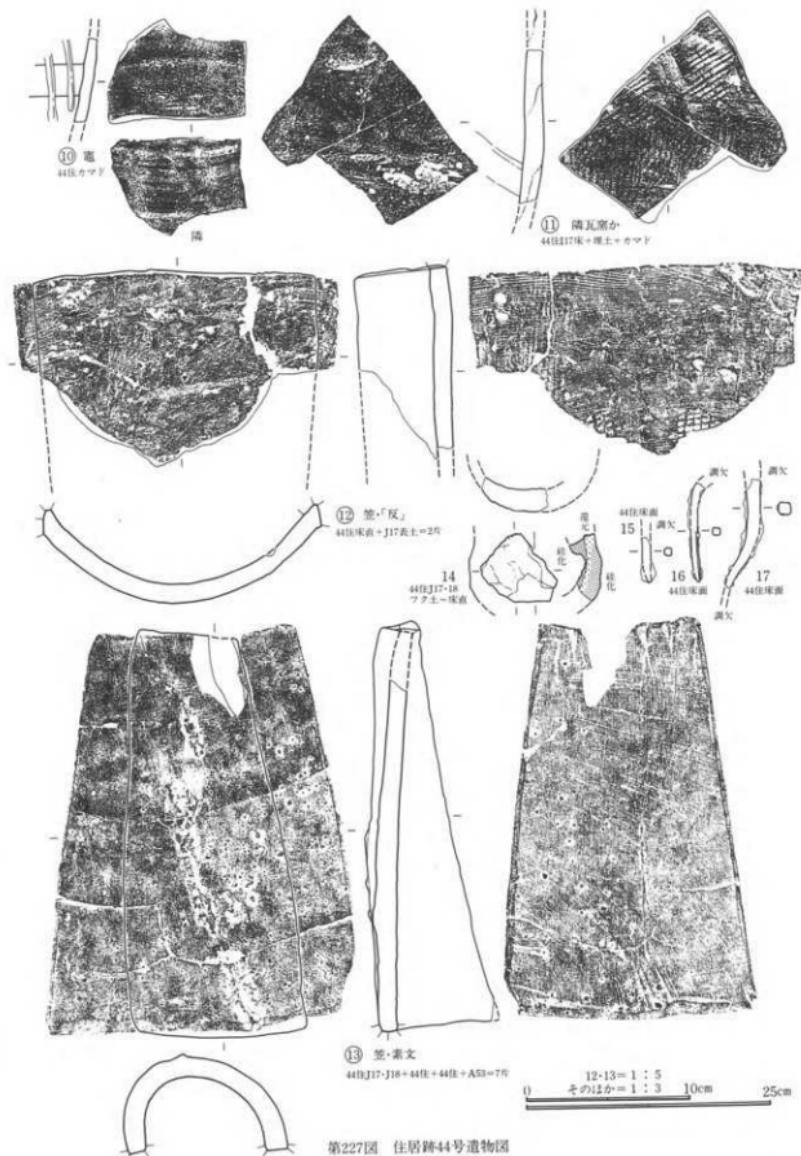
第225図 住居跡44号遺物図

次頁へ続く

第5篇 検出された遺構と遺物（古代）



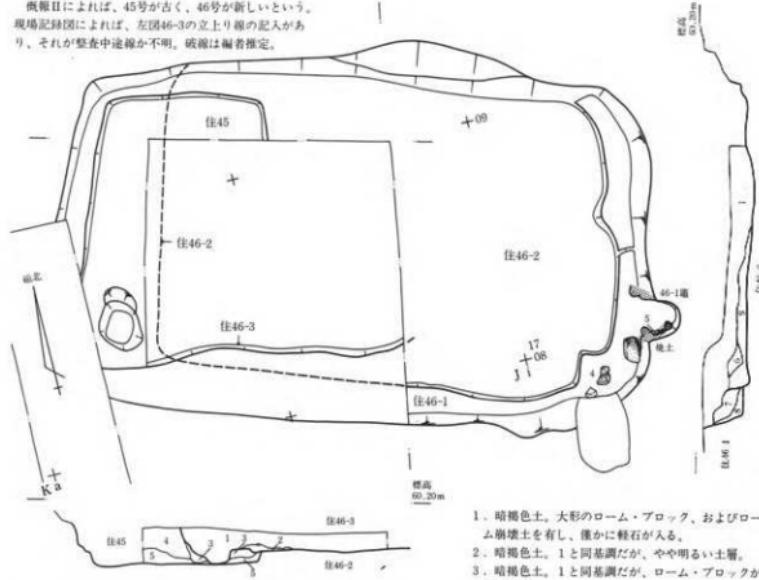
第226図 住居跡44号遺物図



第227図 住居跡44号遺物図

第5篇 検出された遺構と遺物（古代）

概報Ⅱによれば、45号が古く、46号が新しいという。
現場記録図によれば、左図46-3の立上り標の記入があり、それが整査中途標が不明。破線は編者推定。



1. 暗褐色土。大形のローム・ブロック、およびローム崩壊土を有し、僅かに軽石が入る。

2. 暗褐色土。1と同基調だが、やや明るい土層。

3. 暗褐色土。1と同基調だが、ローム・ブロックが密である。

6. 黄褐色土。1より粒子が少なく1cm大のローム・ブロックになる粘土が少なく、硬く引き締っている。

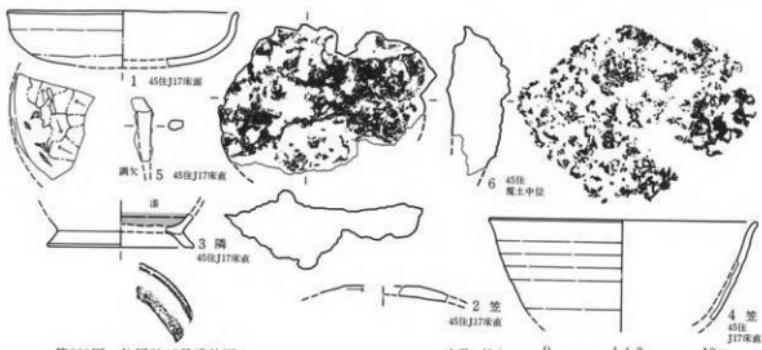
7. 黄褐色土。6より褐色味が強い微粒のローム・ブロック、軽石・カーボンを含み弱粘性があり、ひき締っている。

8. 黄褐色土。7と基調は同じだがローム粒子の割合が少ない。

9. 黄褐色土。6と同じ色調を呈す。軽石がかなり入っている。大形(4cm大)ローム・ブロックが含まれ、粘性が強く、硬く、ひき締まる。

0 1 : 60 2m

第228図 住居跡45・46号遺構図



第229図 住居跡45号遺物図

次頁へ続く 0 1 : 3 10cm

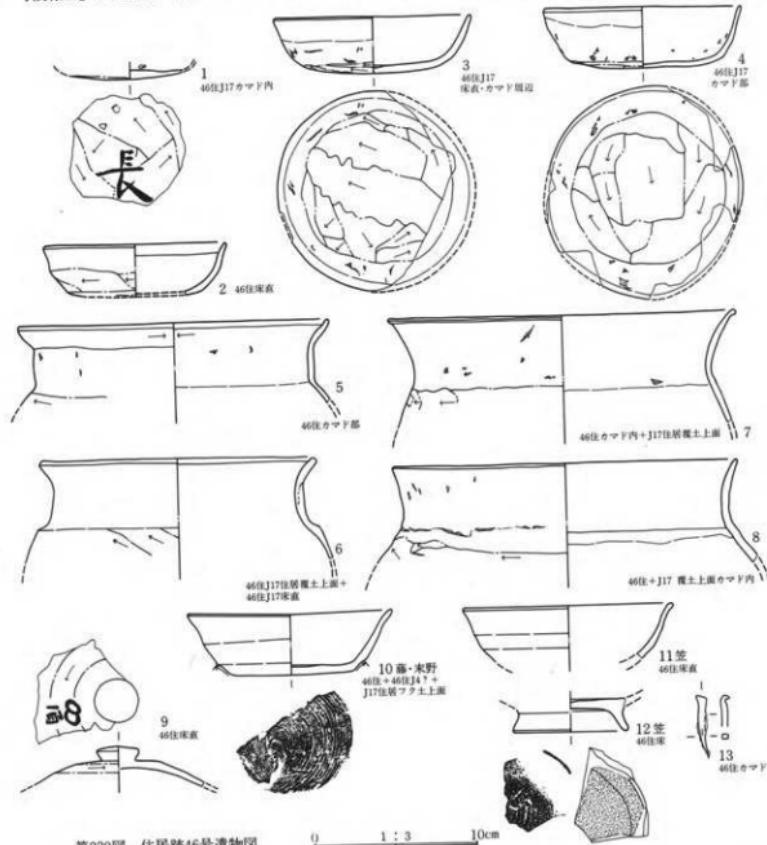
住居跡44号（写真図版25）

『概報II』の住居跡一覧表に「形状・規模—不正長方形・ $4.12 \times 2.94\text{m}$ ・ -55cm 、方位—N 3°E、かまど—東壁南寄り・焚口瓦組・ $0.54 \times 0.62\text{m}$ 、遺物—土器部長甕・壺・脚付甕、須恵器甕、瓦、釘、B022、B028、B029に先行」である。Bとは、掘立柱建物跡のことである。

整理所見—記録保存図・写真是存在する。第224図は、写真による補描を加えて作成した。竈右側の貯蔵穴凹状に写真に見え、 -19cm を測る。竈は廃棄時に破壊したらしく、貯蔵穴内に用材らしき石材と竈跡内に瓦材が散っている。竈跡左側に狭いが、中段が見える。遺物はNo401~411までが記録中に見え、○印が廃棄に直結し、無印は、照合素材のない個体を示す。掘立柱建物跡との重複は照合素材がない。

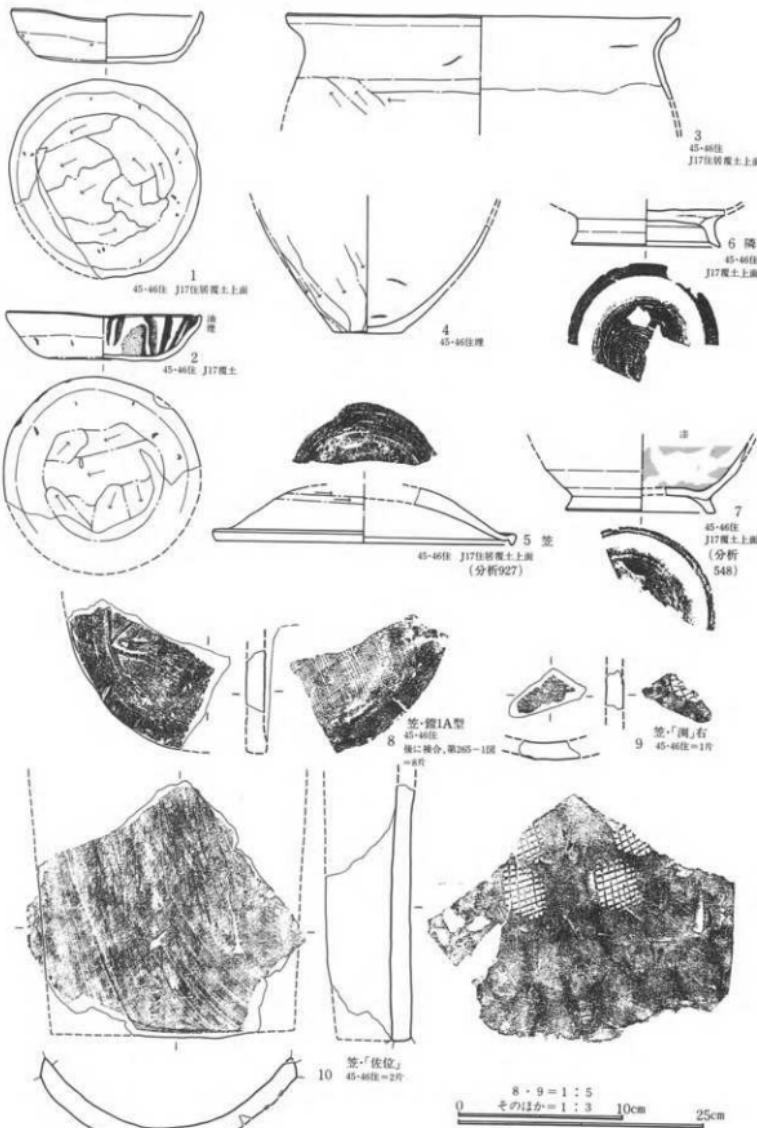
住居跡45・46—1・2・3（整）号

『概報II』の住居跡一覧表に、45号として「形状・規模—？、方位—？、かまど—？、46に先行未完掘」



第230図 住居跡46号遺物図

第5篇 検出された遺構と遺物（古代）



第231図 住居跡45-46号遺物図

とあり、46号について「形状・規模一長方形・ $7.2 \times 4.3\text{m} \cdot -55\text{cm}$ 、方位一N20°E、かまと、東壁南寄り・焚口石組み・ $0.38 \times 0.4\text{m}$ 、遺物一土師器坏、瓦片」とある。

整理所見一記録保存図は存在するが、全景写真等、写真記録はない。前出しに未完掘であるので撮影されなかつたのかもしれない。遺構図も不明点が多く、住居跡平面に、直結すると考えられる輪郭總ては4棟分、記入され、独断での判別は、できないので、そのまま記入し、遺構名称は枚番号で表現し、第228図に示した。このうち住居跡46—3号の輪郭線は、発掘によって生じた段差を記録したものかもしれない（記録された図面の大半は、素図に近い状態にあり、掘り過ぎ、重複誤認などの訂正の加除筆は、ほとんど行われていないので、この場合、調査区線を図化した可能性もある）。竈跡は、記録保存図に従えば、住居跡46—1号に取り付く、遺物は、No.398～400までの3点が図中に記入されている。第230図の4・5に該当があるが、写真がないので照合はできない。

住居跡48(整)号とほかの住居跡(写真図版25)

大規模な発掘を実施すると、調査区外に大半が伸びてしまったり、竈の焼土が単独で浮く場合など、調査の終盤まで住居跡番号を付けようか、迷うことが、しばしばある。それが、遺跡全体の数量比などを求めようとした際など、場合によっては致命的な、見過ごしに通ずることにもなるので、残りの住居跡はどのくらい存在したのかを次に考えたい。

全体図を見るとI13区の掘立柱建物跡Jと重複の住居跡48(整)号、H16区内のN2トレンチ内、N4、N5トレンチにまたがる個所(第87図)の、合計4基にその可能性が考えられた。時に住居跡48(整)号として名称をあたえた例は、住居跡様の平面形と底面が平らな状況を遠景(写真図版25)から察めた。他3例は、未調査区に入るので、何とも云えないが、平面形状の一部からすれば可能性はあると考えられ、それらの場所は写真によれば、浅間山B輕石を主とする土層が上面を覆っているので、層位からしても古代の遺構に見える。

住居跡の風化はどの程度あったのかを考える場合、残存の深さが問題になる。本遺跡にあっては、古墳時代の住居跡と考えられる住居跡5・14号は、-37cm・-55cmであるので、奈良時代以前の残存もある程度、良かつたと認められる。奈良時代以降は、竈脇の中段が多くの場合に残存し、長大な煙道も認められるので、部分的に



第232図 住居跡48(整)号概念図

0 1:60 2m

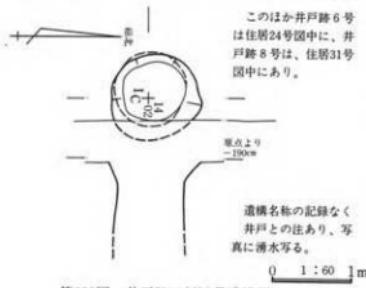
は、良く判からないにしても、全体的には、良い条件下に置かれていた場合が多いと云えるであろう。

基盤層との関連からは住居跡の検出は、ローム層と、黒色土(旧表土)間のローム層移動からの検出で、調査区際での見過しが不明確なもの、拡張したローム層面～漸移層面での見過しが少ないとと思われ、写真に、黒い大斑文を目にすることは少なかった。

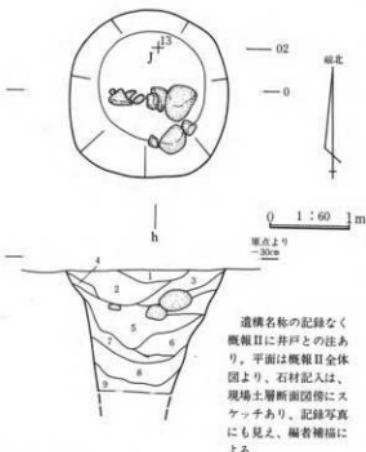
以上のとおり、拡張とされた例も含めると54～57基を数えることができる。

第5章 井戸跡

概報Iの溝跡、井戸状遺構として「井戸は6カ所確認されている。上部をラッパ状に開く素掘りのものが4、上部と下部の巾が、ほぼ直に掘り込まれた型式のものが二種がある。上巾1.5m~80cmで、深さ3m~2m内外で、出土遺物はほとんどない。ただ、掘立柱群の西南方13m程の井戸土層埋土から角閃石安山岩製の



第233図 井戸跡01(整)号遺構図



1. 砂質の黒色土。
2. ロームの小塊を斑点状に含む褐色土。
3. 二層とほぼ同じであるが本層の方がやや暗い。
4. ロームと褐色土の混土層。
5. ロームとブロックを含む暗褐色土。
6. 5層とほぼ同じであるがやや明るい。
7. ロームと黒色土・褐色土の混合土。全体的に黄褐色を呈する。
8. 砂質の黒色土。
9. ロームの小粒を多分に含む。粘性の褐色土。

第234図 井戸跡02(整)号概念図

石製骨蔵器が出土しており、この井戸の時期をあたえさせる根拠を与えていた」とあり、遺構名称は不詳。

概報IIは井戸として「今回検出したのは二基である。即ち、東辺柵列と重複する7号、31号住居と重複する8号である。」とある。

井戸跡の存在は、群馬県内の状況を見ると、集落内に設けた場合と、水場を集落外に得ていた場合とがあり、その状況は、湧水、地下水位置と集落の高さに係わり、井戸の有無のほかに住居跡出土砥石の出土量などにも直接的（拙稿「村主遺跡出土の鉄製遺物」「村主・大原II遺跡」（当団）1986では、住居跡出土砥石の点数は少なく磁石場は水辺に接してと推定された。）に係わる傾向も一部で得られている。その意味では、当遺跡は、井戸を設けうる集落と言える。

井戸跡01(整)号 (写真図版26)

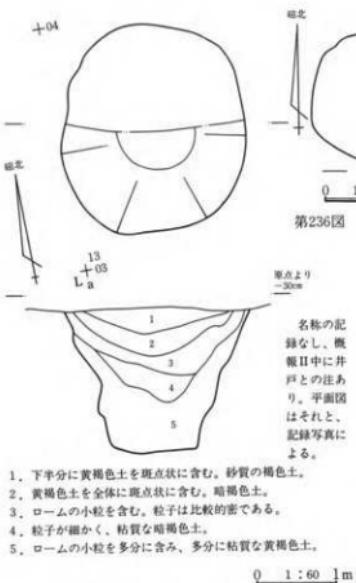
記録図に番号記述なく不明である。底面が掘り上りであるのか否か、記録写真では湧水があって底面が見えない。当遺構が井戸跡との推定も編者の見方であり、概報でいう6ヶ所のうちの1つか。深さは記録によれば、検出露面から深さ2.25mの数値記入がある。なお概報IIの全体図にSE(井戸)の記入あり。

井戸跡02(整)号 (写真図版26)

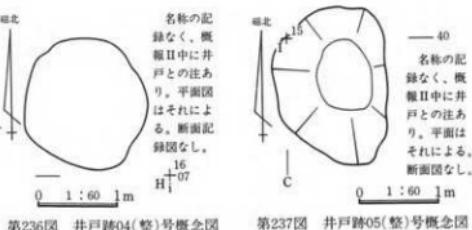
記録図に番号記述なく不明である。土層断面はあるが平面図を欠く。第234図は、概報II全体図・写真とスケッチ記録からの描き起こしの概念図である。概報Iによれば、骨蔵器出土の井戸の記載があり、当井戸の石材がそれに該当か。歴史時代の埋葬形態の追求からは、この井戸中に浅間山B軽石が含まれていたか否か問われるところでもあり、記録の不備がおしまれる。

井戸跡03(整)号

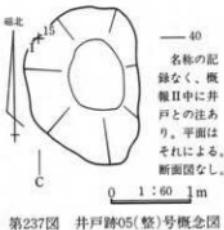
記録図は土層断面のみであり、平面形は概報II全体図から作成した。概報II全体図中にSE(井戸)の記入あり。



第235図 井戸跡03(整)号概念図



第236図 井戸跡04(整)号概念図



第237図 井戸跡05(整)号概念図



第239図 井戸跡遺物図

井戸跡04(整)号

概報II全体図中にS E (井戸) の記入があり、平面は同全体図により、第236図を作成した。

井戸跡05(整)号

調査記録はなく、平面図は概報II全体図から作成した。上面の平面形は不整形で、掘り過ぎ気味か、足らずの状況が窺える。

井戸跡06(整)号 (写真図版26)

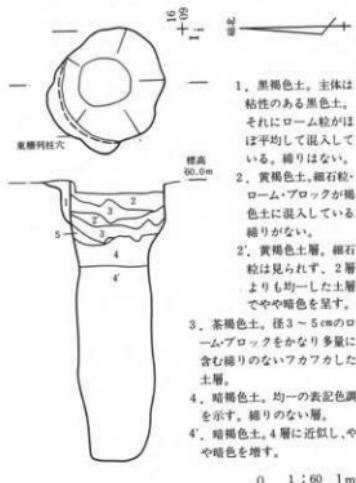
記録類に本遺構の説明はない。住居跡24号に重複遺構の上面状況が井戸上面に似ているため井戸跡を推定した。第170図にそれを示したが、記録保存図中にもその土壤の下端面や水準値の記入された資料はなく、詳細は不明である。もし未了であれば、再調査が必要な遺構である。

井戸跡07号 (写真図版26)

記録類に存在は明らかであり、井筒部は直線的で3.21mに達し、本格的な井戸構造としている。

井戸跡08号 (写真図版26)

第189図の補注に詳しく、人々から「大井」との畏敬を集めめた井戸か、それについては第310図の補注を参照されたい。



第238図 井戸跡07号遺構図

第6章 溝 跡

概報Iの溝跡説明に「掘立遺構群の南30mの地点をほぼ東西方向走行をもって西へのびている。その方向はE6.5°Sで現在、確認されただけで長さ143mあり、上巾4.7~4.9m、下巾1m前後のU字溝で、深さは1.8~2.0mに及ぶ規模をもっている。この溝は前年度調査で更に120°ほどの角度で北北西に屈折し、直線的にのび前橋古河線以北までのびることが確認されている。水が流れた痕跡は一応認められるが、顯著ではない。詳細に断面を観察すると、中位よりやや下位にBスコリア（浅間山噴出物で11・12世紀の所産といわれる）がU字に堆積しており、底部付近ではべとついた黒色土の中に土師器・須恵器・瓦が出土している。」とあり南限大溝を指しているらしい。

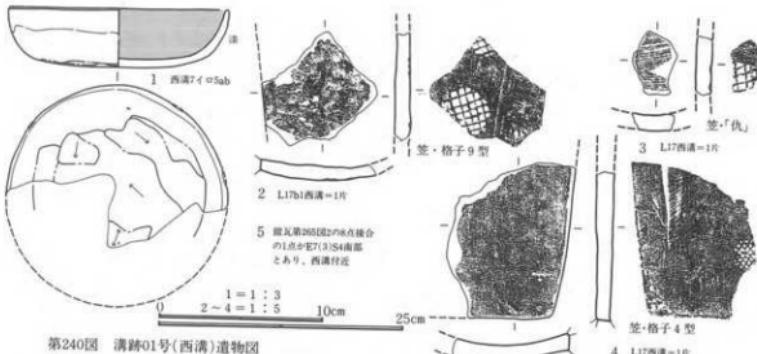
概報IIの小溝の説明に「東北建物群の中に浅い巾50cmほどの溝が東西方向に走る。中から土師壺、須恵器等の遺物を出土している。建物との関係からみても古い時期の溝である。第I基壇東に接して南北に走る小溝は基壇を切ること、中から軽石がBスコリア（浅間、12~3世紀）とみられることから中世の溝とみられる。なお、東北建物群の南にU字に走る溝も新しいものとみられ、直接本遺構と関連するものではない。」とあり前者が溝跡06（整）号、間に溝跡05（整）号で、後者が溝跡07（整）号のことである。

以上のように概報での扱いは、主だった数条の溝についての説明がなされているが、溝番号については北溝とか西溝とか方位を冠した名称が見られる外、数字番号は見えない。以下は今回の整理上、あたえた名称で脇に旧名称も併記した。

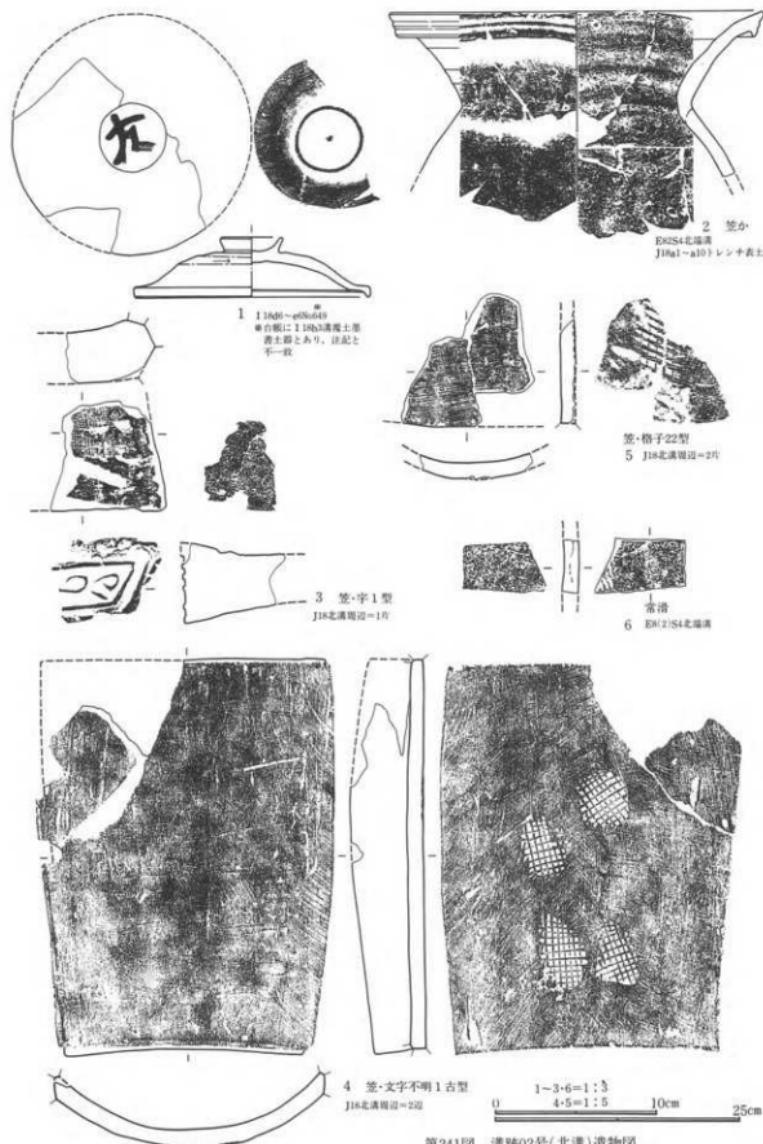
溝跡01（整）号（西溝）

（図版25・写真図版7・27）

当溝跡は寺跡区画の西限の溝で、その内側に西柵列群（廻廊か）が存在している。規模は、長さは北溝外端まで80.8~81.0m（270尺）、幅2.50~2.75m、深さ（検出面より）0.65mで、横断面形は浅いU字状（写真による）を呈す。土層断面は1カ所が記録図として存在し、第25図G断面がそれである。その形状を見ると、柵列群の存在する幅約4mの場所が周辺より約20cmほど高く設けられており、築土されていたのかもしれないが、土壘ほど明確なものではない。溝の立上りは西側が土壤11（整）号に切られていて不明であるが、東方は急に立上る。かつて溝を構築した際に掘り出された土は何に用いられたのだろうか疑問が残される。出土遺物は第240図に示したが多くはない。廃棄場所としての使用が薄いことを物語る。第240図1は8世紀後半代の土師器壺である。



第240図 溝跡01号(西溝)遺物図



第241図 溝路02号(北溝)遺物図

第5篇 検出された遺構と遺物（古代）

平面は1:200の概念図があり、それによる。南北隅は堆土後の写真があるが、図面なし。

図+ +

0
1:800
2m
W+ +
E+ +
N+ +
S+ +

A
平面形は直線的で、埋土下方に砂質層あり。断面Bは台地縁辺に至り溝が浅くなつた状態を示す。そのため、東方にそう長く延びてはいなかつたことの根拠となる。

0 1:80 2m

J12g01 ± 9
-122m

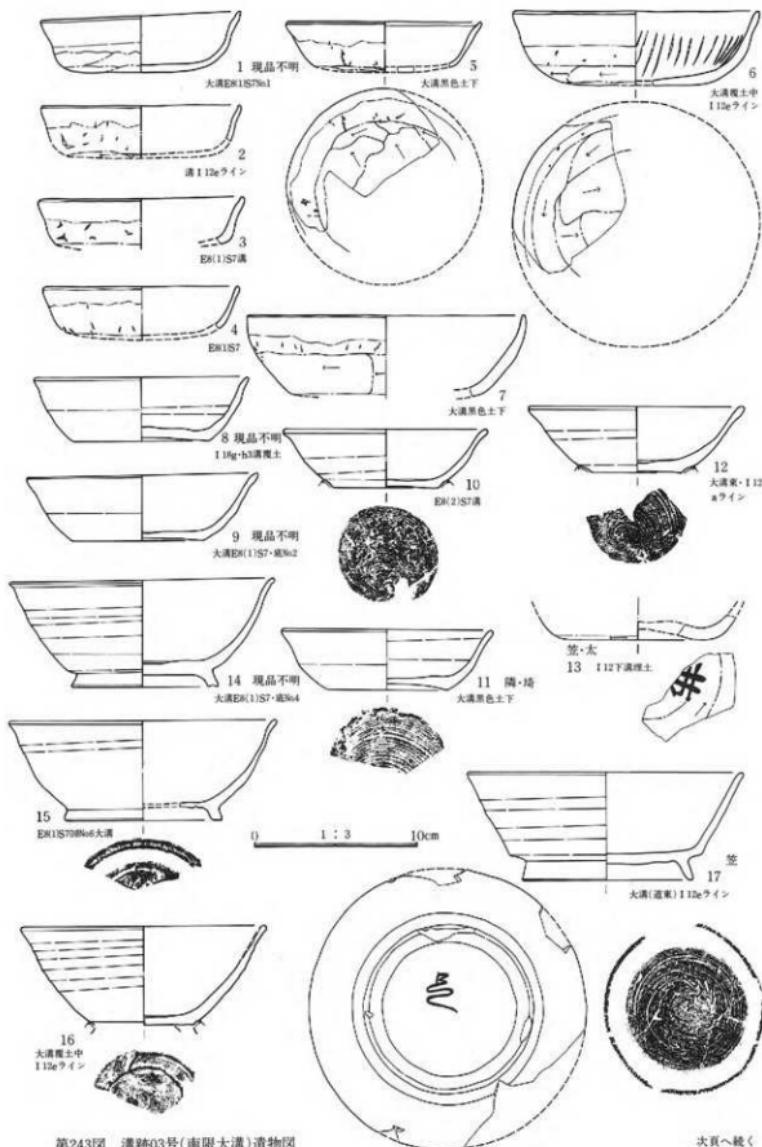
1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34

J12g01 ± 9
-122m

28 29 30 29 31 32 33 34

- 耕作土。淡い茶色。全体に砂粒を織状に含む。織りなし。
- 薄い茶色土。全体に砂粒を含み黒色土のブロックあり。セクション中のピット(桑の樹根跡)の覆土は砂質の茶色土。
- 幾分2よりも暗さが増し、2層と下部においては4層と思われる土との斑点状。砂粒を含み織りなし。
- 黒色土。層全体単位ではなく茶色と黒色の斑点状。砂粒を含み織りがある。粘質。4層以下粘性強まる。
- 4層の茶色の層相。茶色と黒色の斑点状で、砂粒を含み幾分の粘質がある。
- 茶色。幾分褐色を帯びるが、砂粒を含み、粘質。
- ローム
- 茶色土。暗いとの斑点状。軽石・砂粒を層全体に含む。粘質。織りあり。
- 茶色土。軽石多く、淡い茶色を呈す。織りなく、サクサクした感あり。
- 軽石・砂粒を含む。1との違いは軽石が斑点状に入るところか。粘質。織りあり。
- 灰色の茶色土。軽石・砂粒・鉄分粒を含む。粘質。織りあり。
- 10と比べて幾分暗さを増す。軽石砂粒・鉄分粒を含む。粘質。織りあり。
- 茶色土。軽石・砂粒・ローム絆少し。粘質。織りあり。
- 暗色粘質砂層。軽石多く22層に近似しており、7層肩の部分の軽石からの流れ込みか。
16. 4層に近似する灰色の茶色土。軽石が斑点状にある。砂粒も多く粘質。
17. 黄色粘質土。中央部分には濃い茶色(近赤)。軽石が顕著で、粘質がある。織りあり。
18. 17の茶層層。組成に変化はないが、色調で灰色を呈す。
19. 暗色粘質砂層。軽石が17と比べると色調が濃い。
20. 19の茶層層。組成に変化なく、その色調を幾分暗くさせる。
21. 茶色土。暗さあり。軽石が顕著で、ブロック状・斑点状に認められる。粘質。
22. 黄色粘質砂層。軽石多く、15層同様7層別の部分からの流れ込みか。
23. 25の茶層層。
24. 乳白色。強粘質土。
25. 茶色土。暗さあり、砂粒・軽石を含む。粘質。織りあり。
- 耕作土。茶色を呈し、砂質である。部分に28ないし29層のブロックがみられる。
- 薄茶色土。全体に砂粒を多量に含み、幾分織りのない層である。
28. 27層と29層がブロック状に混ざり合う。全体に砂粒を含み、幾分の織りを持つ。
29. 黑色土。砂粒を多量に含むことが特徴といえ、砂粒の単純部分も見られる。26~29層までは砂質が強いが、30層以下粘質を帯びてくる。
30. 黒色土。何枚かある黒色土のうちで、最もその色調が濃い。砂粒は含むが多少の粘質を帯び、織りあり。
31. 黑色土。幾分の茶色を帯びる。砂粒を含む。粘質を帯び、織りあり。
32. 黑味を帯びる茶色。茶色と黒味を帯びた茶色の斑点状。砂粒・鉄分の粒子を含み、粘質を帯びる砂質土。
33. 32層より黒味強く、その色調において区分され、同様に砂粒・鉄分の粒子を含む。粘質を帯びる砂質土。
34. 黑色土。砂粒を含み、織りがある。粘質を帯びる。
35. 黑色土。31層に比べて黒味があり、織りがある。砂粒・鉄分粒を若干含む砂質土。
36. 黑色土。26層同様多少黒味が増す。粘質で織りがある。砂粒・鉄分粒を含む。
37. 黄色粘質土。軽石が主成分の層で粘質を帯びる。
38. 乳白色砂質土。軽石が主成分の層であるが、北半分においては鉄分粒が多く、南では下部と思われる。黑色土・鉄分粒との状態推移が見られる。
39. 黑色土。多少灰色っぽい。下部まで織り進んでいない段階では、被縫とすべきだろ。鉄分の液状に固まる状態がみえる。
- 36~34層、35~36層は砂質と理解されるが、30層以下は粘性を持つ事が指標できる。尚29層の砂粒としたもののは、火山灰層と理解される(※は現場注記)。

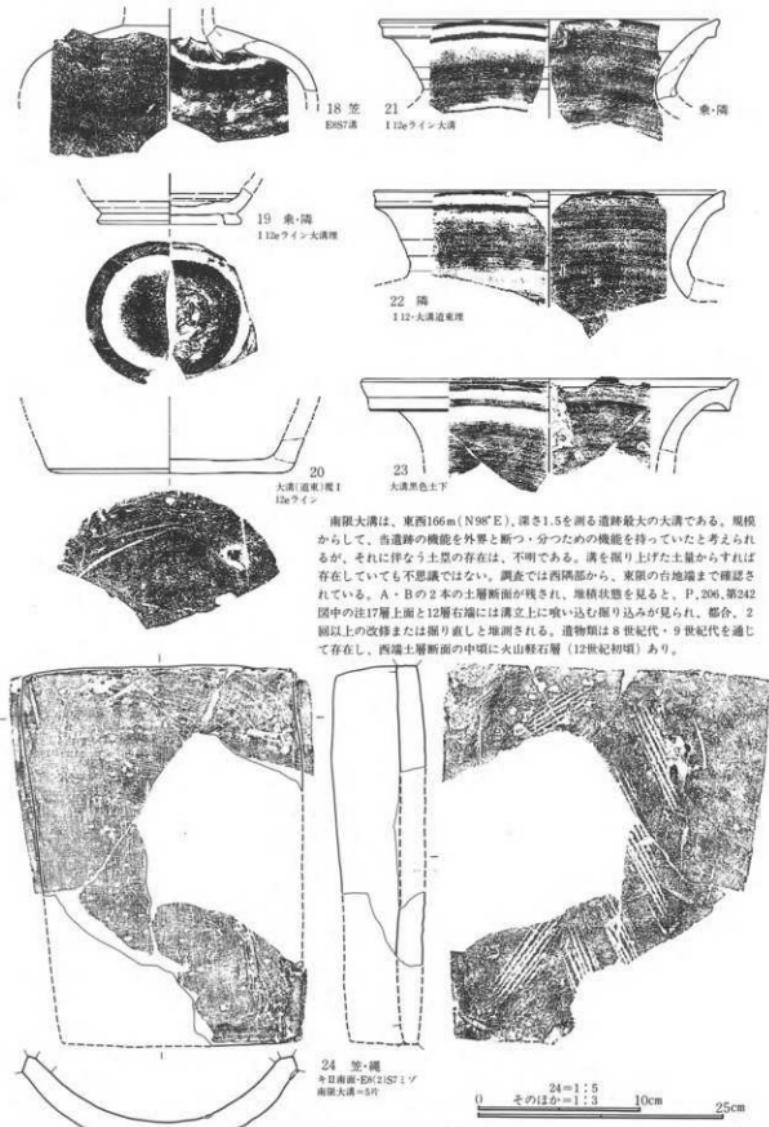
第242図 南限大溝
造構図



第243図 溝跡03号(南限大溝)遺物図

大貫へ続く

第5篇 検出された遺構と遺物（古代）



第244図 溝跡03号(南限大溝)遺物図

次頁へ続く



第245図 溝跡03号(南限大溝)遺物図

溝跡02(整)号(北溝)

(図版26・写真図版27)

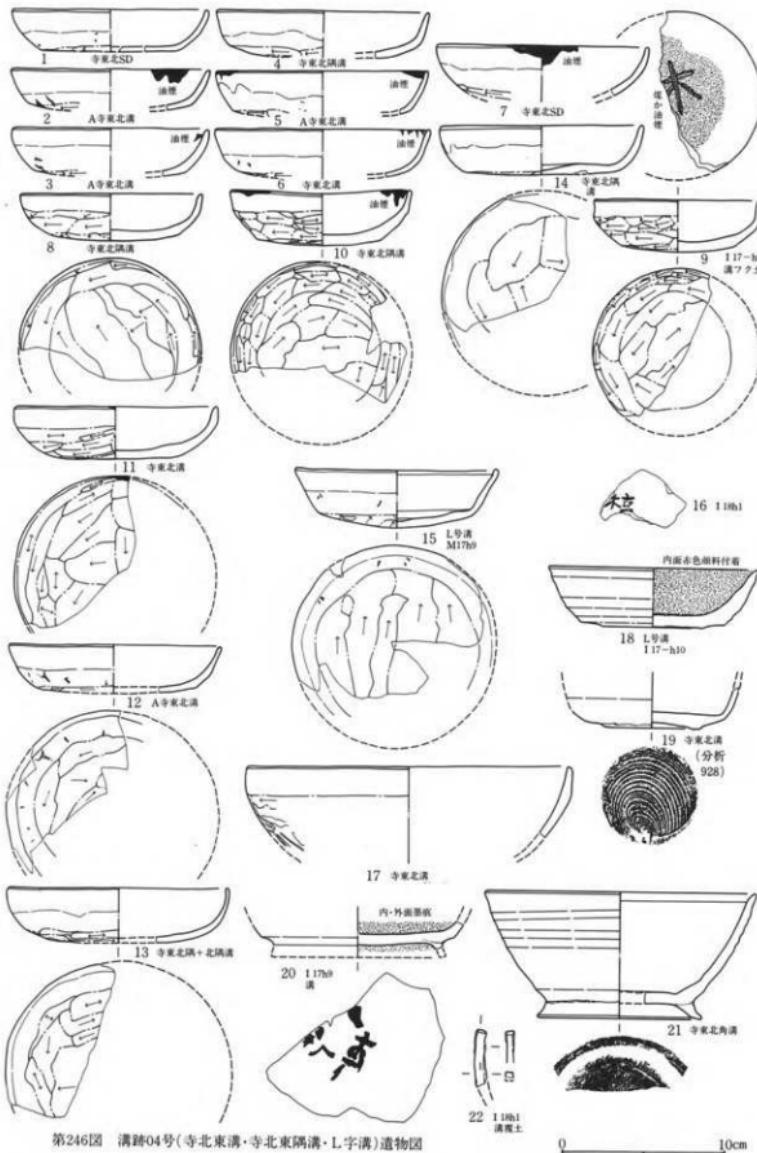
当溝跡は寺跡区画の北縁に存在する。全長(西溝外端まで)69.3m(約230尺)、幅約3.8m、深さ約40cmである。土層断面の記録はなく埋没状況は明確でない。平面形態は、第26図で見るように掘立柱建物16の位置で一柱立上り、東に向って二たび深くなる。その変換部は土橋状を思わせるが、別な考え方をすれば、約25.5m分を付け加えたのかもしれない。約85尺分である。溝の立上の中位には何回かの溝の掘り直しの結果とも思える中段が各所に見られる。出土遺物は第241図に示したが、注記に溝とあるのは1・2・6の3点で他は周辺となる。

溝跡03(整)号(南限大溝)

(写真図版27)

南限大溝に関して、前述した概報Iの説明のほか、概報IIでは南限大溝として「先年度調査により、検出された溝は遺構の南限を限るものであることが確認された(『概報I』)。今年の調査は道路の東側にトレンチを入れその先端をおさえるものであった。その結果、この溝は先年度調査した東側から更に40m東までのび、

第5篇 検出された遺構と遺物（古代）



第246図 溝跡04号(寺北東溝・寺北東隅溝・L字溝)遺物図

自然地形の落ち込みの沖積土の中へ吸収され、切れることが確認された。東西方向の走行はほぼ一直線に156mに達することが明らかになった。溝は上幅4.5m、下幅2.3m、深さ1.7m内外で東傾斜を示す。溝の底部はほぼ平坦に整い、底部近くの埋土層中から三彩坏、土師器墨書壺、須恵器甕片、羽口、鉄滓等が出土した。」とあり、調査経過説明中に「調査の最終段階において南限大溝の延長を確認するため、道路の東側に借地をし、2本のトレンチを入れた。この結果、道路際のトレンチ（Wトレンチ）では、延長線上にやや巾を狭くするが良好な状態での溝を検出した。12m東に寄り、地形的に一段下った個所でのトレンチ（Eトレンチ）では、黒色粘質土の湿地状堆積が厚くみられ、この間にロームブロックの混入する層を認めたが、溝の形態を示すものは確認できなかった。これにより、大溝の規模をほぼ確定することができ、出土遺物と併せて遺跡主要部との関連を理解する手解りを得た。」とある。

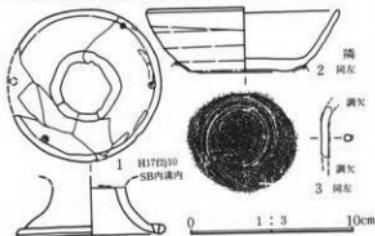
整理所見第一第242図に全体観をまとめた。西隅部は写真27のように掘り上げられて見えるが下端を記入した記録保存図はなかった。問題としては、機能が土地区画ということのほかに、深く、大規模である点から防禦としての機能も加るであろう。その場合、耕土の土はどうしたのであろうか、溝に接した内側（寺跡区画側）に土壘は存在しなかったのだろうか。また大溝東延長線上に存在する沖積世谷地は、上流域で木製遺物の存在が確認されているため、今後、遺跡の性格に直結する木簡などが出土する可能性があり、注意を必要とする。出土遺物に関しては、第243～245図に示した。8世紀後半から9世紀中頃の土器類、8世紀後半の瓦類のほか、稀有な大型炉体片がある。大型炉（精鍊炉か）は近接の台地東縁での操業か。

溝跡04（整）号（寺北東溝・寺北東隅溝・L字溝）（図版26・写真図版27）

規模は、北側で東西に4.16m、東側で南北に10.0m、幅2.8~2.9m、深さ0.65mを測る。北東築地跡に接して存在し、土層断面の記述にひき締まっていることが強調されているため、地業溝の可能性がある。それが築地についてなされたのであれば位置が過ぎるように思え、直上か接した位置に小土塁または寄柱痕は見当らないが別築地が存在していたことも考る必要があろう。出土遺物は第246図に土器類を、竈を第309図に掲げたが、灯火皿を多く含むこと、土製竈が存在することなどから祭祀的な性格をおびた遺物類と考えられた。主体時期は8世紀後半でも末期様相を多く含み、それは寺の創建段階の次期の頃に相当し、基壇1号から見れば鬼門方向に存在している。

溝跡05 (整) ~12 (整) 号

今回の整理で無番に12(整)号まで番号をあたえた。このうち、概報IIで「中世の溝とみられる」とされた溝跡を05(整)号としたが、それについては第4篇第2章で触れた。規模は05(整)号、長さ64m、幅1.4m、深さ0.21m、06(整)号は長さ18+ α m、幅1.6m、深さ0.22m。07(整)号は長さ東西12+ α m、南北28m、幅1.4m、深さ0.23m。08(整)号は長さ11m、幅0.88m、深さ0.35m。09(整)号は長さ88m、幅1.4



第247図 溝跡06(整)号遺物図

m、深さ不詳。10(整)号は長さ24+ α m、幅0.8m、深さ不詳。11(整)号は長さ6+ α m、幅0.8m、深さ不詳。12(整)号は長さ東西32+ α m、南北52.8m、幅1.4m、深さ不詳であった。時期に関しては概報によれば満跡05(整)号・07(整)号が後世、06(整)号が古代、そのほかは不明である。第247図は06(整)号の出土遺物である。8世紀後半の土器類含んでいて、2は完器に近く、1は焼成後の穿孔で、脚の接合部も磨耗している。特殊利用をしたらしい。

第7章 土 壤

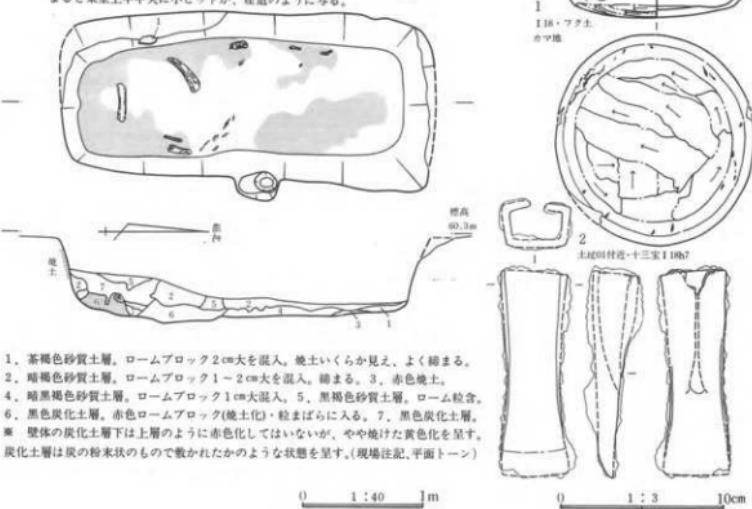
土壤番号は、全体通番であたえられてはなく、当整理において新らたに11号までをあたえた。小土壤まで含めると、莫大な数になるため、当遺跡の性格づけに直結しそうな推定土取り場8、火葬跡1、地下式坑1、柱穴1に特定した。

土壤01（整）号（焼土壤） （写真図版28）

概報IIに焼土壤として「不正長方形の平面形をもち南北に長軸をおく焼土壤である。上端で長さ3m、巾1.33m、下端で長2.66m、巾0.91mの規模をもつ。深さは55cm内外で南へのぼり勾配をもっている。底面はカマボコ状に中央部が低くなる。掘り込み面から2層ほどすく粗い砂質土を敷き、床としたものとみられ、壁面もここから上が著しく焼けており、床面には炭化物が堆積していた。また一部には30～50cmほどの炭化材が數本認められた。また西壁南端近くの壁からころげ落ちた状態で土器壊が一個出土している。またすぐ東の遺構面に鉄斧が検出されている。この土壤は内部でかなり強く火を焚いたことは明らかであるがその機能については不明である。」とある。

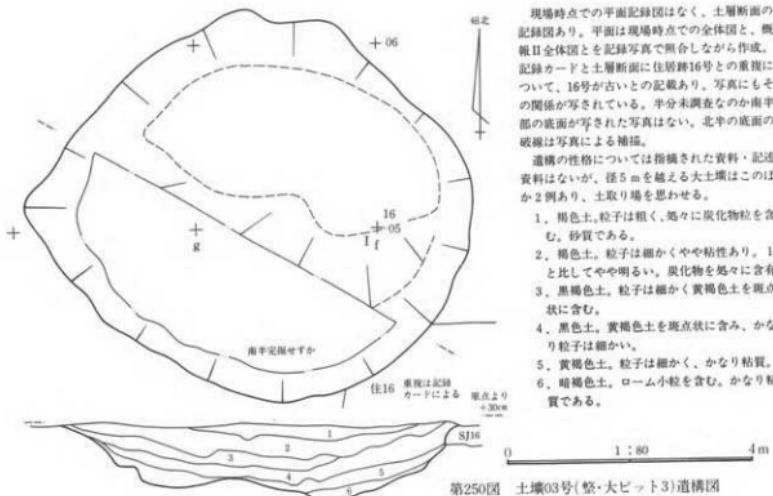
整理所見—現在時点で見れば、平面形と、東壁側に煙道を思わせる凹みなどから火葬用の土壤を考えるのであるが、第248図の土層注記に骨片や骨粉の記述は見えない。その一方ではば完器の土器壊が西壁にひっかかるような形で出土しているので、手向けの儀器のようにも思えることも無視できないであろう。そのため、骨が残りずらい条件、つまり乳児か幼児の火葬用の土壤、それとは別に生産目的で機能した場合なども想定できるのではないだろうか。手斧の出土は少し離れる。土器の年代は9世紀初頭前後である。

土壤01は埋土上面から土器壊（はげ完器）の出土があり、平安時代の遺構として誤まりないと思う。記録写真によると東壁上半中央に小ピットがあり、煙道のようになっていた。



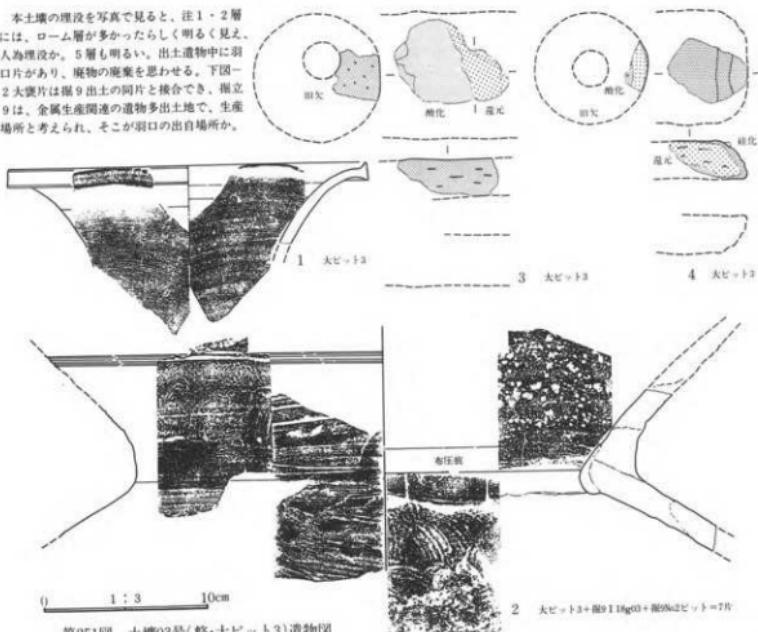
第248図 土壤01(整・焼土壤)号遺構図

第249図 土壤01(整・焼土壤)号遺物図



第250図 土壌03号(整・大ビット3)造構図

本土壤の埋没を写真で見ると、注1・2層には、ローム層が多かったらしく明るく見え、人為埋没か、5層も明るい。出土遺物中に羽口片があり、廃棄の発見を思わせる。下図1・2 大ビットは深9出土の同片と接合でき、掘立9は、金属生産関連の遺物多出土地で、生産場所と考えられ。そこが羽口の出自場所か。

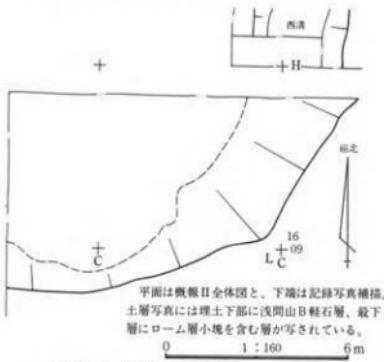


第251図 土壌03号(整・大ビット3)遺物図

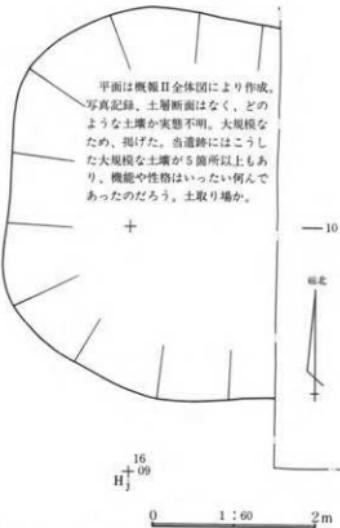
現場時点での平面記録図はなく、土層断面の記録図あり。平面は現場時点での全体図と、概報Ⅱ全体図と記録写真で照合しながら作成。記録カードと土層断面に住居跡16号との重複について、16号が古いとの記載あり。写真にもその関係が写されている。半分未調査のか南半部の底面が写された写真はない。北半の底面の破綻は写真による補插。

- 通構の性格については指摘された資料、記述資料はないが、径5 mを越える大土壙はこのほか2例あり、土取り場を思わせる。
- 褐色土。粒子は粗く、处处に炭化物粒を含む。砂質である。
 - 褐色土。粒子は細かくやや粘性あり。1と比してやや明るい。炭化物を处处に含有。
 - 黒褐色土。粒子は細かく黄褐色土を斑点状に含む。
 - 黒色土。黄褐色土を斑点状に含み、かなり粒子は細かい。
 - 黄褐色土。粒子は細かく、かなり粘質。
 - 暗褐色土。ローム小粒を含む。かなり粘質である。

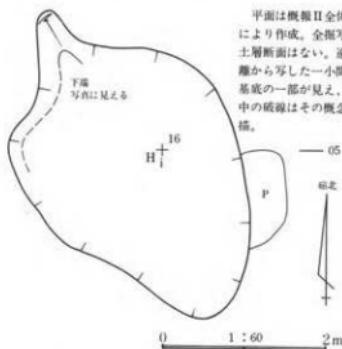
第5篇 検出された遺構と遺物（古代）



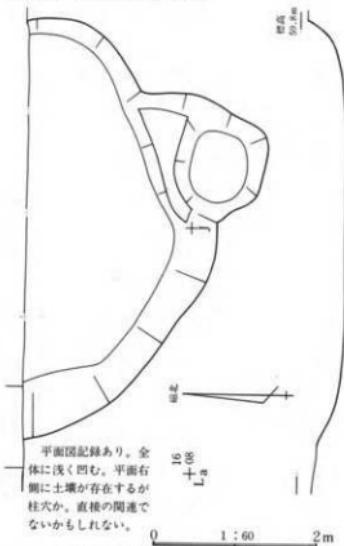
第252図 土壌02(整)号概念図



第253図 土壌04(整)号概念図



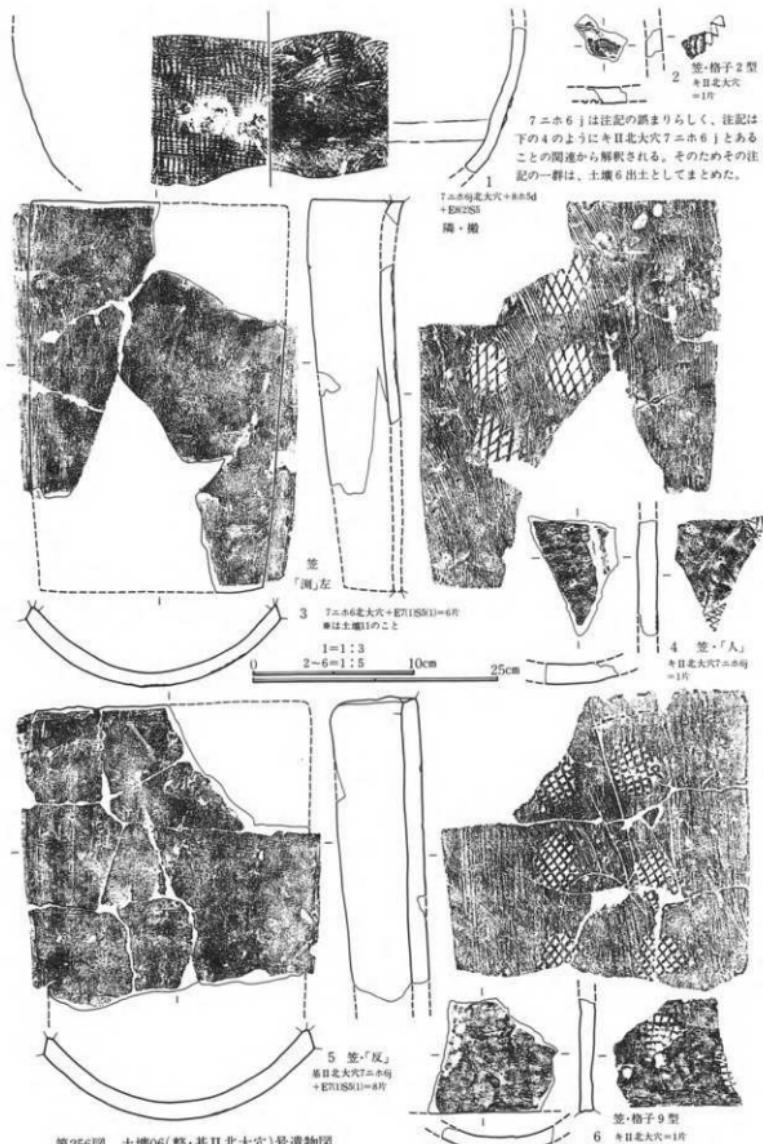
第254図 土壌05(整)号概念図



第255図 土壌03(整)~11(整)号遺構図

土壤03(整)～11(整)号 (写真図版27)
土壤02(整)号は、第252図に概報II全体図から作成した概念図をもって示めした。規模は図中の東西長で11.2mを測るが、未掘部分を加えると15m以上ありそうである。深さは、写真図版27の、トレーナー幅と比較すると2.5m以上はあったと考えられる。西溝と重複しているが新・古の関係は示めされていない。土層断面は見当らず。

土壤03(整)号は、第250図に示した。住居跡16号と重複し、本土壤が後出する。出土遺物は金属生産関連の羽口などがあり、第251図2の須恵器大甕片は、掘立



第256図 土壤06(整・基II北大穴)号遺物図

第5章 検出された遺構と遺物（古代）

柱建物跡09号出土の小片と接合でき、同09号の場所は金属生産関連の遺物多出地で、本土壙の羽口などの廃棄物はそこからもたらされた可能性がある。規模は長径7.3m、深さは検出面より1.2mを測る。機能は土取り場か。底面は写真で見るとやや白っぽく写されているので粘土質の層か。

土壤04（整）号は記録された平面図がないため、概報II全体図から概念図を作成し、第253図に示した。規模は南北で4.8mを測るが、断面図がなく深さは不明。東半は未掘である。機能は土取り場か。

土壤05（整）号は記録された平面図がないため、概報II全体図から概念図を作成し、第254図に示した。規模は長部で4.25mを測るが、断面図がなく深さは不明。機能は土取り場か。

土壤06（整）号は基壇2号の北側にあり、北半は未掘のようである。規模は長部で5.16m、深さは検出面より約0.5mである。底面は写真で見ると、ローム層基盤が写される。出土遺物は基壇2号に近いためか、瓦

平面は概報II全体図
により作成。写真はない。
機能は土取り場か。

類が比較的多い。瓦類の接合関係は飛散状態が認められるため捨場の可能性もあると考えられ、当初は土取り場か。

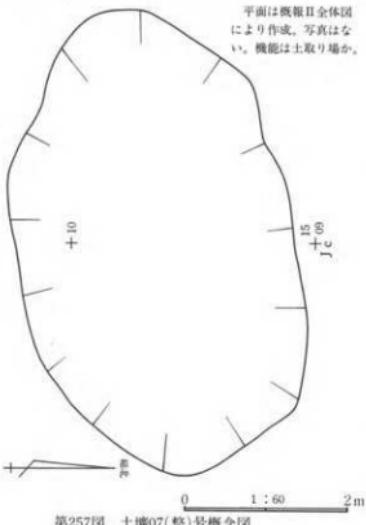
土壤07（整）号は記録された平面図がないため、概報II全体図から概念図を作成し、第257図に示した。規模は長部で5.7m、深さは断面図がなく不明である。機能は土取り場か。

土壤08（整）号は、第155図に平面形を示した。重複の住居跡16号との新・古関係は不明である。規模は長部で4.15mを測るが、深さについては未完掘のようで、記録を欠く。土壤として取り上げた理由は、北西側約4mの位置に土壤03号があり、もし底面が深ければ、土壤03号と同様に土取り場の可能性があるものと考えたことによる。

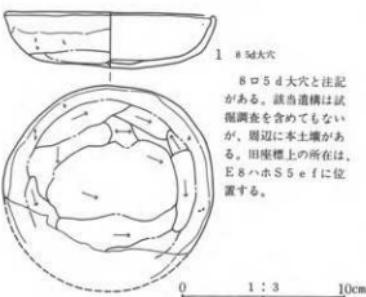
土壤09（整）号は、第15図に地下式坑として示し、同頁に説明を加えてあり、参照されたい。構築時期は中世と推定される。

土壤10（整）号は、金属生産関連として第260図に掲げた。参照されたい。

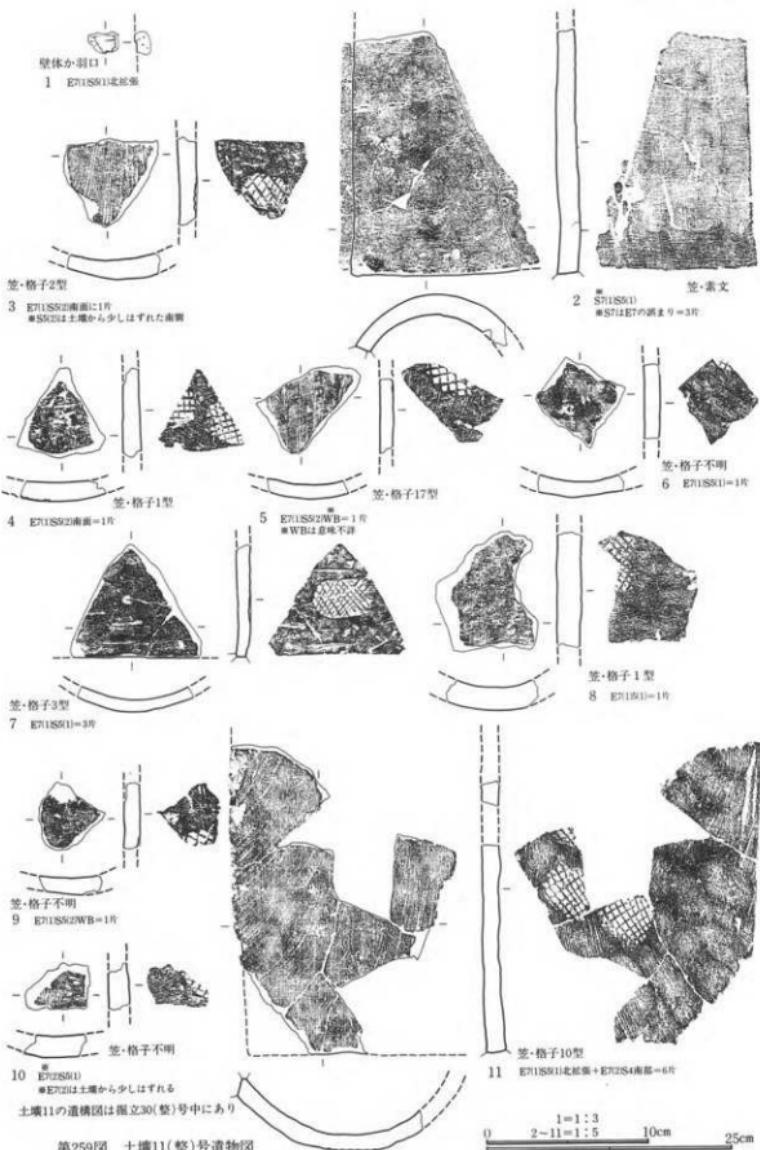
土壤11（整）号は、第25図に、寺跡区画両縁遺構中に含めて図示した。平面・土層断面とともに残されており、溝跡01（整）号（西溝）を切って設けられている。規模は土層断面によると、4.8mの長さがあり、深さ約0.7mである。埋没は、土層断面にゆるやかな凹堆積が描かれている。出土遺物は第259図に示したが、瓦類を中心としている。その接合関係は飛散状態が認められ、捨て場としての機能も考えられる。（飛散状態が少ない場合は構築時に一括埋没させた場合などがある。）



第257図 土壙07(整)号概念図



第258図 土壙07(整)号開削遺物図

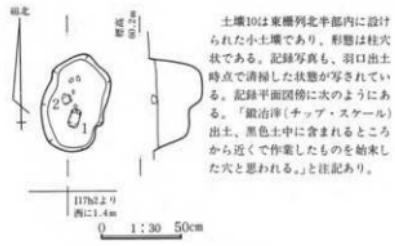


第259図 土壤11(整)号遺物図

第8章 金属生産関連遺構

第263図に関連遺構を知る目的で、同生産関連と鉄製遺物の出土分布図を作成した。鍛冶遺構は住居跡42号内に小形炉を中心とする鍛冶場が検出されてあるほか分布図に基づけば、楕円鉢溝を出土した住居跡は33号、34号、43号、45号、46号にあり、小形炉壁体が住居跡34号に、取瓶・坩堝が住居跡26号、44号に、羽口が住居跡42号に認められる。住居跡を除くと土壤03に羽口片があり、東廻廊の北端も出土が目立ち鍛冶場が存在したのであろう。第218図に示した土壤10(整)号もその一角に存在する。大形炉体片が南限大溝(溝跡03号)から出土し、台地東縁においての操業が示唆されるとともに、一般的でない大形炉体の存在は、量産体制が示唆される。これに製鉄炉が加わればコンビナート化した一貫生産の形となるのであるがそこまでは達していないかっただけらしい。磁石の出土は住居跡27・28号から、大小の計4点が、住居跡29号から2点が認められ、前者は小形磁石の存在から、整形工房か。なお出土の総点数を第263図中に示したので参照されたい。

鉄製品の住居当りの存在量は釘類を除外すると少なく、遺跡全体の性格の反映であろうか。



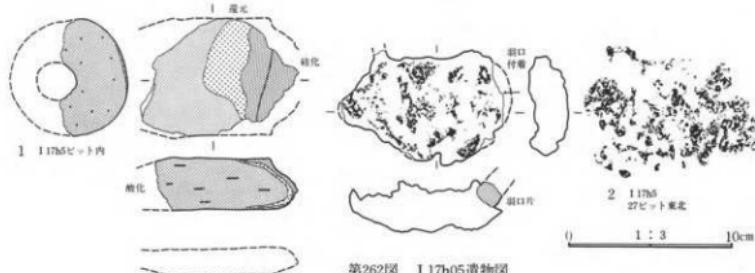
第260図 土壤10(整)号遺構図



羽口には、スサを多く混入させた個体と、ほとんどない個体があり、注意される。断面中の虫喰状はスサを示す。



第261図 土壤10(整)号遺物図



第262図 I 117h05 遺物図



第263図 金属生産関連と鉄製造物分布図